

令和元年版

水道・公共下水道・工業用水道事業年報

(H30. 4. 1 ~ H31. 3. 31)



鹿児島市水道局

目 次

第1編 総説			
第1章 組織・人事			
1. 機構図	1		
2. 事務分掌	2		
3. 年度別職員定数	10		
4. 年齢別・職種別職員構成表	10		
5. 勤続年数別・職種別職員構成表	10		
6. 職種別給与内訳表	11		
7. 勘定別職員数	11		
第2章 広報広聴活動			
1. 広報活動	12		
2. 広聴活動	15		
3. インターネットの活用	15		
第3章 経営審議会			16
第2編 水道事業			
第1章 総説			
1. 沿革	17		
2. 基本計画	20		
3. 平成30年度事業概要	21		
第2章 給水			
1. 事業の推移	22		
2. 給水人口・給水量	24		
3. 水源別給水量	26		
4. 給水量分析比較表	36		
5. 口径別件数及び有収水量	36		
6. 用途別件数及び有収水量	38		
7. 水量区画別件数及び有収水量	40		
第3章 業務			
1. 検針業務状況	42		
2. 水道料金調定状況	42		
3. 水道料金収納状況	42		
4. 給水負担金調定状況	43		
5. 水道メーター	43		
6. 給水装置	44		
7. 漏水防止	44		
8. 電力使用状況	46		
9. 薬品使用状況	47		
10. 水質検査結果表	48		
第4章 施設の概要			
1. 主要施設一覧表	53		
2. 浄水場施設概要	61		
3. 導・送・配水管布設状況	68		
第5章 工事			
1. 建設改良工事	74		
第6章 財務			
1. 損益計算比較	76		
2. 資本的収支比較	78		
3. 貸借対照比較	80		
4. 費用構成比較	84		
5. 給水原価構成比較	86		
6. 経営分析	88		
7. 財務分析	88		
8. 企業債に関する調べ	90		
第7章 料金制度等			
1. 水道料金の変遷	92		
2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整	98		
3. 給水負担金の変遷	100		
第3編 公共下水道事業			
第1章 総説			
1. 沿革	103		
2. 事業計画	106		
3. 平成30年度事業概要	107		
第2章 排水			
1. 事業の推移	108		
2. 処理人口・処理水量	110		
3. 処理場別処理水量	112		
4. 水質濃度別有収水量	112		
5. 用途別件数及び有収水量	114		
6. 水量区画別件数及び有収水量	116		
第3章 業務			
1. 下水道使用料調定状況	117		
2. 下水道使用料収納状況	117		
3. 受益者負担金収入状況	117		
4. 排水設備	117		
5. 水洗便所改造資金 融資あつ旋・助成金制度	118		
6. 低宅地汚水ポンプ施設 設置補助金制度	119		
7. 電力使用状況	119		
8. 薬品使用状況	120		
9. 下水污泥処分状況	121		
10. 水質試験成績表	122		
第4章 施設の概要			
1. 処理場・污泥堆肥化場・ ポンプ場施設概要	123		
2. 汚水管布設状況	130		
第5章 工事			
1. 建設改良工事	133		
2. 汚水管路施設補修工事	134		
第6章 財務			
1. 損益計算比較	136		
2. 資本的収支比較	138		
3. 貸借対照比較	140		
4. 費用構成比較	144		
5. 処理原価構成比較	146		
6. 経営分析	148		
7. 財務分析	148		
8. 企業債に関する調べ	150		
第7章 料金制度等			
1. 下水道使用料の変遷	151		
2. 受益者負担金	155		
3. 区域外流入分担金	155		
第4編 工業用水道事業			
第1章 総説			
1. 沿革	157		
2. 平成30年度事業概要	157		
第2章 給水			
1. 事業の推移	158		
2. 給水件数・給水量	158		
第3章 業務			
1. 工業用水道料金調定状況	160		
2. 電力使用状況	160		
3. 水質検査結果表	160		

目 次

第4章 施設の概要

1. 施設概要 162
2. 送・配水管布設状況 162

第5章 財務

1. 損益計算比較 164
2. 資本的収支比較 164
3. 貸借対照比較 166
4. 費用構成比較 168
5. 給水原価構成比較 170
6. 経営分析 172
7. 財務分析 172

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金 174

第5編 参考資料

1. 年度別降水量(月間) 176
2. 年度別降灰量(月間) 176
3. 年度別気温(月間) 178
4. 年度別日照時間(月間) 178
5. 指定給水装置工事事業者・
指定排水設備工事事業者数 180
6. 事業年表 181
7. 関係法令 188
8. 中核市・九州県都一覧表 214
9. 関係団体一覧表 222

第1編 総説

第1章 組織・人事

1. 機構図

(平成31年3月31日現在)

(単位：人)

(うち 長、専門員、主査、主任、主事、技師), [短時間再任用]

水道事業及び 公共下水道事業 管理者	総務部 119	総務課 17	総務係	6	(1)	1	2	2)		
			職員係	7	(1)	2	2	2)		
			工事検査係	3	(1)	1	1	※)		
		経営管理課 17	財政係	6	(1)	3	2)			
			企画係	4	(1)	3)				
			電算統計係	6	(1)	2	1	2)		
		経理課 17	会計係	6	(1)	1	2	2)		
			契約係	6	(1)	1	1	3)		
			資産管理係	4	(1)	3)				
		営業課 15	南部調定係	7	(1)	1	2	2	1)	
			北部調定係	3	(1)	2)				
			量水器係	4	(1)	1	2)			
		収納課 14	収納係	6	(1)	3	1	1)		
	整理係		7	(1)	3	1	2)			
	給排水設備課 38	工事受付係	9	(1)	3	5)				
		設備調査係	11	(1)	4	1	1	※	4) [2]	
		南部審査係	10	(1)	1	2	3	※	3) [2]	
		北部審査係	7	(1)	3	1	1)			
	水道部 171	水道整備課 36	計画係	11	(1)	2	5	1	2)	
			施設整備係	15	(1)	2	3	6	3)	
			管路整備係	9	(1)	1	2	2	3)	
		水道管路課 53	改良係	15	(1)	4	5	1	4)	
			南部維持係	18	(1)	2	4	5	6) [2]	
			北部維持係	19	(1)	4	2	5	※	7)
		配水管理課 81	施設管理係	17	(1)	4	6	3	※	3)
			水質係	16	(1)	1	2	10	※	2) [3]
			河頭浄水場	19	(2)	7	1	5	※	4) [1]
滝之神浄水場			19	(2)	3	3	6	※	5)	
下水道部 112	下水道建設課 31	計画係	10	(1)	3	6)				
		施設建設係	11	(1)	4	3	3)			
		管路建設係	9	(1)	3	3	2)			
	下水道管路課 32	普及係	12	(1)	2	5	4	※)		
		改良係	8	(1)	1	3	3)			
	下水処理課 48	維持係	11	(1)	5	5	※)			
		施設管理係	10	(1)	3	3	※	3)		
下水処理課 48	水質係	9	(1)	3	3	※	2) [2]			
	南部処理場	23	(1)	4	10	※	8) [1]			
	谷山処理場	5	(2)	1	2)					

※フルタイム再任用職員を含む。

402 (管理者及び専従休職 (1人) は除く)

(注) 浄水場・処理場の長には副場長を含む。
南部処理場長は下水処理課長が兼ねる。

2. 事務分掌

平成31年3月31日現在

部・課・係名			事務分掌
総務部	総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> ① 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。 ② 公印の保管に関する事。 ③ 儀式及び交際に関する事。 ④ 日本水道協会、日本工業用水協会及び日本下水道協会の事務に関する事。 ⑤ 災害対策の総括に関する事。 ⑥ 局議・部課長会議の招集に関する事。 ⑦ 水道史の編さんに関する事。 ⑧ 万之瀬川水源基金との連絡調整に関する事。 ⑨ 車両管理の総括に関する事。 ⑩ 自動車の損害保険に関する事。 ⑪ 庁舎及び公舎の維持管理に関する事。 ⑫ 電話管理の総括に関する事。 ⑬ 防火管理の総括に関する事。 ⑭ 庁内の警備及び取締りに関する事。 ⑮ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑯ 局・部内の連絡調整に関する事。 ⑰ 課の予算及び経理に関する事。 ⑱ 課の文書に関する事。 ⑲ 局、部及び課の庶務に関する事。
		職員係	<ol style="list-style-type: none"> ① 職員の配置に関する事。 ② 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 ③ 職員の給与及び児童手当に関する事。 ④ 職員の諸税の源泉徴収及び納付に関する事。 ⑤ 退職者に対する給付に関する事。 ⑥ 職員及び職員以外の者の旅費計算に関する事。 ⑦ 職員の研修に関する事。 ⑧ 職員の労務管理並びに労働協約及び団体交渉に関する事。 ⑨ 職員の損害賠償に関する事。 ⑩ 職員の交通事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑪ 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。 ⑫ 鹿児島県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関する事。 ⑬ 職員の被服の貸与に関する事。
	工事検査係	<ol style="list-style-type: none"> ① 請負工事等の検査に関する事。 ② 開発行為等に係る水道施設及び排水施設の工事検査に関する事。 ③ 請負工事に係る資機材等の検査に関する事。 	
	経営管理課	財政係	<ol style="list-style-type: none"> ① 財政計画の策定に関する事。 ② 予算の編成、配当及び統制に関する事。 ③ 企業債の借入れ及び償還並びに一時借入金に関する事。 ④ 補助金の受入れに関する事。 ⑤ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑥ 公印の保管に関する事。 ⑦ 課の予算及び経理に関する事。 ⑧ 課の文書及び庶務に関する事。
		企画係	<ol style="list-style-type: none"> ① 経営に係る重要事項の企画、調整、調査及び研究に関する事。 ② 料金制度の企画及び研究に関する事。 ③ 事務・事業の考査に関する事。 ④ 事務改善の計画及び調整に関する事。 ⑤ 職員定数、組織及び事務分掌に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名		事 務 分 掌	
総 務 部	経営管理課	企 画 係	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 市議会に係る事項の総括に関する事。 ⑦ 経営審議会に関する事。 ⑧ 重要文書の審査に関する事。 ⑨ 条例、規則、規程及びその他法務に関する事。 ⑩ 管理規程の公布に関する事。 ⑪ 告示に関する事。 ⑫ 広報及び広聴に関する事。 ⑬ 情報公開制度の総括に関する事。 ⑭ 水道局が保有する個人情報の保護制度の総括に関する事。 ⑮ 報道機関との連絡に関する事。 ⑯ 特命事項に関する事。
		電算統計係	<ul style="list-style-type: none"> ① O A機器の利用に関する事。 ② 電算利用の企画及び調整に関する事。 ③ 電算の管理及び運営（上・下水道施設の制御等に係るものを除く。）に関する事。 ④ 電算利用業務の開発及び保存に関する事。 ⑤ データベースの管理に関する事。 ⑥ 統計の総括及び事業年報の作成に関する事。
	経 理 課	会 計 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 決算及び財務諸表に関する事。 ② 業務状況の報告に関する事。 ③ 消費税及び地方消費税に関する事。 ④ 会計伝票等の審査及び執行に関する事。 ⑤ 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 ⑥ 会計伝票及び証拠書類の保管及び整理に関する事。 ⑦ 預り金及び預り有価証券の保管に関する事。 ⑧ 資金計画及び資金の運用に関する事。 ⑨ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑪ 公印の保管に関する事。 ⑫ 課の予算及び経理に関する事。 ⑬ 課の文書及び庶務に関する事。
		契 約 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種工事の請負及び資機材の購入の契約に関する事。 ② 物品の購入及び修繕の契約に関する事。 ③ 印刷及び製本の発注契約に関する事。 ④ 委託業務の契約（別に定めがある場合を除く。）に関する事。 ⑤ 入札保証金、契約保証金及び違約金の徴収及び還付に関する事。 ⑥ 物品等の検収に関する事。 ⑦ 不用品の売却に関する事。
		資 産 管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 資産管理の総括並びに固定資産台帳の保管及び整理に関する事。 ② 不動産の取得に係る登記及び不動産の借用に関する事。 ③ 行政財産の使用許可に関する事。 ④ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事。 ⑤ 資産の評価及び減価償却に関する事。 ⑥ 庁用備品管理の総括に関する事。 ⑦ 建物の損害保険に関する事。 ⑧ 水道、工業用水道及び下水道施設の事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑨ 水道、工業用水道及び下水道施設等の賠償責任保険に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名		事 務 分 掌	
総 務 部	営 業 課	南部調定係	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量及び排除汚水量（以下「使用水量等」という。）の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金、工業用水道の料金及び下水道使用料（鹿児島市地域下水道条例第11条に規定する使用料を含む。）（以下「水道料金等」という。）に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅（店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。）又は所有者の負担となる遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤が取り付けられている建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 船舶給水に関すること。 ⑧ 検針業務等の委託契約に関すること。 ⑨ 給水装置の漏水等の調査の委託及び処理に関すること。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪ 公印の保管に関すること。 ⑫ 課の予算及び経理に関すること。 ⑬ 課の文書及び庶務に関すること。
		北部調定係	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量等の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金等に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅等の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。
	量水器係	<ul style="list-style-type: none"> ① 量水器の入庫、出庫及び保管並びに貯蔵計画に関すること。 ② 量水器の整備、試験及び検査に関すること。 ③ 量水器の取替えに関すること。 ④ 量水器の設置を伴う給水及び排水の開始並びに量水器の撤去を伴う給水及び排水の休止の実施に関すること。 ⑤ 量水器に係る調査及び研究に関すること。 ⑥ 量水器の亡失及び損傷に伴う損害賠償に関すること。 	
	収 納 課	収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道料金等の収納に関すること。 ② 転居精算等の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の過誤納金の還付に関すること。 ④ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑤ 公印の保管に関すること。 ⑥ 課の予算及び経理に関すること。 ⑦ 課の文書及び庶務に関すること。
		整 理 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 滞納に係る水道料金等の収納及び納付督促に関すること。 ② 給水の停止処分及び給水の再開に関すること。 ③ 滞納に係る水道料金等債権の差押処分等に関すること。 ④ 水道料金等の不納欠損処分に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	給排水設備課	工事受付係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る工事の受付及び諸届出の受付並びに連絡に関する事。 ② 指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定、指導及び講習に関する事。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の構造及び材質等の基準に関する事。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の修繕に関する事。 ⑤ 給水負担金並びに指定、設計審査及び工事検査に係る手数料（地域下水道条例第13条に規定するものを含む。）に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 公印の保管に関する事。 ⑧ 課の予算及び経理に関する事。 ⑨ 課の文書及び庶務に関する事。
		設備調査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る相談、問い合わせ等の受付、検査及び処理並びに連絡に関する事。 ② 井戸等水道以外の水の排除汚水量の認定の定期調査及び処理並びに連絡に関する事。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の適正使用等の調査及び処理並びに連絡に関する事。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の改善指導に関する事。 ⑤ 給水装置、給水施設及び排水設備工事に伴う鹿児島市道の占用許可等の申請に関する事。
		南部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関する事。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関する事。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関する事。 ④ 給水装置台帳及び排水設備台帳のファイリングに関する事。
		北部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関する事。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関する事。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関する事。
水道部	水道整備課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設及び工業用水道施設建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 水道事業及び工業用水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 水道施設及び工業用水道施設建設改良計画の基本調査及び設計に関する事。 ④ 小規模水道との調整に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う水道施設の建設の協議及び工事負担金に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名		事 務 分 掌	
水 道 部	水道整備課	施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場施設及びその他関連施設（以下「浄水施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 水源地、配水池及びその他関連施設（以下「水源地等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 導水管（ずい道を含む。以下同じ。）、送水管、配水本管、配水支管等（以下「管路施設等」という。）のうち、土地区画整理事業区域内を除く導水管、送水管及び配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 開発行為等に係る水道施設工事のうち浄水施設等及び水源地等の設計審査に関すること。 ⑤ 小規模水道の浄水施設等及び水源地等に係る技術指導に関すること。
		管路整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等のうち、配水支管の建設改良工事（水道管路課の所掌に係るものを除く。）及び土地区画整理事業区域内で行う導水管、送水管、配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関すること。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関すること。
	水道管路課	改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 管路施設等の移設依頼工事及び配水支管の改良工事に係る設計及び施行に関すること。（土地区画整理事業区域内及び配水管理課が所管する用地内を除く。） ③ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ④ 公印の保管に関すること。 ⑤ 課の予算及び経理に関すること。 ⑥ 課の文書及び庶務に関すること。
		南部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管（送水管で配水管を兼ねるものを含む。以下同じ。）及びその他付属施設（以下「配水管等」という。）の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑧ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑨ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
		北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管等の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。

部・課・係名			事務分掌	
水道部	水道管路課	北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 断水広報に関する事。 ⑥ 公設消火栓の使用に関する事。 ⑦ 道路内の老朽給水管の取替えに関する事。 ⑧ 道路等の占用許可の申請及び更新に関する事。 ⑨ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関する事。 ⑩ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関する事。 	
	配水管理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場等の総括及び連絡調整に関する事。 ② 水源地等及び当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の改良工事の設計及び施行に関する事。 ④ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の管理図の調製及び保管に関する事。 ⑤ 配水管理の総括に関する事。 ⑥ 配水区域の調整に関する事。 ⑦ 無線電話の管理の総括に関する事。 ⑧ 受水及び分水に関する事。 ⑨ 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ⑩ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑪ 水源のかん養に関する事。 ⑫ 取水に伴う関係機関との連絡調整に関する事。 ⑬ 庁舎及び公舎の改良工事及び50万円以上の修繕工事の設計及び施行に関する事。 ⑭ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑮ 公印の保管に関する事。 ⑯ 課の予算及び経理に関する事。 ⑰ 課の文書及び庶務に関する事。 	
			水質係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道及び工業用水道の水質管理に関する事。 ② 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び試験分析に関する事。 ③ 水道及び工業用水道に係る水質の試験の委託に関する事。
			河頭浄水場 滝之神浄水場 平川浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水施設等の運転操作及び維持管理に関する事。 ② 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑤ 取水に伴う申請及び報告に関する事。
下水道部	下水道建設課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよを含む。）の建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 下水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 下水道及び関連水路の実施の調整に関する事。 ④ 建設改良事業の基本計画に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う排水施設の設置の協議に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務に関する事。 	

部・課・係名		事務分掌	
下水道部	下水道建設課	施設建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場施設、ポンプ場施設、汚水管幹線（管路建設係の所掌に係るものを除く。）その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうちポンプ場施設、汚水管幹線その他付属施設の設計審査に関すること。
		管路建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 面整備に係る汚水管幹線及び汚水管枝線その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうち汚水管枝線その他付属施設の設計審査に関すること。
	下水道管路課	普及係	<ul style="list-style-type: none"> ① 排水設備の設置及び水洗化の普及促進に関すること。 ② 水洗便所改造資金の融資あっ旋及び助成に関すること。 ③ 既設の汚水管に設置する取付管の設計及び施行に関すること。 ④ 既設の汚水管に接続する私道の汚水管その他付属施設の設計及び施行に関すること。 ⑤ 受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課及び徴収に関すること。 ⑥ 受益者負担金及び区域外流入分担金の徴収猶予及び減免に関すること。 ⑦ 滞納に係る受益者負担金及び区域外流入分担金の収納に関すること。 ⑧ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑨ 公印の保管に関すること。 ⑩ 課の予算及び経理に関すること。 ⑪ 課の文書及び庶務に関すること。
		改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚水管その他付属施設（以下「汚水管等」という。）の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 汚水管等の移設依頼工事及び改良工事等の設計及び施行に関すること。 ③ 老朽管路の改良計画の策定に関すること。
		維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 汚水管等の維持管理に関すること。 ② 汚水管等に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ③ 他工事現場における事故等の防止対策に係る巡視、点検に関すること。 ④ 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。 ⑤ 道路等の占用許可申請及び更新に関すること。 ⑥ 取付管の廃止に関すること。
	下水処理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場の総括管理及び連絡調整に関すること。 ② 下水汚泥堆肥化場の運転操作、維持管理並びに維持補修工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 錦江処理場等の運転操作、維持管理並びに維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 処理場施設及びポンプ場施設の改良工事の設計及び施行に関すること。 ⑤ 下水汚泥の堆肥化その他処分に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。

部 ・ 課 ・ 係 名			事 務 分 掌
下水道部	下水処理課	水 質 係	① 下水道の水質管理に関すること。 ② 下水道に係る水質の調査及び試験分析に関すること。 ③ 排除汚水の水質に係る検査及び改善指導に関すること。 ④ 除害施設の設置の指導及び検査に関すること。 ⑤ 特定施設の届出の受付及び処理に関すること。 ⑥ 水質料金の適用に係る排除汚水の水質の認定に関すること。 ⑦ 下水道に係る水質の試験の委託に関すること。
		南部処理場 谷山処理場	① 処理施設等の運転操作及び維持管理に関すること。 ② 処理施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。

3. 年度別職員定数

年度	区分	職員定数 (人)	職員数 (人)
26		426	415
27		425	415
28		423	418
29		424	412
30		414	403

注 各年度末の数。管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

4. 年齢別・職種別職員構成表

平成31年3月31日現在

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
21歳未満		2	2.0	3	1.0	5	1.2
21歳以上	26歳未満	4	4.1	15	4.9	19	4.7
26歳以上	31歳未満	13	13.3	43	14.1	56	13.9
31歳以上	36歳未満	5	5.1	47	15.4	52	12.9
36歳以上	41歳未満	13	13.3	30	9.8	43	10.7
41歳以上	46歳未満	16	16.3	40	13.1	56	13.9
46歳以上	51歳未満	20	20.4	26	8.5	46	11.4
51歳以上	56歳未満	9	9.2	44	14.4	53	13.2
56歳以上		16	16.3	57	18.7	73	18.1
計		98	100.0	305	100.0	403	100.0
総年齢		4,224		13,011		17,235	
職員1人当たりの平均年齢		43歳1月		42歳8月		42歳9月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 勤続年数別・職種別職員構成表

平成31年3月31日現在

年数	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
1年未満		3	3.1	17	5.6	20	5.0
1年以上	5年未満	9	9.2	35	11.5	44	10.9
5年以上	10年未満	10	10.2	56	18.4	66	16.4
10年以上	15年未満	6	6.1	26	8.5	32	7.9
15年以上	20年未満	12	12.2	22	7.2	34	8.4
20年以上	25年未満	19	19.4	45	14.8	64	15.9
25年以上	30年未満	13	13.3	24	7.9	37	9.2
30年以上	35年未満	14	14.3	27	8.9	41	10.2
35年以上		12	12.2	53	17.4	65	16.1
計		98	100.0	305	100.0	403	100.0
総勤続年数		2,021		5,675		7,696	
職員1人当たりの勤続年数		20年7月		18年7月		19年1月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

6. 職種別給与内訳表

平成31年3月31日現在

職 種		事務職員	技術職員	計
区 分				
年間延職員数	(A)	1,170 人	3,669 人	4,839 人
給 料	(B)	371,757 千円	1,130,971 千円	1,502,728 千円
平均給料額	(B)/(A)	318 千円	308 千円	311 千円
基本給	(C)	381,729 千円	1,176,519 千円	1,558,248 千円
平均基本給額	(C)/(A)	326 千円	321 千円	322 千円
時間外勤務手当		16,971 千円	84,682 千円	101,653 千円
特殊勤務手当		62 千円	7,258 千円	7,320 千円
期末勤勉手当		152,245 千円	455,754 千円	607,999 千円
その他手当		27,128 千円	77,250 千円	104,378 千円
手当小計	(D)	196,406 千円	624,944 千円	821,350 千円
年間支給額	(E)=(C)+(D)	578,135 千円	1,801,463 千円	2,379,598 千円
平均月収額	(E)/(A)	494 千円	491 千円	492 千円

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 基本給＝給料＋扶養手当

注3 手当小計は扶養手当を含まない。

7. 勘定別職員数

(1) 水道事業

平成31年3月31日現在

職 名	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	計 (人)
勘 定			
損益勘定所属職員数	1	224(9)	225(9)
資本勘定所属職員数	0	31	31
計	1	255(9)	256(9)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(2) 公共下水道事業

平成31年3月31日現在

職 名	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	計 (人)
勘 定			
損益勘定所属職員数	0	117(5)	117(5)
資本勘定所属職員数	0	31	31
計	0	148(5)	148(5)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

第2章 広報広聴活動

1. 広報活動

市民に水道・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営を図るため、平成30年度は次のような取組みを行った。

(1) 市民のひろばへの掲載

- (4月号) ・水道メーターボックスの取り換え、給水装置の修繕
- (5月号) ・高齢者宅給水装置の無料点検
 - ・今年度の公共下水道の整備
 - ・公共下水道事業受益者負担金
- (6月号) ・水道料金・下水道使用料は期限内に納めましょう
 - ・水洗化工事はお早めに
 - ・水道管と井戸などの管との接続は法律で禁止されています
 - ・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理
- (7月号) ・水の再生工場探検参加者募集
 - ・夏休み親子水教室参加者募集
 - ・水道料金の各戸検針・各戸徴収
 - ・飲食店などのグリーストラップは定期的に清掃を
- (8月号) ・下水道展かごしま
 - ・水道メーターの取り換えにご協力を
 - ・排水設備の維持管理をお願いします
- (9月号) ・9月10日は「下水道の日」
 - ・排水管清掃の訪問営業に注意
 - ・マンホールカードの配布
- (10月号) ・サツマソイルの無料配布
 - ・水道局業務委託等入札参加資格審査申請の受け付け
 - ・洗濯排水などの汚水は汚水用の排水管へ
 - ・水道料金などの滞納料金収納
- (11月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
 - ・排水口から臭いがしませんか
 - ・自己材メーターの取り換え
- (12月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
 - ・水道管を寒さから守りましょう
 - ・水漏れの確認を
 - ・暮らしのカレンダー
(年末年始の市営施設などの休業・休館日/お客様料金センター)
- (1月号) ・水道料金・下水道使用料のアパート料金制度
 - ・汚水ますは定期的に掃除を
- (2月号) ・水道モニター募集
 - ・競争入札参加資格審査申請受け付け（水道局の建設工事・設計業務等）
 - ・「かごしま銘水めぐり」に新しい仲間が登場
 - ・水道メーターの取り換えにご協力を
 - ・家屋解体・改造工事は事前に水道局へ工事申請を
- (3月号) ・引越しのときの手続き（水道の手続き）

- ・サツマソイルの販売・無料配布
- ・生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません
- ・水道メーターの検針にご協力を

(2) パンフレット類の作成（経営管理課作成分）

①「こんにちは！水道局です」

市の水道・公共下水道を使用している全世帯・事務所等へ配布

(前期号) 中期財政計画（平成30～32年度）の概要（事業計画・財政計画）、下水道の役割、水道局からのお願い・お知らせ、水道局Q&A、「お客様料金センター」の開設

(後期号) 鹿児島市水道100周年！、水道料金及び下水道使用料のPay Bでのお支払い、デザインマンホール設置・マンホールカードの配布、被災地派遣、水道事業・公共下水道事業の決算（平成29年度）の概要、「給水装置の維持管理」に関する情報、「給水管等の凍結」に注意、給水装置等の修繕に対応する指定工事事業者リスト、水道局からのお知らせ

②「かごしま市の公共下水道」

鹿児島市の公共下水道事業の主要施設や業務状況などを紹介

(3) 市政広報番組での放送

- (8月) ・市政広報テレビ（KYT）ホット!!かごしまプラス
「薩摩切子柄のマンホールに注目！～鹿児島市の下水道～」

(4) 各種行事

①「水道週間」行事の実施

スローガン：水道水 安全 おいしい 金メダル

- ・高齢者宅訪問点検サービス 平成30年6月1日（金）～5日（火）

給水区域内の70歳以上の人のみの世帯を対象とした給水装置の無料点検サービス
(訪問世帯数 72世帯)

②「水の再生工場探検」の実施 平成30年8月3日（金）

目的：処理場の施設見学や微生物と処理水の観察等を通して、下水道の役割やしぐみに対する理解を深めてもらう。

[参加者 31組（小学生41人、中学生3人、保護者34人）]

- ・下水道のしぐみや役割の説明
- ・南部処理場の施設見学
- ・微生物・処理水の観察
- ・水質実験

③「夏休み親子水教室」の実施 平成30年7月28日（土）

目的：親子での浄水場見学や水に関する各種実験等を通して、水道に対する理解と関心を深めてもらう。

[参加者 20組（小学生29人、中学生4人、保護者26人）]

- ・水道のしぐみについての説明
- ・平川浄水場の施設見学

- ・水の飲みくらべ
- ・かんたん工作
- ・水質実験

④「下水道展かごしま」の実施 平成30年8月16日(木)～20日(月)

目的：公共下水道について、仕組みや維持管理状況等を紹介することで、市民に理解を深めてもらう。

場所：市立科学館2階 エントランスホール

- ・パネル、水処理模型展示
- ・微生物の顕微鏡観察
- ・ペットボトル実験
- ・マンホールカードの配布 など

⑤「下水道の日」行事の実施

標語：未来へとぼくらがつなぐ下水道

- ・未水洗家屋等の戸別訪問 平成30年9月10日(月)

低宅地未水洗家屋の戸別訪問(訪問戸数42戸)

30年度下水道整備地区の戸別訪問(訪問戸数188戸)

⑥「消費生活エキスポかごしま」への出展 平成31年2月16日(土)～19日(火)

テーマ：体験しよう!暮らしのヒントたっぷり～消費者の自立に向けて～

- ・給水装置・排水設備の相談、簡単な修繕の実演・体験
- ・下水道に関する相談、パネル展示
- ・水の飲みくらべ など

(5) 施設見学の受入れ状況

(単位：人、団体)

※ 子供は中学生以下

施設 見学者	河頭 浄水場	滝之神 浄水場	平川 浄水場	水道応 急・維持 管理セン ター	錦江 処理場	南部 処理場	谷山 処理場	下水汚泥 堆肥化場	合計
子供	3,715	374	1,726	4	0	175	0	2	5,996
大人	323	34	164	9	30	129	0	83	772
合計 (団体数)	70	13	29	4	1	8	0	11	136
(人数)	4,038	408	1,890	13	30	304	0	85	6,768

2. 広聴活動

(1) 水道モニター活動

① 目的

水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る。

② 第24期水道モニター活動実施状況（平成30年4月委嘱）

- ・第1回モニター会議（委嘱式、水道施設見学会） 平成30年4月25日（水）河頭浄水場他
- ・第2回モニター会議（下水道施設見学会） 平成30年5月22日（火）南部処理場他
- ・第3回モニター会議（研修会他） 平成30年7月3日（火）水道局大会議室他
- ・第4回モニター会議（意見交換会） 平成31年1月31日（木）水道局大会議室

(2) 市政出前トークの実施

月	テーマ	内容	対象	参加者数
5月	わが家の水道と下水道	水まわりのお手入れ方法など	お達者クラブ	28人
5月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	16人
6月	わが家の水道と下水道	水まわりのお手入れ方法など	お達者クラブ	26人
8月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	10人
9月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル 町内会	14人 21人
11月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	31人
12月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	19人
2月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	37人
3月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	18人

3. インターネットの活用

水道・公共下水道及び工業用水道事業について、あらましや主要施設の概要、経営状況、統計等の情報（12項目）を鹿児島市水道局のホームページで公表している。（開設：平成10年9月1日、リニューアル：平成27年3月20日）

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>

第3章 経営審議会

1. 名称 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会
2. 設置根拠 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会規程
3. 設置年月日 昭和43年4月15日
4. 目的 本市の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図る。
5. 所掌事務 (1) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の運営に関すること。
(2) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
(3) 水道事業及び公共下水道事業管理者からの諮問に関すること。
(4) その他特に管理者が必要と認める事項
6. 委員 (1) 委員の数 10人以内（現在10人）
(2) 現委員の構成

経済界	労働界	報道機関	学識経験者	利用者代表 (公募1人を含む)
2人	1人	1人	2人	4人

- (3) 現委員の任期 2年（平成29年12月19日～令和元年12月18日）
 7. 謝金 1回の会議出席あたり 会長 11,200円
委員 10,000円
- ※鹿児島市報酬及び費用弁償条例第2条別表第2に規定する額に準じて支払っている。（平成20年6月1日改定）

8. 開催状況

年度	回次	審議内容
28	第1回	平成28年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 水道施設及び下水道施設の視察 平成27年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成27年度実施状況について
	第2回	
	第3回	
29	第1回	平成29年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成29年度実施計画について 平成28年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成28年度実施状況について
	第2回	
30	第1回	平成30年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上・下水道事業及び工業用水道事業の中期財政計画（平成30～32年度）の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成30年度実施計画について 水道施設及び下水道施設の視察 平成29年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成29年度実施状況について
	第2回	
	第3回	

第2編 水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市水道の歴史は、享保8年(1723年)に第22代当主島津継豊が現在の冷水町の湧水を水源とし、延長1,345mの耐圧石管の水路により、鹿児島(鶴丸)城内及び城下の一部に給水したものが始まりである。この水道は、天保10年(1839年)に大改修され、その後も再三改修が行われた。廃藩置県後は鹿児島県が管理し、明治22年鹿児島市制施行に伴い翌23年2月本市に移管された。

明治37年8月には水源の改修及び水路工事を行うとともに、城山配水池の築造を開始し、明治39年に完成したが、施設が小規模であるうえに給水区域も市街地のごく一部に限定されていたため、市勢の発展と人口の増加による水需要の増大に応じ得るものではなかった。用水の需要増大と相まって、たまたま市内に伝染病が大流行し、火災も頻発したため、防疫、防火上大規模水道建設の必要性が叫ばれ、当時の有川市長は、明治45年度予算編成に当たり2か年の継続事業費をもって水道建設を試み、市議会もこれを可決したものの、計画水源が水量水質面で適当でなかったため、この計画は一時中止となった。しかしその後、七窪水源の買収交渉が円満に解決し、明治45年3月これを買収し、大正2年2月市議会において臨時水道調査費の支出が可決され、いよいよ本市の近代水道創設の道が開かれた。

創設工事は、中島鋭治工学博士を顧問として計画設計を行い、工事長に堀江勝巳技師を招いて大正4年9月上之原配水池予定地で起工した。第1次世界大戦勃発により物価が高騰し、資材入手が困難であったほか、施工においては隧道工事が難関であったが、大正8年11月には一部通水を開始し、同年11月26日上之原配水池において通水式が挙行された。

その後、隣村合併に伴い給水人口が増加し、昭和5年夏には水量不足の現象が現れたので、昭和7年に滝之神水源の築造工事に着手し、昭和14年には鳥越配水池も完成し、七窪、滝之神二大水源をもって本市の給水体制を整えた。

第2次世界大戦下の空襲により一時壊滅状態に陥った本市の都市機能は、戦後の復興事業の推進に伴い徐々に回復するとともに、水道施設の復旧も着実に進んだ。戦後は人口も増加し、特に郡元・鴨池地区において住宅、工場等が急増し、配水量の不足と水圧低下が見られたので、昭和23年旧海軍施設の郡元水源を買収し、改良を加え、同じく旧海軍の配水施設を利用してこの方面への給水を開始した。また、標高200mの高台である吉野地区における水道施設を整備するため、昭和24年吉野水道組合の水源施設を買収し、改良を加え、同地区における給水の万全を期した。

昭和25年編入した東桜島町では、飲料水を天水にたよるなど水の便が悪く、産業振興、観光行政面からも水道施設の整備が急務となったため、牛根村(現在垂水市)散花平に水源を新設し、昭和27年7月通水を開始した。旧市内においては、市勢の発展に伴い住宅、工場等の建設が進み、既設の水源施設ではこれらの水需要に対応できなくなり、水道の拡張が必要となってきたため、昭和24年以来数回の拡張を行い、市民の生活用水の確保に努めてきた。中でも昭和37年に着手した第7回水道拡張事業計画においては、従来地下水だけ取水していた本市の水道に初めて甲突川の表流水を水源とする河頭浄水場が建設され、昭和40年4月3日から給水を開始した。

昭和42年4月29日谷山市との合併に伴い、昭和26年度創設の「谷山市水道事業」を廃止し、本市水道事業に統合した。また、市域の拡大と人口の増加、生活様式の近代化、産業の興隆発展等により、水需要は更に増大が予想され、その対策の必要に迫られたので、昭和43年度より第9回水道拡張事業に着手し、昭和47年度までに第一期工事として河頭浄水場その他の施設の整備拡充を行うとともに、市内各所に配水池を築造した。さらに、昭和47年度を初年度とする第二期工事においては、地下水水源開発による水源築造を行うとともに、昭和47年度に滝之神発電施設を買収し、昭和49年2月8日に滝之神浄水場建設工事に着手し、昭和50年3月29日には一部通水を開始し、昭和52年度に完成した。

一方、昭和51年5月には、総工事費10億4,800万円を投じた新庁舎が鴨池新町に完成し、同年6月松原町の旧庁舎から移転し、執務を開始した。

また、昭和48年6月には、将来の工業用水及び生活用水の確保を図るため、計画取水量を日量162,000

m³とする万之瀬川からの市域外導水事業計画を公表し、関係市町に協力を求めた。しかし、同計画は取水量が膨大であったため、関係市町は、万之瀬川流域水利用対策協議会を結成し、導水事業反対の表明を行った。その後昭和49年9月同対策協議会の意向をうけ、計画取水量が日量95,000m³に削減されたものの、同計画は暗礁に乗り上げた格好となった。

一方、オイルショック後、高度経済成長は終焉を迎えたものの、依然として鹿児島市への人口集中や臨海部の発展が続き、昭和53年、54年には渇水となったことから、同計画の早期実現の必要性が高まった。当面の水需要増に対処するため、昭和54年3月5日万之瀬川から甲突川への取水地点変更の許可を得て、甲突川から日量40,000m³を追加取水することとなり、このための施設として昭和55年5月24日石井手取水場、昭和58年1月31日小野取水場がそれぞれ日量20,000m³の取水能力をもって完成した。また、昭和56年6月には河頭浄水場管理本館などの大幅な改良工事を行った。第9回水道拡張事業計画は、昭和58年度見寄水源地等の工事完成をもって終了した。これにより、施設能力240,000m³/日の給水体制が確保されるとともに、浄水施設、送水施設及び配水施設の改良並びに配水管網の整備により給水の円滑化が図られた。また、この間、昭和52年1月には金峰町を除く1市4町については条件つきながら万之瀬川取水に対し賛意を表明していたが、同意が得られていない金峰町については、昭和56年9月1日金峰町議会全員協議会において鹿児島県知事及び鹿児島市長から取水要請を行った結果、取水同意の表明が金峰町長からなされた。この取水同意をもって、計画一日最大取水量を95,000m³から75,000m³（上水道55,000m³、工業用水道20,000m³）へ削減したうえで、万之瀬川流域水利用対策協議会に協力要請することとなった。

その後昭和56年9月14日、鹿児島県、鹿児島市及び同対策協議会の三者により「万之瀬川取水に関する協定」が調印、交換され、地元関係者からの同意も得られた。昭和56年12月には費用負担、施行者等について、県及び市が協議を開始し、昭和57年2月には「万之瀬川導水事業に関する基本協定書」を締結し、ここに万之瀬川からの市域外導水を基軸とする第10回水道拡張事業計画の実施に踏み出すこととなった。昭和57年9月に「万之瀬川導水事業に係る共同施設の建設に関する協定書」が、鹿児島県、鹿児島市及び鹿児島開発事業団の三者で締結され、鹿児島開発事業団が導水部門を担当することとなり、本市では、この導水事業とあわせて平川浄水場を建設することとなった。また、昭和61年度には、万之瀬川からの取水・導水をさらに安定させるため、鹿児島県が調査を進めていた川辺ダムに参画した。

万之瀬川からの市域外導水事業は、約6年の歳月を経て、平成元年6月に万之瀬川導水工事と平川浄水場の一期工事が完成し、同年7月1日から1日30,000m³の能力を有する平川浄水場の運転を開始した。

平成5年8月6日の集中豪雨によって、河頭浄水場が冠水し、また、滝之神浄水場では稲荷川からの導水管等が破損したため、全給水戸数の約40%にあたる76,000戸が断水するという未曾有の災害となり、さらに、同年9月3日の台風13号により散花平水源地等に被害を受けた。これらの災害復旧のために、平成5年度から平成7年度において災害復旧事業が行われ、滝之神水源地等の被災箇所の復旧をもって終了した。

さらには、平成5年8月の豪雨災害及び平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、災害時の応急復旧、応急給水や水道管の日常の維持管理等の拠点となる水道応急・維持管理センターを平成12年6月に開所した。

平成15年3月には鹿児島市の都市用水の安定供給のほか、万之瀬川の洪水調節、流域の正常な機能の維持を目的とする、堤高53.5m、堤長147.0m、有効貯水容量2,460,000m³の川辺ダム（重力式コンクリートダム）が17年の歳月を経て完成し、同年4月から供用を開始した。

平成16年11月1日に、隣接する吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の5町と合併したことに伴い、平成17年4月1日に、5町が運営していた26箇所の簡易水道事業を統合し、第11回水道拡張事業を開始した。

なお、本市の平成30年度末の施設能力は、表流水4か所179,200m³/日、湧水31か所78,050m³/日、地下水72か所51,510m³/日、伏流水2か所150m³/日、合計308,910m³/日である。

拡張計画推移

区分 期別	着工年月日	完成(予定) 年 月 日	工 事 費 (千円)	計 画 給 水 量		計 画 給水人口 (人)	主 要 施 設
				1人1日最大 (ℓ/人・日)	1日最大 (m ³ /日)		
創 設	大正 5年1月9日	大正 11年3月31日	1,283	97.4	9,740	100,000	七窪水源地 上之原配水池
第1回拡張	昭和 7年9月14日	昭和 14年5月30日	375	126	17,000	135,000	滝之神水源地 鳥越配水池
第2回拡張	昭和 23年10月9日	昭和 24年3月31日	4,355	130	19,240	148,000	郡元水源地
第3回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 25年3月31日	1,662	150	22,950	153,000	寺山水源地
第4回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 27年3月31日	19,561	150	23,700	158,000	福昌寺水源地
第5回拡張	昭和 26年9月25日	昭和 28年3月31日	25,656	170	28,320	167,000	散花平水源地
第6回拡張	昭和 30年11月10日	昭和 35年3月31日	210,000	180	52,560	292,000	新郡元水源地
第7回拡張	昭和 37年7月21日	昭和 43年3月31日	1,000,000	340	102,000	300,000	河頭浄水場 (40,000m ³ /日)
第8回拡張	昭和42年12月19日(認可)		—	335	114,000	340,000	慈眼寺水源地 (合併により谷山市 水道編入)
第9回拡張	昭和 43年9月17日	昭和 59年3月31日	28,380,000	500	240,000	480,000	河頭浄水場 (110,000m ³ /日) 滝之神浄水場 (40,000m ³ /日)
第10回拡張	昭和 57年12月8日	平成 24年3月31日	86,080,869	430	238,000	553,000	平川浄水場 (30,000m ³ /日)
第11回拡張	平成 17年4月1日	平成 34年3月31日	40,043,599	377	220,800	586,200	(合併により5町 の簡易水道編入)

2. 基本計画

〈第11回水道拡張事業計画〉概要

- (1) 計画給水区域 鹿児島市の区域内並びに始良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。

西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部

吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部

- (2) 計画給水人口 586,200人
- (3) 計画給水量 計画1人1日最大給水量 3770 /人・日
計画1日最大給水量 220,800m³/日
- (4) 目標年次 平成33年度
- (5) 工事期間 平成17年度～平成33年度
- (6) 工事費の予定総額及び予定財源
- | | | |
|------|---------|---------------------|
| 工事総額 | | 40,043,599千円 |
| 予定財源 | 国庫補助 | 428,398千円(1.0%) |
| | 企業債 | 24,337,700千円(60.8%) |
| | 一般会計繰入金 | 4,393,554千円(11.0%) |
| | その他 | 10,883,947千円(27.2%) |
- (7) 認可年月日 平成17年4月1日(平成25年3月11日 変更)
- (8) 施設能力 目標年次(平成33年度)の施設能力

(単位：m³/日)

種 別	施 設 能 力
表流水水源	178,800
湧水水源	77,660
地下水水源	51,210
伏流水水源	50
合 計	307,720

3. 平成30年度事業概要

(総括)

水道事業においては、市民に安全で良質な水を安定的に供給するため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、地域の水需要に応じた水道施設の建設改良に努めた。

(業務量)

本年度末の給水件数は 30 万 7,515 件で、前年度末に比べて 2,151 件 (0.70%) の増、給水人口は 57 万 5,600 人で 1,300 人 (0.23%) の減、年間総有収水量は 5,953 万 3,620 m³で、前年度に比べて 23 万 2,989 m³ (0.39%) の減となった。

なお、有収率は 92.29%となった。

(建設改良事業)

第 1 1 回水道拡張事業においては 15 億 2,474 万 6,509 円を投じて、河頭浄水場の機械設備の更新、新郡元水源地の機械設備の更新、慈眼寺ポンプ所の電気計装設備の更新、涼松配水池の新設などを行うとともに、送水管及び配水管を延長 921m 布設した。

配水管整備事業においては 6 億 4,811 万 8,043 円を投じて、市内一円に配水管を延長 1 万 771m 布設した。

水道建設改良事業においては 15 億 9,542 万 6,522 円を投じて、慈眼寺水源地の次亜注入設備の改良などを行うとともに、送水管及び配水管を延長 2 万 5,196m 布設した。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 115 億 706 万 6,888 円、総費用は 99 億 468 万 4,170 円となり、16 億 238 万 2,718 円の純利益が生じた。この純利益に建設改良積立金の取り崩しによって生じたその他未処分利益剰余金変動額 10 億円を加えた額 26 億 238 万 2,718 円が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、その他営業収益は増加したものの、給水収益や長期前受金戻入が減少したことなどから、前年度に比べて 4,276 万 9,312 円 (0.37%) の減となった。

総費用は、原水及び浄水費は増加したものの、配水費や支払利息及び手数料が減少したことなどから、前年度に比べて 1 億 7,144 万 8,972 円 (1.7%) の減となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目		年度		21	22	23	24
		単位					
行政区域内	世帯数	世帯		264,988	267,309	267,094	269,029
	人口(A)	人		604,959	605,682	605,609	605,883
給水区域内	世帯数	世帯		259,300	261,600	261,400	263,300
	人口(B)	人		590,400	591,100	591,100	591,400
給水	世帯数	世帯		255,900	258,200	258,100	260,100
	人口(C)	人		582,200	583,100	583,300	583,700
普及率	(C)/(A)	%		96.2	96.3	96.3	96.3
	(C)/(B)	%		98.6	98.6	98.7	98.7
給水件数		件		286,039	287,698	290,691	294,031
年間総給水量		m ³		69,674,585	68,299,476	68,152,191	67,692,766
1日最大給水量	月日	—		7月14日	7月21日	9月12日	7月25日
	水量	m ³		211,776	210,490	207,734	209,327
1日最小給水量	月日	—		1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
	水量	m ³		163,164	167,862	163,692	165,014
1日平均給水量		m ³		190,889	187,122	186,208	185,460
1人1日最大給水量		ℓ		364	361	355	358
1人1日最小給水量		ℓ		280	287	280	282
1人1日平均給水量		ℓ		328	320	318	317
年間総有収水量		m ³		63,034,780	62,655,208	62,314,506	61,734,592
有収率		%		90.5	91.7	91.4	91.2
年間総有効水量		m ³		63,727,488	63,307,284	62,987,980	62,388,150
有効率		%		91.5	92.7	92.4	92.2
施設能力		m ³ /日		289,690	289,690	289,690	310,680
配水池容量		m ³		295,690	295,690	296,390	295,690
配水管延長		m		2,913,945	2,933,761	2,956,005	2,977,023

注1 給水件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 1日平均給水量＝年間総給水量÷年間総日数

注3 1人1日最大給水量＝1日最大給水量÷1日最大給水量の属する月の給水人口

注4 1人1日最小給水量＝1日最小給水量÷1日最小給水量の属する月の給水人口

注5 1人1日平均給水量＝1日平均給水量÷(年間延べ給水人口÷12月)

※ 注3～注5の数値については、「2. 給水人口・給水量」を参照

25	26	27	28	29	30	令和元 (当初予算)
271,017	272,681	274,655	272,002	273,542	275,287	—
605,695	604,697	603,779	597,375	596,319	594,943	595,100
265,400	267,000	269,000	266,700	268,100	269,900	—
591,700	590,800	590,000	584,100	583,100	581,800	—
262,200	263,900	265,900	264,000	265,500	267,200	—
584,200	583,300	582,500	578,000	576,900	575,600	575,500
96.5	96.5	96.5	96.8	96.7	96.7	96.7
98.7	98.7	98.7	99.0	98.9	98.9	—
296,375	298,263	299,994	302,796	305,364	307,515	310,300
67,169,608	65,833,881	65,539,116	64,645,105	65,023,211	64,506,338	64,669,000
8月19日	7月29日	1月26日	7月6日	7月13日	7月18日	—
203,691	196,100	219,984	195,355	194,718	195,339	195,000
1月1日	1月2日	1月1日	1月1日	8月6日	9月30日	—
163,039	159,079	158,643	158,053	158,600	158,307	—
184,026	180,367	179,069	177,110	178,146	176,730	176,700
348	335	376	335	337	338	—
279	272	271	273	274	274	—
314	308	307	305	308	306	—
61,622,249	60,082,080	60,006,569	59,880,136	59,766,609	59,533,620	59,351,000
91.7	91.3	91.6	92.6	91.9	92.3	91.8
62,279,693	60,713,722	60,748,561	60,561,324	60,410,989	60,173,153	—
92.7	92.2	92.7	93.7	92.9	93.3	—
310,420	309,190	309,040	308,910	308,910	308,910	308,910
295,690	295,690	295,560	296,160	296,160	296,660	—
3,005,275	3,023,429	3,037,027	3,082,522	3,092,247	3,106,524	—

給水装置が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 給水人口・給水量

項目			月		4	5	6	7	8
			世帯数	世帯					
行政区域			世帯数	世帯	274,901	274,991	275,077	275,168	275,250
行政区域	政内	人口	人	596,998	596,990	597,067	597,065	597,246	
		世帯数	世帯	269,500	269,600	269,700	269,700	269,800	
給区域	水内	人口	人	583,800	583,800	583,800	583,800	584,000	
		世帯数	世帯	266,900	266,900	267,000	267,100	267,200	
給	水	人口	人	577,600	577,600	577,700	577,700	577,900	
		世帯数	世帯	305,472	306,141	306,789	307,069	307,248	
給水件数			件	305,472	306,141	306,789	307,069	307,248	
給水量			m ³	5,266,168	5,451,027	5,387,817	5,674,520	5,668,109	
1日最大給水	大量	月日	—	4月26日	5月24日	6月25日	7月18日	8月9日	
		水量	m ³	181,063	189,462	188,149	195,339	188,748	
1日最小給水	少量	月日	—	4月14日	5月6日	6月23日	7月7日	8月15日	
		水量	m ³	163,239	163,343	169,054	160,738	174,511	
1日平均給水量			m ³	175,539	175,840	179,594	183,049	182,842	
1人1日最大給水量			ℓ	313	328	326	338	327	
1人1日最小給水量			ℓ	283	283	293	278	302	
1人1日平均給水量			ℓ	304	304	311	317	316	
有収水量			m ³	4,768,625	4,889,709	4,959,080	5,051,464	5,076,885	

9	10	11	12	1	2	3	計
275,298	275,413	275,428	275,298	275,195	274,990	275,287	—
597,193	597,269	597,342	597,215	596,950	596,636	594,943	—
269,900	270,000	270,000	269,900	269,800	269,600	269,900	—
584,000	584,000	584,100	584,000	583,800	583,400	581,800	—
267,200	267,300	267,400	267,200	267,100	266,900	267,200	—
577,800	577,900	578,000	577,900	577,600	577,300	575,600	—
307,472	307,655	307,616	307,741	307,788	307,567	307,515	—
5,260,793	5,465,508	5,295,033	5,486,209	5,391,580	4,831,082	5,328,492	64,506,338
9月5日	10月1日	11月29日	12月30日	1月24日	2月26日	3月11日	7月18日
183,213	182,659	184,978	186,669	179,130	181,489	179,156	195,339
9月30日	10月6日	11月12日	12月3日	1月2日	2月11日	3月10日	9月30日
158,307	166,897	170,852	163,568	160,347	164,429	162,414	158,307
175,360	176,307	176,501	176,974	173,922	172,539	171,887	176,730
317	316	320	323	310	314	311	338
274	289	296	283	278	285	282	274
303	305	305	306	301	299	299	306
5,210,525	4,957,407	4,974,709	4,936,213	4,977,276	5,043,556	4,688,171	59,533,620

3. 水源別給水量

所在地区	月			4	5	6	7	8
	水源施設名	水源種別						
吉野	花 棚 水源地	湧 水		2,551	8,977	3,830	30,576	19,165
	川 上 水源地	湧 水		48,896	67,426	71,939	118,283	104,250
	七 窪 水源地	湧 水		302,997	324,063	320,579	362,793	346,308
	滝 之 神 水源地	湧 水		287,533	311,940	334,986	434,495	424,694
	花 棚 第 二 水源地	地下水		79,018	79,137	74,648	76,980	75,454
	下 花 棚 水源地	地下水		10,080	9,487	9,464	2,777	4,923
	下 田 第 二 水源地	地下水		0	0	0	0	0
	金 水 水源地	地下水		7,920	8,184	7,920	8,184	8,184
	明ヶ窪第二 水源地	地下水		30,745	31,277	30,240	31,314	31,248
	小 計				769,740	840,491	853,606	1,065,402
中央	河 頭 浄水場	表流水		1,969,925	1,965,104	2,076,735	2,079,782	2,131,093
	滝 之 神 浄水場	表流水		992,795	1,034,551	983,385	952,071	1,046,979
	日 当 平 水源地	湧 水		16,559	17,229	16,727	17,659	17,657
	冷 水 水源地	湧 水		51,449	39,456	44,527	48,983	49,501
	福 昌 寺 水源地	湧 水		38,871	42,854	43,403	47,174	46,621
	仁 王 堂 水源地	湧 水		47,640	52,305	50,586	52,361	52,266
	玉 里 水源地	地下水		39,173	40,979	40,070	41,873	40,925
	田 上 水源地	地下水		22,324	23,064	22,320	23,064	23,048
	郡 元 水源地	地下水		0	0	0	0	0
	新 郡 元 水源地	地下水		43,113	44,367	31,624	0	0
	脇 田 水源地	地下水		0	0	0	0	0
	宇 宿 水源地	地下水		42,984	37,395	42,754	39,481	38,918
	小 計				3,264,833	3,297,304	3,352,131	3,302,448
谷山	平 川 浄水場	表流水		171,008	163,110	163,049	158,610	160,608
	谷 合 水源地	湧 水		101,127	111,954	0	0	0
	慈 眼 寺 水源地	湧 水		61,783	86,768	104,395	143,055	96,162
	和 田 水源地	湧 水		50,307	53,182	49,813	49,339	47,370
	清 泉 寺 水源地	湧 水		77,037	82,035	78,040	74,478	86,043
	影 原 水源地	湧 水		120,347	148,609	135,178	192,948	121,973
	五ヶ別府 水源地	湧 水		66,632	67,649	67,677	73,252	85,015

(單位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
7,692	8,070	4,645	7,205	4,425	1,485	1,527	100,148	0.1
84,288	83,499	65,682	61,882	52,957	42,555	48,155	849,812	1.3
333,853	339,149	316,243	321,489	312,777	275,902	304,762	3,860,915	6.0
401,619	400,592	356,700	344,053	318,441	271,255	290,332	4,176,640	6.5
70,075	81,089	77,957	81,951	78,393	69,111	75,317	919,130	1.4
9,390	9,007	8,683	9,463	9,617	8,736	9,672	101,299	0.2
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
7,920	7,691	7,618	8,185	8,184	7,030	8,184	95,204	0.1
30,240	31,236	28,680	28,142	29,101	28,226	29,582	360,031	0.6
945,077	960,333	866,208	862,370	813,895	704,300	767,531	10,463,179	16.2
1,980,949	1,939,392	2,072,421	2,245,168	2,564,947	2,315,800	2,514,093	25,855,409	40.1
946,102	1,005,419	987,114	857,281	576,039	489,079	536,820	10,407,635	16.1
16,858	17,457	16,463	17,430	17,191	15,484	17,133	203,847	0.3
48,054	49,533	44,502	44,347	43,578	40,503	44,987	549,420	0.9
42,958	44,560	40,652	41,624	39,724	35,974	40,459	504,874	0.8
49,738	52,176	50,772	52,392	52,281	47,103	52,166	611,786	0.9
38,644	40,144	36,666	36,624	39,251	38,997	41,168	474,514	0.8
22,241	19,940	22,386	23,064	23,106	20,831	23,165	268,553	0.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
27,091	43,141	42,288	43,857	43,779	39,389	43,880	402,529	0.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
37,481	45,947	44,073	45,037	45,064	41,129	45,320	505,583	0.8
3,210,116	3,257,709	3,357,337	3,406,824	3,444,960	3,084,289	3,359,191	39,784,150	61.7
129,565	166,240	130,725	166,032	182,975	151,980	154,457	1,898,359	3.0
0	83,391	85,397	85,285	87,646	80,615	76,569	711,984	1.1
89,512	92,307	52,018	80,791	49,386	48,623	73,284	978,084	1.5
49,637	24,077	0	0	0	21,704	51,201	396,630	0.6
81,713	87,049	78,231	83,179	77,002	71,690	81,784	958,281	1.5
117,283	131,954	100,053	147,363	100,180	103,357	136,237	1,555,482	2.4
78,693	77,862	66,967	67,691	65,759	53,920	64,131	835,248	1.3

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
谷 山	皇徳寺第一	水源地	地下水	17,332	16,680	17,056	19,668	19,909
	皇徳寺第二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	皇徳寺第三	水源地	地下水	19,206	19,054	20,881	21,477	20,194
	皇徳寺第四	水源地	地下水	7,893	8,129	8,878	9,455	9,009
	皇徳寺第五	水源地	地下水	9,785	9,634	10,684	10,604	10,092
	皇徳寺第六	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	本 城	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	谷 合 第 二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	影 原 第 二	水源地	地下水	71,143	74,372	71,419	75,131	71,139
	錫 山	水源地	地下水	2,303	2,340	2,528	2,504	2,038
	小 計			775,903	843,516	729,598	830,521	729,552
東 桜 島	散 花 平	水源地	湧 水	7,287	6,973	6,439	6,691	6,726
	桜 島 口	水源地	湧 水	2,408	2,340	2,076	1,632	2,245
	小 浜	水源地	湧 水	4,002	3,271	3,139	4,531	3,705
	古 河 良	水源地	湧 水	3,012	3,008	3,167	3,770	4,012
	白 浜	水源地	地下水	4,210	4,930	4,218	3,915	3,782
	小 計			20,919	20,522	19,039	20,539	20,470
旧 鹿 児 島 市 計				4,831,395	5,001,833	4,954,374	5,218,910	5,211,256

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
18,120	19,302	18,015	19,390	19,487	15,652	17,108	217,719	0.3
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
18,555	20,238	19,555	21,287	21,444	18,475	19,912	240,278	0.4
8,291	9,011	8,285	8,957	8,974	7,777	8,348	103,007	0.2
9,266	9,949	9,289	10,150	10,148	9,237	9,845	118,683	0.2
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
68,292	70,388	66,420	70,924	67,800	62,997	69,416	839,441	1.3
1,916	2,007	2,061	2,196	2,105	1,892	2,064	25,954	0.0
670,843	793,775	637,016	763,245	692,906	647,919	764,356	8,879,150	13.8
6,398	6,943	6,833	6,552	6,634	5,833	6,519	79,828	0.1
1,540	1,755	1,963	2,130	2,072	2,057	2,271	24,489	0.0
3,381	2,936	2,577	3,221	3,389	2,835	3,026	40,013	0.1
3,266	3,563	4,046	3,521	3,828	3,547	4,309	43,049	0.1
4,367	4,512	3,301	4,581	3,891	3,498	3,481	48,686	0.1
18,952	19,709	18,720	20,005	19,814	17,770	19,606	236,065	0.4
4,844,988	5,031,526	4,879,281	5,052,444	4,971,575	4,454,278	4,910,684	59,362,544	92.1

所在地 地区	月			4	5	6	7	8
	水源施設名	水源種別						
吉 田	諸 木	水源地	表流水	2,057	3,028	3,252	147	0
	福ヶ野	水源地	湧水	418	454	453	484	518
	神園	水源地	湧水	486	570	467	572	648
	山神山	水源地	湧水	3,510	3,452	3,368	3,266	3,918
	芝原	水源地	湧水	15,398	15,938	15,997	17,133	16,834
	早田尻	水源地	地下水	6,007	6,176	6,195	6,195	6,226
	牟礼岡第一	水源地	地下水	10,280	10,697	10,336	11,400	12,171
	牟礼岡第二	水源地	地下水	10,266	10,528	9,875	9,763	7,469
	牟礼岡第三	水源地	地下水	12,830	13,356	12,922	14,254	15,250
	白坂下	水源地	地下水	4,810	5,754	5,324	5,691	5,061
	狐迫	水源地	地下水	8,953	9,296	8,989	9,249	9,292
	倉谷	水源地	地下水	11,789	12,167	12,396	12,709	10,799
	南ヶ丸	水源地	地下水	13,627	13,741	15,910	15,163	15,387
	小計			100,431	105,157	105,484	106,026	103,573
桜 島	藤野第一	水源地	地下水	5,503	5,839	4,242	5,456	5,570
	藤野第二	水源地	地下水	11,976	11,294	9,240	11,847	12,077
	藤野第三	水源地	地下水	11,949	12,319	11,946	12,341	12,364
	武第一	水源地	地下水	6,045	6,260	6,099	6,494	6,548
	二俣第一	水源地	地下水	6,931	7,471	7,410	7,866	8,053
	二俣第二	水源地	地下水	7,144	7,720	7,618	8,055	8,216
	小計			49,548	50,903	46,555	52,059	52,828
喜 入	渕田第一	水源地	伏流水	0	0	0	0	0
	宮坂第二	水源地	伏流水	2,975	3,088	2,993	3,092	3,063
	渕田第二	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	生見	水源地	湧水	10,708	11,472	10,912	12,798	12,387
	前之浜第一	水源地	湧水	7,659	7,452	7,181	6,859	6,145
	帖地第一	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	宮坂第三	水源地	地下水	18,261	20,776	16,982	17,496	18,365
	宮坂第四	水源地	地下水	26,776	27,789	26,937	27,825	27,563

(單位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
0	0	0	0	0	0	0	8,484	0.0
479	506	423	219	203	187	218	4,562	0.0
302	0	0	0	0	0	0	3,045	0.0
2,823	3,512	3,291	3,413	3,195	2,588	3,116	39,452	0.1
13,764	15,456	13,864	14,715	13,902	13,404	14,149	180,554	0.3
5,957	6,316	6,227	6,446	6,704	7,153	6,470	76,072	0.1
10,937	11,088	10,444	11,184	10,932	8,154	8,905	126,528	0.2
7,977	9,074	9,102	9,219	9,253	6,350	7,329	106,205	0.1
13,670	13,829	13,045	14,048	13,681	10,196	11,115	158,196	0.2
4,538	6,099	4,452	4,600	4,517	4,284	4,692	59,822	0.1
8,940	9,253	8,960	9,282	9,222	8,291	9,226	108,953	0.2
10,590	10,150	10,493	9,933	10,402	9,198	10,794	131,420	0.2
13,538	14,712	14,346	15,141	15,514	14,177	15,484	176,740	0.3
93,515	99,995	94,647	98,200	97,525	83,982	91,498	1,180,033	1.8
3,422	3,031	2,788	2,895	2,657	2,301	2,709	46,413	0.1
6,273	6,623	6,060	6,140	5,712	4,965	5,833	98,040	0.2
11,983	12,350	11,961	12,373	12,350	11,183	12,312	145,431	0.2
5,589	6,100	5,846	6,013	5,964	5,337	5,977	72,272	0.1
7,053	6,344	6,377	6,531	6,569	5,893	6,579	83,077	0.1
7,078	6,510	6,556	6,698	6,792	6,063	6,790	85,240	0.1
41,398	40,958	39,588	40,650	40,044	35,742	40,200	530,473	0.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
2,664	2,799	2,821	3,043	3,018	2,758	2,996	35,310	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
11,749	10,988	10,058	10,515	10,168	8,987	9,911	130,653	0.2
5,913	7,759	7,381	8,958	9,041	7,684	7,138	89,170	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
21,068	21,354	19,056	21,744	16,716	14,757	16,696	223,271	0.3
23,974	25,196	25,389	27,384	27,160	24,819	26,963	317,775	0.5

所在地区	月			4	5	6	7	8
	水源施設名	水源地	水源種別					
喜入	一倉第二	水源地	地下水	1,779	2,093	2,615	2,610	2,579
	中名第一	水源地	地下水	22,513	21,100	21,303	23,061	23,606
	中名第二	水源地	地下水	5,229	4,908	4,743	4,949	5,015
	前之浜第二	水源地	地下水	3,686	4,207	4,459	5,335	5,548
	帖地第二	水源地	地下水	597	608	600	530	576
	瀬々串第二	水源地	地下水	7,860	9,544	7,360	8,300	8,623
	瀬々串第四	水源地	地下水	7,999	8,401	8,123	8,552	8,681
	星和台	水源地	地下水	5,884	5,946	5,743	6,145	6,306
	小田代第二	水源地	地下水	4,345	4,628	4,495	4,637	4,648
	小計			126,271	132,012	124,446	132,189	133,105
松元	松元春山第一	水源地	地下水	9,059	9,680	9,978	10,849	10,447
	松元春山第三第1	水源地	地下水	3,390	3,576	2,605	1,904	1,900
	松元春山第三第2	水源地	地下水	3,388	3,574	2,594	1,903	1,899
	松元春山第四	水源地	地下水	20,776	21,666	20,933	21,684	21,374
	折尾第一	水源地	地下水	1,350	1,355	1,206	1,389	1,352
	折尾第二	水源地	地下水	6,981	6,997	6,600	7,282	6,862
	折尾第三第1	水源地	地下水	6,141	6,053	5,627	6,467	5,782
	折尾第三第2	水源地	地下水	6,679	6,654	6,298	6,938	6,510
	上谷口第一第1	水源地	地下水	5,153	4,822	5,015	5,130	5,260
	上谷口第一第2	水源地	地下水	5,215	4,716	5,021	5,113	5,275
	上谷口第二第1	水源地	地下水	3,402	3,149	3,267	3,346	3,431
	上谷口第二第2	水源地	地下水	3,360	3,072	3,278	3,334	3,440
	石谷第一	水源地	地下水	1,129	1,096	1,166	1,186	1,175
	石谷第二	水源地	地下水	3,648	3,660	3,657	3,868	3,726
	石谷第三	水源地	地下水	4,090	4,317	4,223	4,657	4,947
	四元	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	東昌第一	水源地	地下水	2,454	2,636	2,293	1,090	122
	東昌第二	水源地	地下水	2,809	3,003	2,806	3,817	4,794
東昌第三	水源地	地下水	2,463	2,620	2,511	2,507	2,640	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合計	構成比 (%)
2,192	2,461	2,286	2,328	2,226	2,061	2,592	27,822	0.0
20,496	22,034	20,942	22,125	22,504	20,848	23,546	264,078	0.4
4,484	4,824	4,784	4,838	4,827	4,526	5,064	58,191	0.1
4,721	3,528	3,753	2,846	2,589	2,279	3,678	46,629	0.1
508	550	504	532	497	426	500	6,428	0.0
7,778	8,446	8,037	8,643	8,610	7,733	8,419	99,353	0.2
8,389	8,909	8,457	8,727	8,524	7,653	8,665	101,080	0.2
5,704	5,969	5,817	6,109	6,106	5,463	6,193	71,385	0.1
4,464	4,614	4,496	4,641	4,638	4,163	4,622	54,391	0.1
124,104	129,431	123,781	132,433	126,624	114,157	126,983	1,525,536	2.4
9,855	10,432	9,834	10,134	9,205	8,059	8,717	116,249	0.2
1,949	1,932	1,820	1,887	948	2,294	3,278	27,483	0.0
1,949	1,931	1,819	1,886	683	1,373	3,272	26,271	0.0
20,906	21,341	20,743	21,682	21,658	19,581	21,641	253,985	0.4
1,524	1,490	1,420	1,459	1,659	1,519	2,036	17,759	0.0
7,766	7,870	7,497	7,780	8,659	7,797	8,620	90,711	0.1
4,963	4,930	4,865	5,248	4,596	4,005	5,493	64,170	0.1
5,512	5,607	5,533	5,914	5,167	4,562	4,172	69,546	0.1
4,847	5,170	4,791	5,055	5,159	4,613	4,896	59,911	0.1
4,835	5,119	4,812	5,093	4,988	4,584	4,855	59,626	0.1
3,178	3,339	3,131	3,329	3,253	2,989	3,167	38,981	0.1
3,136	3,371	3,131	3,289	3,364	3,009	3,193	38,977	0.1
1,045	1,060	995	1,046	1,012	879	939	12,728	0.0
3,596	3,890	3,844	3,920	3,832	3,450	3,835	44,926	0.1
4,553	4,605	4,382	4,668	4,701	4,213	4,721	54,077	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
1,047	2,909	3,142	3,370	3,176	2,937	3,503	28,679	0.0
3,835	3,567	2,937	3,091	3,033	2,678	2,956	39,326	0.1
2,149	2,017	1,879	1,982	1,976	1,768	1,974	26,486	0.0

所在 地区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
松 元	東昌第四	水源地	地下水	5,326	5,518	5,131	5,190	5,362
	小計			96,813	98,164	94,209	97,654	96,298
郡 山	油須木	水源地	湧水	13,707	13,886	14,402	16,940	19,435
	郡山第一	水源地	湧水	7,897	8,005	6,924	10,599	10,291
	郡山第三	水源地	湧水	9,110	9,141	8,842	10,892	9,618
	常盤第一	水源地	湧水	7,763	8,644	10,251	7,307	10,238
	常盤第二	水源地	湧水	2,941	2,736	2,669	3,031	2,962
	東俣第一	水源地	地下水	1,901	2,082	1,894	848	0
	東俣第二	水源地	地下水	4,163	4,323	3,922	4,090	5,212
	郡山第二	水源地	地下水	5,195	4,599	3,971	3,905	3,137
	西有里第一	水源地	地下水	4,018	4,448	4,851	4,812	4,781
	西有里第二	水源地	地下水	5,015	5,094	5,023	5,258	5,375
	小計			61,710	62,958	62,749	67,682	71,049
5地域計				434,773	449,194	433,443	455,610	456,853
合計				5,266,168	5,451,027	5,387,817	5,674,520	5,668,109
水源種別水量		表流水	4か所	3,135,785	3,165,793	3,226,421	3,190,610	3,338,680
		伏流水	2か所	2,975	3,088	2,993	3,092	3,063
		湧水	31か所	1,370,035	1,511,789	1,417,967	1,751,901	1,606,707
		地下水	72か所	757,373	770,357	740,436	728,917	719,659
合計			109か所	5,266,168	5,451,027	5,387,817	5,674,520	5,668,109

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
4,227	4,028	3,805	3,784	3,812	3,379	3,790	53,352	0.1
90,872	94,608	90,380	94,617	90,881	83,689	95,058	1,123,243	1.7
18,223	17,460	15,171	14,486	14,329	12,851	13,562	184,452	0.3
8,382	10,018	9,430	9,429	9,332	8,583	8,282	107,172	0.1
8,956	9,002	10,111	10,222	10,934	10,858	8,358	116,044	0.1
11,602	12,764	14,254	11,888	10,360	11,414	10,217	126,702	0.2
2,721	3,034	2,678	2,543	2,497	2,218	2,448	32,478	0.1
0	0	0	0	0	0	0	6,725	0.0
3,286	3,755	3,767	4,043	3,925	3,500	4,017	48,003	0.1
2,423	1,936	742	4,554	3,822	847	7,360	42,491	0.1
5,354	5,847	6,196	5,460	4,561	4,358	4,737	59,423	0.1
4,969	5,174	5,007	5,240	5,171	4,605	5,088	61,019	0.1
65,916	68,990	67,356	67,865	64,931	59,234	64,069	784,509	1.2
415,805	433,982	415,752	433,765	420,005	376,804	417,808	5,143,794	7.9
5,260,793	5,465,508	5,295,033	5,486,209	5,391,580	4,831,082	5,328,492	64,506,338	100.0
3,056,616	3,111,051	3,190,260	3,268,481	3,323,961	2,956,859	3,205,370	38,169,887	59.2
2,664	2,799	2,821	3,043	3,018	2,758	2,996	35,310	0.1
1,501,397	1,597,372	1,380,405	1,456,543	1,321,231	1,203,216	1,376,251	17,494,814	27.0
700,116	754,286	721,547	758,142	743,370	668,249	743,875	8,806,327	13.7
5,260,793	5,465,508	5,295,033	5,486,209	5,391,580	4,831,082	5,328,492	64,506,338	100.0

4. 給水量分析比較表

項目		年度	26		27	
			水量	構成比	水量	構成比
給水量			65,833,881	100.00	65,539,116	100.00
有効水量	有収水量	料金水量	60,082,080	91.26	60,006,569	91.56
	無収水量	洗浄用水量	75,766	0.12	180,486	0.28
		消火用水量	822	0.00	555	0.00
		メーター不感水量	443,918	0.67	452,911	0.69
		水道施設関係水量	109,080	0.17	106,829	0.16
		料金免除（震災）	2,056	0.00	1,211	0.00
	有効水量合計			60,713,722	92.22	60,748,561
無効（無収）水量	調定減額水量		78,272	0.12	143,741	0.22
	漏水その他		5,041,887	7.66	4,646,814	7.09
	無効水量合計			5,120,159	7.78	4,790,555

注 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 口径別件数及び有収水量

口径		年度	26			27		
			件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
13 mm			1,676,357	46,096,258	13.75	1,686,169	46,101,461	13.67
20 mm			81,071	3,201,046	19.74	81,605	3,230,492	19.79
25 mm			13,703	1,362,293	49.71	13,731	1,342,682	48.89
30 mm			5,199	1,142,213	109.85	5,359	1,150,445	107.34
40 mm			7,350	2,734,851	186.04	7,516	2,774,142	184.55
50 mm			3,486	2,798,519	401.39	3,482	2,731,335	392.21
75 mm			955	1,539,739	806.15	960	1,533,081	798.48
100 mm			218	723,848	1,660.20	214	689,978	1,612.10
150 mm以上			36	448,768	6,232.89	36	425,054	5,903.53
私設消火栓・臨時用			382	34,545	45.22	370	27,899	37.70
計			1,788,757	60,082,080	16.79	1,799,442	60,006,569	16.67

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

(単位：m³，%)

28		29		30	
水 量	構成比	水 量	構成比	水 量	構成比
64,645,105	100.00	65,023,211	100.00	64,506,338	100.00
59,880,136	92.63	59,766,609	91.92	59,533,620	92.29
125,538	0.19	110,658	0.17	125,507	0.19
545	0.00	786	0.00	602	0.00
454,857	0.70	445,298	0.68	431,184	0.67
99,218	0.15	87,232	0.13	82,147	0.13
1,030	0.00	406	0.00	93	0.00
60,561,324	93.68	60,410,989	92.91	60,173,153	93.28
93,717	0.14	119,997	0.18	98,929	0.15
3,990,064	6.17	4,492,225	6.91	4,234,256	6.56
4,083,781	6.32	4,612,222	7.09	4,333,185	6.72

(単位：件，m³)

28			29			30		
件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位
1,699,352	46,036,386	13.55	1,716,152	46,032,709	13.41	1,729,050	45,872,127	13.27
81,721	3,184,778	19.49	81,542	3,145,652	19.29	82,161	3,138,102	19.10
13,712	1,322,412	48.22	13,742	1,315,923	47.88	13,726	1,286,081	46.85
5,482	1,126,071	102.71	5,617	1,103,860	98.26	5,754	1,106,169	96.12
7,548	2,741,106	181.58	7,686	2,771,588	180.30	7,776	2,764,004	177.73
3,512	2,756,170	392.39	3,500	2,725,585	389.37	3,538	2,730,015	385.81
977	1,560,334	798.53	967	1,532,331	792.31	989	1,538,020	777.56
206	691,936	1,679.46	210	704,957	1,678.47	207	717,030	1,731.96
36	413,106	5,737.58	36	401,768	5,580.11	36	340,669	4,731.51
302	47,837	79.20	370	32,236	43.56	364	41,403	56.87
1,812,848	59,880,136	16.52	1,829,822	59,766,609	16.33	1,843,601	59,533,620	16.15

口径13mmのメーターを使用しているものとみなして換算した数値を示す。

6. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			27			
			26			27			
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	
生活用水	一般家庭用	家事用	1,272,865	38,003,561	14.93	1,285,095	38,161,955	14.85	
		共用	104	2,144	10.31	101	2,137	10.58	
		共同住宅用	335,168	7,596,188	11.33	332,223	7,493,117	11.28	
		小計	1,608,137	45,601,893	14.18	1,617,419	45,657,209	14.11	
	用水	家事兼営業用	家事兼営業用	19,708	763,526	19.37	19,481	746,601	19.16
		複合ビル用	複合ビル用	9,280	291,870	15.73	9,377	311,377	16.60
		公衆浴場用	公衆浴場用	195	210,829	540.59	189	220,327	582.88
	計			1,637,320	46,868,118	14.31	1,646,466	46,935,514	14.25
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	3,463	702,972	101.50	3,406	705,090	103.51	
		学校用	2,484	936,084	188.42	2,335	920,414	197.09	
		プール用	255	143,812	281.98	234	128,868	275.36	
		公共用	6,467	346,321	26.78	6,459	349,192	27.03	
		下水道施設用	96	28,870	150.36	98	29,625	151.15	
		小計	12,765	2,158,059	84.53	12,532	2,133,189	85.11	
	事務所用	事務所用	27,055	969,369	17.91	27,033	956,897	17.70	
	病院用	病院用	5,344	1,737,116	162.53	5,340	1,659,548	155.39	
	営業用	船舶給水用	90	53,213	295.63	90	54,140	300.78	
		娯楽用	741	214,123	144.48	738	214,537	145.35	
		旅館用	1,124	925,984	411.91	1,089	917,404	421.21	
		飲食店用	14,868	1,433,225	48.20	14,794	1,426,752	48.22	
		私設消火栓	48	0	0.00	42	0	0.00	
		臨時用	334	34,545	51.71	328	27,899	42.53	
その他		85,074	4,948,206	29.08	87,056	4,982,806	28.62		
小計	102,279	7,609,296	37.20	104,137	7,623,538	36.60			
工場用	工場用	3,994	740,122	92.65	3,934	697,883	88.70		
計			151,437	13,213,962	43.63	152,976	13,071,055	42.72	
合計			1,788,757	60,082,080	16.79	1,799,442	60,006,569	16.67	

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件，m³)

28			29			30			構成比(%) (30年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,299,054	38,300,476	14.74	1,314,489	38,366,101	14.59	1,325,975	38,308,698	14.45	71.92	64.35
96	1,723	8.97	97	1,600	8.25	95	1,652	8.69	0.01	0.00
329,889	7,338,985	11.12	329,809	7,303,492	11.07	331,119	7,224,993	10.91	17.96	12.14
1,629,039	45,641,184	14.01	1,644,395	45,671,193	13.89	1,657,189	45,535,343	13.74	89.89	76.49
19,325	730,278	18.89	19,171	714,530	18.64	19,046	698,551	18.34	1.03	1.17
9,437	316,740	16.78	9,378	317,250	16.91	9,366	313,866	16.76	0.51	0.53
192	222,044	578.24	194	224,689	579.10	184	187,066	508.33	0.01	0.31
1,657,993	46,910,246	14.15	1,673,138	46,927,662	14.02	1,685,785	46,734,826	13.86	91.44	78.50
3,311	689,311	104.09	3,283	631,271	96.14	3,310	633,391	95.68	0.18	1.06
2,349	906,529	192.96	2,344	890,123	189.87	2,384	878,564	184.26	0.13	1.48
260	137,695	264.80	249	129,632	260.31	253	147,748	291.99	0.01	0.25
6,471	348,067	26.89	6,472	314,230	24.28	6,473	337,092	26.04	0.35	0.57
101	32,834	162.54	102	33,575	164.58	102	33,168	162.59	0.01	0.06
12,492	2,114,436	84.63	12,450	1,998,831	80.27	12,522	2,029,963	81.06	0.68	3.41
27,162	926,772	17.06	27,221	903,086	16.59	27,341	887,036	16.22	1.48	1.49
5,332	1,625,437	152.42	5,287	1,578,263	149.26	5,289	1,492,924	141.13	0.29	2.51
95	74,815	393.76	99	90,354	456.33	102	76,482	374.91	0.01	0.13
709	216,840	152.92	687	207,046	150.69	664	198,090	149.16	0.04	0.33
1,006	894,924	444.79	978	928,505	474.70	970	924,803	476.70	0.05	1.55
14,867	1,403,160	47.19	14,759	1,365,889	46.27	14,560	1,339,515	46.00	0.79	2.25
30	0	0.00	30	0	0.00	30	0	0.00	0.00	0.00
272	47,837	87.94	340	32,236	47.41	334	41,403	61.98	0.02	0.07
89,004	4,958,485	27.86	91,014	5,040,455	27.69	92,265	5,107,556	27.68	5.00	8.58
105,983	7,596,061	35.84	107,907	7,664,485	35.51	108,925	7,687,849	35.29	5.91	12.91
3,886	707,184	90.99	3,819	694,282	90.90	3,739	701,022	93.74	0.20	1.18
154,855	12,969,890	41.88	156,684	12,838,947	40.97	157,816	12,798,794	40.55	8.56	21.50
1,812,848	59,880,136	16.52	1,829,822	59,766,609	16.33	1,843,601	59,533,620	16.15	100.00	100.00

ごとに給水装置が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

7. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画			26			27			
用途	口径	水量区画 (m ³)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	
一 般 用	13mm	0～10	1,413,992	7,513,356	1,413,450,807	1,435,589	7,640,352	1,442,962,180	
		11～20	1,232,642	18,458,730	2,312,703,254	1,237,793	18,539,717	2,333,633,377	
		21～30	542,659	13,203,318	1,901,582,201	539,659	13,120,854	1,897,131,679	
		31以上	182,133	6,917,545	1,301,778,995	178,815	6,797,545	1,284,934,389	
		小計	3,371,426	46,092,949	6,929,515,257	3,391,856	46,098,468	6,958,661,625	
	20mm	0～10	60,391	297,408	92,328,848	60,588	295,593	93,004,683	
		11～20	50,649	762,016	123,616,268	50,967	764,368	124,678,932	
		21～30	27,924	684,643	114,618,460	28,399	695,937	116,990,140	
		31以上	24,389	1,454,002	343,911,871	24,460	1,471,554	350,328,090	
		小計	163,353	3,198,069	674,475,447	164,414	3,227,452	685,001,845	
	25mm	0～50	19,723	342,691	116,477,954	19,832	341,691	116,983,370	
		51～100	3,988	282,721	76,311,883	3,909	277,259	75,162,778	
		101以上	3,762	731,586	215,425,231	3,740	718,594	212,332,511	
		小計	27,473	1,356,998	408,215,068	27,481	1,337,544	404,478,659	
	30mm	0～50	4,928	99,109	36,547,457	5,156	101,963	37,989,578	
		51～100	1,683	123,844	34,872,832	1,657	120,874	34,213,456	
		101以上	3,812	914,356	277,499,521	3,911	922,713	281,007,472	
		小計	10,423	1,137,309	348,919,810	10,724	1,145,550	353,210,506	
	40mm	0～50	4,980	107,059	48,853,674	5,090	111,718	50,709,647	
		51～100	2,441	181,193	56,085,484	2,458	182,296	56,713,969	
101以上		7,317	2,440,361	769,195,153	7,531	2,474,112	782,932,403		
小計		14,738	2,728,613	874,134,311	15,079	2,768,126	890,356,019		
50mm	全	6,934	2,742,382	949,628,227	6,942	2,692,599	937,660,585		
75mm	全	1,857	1,405,626	493,379,051	1,861	1,371,435	484,530,240		
100mm	全	438	723,848	251,832,266	430	689,978	241,564,748		
150mm以上	全	72	448,768	152,644,174	73	425,054	145,677,744		
計			3,596,714	59,834,562	11,082,743,611	3,618,860	59,756,206	11,101,141,971	
一 般 用 以 外	共 用	0～10	116	397	106,516	98	302	88,742	
		11～20	64	957	119,798	78	1,095	137,670	
		21～30	14	319	44,370	14	325	45,732	
		31以上	14	471	81,792	12	415	74,002	
		小計	208	2,144	352,476	202	2,137	346,146	
	公 衆 浴 場 用	13mm	全	94	1,165	157,998	86	856	128,965
		20mm	全	96	2,977	349,856	96	3,040	356,274
		25mm	全	72	5,295	528,608	72	5,138	519,040
		30mm	全	48	4,904	497,970	48	4,895	499,644
		40mm	全	34	6,238	629,446	30	6,016	599,298
		50mm	全	24	56,137	4,451,552	12	38,736	3,042,356
		75mm	全	24	134,113	10,624,348	36	161,646	13,015,910
		小計	392	210,829	17,239,778	380	220,327	18,161,487	
	私設消火栓	全	96	0	154,800	84	0	136,080	
	臨時用	全	0	34,545	16,163,945	0	27,899	13,106,514	
計			696	247,518	33,910,999	666	250,363	31,750,227	
合 計			3,597,410	60,082,080	11,116,654,610	3,619,526	60,006,569	11,132,892,198	

(単位：件, m³, 円)

28			29			30		
基本料金 数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 数	有収水量	水道料金(税込)
1,464,774	7,720,737	1,467,842,412	1,494,207	7,793,970	1,492,825,323	1,530,991	7,951,177	1,528,134,869
1,242,119	18,588,863	2,339,713,349	1,250,648	18,709,313	2,354,924,365	1,248,987	18,689,959	2,352,594,602
536,644	13,052,439	1,887,644,417	535,968	13,019,173	1,881,477,185	534,026	12,958,482	1,871,578,698
175,934	6,671,650	1,259,364,065	171,802	6,506,243	1,227,188,005	165,631	6,267,930	1,181,746,073
3,419,471	46,033,689	6,954,564,243	3,452,625	46,028,699	6,956,414,878	3,479,635	45,867,548	6,934,054,242
61,507	297,337	94,268,048	62,756	299,549	95,885,478	63,955	306,420	97,752,307
50,693	761,703	124,227,491	49,430	745,327	121,458,017	49,642	748,802	121,970,611
28,021	686,956	115,501,864	28,081	687,646	115,572,554	28,197	689,189	115,748,794
24,398	1,435,604	339,889,795	24,084	1,410,321	333,543,260	23,674	1,391,194	329,261,453
164,619	3,181,600	673,887,198	164,351	3,142,843	666,459,309	165,468	3,135,605	664,733,165
20,040	339,304	116,759,834	20,157	337,312	116,473,452	20,294	342,202	117,887,095
3,852	275,965	74,789,095	3,739	267,052	72,385,115	3,705	263,554	71,437,786
3,558	701,963	207,934,771	3,612	706,796	209,210,019	3,509	675,610	199,659,221
27,450	1,317,232	399,483,700	27,508	1,311,160	398,068,586	27,508	1,281,366	388,984,102
5,442	106,667	39,871,033	5,653	110,779	41,350,373	5,774	109,354	41,369,495
1,787	130,743	36,997,492	1,860	135,839	38,440,870	2,044	150,055	42,445,765
3,767	884,149	269,179,836	3,732	852,478	259,069,007	3,704	841,660	255,692,046
10,996	1,121,559	346,048,361	11,245	1,099,096	338,860,250	11,522	1,101,069	339,507,306
5,164	111,211	50,965,444	5,228	112,737	51,696,216	5,385	116,430	53,272,638
2,480	183,824	57,200,260	2,614	195,257	60,678,140	2,591	193,254	60,083,099
7,509	2,439,593	771,809,528	7,578	2,456,841	777,218,718	7,622	2,446,702	773,840,602
15,153	2,734,628	879,975,232	15,420	2,764,835	889,593,074	15,598	2,756,386	887,196,339
7,002	2,708,935	943,581,189	6,985	2,670,485	930,871,178	7,060	2,683,307	935,712,561
1,883	1,405,847	495,915,103	1,862	1,384,241	488,483,349	1,913	1,420,519	501,356,796
412	691,936	241,527,108	422	704,957	246,100,890	416	717,030	249,793,702
72	413,106	141,806,592	72	401,768	138,133,080	72	340,669	118,337,004
3,647,058	59,608,532	11,076,788,726	3,680,490	59,508,084	11,052,984,594	3,709,192	59,303,499	11,019,675,217
117	378	106,762	127	397	114,749	126	419	115,590
52	672	84,256	38	452	56,506	40	536	67,286
12	274	38,160	18	437	63,138	12	292	42,246
12	399	69,254	10	314	52,216	12	405	71,032
193	1,723	298,432	193	1,600	286,609	190	1,652	296,154
84	974	137,102	96	2,410	254,223	96	2,927	293,820
96	3,178	366,702	96	2,809	338,812	90	2,497	306,391
72	5,180	522,224	72	4,763	490,692	72	4,715	487,066
48	4,512	470,688	48	4,764	489,738	45	5,100	506,871
36	6,478	663,122	29	6,753	647,148	24	7,618	691,516
12	47,235	3,684,876	12	55,100	4,279,474	12	46,708	3,645,040
36	154,487	12,474,690	36	148,090	11,991,072	33	117,501	9,593,010
384	222,044	18,319,404	389	224,689	18,491,159	372	187,066	15,523,714
60	0	97,200	60	0	97,200	60	0	97,200
0	47,837	22,473,475	0	32,236	15,144,026	0	41,403	19,450,706
637	271,604	41,188,511	642	258,525	34,018,994	622	230,121	35,367,774
3,647,695	59,880,136	11,117,977,237	3,681,132	59,766,609	11,087,003,588	3,709,814	59,533,620	11,055,042,991

第3章 業 務

1. 検針業務状況

(単位：人、件)

項目 年度	職員検針		委託検針		合 計	
	検針人員	検針件数	検針人員	検針件数	検針人員	検針件数
26			1,243	1,668,941	1,243	1,668,941
27			1,275	1,686,798	1,275	1,686,798
28			1,306	1,708,656	1,306	1,708,656
29			1,323	1,730,787	1,323	1,730,787
30			1,249	1,758,015	1,249	1,758,015

注 検針件数は、休止中のメータ一点検件数を含む。人員・件数は年度の延べ数。

2. 水道料金調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納 付 制		口 座 振 替 制		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
26	259,590 17.2	2,437,273,128 21.9	1,245,858 82.8	8,679,381,482 78.1	1,505,448	11,116,654,610 (10,338,551,781)
27	264,499 17.4	2,381,759,779 21.4	1,252,647 82.6	8,751,132,419 78.6	1,517,146	11,132,892,198 (10,308,233,517)
28	270,558 17.7	2,374,019,024 21.4	1,260,280 82.3	8,743,958,213 78.6	1,530,838	11,117,977,237 (10,294,423,368)
29	278,033 18.0	2,394,829,054 21.6	1,269,695 82.0	8,692,174,534 78.4	1,547,728	11,087,003,588 (10,265,744,063)
30	284,484 18.2	2,392,408,215 21.6	1,276,980 81.8	8,662,634,776 78.4	1,561,464	11,055,042,991 (10,236,150,918)

注 ()内は、消費税抜額である。

3. 水道料金収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未 収		当 年 度 調 定		当 年 度 収 納		不 納 欠 損		当 年 度 末 未 収	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
26	194,237	1,370,339,149	1,505,448	11,116,654,610	1,501,251	11,094,309,011	3,860	28,923,722	194,574 (134,795)	1,363,761,026 (972,237,256)
27	194,574	1,363,761,026	1,517,146	11,132,892,198	1,515,294	11,114,681,220	3,307	24,678,432	193,119 (135,171)	1,357,293,572 (990,825,706)
28	193,119	1,357,293,572	1,530,838	11,117,977,237	1,528,952	11,141,227,356	3,598	24,658,574	191,407 (136,111)	1,309,384,879 (973,018,147)
29	191,407	1,309,384,879	1,547,728	11,087,003,588	1,541,600	11,074,099,471	4,258	22,733,941	193,277 (136,668)	1,299,555,055 (965,723,772)
30	193,277	1,299,555,055	1,561,464	11,055,042,991	1,558,680	11,043,814,148	4,463	18,059,271	191,598 (137,526)	1,292,724,627 (969,150,892)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

収納方法別内訳

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口 座 振 替		水道局窓口		コ ン ビ ニ		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
26	57,510 3.8	1,553,437,335 14.0	1,189,234 79.2	8,379,247,017 75.5	41,103 2.7	221,946,439 2.0	213,404 14.2	939,678,220 8.5	1,501,251	11,094,309,011
27	55,358 3.7	1,485,948,905 13.4	1,199,853 79.2	8,459,424,061 76.1	41,490 2.7	219,740,858 2.0	218,593 14.4	949,567,396 8.5	1,515,294	11,114,681,220
28	53,288 3.5	1,454,676,494 13.1	1,209,255 79.1	8,506,260,343 76.3	38,617 2.5	199,825,657 1.8	227,792 14.9	980,464,862 8.8	1,528,952	11,141,227,356
29	53,511 3.5	1,449,718,577 13.1	1,219,346 79.1	8,455,799,129 76.4	30,311 2.0	153,037,207 1.4	238,432 15.5	1,015,544,558 9.2	1,541,600	11,074,099,471
30	51,532 3.3	1,410,063,585 12.8	1,228,293 78.8	8,430,861,702 76.3	32,114 2.1	159,436,538 1.4	246,741 15.8	1,043,452,323 9.4	1,558,680	11,043,814,148

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

4. 給水負担金調定状況

(単位：件, 円)

年度	新 設		改 造		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
26	2,065	224,019,000	218	86,178,600	2,283	310,197,600 (287,220,000)
27	2,259	199,810,800	237	97,702,200	2,496	297,513,000 (275,475,000)
28	3,082	230,882,400	274	119,005,200	3,356	349,887,600 (323,970,000)
29	1,921	204,103,800	244	102,357,000	2,165	306,460,800 (283,760,000)
30	1,780	172,859,400	235	110,570,400	2,015	283,429,800 (262,435,000)

注 ()内は、消費税抜額である。

5. 水道メーター

(1) メーター設置状況

(単位：個)

年度	新 設 (新設+口変等)	受 贈	撤 去 (撤去+口変等)	取 替
26	4,024	4,021	1,965	31,598
27	4,496	2,197	2,124	29,711
28	5,298	1,067	2,023	31,036
29	4,245	984	2,228	37,411
30	3,842	663	1,931	34,530

(2) 口径別設置状況

(単位：個)

年度	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
26		216,945	11,528	3,481	1,627	2,275	1,040	286	48	7	1	237,238
27		221,200	11,706	3,489	1,714	2,322	1,039	284	45	7	1	241,807
28		225,265	11,834	3,470	1,799	2,396	1,046	285	46	7	1	246,149
29		227,984	11,998	3,464	1,856	2,459	1,050	286	45	7	1	249,150
30		230,262	12,214	3,445	1,917	2,493	1,050	289	46	7	1	251,724

(3) メーター取替状況

(単位：個)

原因	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
検 定 有 効 期 間 満 了		31,027	1,240	383	245	304	153	24	15	1	0	33,392
不 動		14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
感 度 不 良		0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
そ の 他 (ネジ変更等)		1,063	31	11	3	9	3	1	1	0	0	1,122
合 計		32,104	1,271	395	248	313	156	26	16	1	0	34,530

(4) メーター修理状況

(単位:個)

年度	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合計
	26		32,294	1,942	640	304	380	107	51	10	1	0
27		24,261	1,691	617	232	381	142	25	9	2	0	27,360
28		29,966	1,490	512	208	190	177	45	3	1	0	32,592
29		33,003	1,850	520	304	320	170	40	0	0	0	36,207
30		32,350	1,360	416	254	270	158	31	16	1	0	34,856

6. 給水装置

(単位:件)

年度	項目	工 事 件 数 (完 成)			
		新 設	改 造	徹 去	合 計
26		2,650	3,185	386	6,221
27		2,368	3,337	484	6,189
28		3,099	3,281	451	6,831
29		2,542	3,431	366	6,339
30		2,311	3,539	499	6,349

7. 漏水防止

(1) 老朽配水管布設替延長・老朽給水管取替件数

区分	年度		26	27	28	29	30
	単位						
老朽配水管布設替延長	m		12,217	14,008	16,693	17,480	25,820
老朽給水管取替	鉛管	箇所	9,024	7,507	2,618	843	332
	その他	箇所	413	306	444	297	303
	計	箇所	9,437	7,813	3,062	1,140	635

(2) 地下漏水調査・修繕件数

区分	年度		26	27	28	29	30
	単位						
調査対象管延長	km		1,072.0	900.0	991.0	849.0	1,472.0
修 繕	配水管	箇所	12	21	26	17	37
		箇所/km	0.01	0.02	0.03	0.02	0.03
	給水管	箇所	120	121	96	147	188
	計	箇所	132	142	122	164	225
防止水量換算値	配水管	m ³ /日	482	525	413	447	788
		m ³ /日/km	0.45	0.58	0.42	0.53	0.54
	給水管	m ³ /日	392	964	434	518	856
	計	m ³ /日	874	1,489	847	965	1,644

(3) 公道漏水修繕件数

種 別	漏水形態	箇所 口径(mm)	管 類								
			鑄 鉄 管		鋼 管		硬質塩化ビニル管		鉛 管		
			管	継 手	管	継 手	管	継 手	管	継 手	
送水管	地上	—			3		6				
	地下				2		1				
配水本管	地上	300超									
	地下										
配水支管	地上	300以下	3		2	4	36	46			
	地下		1	1	3		5	13			
給水管	地上	—	1		9	1	19	33	34	8	
	地下				1		4	3			2
合 計			5	1	20	5	71	95	34	10	

(単位:箇所)

管 類				弁栓類	その他	合 計
ポリエチレン管		銅 管				
管	継 手	管	継 手			
				2		11
				1		4
						0
						0
	2			1		94
				7	3	33
98	17	10	4	9	3	246
21	1				12	44
119	20	10	4	20	18	432

(4) 原因状況別漏水件数

(単位:箇所)

種 別	原因 状況	腐食老化	荷重振動	水 撃 圧	施工不良	材質欠陥	他工事 損 傷	地盤沈下	凍 結	埋戻不良	そ の 他	合 計
送水管	折 損											0
	穴 アキ	5										5
	亀 裂		1	6								7
	抜け・ゆるみ		1									1
	そ の 他	2										2
配水本管	折 損											0
	穴 アキ											0
	亀 裂											0
	抜け・ゆるみ											0
	そ の 他											0
配水支管	折 損	3		1			3					7
	穴 アキ	8		3								11
	亀 裂	30	5	41						1	1	78
	抜け・ゆるみ	7		7	3		1				1	19
	そ の 他	6		2	1						3	12
給水管	折 損				1		27					28
	穴 アキ	62		14	1	2					1	80
	亀 裂	75	1	28	5	1						110
	抜け・ゆるみ	19	2	12	5							38
	そ の 他	32					1				1	34
合 計		249	10	114	16	4	31	0	0	1	7	432

8. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名 \ 年度	26	27	28	29	30
河頭浄水場 (石井手・小野取水場含む)	9,582,720	9,709,038	9,100,344	10,600,206	10,060,962
滝之神浄水場	1,064,037	955,631	845,631	794,381	774,016
平川浄水場 (万之瀬取水場含む)	1,195,914	1,442,532	1,402,140	1,362,066	1,596,744
ポンプ所その他	26,448,007	26,472,975	26,219,106	25,948,768	26,365,142
合計	38,290,678	38,580,176	37,567,221	38,705,421	38,796,864

(2) 電力料金

(単位：円)

施設名 \ 年度	26	27	28	29	30
河頭浄水場 (石井手・小野取水場含む)	182,873,104	159,284,007	140,737,749	169,252,221	173,715,769
滝之神浄水場	19,725,328	17,521,001	15,059,612	15,070,331	15,361,852
平川浄水場 (万之瀬取水場含む)	27,496,410	30,354,801	28,271,209	29,534,031	36,073,124
ポンプ所その他	493,394,362	491,244,495	454,619,910	482,365,460	519,812,838
合計	723,489,204	698,404,304	638,688,480	696,222,043	744,963,583

9. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

		年度				
薬品名	施設名	26	27	28	29	30
ポリ塩化 アルミニウム	河頭浄水場	1,475,040	1,423,140	1,324,850	1,002,090	632,050
	滝之神浄水場	686,560	641,530	582,690	592,250	511,780
	平川浄水場	60,310	55,120	85,460	150,700	84,870
	計	2,221,910	2,119,790	1,993,000	1,745,040	1,228,700
液体 苛性ソーダ	河頭浄水場	472,150	480,560	360,160	139,860	20,000
	滝之神浄水場	228,400	210,240	239,900	235,980	196,100
	平川浄水場	13,030	18,080	25,080	45,080	29,840
	計	713,580	708,880	625,140	420,920	245,940
粉末活性炭 (50%WET換算)	河頭浄水場	101,920	109,200	72,740	120,640	109,040
	滝之神浄水場	122,400	108,000	126,000	162,240	75,600
	平川浄水場	0	7,200	7,200	10,080	1,800
	計	224,320	224,400	205,940	292,960	186,440
次亜塩素酸ナトリウム		741,030	677,490	643,550	656,390	644,690

(2) 薬品費

(単位：円)

		年度				
薬品名	施設名	26	27	28	29	30
ポリ塩化 アルミニウム	河頭浄水場	36,270,908	30,788,361	25,494,720	27,363,202	25,939,328
	滝之神浄水場	16,801,821	13,926,869	11,175,654	13,085,287	17,106,613
	平川浄水場	1,481,764	1,200,427	1,631,485	3,433,169	2,582,692
	計	54,554,493	45,915,657	38,301,859	43,881,658	45,628,633
液体 苛性ソーダ	河頭浄水場	17,265,262	11,314,301	6,906,404	3,323,073	691,199
	滝之神浄水場	8,370,186	4,949,889	4,421,692	6,031,278	6,777,214
	平川浄水場	475,194	425,675	495,633	1,157,932	1,031,269
	計	26,110,642	16,689,865	11,823,729	10,512,283	8,499,682
粉末活性炭 (50%WET換算)	河頭浄水場	19,572,948	23,052,006	14,364,486	14,903,244	14,353,111
	滝之神浄水場	31,648,320	28,226,880	26,617,248	24,424,156	12,219,205
	平川浄水場	0	1,905,120	1,143,072	1,459,555	289,656
	計	51,221,268	53,184,006	42,124,806	40,786,955	26,861,972
次亜塩素酸ナトリウム		49,411,366	45,590,263	43,289,668	42,819,995	42,414,814
水質試験用試薬・その他		25,565,071	22,541,471	18,336,416	19,268,598	17,184,643
合計		206,862,840	183,921,262	153,876,478	157,269,489	140,589,744

10. 水質検査結果表(給水栓水)

項目	系統		河 頭 浄 水 場	滝 之 神 浄 水 場	平 川 浄 水 場	大 明 ヶ 丘 配 水 池
	単位		表流水 (甲突川)	表流水 (稻荷川)	表流水 (万之瀬川)	表流水・湧水 (稻荷川)
水 温	℃		20.6	21.1	19.9	18.9
一 般 細 菌	個/ml		0	0	0	0
大 腸 菌			不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	mg/L		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水 銀 及 び 其 の 化 合 物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛 及 び 其 の 化 合 物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六 価 ク ロ ム 化 合 物	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜 硝 酸 態 窒 素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		1.1	1.9	0.9	3.3
フッ素及びその化合物	mg/L		0.08 未満	0.08	0.10	0.08 未満
ホウ素及びその化合物	mg/L		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四 塩 化 炭 素	mg/L		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4- ジ オ キ サ ン	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベ ン ゼ ン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩 素 酸	mg/L		0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
ク ロ ロ 酢 酸	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
ク ロ ロ ホ ル ム	mg/L		0.009	0.003	0.002	0.001 未満
ジ ク ロ ロ 酢 酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジプロモクロロメタン	mg/L		0.004	0.005	0.008	0.002
臭 素 酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	mg/L		0.019	0.014	0.017	0.003
トリクロロ酢酸	mg/L		0.006	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
プロモジクロロメタン	mg/L		0.007	0.004	0.005	0.001 未満
ブ ロ モ ホ ル ム	mg/L		0.001 未満	0.001	0.003	0.001 未満
ホルムアルデヒド	mg/L		0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.04	0.04	0.02 未満	0.02 未満
鉄 及 び 其 の 化 合 物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅 及 び 其 の 化 合 物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物	mg/L		11.3	13.5	16.8	14.6
マンガン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩 化 物 イ オ ン	mg/L		10.5	15.3	16.2	14.9
カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/L		36	45	85	62
蒸 発 残 留 物	mg/L		139	147	202	190
陰イオン界面活性剤	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジ ェ オ ス ミ ン	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フ ェ ノ ール 類	mg/L		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.5	0.5	0.2 未満	0.2 未満
pH 値			7.3	7.1	7.6	6.6
味			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭 気			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色 度	度		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
濁 度	度		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊 離 残 留 塩 素	mg/L		0.42	0.41	0.41	0.39

注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点71か所のうち代表的なものの年間平均値である。

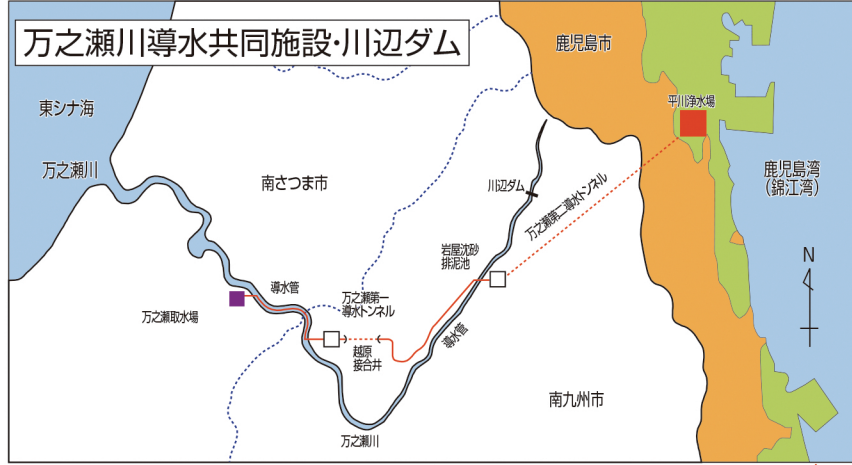
玉里第一配水池	上之原第二配水池	紫原第二配水池	桜ヶ丘配水池	水 質 基 準
湧 水	湧 水	表流水・地下水 (甲突川)	表流水・地下水 (甲突川)	
19.4	19.5	19.8	20.1	—
0	0	0	0	100 以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
3.2	3.4	2.4	1.3	10 以下
0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下
0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.004	0.006	0.06 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.004	0.005	0.1 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.014	0.016	0.1 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.004	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.004	0.005	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.09 以下
0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.03	0.03	0.2 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
12.5	13.5	14.4	12.4	200 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
12.7	13.5	15.2	12.3	200 以下
58	62	50	41	300 以下
181	191	171	154	500 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
0.2 未満	0.2 未満	0.4	0.5	3 以下
6.7	6.9	7.1	7.1	5.8 以上 8.6 以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	5 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
0.37	0.39	0.40	0.43	(0.1 以上)

項目	系統		笠木配水池	野頭配水池	坂之上第二配水池	藤野配水池
	単位		湧水	湧水・地下水	湧水・地下水	地下水
水温	℃		18.7	20.4	20.2	18.9
一般細菌	個/ml		0	0	0	0
大腸菌			不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	mg/L		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002
六価クロム化合物	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		1.6	1.9	2.8	0.7
フッ素及びその化合物	mg/L		0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.28
ホウ素及びその化合物	mg/L		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素	mg/L		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸	mg/L		0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
クロロ酢酸	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ジクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブロモクロロメタン	mg/L		0.001 未満	0.002	0.001	0.001 未満
臭素酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	mg/L		0.001 未満	0.004	0.002	0.001 未満
トリクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ブロモジクロロメタン	mg/L		0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001 未満
ブロモホルム	mg/L		0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001 未満
ホルムアルデヒド	mg/L		0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物	mg/L		0.04	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物	mg/L		9.6	13.0	14.0	20.6
マンガン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	mg/L		8.1	11.4	11.0	26.1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		36	51	47	114
蒸発残留物	mg/L		127	142	148	292
陰イオン界面活性剤	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類	mg/L		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満
pH	値		6.7	6.8	6.8	6.2
味			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
濁度	度		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊離残留塩素	mg/L		0.34	0.43	0.42	0.41

注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点71か所のうち代表的なものの年間平均値である。

吉水配水池	郡山配水池	上谷口第一配水池	宮坂配水池	水質基準
湧水・地下水	湧水・地下水	地下水	伏流水・地下水	
18.1	21.4	21.9	20.7	—
0	0	0	0	100 以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.002	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.01 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.7	0.9	0.2 未満	0.4	10 以下
0.08 未満	0.08 未満	0.12	0.08 未満	0.8 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下
0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下
0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
8.2	10.3	23.4	13.8	200 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
7.0	6.8	6.2	10.0	200 以下
41	29	49	31	300 以下
118	147	152	103	500 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	3 以下
6.9	6.8	8.1	7.0	5.8 以上 8.6 以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	5 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
0.46	0.39	0.49	0.41	(0.1 以上)

計画給水区域と主要施設位置図



凡例 (平成30年度末現在)	
	行政区域
	計画給水区域
	配水管
	送水管
	導水管
	浄水場
	取水場(表流水)
	水源(湧水・地下水)
	ポンプ所
	配水池・調整池
	その他の施設

※この図面は概略図です。

第4章 施設の概要

1. 主要施設一覧表

(1) 庁舎

ア. 本部

所在地	鹿児島市鴨池新町1番10号
敷地面積	5,367 m ²
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造（地上5階，地下1階，塔屋2階） 鉄骨造（別棟2階）
延床面積	5,605 m ²
完成年月日	昭和51年5月29日

イ. 水道応急・維持管理センター

所在地	鹿児島市鴨池新町7番3号
敷地面積	3,292 m ²
構造	鉄骨造（地上2階）
延床面積	1,173 m ²
完成年月日	平成12年3月10日

(2) 浄水場・水源地

所在地区	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所在地
吉野	七窪水源地	湧水	13,000	下田町207
	滝之神水源地	湧水	17,400	坂元町1377-2
	川上水源地	湧水	4,100	川上町329
	花棚水源地	湧水	1,800	川上町1437-1
	花棚第二水源地	地下水	2,700	川上町1412-1
	明ヶ窪第二水源地	地下水	1,200	伊敷台七丁目1638-2
	金水水源地	地下水	700	下田町238-2
	下花棚水源地	地下水	500	川上町1361-1
	下田第二水源地	地下水	500	下田町1336
中央	河頭浄水場 (石井手取水場) (小野取水場)	表流水	109,100	犬迫町1272-1 (伊敷町4839-3) (小野二丁目369-2)
	滝之神浄水場	表流水	39,700	吉野町1125-1
	仁王堂水源地	湧水	1,900	清水町7-8
	冷水水源地	湧水	1,800	冷水町23

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
中 央	福 昌 寺 水 源 地	湧 水	1,800	池之上町 19
	日 当 平 水 源 地	湧 水	700	若葉町 1923-7
	郡 元 水 源 地	地 下 水	3,500	郡元一丁目 757-2
	新 郡 元 水 源 地	地 下 水	2,700	南郡元町 7-1
	宇 宿 水 源 地	地 下 水	1,900	宇宿町 2431-3
	玉 里 水 源 地	地 下 水	1,600	玉里町 21
	脇 田 水 源 地	地 下 水	1,600	宇宿一丁目 46-2
田 上 水 源 地	地 下 水	1,200	田上五丁目 23	
谷 山	平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場)	表 流 水	30,000	平川町 5702-1 (南さつま市加世田川畑 12635-1)
	影 原 水 源 地	湧 水	9,900	下福元町 7906
	五ヶ別府水源地	湧 水	3,800	五ヶ別府町 132-2
	和 田 水 源 地	湧 水	2,200	和田二丁目 35
	慈 眼 寺 水 源 地	湧 水	6,200	下福元町 2543-1
	谷 合 水 源 地	湧 水	4,500	下福元町 1179
	清 泉 寺 水 源 地	湧 水	3,400	下福元町 6899
	影 原 第 二 水 源 地	地 下 水	3,000	下福元町 7906
	谷 合 第 二 水 源 地	地 下 水	1,400	下福元町 1200-3
	本 城 水 源 地	地 下 水	500	上福元町 6495
	皇 德 寺 第 一 水 源 地	地 下 水	1,000	五ヶ別府町 1489-2
	皇 德 寺 第 二 水 源 地	地 下 水	500	五ヶ別府町 401-2
	皇 德 寺 第 三 水 源 地	地 下 水	1,000	山田町 3520-2
	皇 德 寺 第 四 水 源 地	地 下 水	800	山田町 1081-3
	皇 德 寺 第 五 水 源 地	地 下 水	700	山田町 2729-3
	皇 德 寺 第 六 水 源 地	地 下 水	1,000	五ヶ別府町 181-3
錫 山 水 源 地	地 下 水	250	下福元町 11866-2	
東桜島	古 河 良 水 源 地	湧 水	210	桜島白浜町 559-3
	散 花 平 水 源 地	湧 水	500	垂水市牛根麓 4381-1
	桜 島 口 水 源 地	湧 水	160	垂水市海潟 2579-1
	小 浜 水 源 地	湧 水	280	垂水市海潟 2550-5
	白 浜 水 源 地	地 下 水	600	桜島白浜町 1729-1
桜 島	藤 野 第 一 水 源 地	地 下 水	400	桜島藤野町 316-1
	藤 野 第 二 水 源 地	地 下 水	460	桜島武町 824-6
	藤 野 第 三 水 源 地	地 下 水	400	桜島藤野町 1114-2
	武 第 一 水 源 地	地 下 水	390	桜島武町 979-3
	二 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	320	桜島二俣町 682
	二 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	320	桜島二俣町 133-4
吉 田	諸 木 水 源 地	表 流 水	400	西佐多町 3635-2
	福ヶ野水源地	湧 水	30	始良市平松 1725
	早 田 尻 水 源 地	地 下 水	500	本城町 1600-1
	神 園 水 源 地	湧 水	60	本名町 6761
	牟礼岡第一水源地	地 下 水	750	宮之浦町 3430-3
	牟礼岡第二水源地	地 下 水	950	宮之浦町 3418-2

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
吉 田	牟礼岡第三水源地	地 下 水	1,100	宮之浦町 3407-4
	白坂下水源地	地 下 水	420	宮之浦町 2253-2
	山神山水源地	湧 水	210	宮之浦町 4271-2
	狐迫水源地	地 下 水	300	宮之浦町 36-5
	倉谷水源地	地 下 水	420	宮之浦町 2669-3
	芝原水源地	湧 水	600	宮之浦町 1595
	南ヶ丸水源地	地 下 水	650	本名町 1787-3
喜 入	湊田第一水源地	伏流水	50	喜入町 10597-10
	湊田第二水源地	湧 水	30	喜入町 10597-7
	宮坂第二水源地	伏流水	100	喜入町 9142-2
	宮坂第三水源地	地 下 水	1,110	喜入町 9098-4
	宮坂第四水源地	地 下 水	900	喜入町 7895-5
	一倉第二水源地	地 下 水	120	喜入一倉町 5121-2
	生見水源地	湧 水	750	喜入生見町 4548
	中名第一水源地	地 下 水	1,100	喜入中名町 2392-3
	中名第二水源地	地 下 水	1,300	喜入中名町 845-2
	前之浜第一水源地	湧 水	520	喜入前之浜町 10914-13
	前之浜第二水源地	地 下 水	700	喜入前之浜町 10843-2
	帖地第一水源地	湧 水	10	喜入生見町 7295-2
	帖地第二水源地	地 下 水	40	喜入生見町 7337-3
	瀬々串第二水源地	地 下 水	500	喜入瀬々串町 3196-4
	瀬々串第四水源地	地 下 水	500	喜入瀬々串町 4628-1
	星和台水源地	地 下 水	440	喜入瀬々串町 1786-1
	小田代第二水源地	地 下 水	150	喜入一倉町 5861-18
松 元	松元春山第一水源地	地 下 水	350	春山町 2744-2
	松元春山第三水源地第1地下水	地 下 水	450	春山町 2593-4
	松元春山第三水源地第2地下水	地 下 水	420	春山町 2593-4
	松元春山第四水源地	地 下 水	700	春山町 47-3
	折尾第一水源地	地 下 水	200	春山町 1699-3
	折尾第二水源地	地 下 水	280	春山町 1721-7
	折尾第三水源地第1地下水	地 下 水	380	春山町 291-2
	折尾第三水源地第2地下水	地 下 水	380	春山町 291-2
	上谷口第一水源地第1地下水	地 下 水	470	上谷口町 4273
	上谷口第一水源地第2地下水	地 下 水	450	上谷口町 4273
	上谷口第二水源地第1地下水	地 下 水	300	上谷口町 2926-11
	上谷口第二水源地第2地下水	地 下 水	300	上谷口町 2926-11
	石谷第一水源地	地 下 水	200	石谷町 3476
	石谷第二水源地	地 下 水	210	石谷町 1475-4
	石谷第三水源地	地 下 水	200	石谷町 1429-1
	四元水源地	地 下 水	200	四元町 3954-8
	東昌第一水源地	地 下 水	180	直木町 2353-3

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
松 元	東昌第二水源地	地下水	260	直木町 2360-18
	東昌第三水源地	地下水	200	直木町 3018-2
	東昌第四水源地	地下水	400	直木町 4337-2
郡 山	油須木水源地	湧 水	750	油須木町 1008-1 先
	東俣第一水源地	地下水	240	東俣町 661-4
	東俣第二水源地	地下水	210	東俣町 879-2
	郡山第一水源地	湧 水	430	郡山町 3976-2
	郡山第二水源地	地下水	890	郡山町 2301-4
	郡山第三水源地	湧 水	410	郡山町 3921-2
	常盤第一水源地	湧 水	480	郡山町 3465-32
	常盤第二水源地	湧 水	120	郡山町 3406 の一部
	西有里第一水源地	地下水	360	西俣町 2891
	西有里第二水源地	地下水	190	西俣町 2934-2
合 計	表流水 4 か所	179,200	308,910	
	湧 水 31 か所	78,050		
	地下水 72 か所	51,510		
	伏流水 2 か所	150		

(3) 配水池

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
吉 野	滝之神水源地	配水池	9,000	66.5	坂元町 1377-2
	大明ヶ丘配水池	1号配水池	500	185.1	吉野町 1779-2
		2号配水池	3,000	189.6	
	吉野配水池	1号配水池	1,000	221.1	吉野町 3224
		2号配水池	2,000	224.2	
	乙女塚配水池	1号配水池	500	254.2	川上町 2629
		2号配水池	1,000	254.2	
		3号配水池	3,000	254.2	
	菖蒲谷配水池	配水池	1,000	305.6	吉野町 4585-3
	東菖蒲谷配水池	2号配水池	400	374.6	吉野町 10775-73
	西菖蒲谷配水池	配水池	3,000	287.0	吉野町 4261-5
	丸岡配水池	配水池	200	247.1	岡之原町 1036-3
	下川上ポンプ所	調整池	800	141.8	川上町 48-1
	下田配水池	配水池	1,000	191.8	下田町 772-4
	下田第二水源地	配水池	1,000	121.4	下田町 1336
	金水水源地	配水池	1,500	61.9	下田町 238-2
	緑ヶ丘高架配水池	高架配水池	500	223.9	緑ヶ丘町 241-120
	伊敷配水池	1号配水池	1,600	168.1	西伊敷七丁目 34
		2号配水池	2,000	168.1	
	栄配水池	配水池	300	206.0	皆与志町 2294-2
花野第一配水池	配水池	550	148.8	花野光ヶ丘一丁目 4300-588	
花野第二配水池	配水池	900	185.5	皆与志町 322-1	
花野口ポンプ所	調整池	3,900	51.3	伊敷町 4479-1	
千年高架配水池	高架配水池	700	143.8	千年二丁目 3965-569	
催馬楽配水池	配水池	120	128.1	東坂元一丁目 557-93	
辻ヶ丘配水池	配水池	1,500	177.7	東坂元二丁目 2932-2	
中 央	鳥越配水池	1号配水池	4,130	50.1	稲荷町 198-1
		2号配水池	7,000	56.9	
	仁王堂水源地	配水池	250	5.7	清水町 7-8
	岩崎谷ポンプ所	調整池	800	18.2	城山町 10-22
	城山配水池	配水池	300	97.9	城山町 22
	城山第二配水池	配水池	1,000	90.2	草牟田二丁目 3694-10
	上之原配水池	配水池	5,410	61.6	西坂元町 2
	上之原第二配水池	配水池	500	157.2	西坂元町 2148-19
	冷水水源地	調整池	1,000	37.7	冷水町 23
	冷水配水池	配水池	800	63.8	城山二丁目 84-1
	玉里第一配水池	配水池	1,000	143.3	玉里団地二丁目 2277-128
	玉里第二配水池	配水池	600	91.5	玉里団地三丁目 2762-78
	若葉台配水池	配水池	450	44.1	若葉町 39
	日当平第二配水池	配水池	120	115.4	下伊敷町 1126-2
伊敷台第一配水池	配水池	2,870	137.5	伊敷台六丁目 7602-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
中 央	河 頭 浄 水 場	1号配水池	10,000	75.6	犬迫町 1272-1
		2号配水池	13,000	75.6	
		3号配水池	16,000	75.6	
	健康の森配水池	配水池	200	162.0	犬迫町 803
	久木田配水池	配水池	500	169.3	犬迫町 762
	荒磯配水池	配水池	700	199.0	小山田町 4971-2
	石井手配水池	1号配水池	35,000	59.0	伊敷町 4822
		2号配水池	35,000	59.0	
	永吉配水池	配水池	100	86.0	明和五丁目 765-94
	小野配水池	配水池	1,300	154.7	小野町 5644-22
		調整池	400	145.0	
	原良配水池	配水池	5,000	136.2	明和二丁目 10
	武岡第一配水池	配水池	100	107.8	武岡三丁目 33-1
	武岡第二配水池	配水池	2,000	68.4	武岡三丁目 27-8
	武之台高架配水池	高架配水池	340	108.7	武三丁目 1073-80
	紫原配水池	配水池	500	82.4	紫原一丁目 10-14
	紫原第二配水池	配水池	2,000	104.0	紫原六丁目 23-4
	紫原第三配水池	配水池	3,000	120.2	紫原七丁目 19-8
	大峯配水池	配水池	3,400	137.2	西別府町 3260-2
	大峯第二配水池	配水池	2,500	152.0	五ヶ別府町 3591-23
	脇田水源地	配水池	450	3.9	宇宿一丁目 46-2
	亀ヶ原高架配水池	高架配水池	250	84.8	桜ヶ丘八丁目 2000-70
		配水池	4,400	127.5	
	桜ヶ丘配水池	高架配水池	170	144.0	桜ヶ丘一丁目 1-2
		配水池	4,400	127.5	
	桜ヶ丘第二配水池	配水池	1,600	76.5	桜ヶ丘四丁目 19
	鍋ヶ宇都配水池	配水池	420	76.6	宇宿町 1726-373
星ヶ峯第一配水池	配水池	1,600	126.0	星ヶ峯四丁目 31	
星ヶ峯第二配水池	配水池	2,260	157.0	星ヶ峯四丁目 1669-4	
星ヶ峯第三配水池	配水池	330	189.0	五ヶ別府町 116-1	
横井配水池	配水池	600	204.0	犬迫町 10471-1	
谷 山	魚見ヶ原配水池	配水池	1,000	66.6	小原町 2313-1
	波之平配水池	配水池	340	47.9	魚見町 1622-6
	希望ヶ丘第二配水池	配水池	850	81.7	希望ヶ丘町 2815-2
	皇徳寺第一配水池	配水池	2,500	115.2	皇徳寺台五丁目 2
	皇徳寺第二配水池	配水池	1,700	155.5	皇徳寺台五丁目 363-46
	五ヶ別府水源地	1号配水池	1,000	80.3	五ヶ別府町 132-2
		2号配水池	1,000	80.3	
		3号配水池	2,000	80.3	
	陣ヶ岡配水池	1号配水池	100	223.9	五ヶ別府町 1553-3
		2号配水池	400	223.9	
	和田水源地	調整池	500	6.9	和田二丁目 35
本城配水池	配水池	5,000	53.7	下福元町 1574-1	
慈眼寺水源地	調整池	1,500	22.4	下福元町 2543-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
谷 山	慈眼寺配水池	配水池	1,000	48.0	下福元町 3787
	坂之上配水池	配水池	750	96.5	錦江台二丁目 9400-4
	坂之上第二配水池	1号配水池	3,000	65.9	坂之上三丁目 5030-1
		2号配水池	3,000	65.9	
	錦江台配水池	1号配水池	300	147.0	錦江台一丁目 9524-31
		2号配水池	1,500	147.0	
	笠松配水池	1号配水池	500	163.8	下福元町 9076-2
		2号配水池	500	163.8	
	影原水源地	調整池	9,000	6.3	下福元町 7906
	野頭配水池	1号配水池	1,000	97.9	下福元町 8435-2
2号配水池		2,000	97.9		
平川浄水場	1号配水池	12,200	68.5	平川町 5702-1	
	2号配水池	12,200	68.5		
	3号配水池	3,000	97.8		
野屋敷配水池	1号配水池	300	131.5	平川町 4771-2	
	2号配水池	140	132.8		
東桜島	有村配水池	1号配水池	140	88.1	有村町 12-4
		2号配水池	460	88.1	
		3号配水池	400	88.1	
	湯之配水池	配水池	550	73.4	東桜島町 1158-2
	湯之防災タンク	配水池	100	49.7	東桜島町 863-1
	高免配水池	1号配水池	100	125.9	高免町 535-103
2号配水池		100	125.9		
宇土配水池	1号配水池	100	86.7	黒神町 2654-76	
桜 島	藤野第一水源地	配水池	441	74.5	桜島藤野町 316-1
	武配水池	1号配水池	295	83.6	桜島武町 1539-1
		2号配水池	475	83.6	
二俣第一水源地	配水池	370	76.5	桜島二俣町 682	
吉 田	諸木配水池	配水池	151	103.9	西佐多町 3630-2
	千人仏配水池	配水池	121	202.0	本城町 319-2
	神園配水池	配水池	210	232.0	本名町 6203-2
	婦ノ木配水池	配水池	220	82.1	西佐多町 3459-2
	牟礼岡第一配水池	配水池	280	331.8	牟礼岡一丁目 3966-1098
	牟礼岡第二配水池	配水池	860	384.3	牟礼岡一丁目 3966-1101
	白坂下配水池	配水池	250	255.5	宮之浦町 2440-2
	吉水配水池	2号配水池	105	273.8	宮之浦町 295-8
		3号配水池	225	268.0	
		4号配水池	100	268.0	
5号配水池		192	268.0		
早馬岡配水池	配水池	544	259.0	本名町 2389-3	
涼松配水池	配水池	500	185.2	本城町 161-5	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
喜 入	宮坂配水池	配水池	162	70.3	喜入町7903-4
	宮坂第三水源地	配水池	426	74.5	喜入町9098-4
		調整池	304	81.7	
	生見配水池	1号配水池	158	80.0	喜入生見町6678
		2号配水池	140	80.0	
	中名第一配水池	配水池	450	107.4	喜入中名町2095-1
	中名第二配水池	配水池	144	62.2	喜入中名町2233
	前之浜第二水源地	調整池	102	111.0	喜入前之浜町10843-2
	前之浜配水池	配水池	168	66.8	喜入前之浜町9524-2
	瀬々串第一配水池	1号配水池	150	58.4	喜入瀬々串町1282-2
		2号配水池	150	58.4	
瀬々串第二配水池	配水池	510	109.1	喜入瀬々串町2562-6	
星和台配水池	配水池	310	144.9	喜入瀬々串町1660-20	
松 元	松元春山配水池	1号配水池	200	260.2	春山町2324-4
		2号配水池	275	260.2	
		3号配水池	300	260.2	
		4号配水池	1,000	264.0	
	折尾第一配水池	配水池	235	228.3	春山町1509-54
	折尾第二配水池	配水池	1,000	230.1	春山町1509-56
	松陽台配水池	配水池	600	196.5	松陽台町1509-64
	上谷口第一配水池	1号配水池	374	176.0	上谷口町4891-1
		2号配水池	700	179.2	
	石谷第二配水池	配水池	158	193.5	石谷町2995-1
四元配水池	配水池	205	191.6	四元町793-3	
東昌配水池	1号配水池	100	194.7	直木町2963-2	
	3号配水池	254	194.7		
郡 山	花尾第一配水池	配水池	220	211.5	花尾町242-4
	花尾第二配水池	配水池	192	233.7	花尾町355-3
	東俣配水池	配水池	268	184.1	東俣町2866-2
	郡山配水池	配水池	405	185.0	油須木町542-2
	郡山第二配水池	配水池	462	204.0	東俣町1726
	常盤配水池	配水池	173	209.5	郡山町3530-2
	雪元第一配水池	配水池	129	294.1	郡山町5211-2の一部
	西有里第一配水池	配水池	231	214.5	西俣町1554-2
	西有里第二配水池	配水池	116	260.5	郡山岳町604-1の一部
合 計	124場 160池 容量：296,660m ³	内 容	調整池 10場 10池 18,306m ³ 配水池 116場 150池 278,354m ³		(注)容量100m ³ 未満は除く。

2. 浄水場施設概要

(1) 河頭浄水場

所在地 鹿児島市犬迫町1272番1

敷地面積 39,547 m²

通水開始 昭和40年4月3日

能力 109,100 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 石井手取水場 伊敷町4839番3 (2,316m ²) 小野取水場 小野二丁目13番 (2,870m ²)	1門	河頭取水口	鉄筋コンクリート造
	1門	石井手取水口	鉄筋コンクリート造 (W)2.9~1.1m (L) 6.4m (H)1.0m
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)11.0m (H)3.0m
	1池	ポンプ井	鉄筋コンクリート造 (W)8.7m (L) 4.5m (H)3.0m
	3台	導水ポンプ	(Q)6.95 m ³ /分 (H)29m (P)55KW 1号~3号
	2棟	電気室 132.40m ² 導水ポンプ室 67.27m ²	鉄筋コンクリート造
	1門	小野取水口	鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L) 6.1m (H)1.8m
	2池	一次沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)1.8m (L)10.9m (H)9.4m (有効高1.8m)
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)4.4m (L)15.0m (H)3.5m
	1池	ポンプ井	鉄筋コンクリート造 (W)9.4m (L) 6.3m (H)5.0m
3台	導水ポンプ	(Q)6.95 m ³ /分 (H)30m (P)55KW 1号~3号	
2棟	機械電気室 166.10m ² ポンプ室 88.30m ²	鉄筋コンクリート造	
導水施設	1池	原水調整槽	鉄筋コンクリート造
		導水管	DIP φ700mm 2,950m SP φ600mm 55m DIP φ500mm 648m SP φ500mm 21m
沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)3.9m (L)11.7m (H)3.1m	3,4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)5.5m (L)16.0m (H)3.1m	1,2号
取水ポンプ	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)10m (P) 55KW	甲系 1号
	2台	(Q)15.5 m ³ /分 (H)10m (P) 45KW	甲系 2,3号
	1台	(Q)31.0 m ³ /分 (H)10m (P) 70KW	甲系 4号
	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)32m (P)170KW	乙系 1号
	1台	(Q)28.0 m ³ /分 (H)31m (P)200KW	乙系 2号
着水井	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 6.8m (H)3.5m	甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 7.5m (H)3.5m	乙系
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 4.0m (H)4.0m	甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 3.5m (H)3.7m	乙系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)18.2m (L)10.5m (H)3.0m	甲系 1,2号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.4m (L)11.7m (H)3.0m	乙系 1,2系
薬品沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造 (W) 8.7m (L)47.0m (H)4.2m	甲系 1・2号, 3・4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.0m (L)19.4m (H)3.3m	乙系 1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 60m ²	甲系 1号~4号
	8池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 50m ²	甲系 5号~12号
	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.6m ²	乙系 1号~4号
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)24.0m (L)24.0m (H)2.95m	甲系 容量 1,700 m ³
	1池	鉄筋コンクリート造 (W)18.0m (L)18.0m (H)3.00m	乙系 容量 955 m ³
配水池	3池	プレストレストコンクリート造 (φ)36.0m (H)10m	容量 10,000 m ³ 1号
		プレストレストコンクリート造 (φ)40.8m (H)10m	容量 13,000 m ³ 2号
		プレストレストコンクリート造 (φ)32.0m (H)20m	容量 16,000 m ³ 3号

主要施設	数量	概	要
洗浄用タンク	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)11.0m (H)3.0m	容量 285 m ³
送水ポンプ	3台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW	甲系 1, 3, 5号 (陸上型)
	2台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW	甲系 2, 4号 (水中型)
	2台	(Q)21.0 m ³ /分 (H)45m (P)210KW	乙系 1, 4号 (陸上型)
	2台	(Q)7.0 m ³ /分 (H)45m (P)75KW	乙系 2, 3号 (陸上型)
薬品タンク	4基	ポリ塩化アルミニウム FRP製	容量 25 m ³ 1~4号
	2基	苛性ソーダ 鋼製(内面ゴムライニング)	容量 25 m ³ 1, 2号
	2基	次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング)	容量 10 m ³ 1, 2号
	1基	粉末活性炭 ステンレス鋼製	容量 63 m ³
	1基	液化炭酸ガス 鋼製(内筒:ステンレス鋼製)	容量 15 m ³
管 理 棟	1棟	管理本館 地上4階 鉄筋鉄骨コンクリート造	
		床面積 1階 524.86m ² 2階 536.92m ² 3階 536.92m ² 4階 566.92m ² R階 67.20m ²	薬品注入機室, 玄関ホール, 会議室, 着水井等 水質試験室 事務室, 資料室, 分析計室, 水質試験室 中央管理室, 作業員控室, 計算機室
	1棟	機械本館 地下1階 地上2階 鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 346m ² 2階 458m ²	ポンプ室, 次亜塩素酸ナトリウム注入機室 電気室(第1, 第3)
	1棟	電気室 地上2階 鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 126m ² 2階 156m ²	車庫, 油倉庫, 工作室 電気室(第2)
	1棟	薬品注入棟(乙系) 地上2階 鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 49.5m ² 2階 39.8m ²	薬品注入機室 貯蔵タンク室
	1棟	発電機棟 地上2階 鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 390.65m ² 2階 363.00m ²	発電機室, ボンベ室等 電気室(第4)
1棟	送水ポンプ室(甲系) 平屋建 鉄筋コンクリート造	床面積 288m ²	
1棟	活性炭注入機室 平屋建 鉄骨造	床面積 90.2m ²	
排水処理施設 犬迫町1266番 (7,030m ²)	2棟	脱水機室 地上2階 鉄骨造	
		床面積 1階 512.58m ² 2階 384.73m ²	機械室 管理室, 電気室
		第二脱水機室 地上3階 鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 320.14m ² 2階 337.60m ² 3階 355.18m ²	補機室 電気室, 機械室 管理室, 機械室
	3台	脱水機 加圧圧搾脱水方式	
		ろ過面積 1号機 77m ² , 2号機 168m ² , 3号機 247m ²	
	1池	調整槽 鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)7.0m (H)3.0m	
	4池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.3m	1, 2号
		鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m	3号
		鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.85m	4号
2床	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造 (W)14.5m (L)38.0m	1号	
	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造 (W)14.5m (L)18.0m	2号	
1棟	ケーキヤード 平屋建 鉄骨造	床面積 262.6m ²	

(2) 滝之神浄水場

所在地 鹿児島市吉野町1125番1

敷地面積 6,375 m²

通水開始 昭和50年3月29日

能力 39,700 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	取水堰 重力式無筋コンクリート造 容量 30,000 m ³ 1号隧道 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)12.8m (H)1.7m 1号開きよ 石積みコンクリート造 (W)1.2m (L)5.6m (H)1.2m 沈砂池 鉄筋コンクリート造 (W)1.2~8.7m (L)30.2m (H)1.1~3.8m	
導水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	2号隧道 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)130.6m (H)1.1m 2号開きよ 石積みコンクリート造 (W)1.8m (L)298.5m (H)0.6m 調整池 (W)2.4~6.8m (L)24.7m (H)0.6~3.8m 水圧鉄管 SP φ800mm 167m 導水管 SP φ800mm 799m	
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)5.0m (H)3.5m	
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)4.0m (H)2.7m	1,2系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)14.3m (L)9.75m (H)3.25m	1,2系
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)14.0m (L)19.6m (H)3.35m	1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.8m ² 1号~4号	
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)25.0m (L)45.0m (H)3.5m 容量 3,937 m ³	
洗浄用タンク	1池	高架水槽 プレストレストコンクリート造 (φ)10.0m (H)8.0m 容量 600 m ³	
薬品タンク	3基 2基 2基	ポリ塩化アルミニウム ポリエチレン製 容量 20 m ³ No.1~3 苛性ソーダ ポリエチレン製 容量 15 m ³ No.1,2 次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング) 容量 8 m ³ No.1,2	
活性炭注入棟	1棟	活性炭注入棟 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 85.25m ² 注入機室, 混和槽室 2階 67.18m ² 注入室, 活性炭置場	
管理棟	1棟	管理本館 地上3階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 616m ² 次亜塩素タンク室, 配電盤室, 次亜塩素注入機室 2階 622m ² 事務室, 分析計室, 会議室, 水質試験室 3階 355m ² 中央管理室 1棟 発電機室 平屋建 鉄筋コンクリート造 床面積 112m ²	
配水池 稲荷町198番1 (8,418m ²)	2池	鳥越配水池 1号池 鉄筋コンクリート造 容量 4,130 m ³ 2号池 プレストレストコンクリート造 容量 7,000 m ³	

主要施設	数量	概	要
排水処理施設 稲荷町251番2 (23,211㎡)	2棟	排水処理管理棟	地上3階 鉄骨造
		床面積	1階 158.33㎡ 機械室
			2階 244.97㎡ 機械室, 電気室
			中3階 38.46㎡ 機械室
		3階 233.20㎡ 管理室	
	2号排水処理管理棟	地上3階 鉄筋コンクリート造	
		床面積	1階 259.43㎡ 機械室
			2階 262.49㎡ 機械室, 電気室
			3階 259.56㎡ 機械室, 管理室
	2台	脱水機	加圧脱水方式
2池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造	(W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m
1池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造	(W)10.0m (L)20.0m (H)3.0m
1池	調整槽	鉄筋コンクリート造	(W)5.0m (L)12.0m (H)3.0m
1池	分配槽	鉄筋コンクリート造	(W)4.6m (L)2.6m (H)0.8m

(3) 平川浄水場

所在地 鹿児島市平川町5702番1

敷地面積 121,741 m²

通水開始 平成元年7月1日

能力 30,000 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 南さつま市 加世田川畑 12635番1 (13,634m ²)	1門	取水口	鉄筋コンクリート造 7.5m～2.0m (取り入れ幅)
	2連	取水管渠	鉄筋コンクリート造 (W)1.0m (L)48.0m (H)2.0m
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)6.0m (L)24.0m (H)1.8m (有効水深)
	1棟	管理棟	鉄筋コンクリート造一部2階建 床面積 1階 843.98m ² 事務室, 監視室, 自家用発電機室, 電気室 2階 115.01m ² 排気ダクト室
	1池 4台	導水ポンプ井 導水ポンプ	鉄筋コンクリート造 (W)6.75m (L)14.2m (H)10.2m (Q)17.36 m ³ /分 (H)102m (P)420KW No.1～4
導水施設 南九州市 川辺町清水 1142番2ほか	1池	接合井(越原)	鉄筋コンクリート造 容量 516 m ³ (流入側) (W)11.1m (L)7.95m (H)4.7m (流出側) (W)11.1m (L)4.05m (H)2.3m
	2池	沈砂排泥池	鉄筋コンクリート造(野間) 容量 450 m ³ 鉄筋コンクリート造(岩屋) 容量 1,660 m ³
	1池	分水井(平川)	鉄筋コンクリート造 (W)8.0m (L)8.4m (H)7.55m
		導水トンネル	全断面覆工ホロ型コンクリート造 9,522.2m 第一導水トンネル (W)1.8m (H)1.95m (L)1,324.5m 第二導水トンネル (W)2.0m (H)2.3m (L)8,197.7m
	導水管 水管橋及び伏越	φ1,000mm 鋼管及びダクタイル鋳鉄管 10,834.5m φ1,000mm 424m 万之瀬川水管橋4か所, 支流宮田川水管橋1か所, 支流神殿川伏越1か所	
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)8.2m (H)3.0m	
活性炭接触池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)22.0m (L)18.0m (H)3.0m	
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)4.5m (L)4.5m (H)4.5m	
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)9.5m (H)3.0m	
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)25.3m (H)2.5m	
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 70m ² 1～4号	
1号配水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m	容量 12,200 m ³
2号配水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m	容量 12,200 m ³
3号配水池	1池	プレストレストコンクリート造 (φ)27.4m (H)5.1m	容量 3,000 m ³
薬品タンク	2基	ポリ塩化アルミニウム	ポリエチレン製 容量 20 m ³ No.1, 2
	2基	苛性ソーダ	ポリエチレン製 容量 10 m ³ No.1, 2
	2基	次亜塩素酸ナトリウム	ポリエチレン製 容量 6 m ³ No.1, 2
	2基	活性炭スラリー	鋼製(内面ゴムライニング) 容量 8 m ³ No.1, 2

主要施設	数量	概要
送水ポンプ	3台	(Q)3.5 m ³ /分 (H)40m (P)37KW 1~3号
管理棟	1棟	管理本館 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 190.77m ² 共同溝 1階 1,130.62m ² 事務室, 自家用発電機室, 電気室, 会議室, 工作室, 見学者説明室 2階 1,014.00m ² 管理室, 計算機室, 分析計室, 水質試験室 R階 47.88m ²
	1棟	薬注棟 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 482.97m ² 薬品タンク室, 薬品注入室 1階 480.29m ² 薬品注入室, ブロアー室 2階 480.29m ² 電気室, 活性炭貯蔵室
排水処理施設	2池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)10.5m (L)10.5m (H)5.1m 1,2号
	2床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)12.1m (L)30.8m 1,2号
	1床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)11.0m (L)32.4m 3号
	1棟	ケーキヤード 鉄骨造平屋建 床面積 100m ²

3. 導・送・配水管布設状況

(1) 導水管・渠

管種 口径	鑄 鉄 管				ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管					
	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
開きよ										
隧 道										
40mm										
50mm										
75mm						1,696.0				1,696.0
100mm						1,840.0				1,840.0
150mm	88.0				88.0	11,456.0				11,456.0
200mm						6,070.0				6,070.0
250mm						4,059.0				4,059.0
300mm						846.0				846.0
350mm	402.0				402.0					
400mm	190.0				190.0					
500mm						414.0				414.0
600mm						137.0				137.0
700mm						346.0				346.0
800mm										
900mm										
1000mm						8,050.3				8,050.3
計	680.0				680.0	34,914.3				34,914.3

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管				ポ リ エ チ レ ン 管					
	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
開きよ										
隧 道										
40mm	217.0				217.0					
50mm	4,182.0				4,182.0					
75mm	5,819.0				5,819.0					
100mm	12,157.0				12,157.0					
150mm	9,401.0				9,401.0	1,358.0				1,358.0
200mm										
250mm										
300mm										
350mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	31,776.0				31,776.0	1,358.0				1,358.0

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
28.0				28.0					
94.0				94.0					
536.0				536.0					
520.0				520.0					
47.0				47.0					
882.0				882.0					
215.0				215.0	219.0				219.0
2,529.0				2,529.0					
235.0				235.0					
2,839.3				2,839.3					
7,925.3				7,925.3	219.0				219.0

(単位：m)

合 計				
29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
304.1				304.1
11,931.2				11,931.2
245.0				245.0
4,276.0				4,276.0
8,051.0				8,051.0
14,517.0				14,517.0
22,350.0				22,350.0
6,070.0				6,070.0
4,941.0				4,941.0
1,280.0				1,280.0
402.0				402.0
190.0				190.0
414.0				414.0
137.0				137.0
2,875.0				2,875.0
235.0				235.0
10,889.6				10,889.6
76,872.6				76,872.6

(2) 送水管

管種 口径	鑄 鉄 管				ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管					
	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
25mm										
30mm										
40mm										
50mm										
75mm						10,398.6	319.0			10,717.6
100mm						13,712.0	31.0		23.0	13,720.0
125mm										
150mm						30,475.4				30,475.4
200mm	71.0				71.0	48,331.0	262.0			48,593.0
250mm	15.0				15.0	12,022.0				12,022.0
300mm						17,018.0				17,018.0
400mm	205.0				205.0	22,191.0	12.0		127.0	22,076.0
500mm						18,756.0				18,756.0
600mm						3,758.0				3,758.0
700mm						832.0				832.0
1000mm						290.0				290.0
計	291.0				291.0	177,784.0	624.0		150.0	178,258.0

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管				ポ リ エ チ レ ン 管					
	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
25mm						80.0				80.0
30mm										
40mm	2,612.0				2,612.0					
50mm	9,098.0				9,098.0	3,962.0				3,962.0
75mm	9,093.0			315.0	8,778.0	290.0				290.0
100mm	3,985.0				3,985.0	30.0				30.0
125mm										
150mm	5,854.0				5,854.0					
200mm						383.0				383.0
250mm										
300mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
1000mm										
計	30,642.0			315.0	30,327.0	4,745.0				4,745.0

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
137.0				137.0					
1,575.0				1,575.0					
2,800.0				2,800.0					
321.0				321.0					
1,033.0				1,033.0	293.0				293.0
					319.0				319.0
578.0				578.0					
1,478.0				1,478.0					
1,997.8				1,997.8					
9,919.8				9,919.8	612.0				612.0

(単位：m)

合 計				
29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
80.0				80.0
2,612.0				2,612.0
13,197.0				13,197.0
21,356.6	319.0		315.0	21,360.6
20,527.0	31.0		23.0	20,535.0
36,650.4				36,650.4
50,111.0	262.0			50,373.0
12,356.0				12,356.0
17,018.0				17,018.0
22,974.0	12.0		127.0	22,859.0
20,234.0				20,234.0
5,755.8				5,755.8
832.0				832.0
290.0				290.0
223,993.8	624.0		465.0	224,152.8

(3) 配水管

管種 口径	鑄 鉄 管					ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管				
	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
13mm										
16mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm						8,473.0			10.0	8,463.0
75mm	2,949.0			797.0	2,152.0	239,500.0	3,518.0	2,010.0	141.0	244,887.0
100mm	14,868.0			3,400.0	11,468.0	747,296.0	9,313.0	1,395.0	434.0	757,570.0
125mm										
150mm	5,861.0			788.0	5,073.0	387,819.0	1,537.0	116.0	117.0	389,355.0
200mm	3,062.0			192.0	2,870.0	175,905.0	1,763.0		983.0	176,685.0
250mm	291.0				291.0	33,706.0	2.0		2.0	33,706.0
300mm	795.0			317.0	478.0	50,585.0				50,585.0
400mm						27,760.0				27,760.0
450mm						264.0				264.0
500mm						20,274.0				20,274.0
600mm						24,683.0				24,683.0
700mm						4,399.0				4,399.0
800mm						21,848.0				21,848.0
900mm						1,882.0				1,882.0
1000mm						7,264.0				7,264.0
計	27,826.0			5,494.0	22,332.0	1,751,658.0	16,133.0	3,521.0	1,687.0	1,769,625.0

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管					ポ リ エ チ レ ン 管				
	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
13mm	4,352.0				4,352.0	173.0				173.0
16mm	908.0				908.0					
20mm	14,770.0			83.0	14,687.0	231.0				231.0
25mm	23,259.0			429.0	22,830.0	3,818.0		531.0		4,349.0
30mm	39,988.0			1,106.0	38,882.0					
40mm	47,691.0			604.0	47,087.0	4,592.0		1,123.0	17.0	5,698.0
50mm	560,686.0		41.0	14,986.0	545,741.0	100,607.0	17,764.0	2,924.0	12.0	121,283.0
75mm	160,811.0			2,070.0	158,741.0	1,028.0				1,028.0
100mm	96,471.0			1,358.0	95,113.0	1,582.0	18.0			1,600.0
125mm	87.0				87.0					
150mm	53,048.0			903.0	52,145.0	1,330.0				1,330.0
200mm	5,827.0				5,827.0	468.0	49.0			517.0
250mm						83.0				83.0
300mm						47.0				47.0
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	1,007,898.0		41.0	21,539.0	986,400.0	113,959.0	17,831.0	4,578.0	29.0	136,339.0

(4) 配水管付属施設

(単位：基)

年度	項目	公 設 消 火 栓		
		事 業 費 設 置 分	維 持 管 理 費 設 置 分	合 計
平成 29 年度末現在設置数		6,702	41	6,743
平成 30 年度設置数	新 設	49	0	49
	受 贈	6	0	6
	撤 去	41	5	46
平成 30 年度末現在設置数		6,716	36	6,752

(単位：m)

鋼 管				
29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
30.0				30.0
648.0			15.0	633.0
982.0			10.0	972.0
502.0				502.0
3,456.0		5.0	110.0	3,351.0
169,206.0			727.0	168,479.0
6,945.0				6,945.0
2,773.0		139.0		2,912.0
77.0				77.0
1,322.0			40.0	1,282.0
873.0			222.0	651.0
304.0				304.0
172.0				172.0
25.0				25.0
1,246.0				1,246.0
413.0				413.0
327.0				327.0
3,270.0				3,270.0
237.0				237.0
192,808.0		144.0	1,124.0	191,828.0

(単位：m)

合 計				
29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
4,525.0				4,525.0
938.0				938.0
15,649.0			98.0	15,551.0
28,059.0		531.0	439.0	28,151.0
40,490.0			1,106.0	39,384.0
55,739.0		1,128.0	731.0	56,136.0
838,972.0	17,764.0	2,965.0	15,735.0	843,966.0
411,233.0	3,518.0	2,010.0	3,008.0	413,753.0
862,990.0	9,331.0	1,534.0	5,192.0	868,663.0
164.0				164.0
449,380.0	1,537.0	116.0	1,848.0	449,185.0
186,135.0	1,812.0		1,397.0	186,550.0
34,384.0	2.0		2.0	34,384.0
51,599.0			317.0	51,282.0
27,785.0				27,785.0
264.0				264.0
21,520.0				21,520.0
25,096.0				25,096.0
4,726.0				4,726.0
25,118.0				25,118.0
1,882.0				1,882.0
7,501.0				7,501.0
3,094,149.0	33,964.0	8,284.0	29,873.0	3,106,524.0

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 第11回水道拡張事業

()は完成予定年月日

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
河 頭 浄 水 場 ほか2場	機械設備更新、電気計装設備更新、 水質監視設備新設 ほか	946,504,936 円	29. 8. 18	(31. 6. 25)	
新 郡 元 水 源 地 ほか5場	機械設備更新、電気計装設備更新、 水質監視設備新設 ほか	130,545,173 円	30. 7. 20	(32. 3. 6)	
慈 眼 寺 ポ ン プ 所 ほか5場	電気計装設備新設、電気計装設備更新 ほか	25,504,300 円	30. 9. 14	31. 3. 15	
涼 松 配 水 池 ほか8場	配水池新設、電気計装設備新設 ほか	195,240,925 円	30. 7. 13	31. 3. 19	
送 水 管	口 径：200～500mm 延 長：594m	81,964,001 円	30. 7. 13	31. 3. 19	
配 水 管	口 径：100～400mm 延 長：327m	59,009,703 円	30. 9. 4	31. 2. 12	
調 査 設 計 等	実施設計等	85,977,471 円	29. 12. 1	31. 3. 26	
合 計		1,524,746,509 円			

(2) 配水管整備事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
配 水 管	口 径：50mm～250mm 延 長：10,771m	648,118,043 円	30. 3. 14	31. 3. 25	
合 計		648,118,043 円			

(3) 水道建設改良事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
平 川 浄 水 場 ほか2場	給水塔設置 ほか	16,324,225 円	30. 9. 6	31. 3. 15	
慈 眼 寺 水 源 地 ほか5場	次亜注入設備改良 ほか	20,337,492 円	30. 7. 13	31. 3. 15	
健康の森ポンプ所 ほか1場	送水ポンプ電動弁改良 ほか	9,378,467 円	30. 7. 30	31. 3. 15	
乙 女 塚 配 水 池 ほか7場	場内管路改良 ほか	55,377,437 円	30. 7. 26	31. 3. 22	
送 水 管	口 径：75mm～100mm 延 長：347m	15,660,110 円	30. 3. 16	31. 3. 11	
配 水 管	口 径：50mm～200mm 延 長：24,849m	1,413,816,205 円	30. 2. 1	31. 3. 25	
調 査 設 計	実施設計	10,460,586 円	30. 5. 29	31. 3. 8	
そ の 他	サーバー等機器更新に伴うデータ移行	54,072,000 円	30. 9. 21	31. 3. 29	
合 計		1,595,426,522 円			

(4) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
建 物	空 調 機 器	1 組	361,800 円	
	小 計	1 組	361,800 円	
機 械 及 び 装 置	量 水 器	3,239 個	4,466,146 円	13mm
	”	374 個	793,577 円	20mm
	”	71 個	167,073 円	25mm
	”	71 個	538,816 円	30mm
	”	62 個	654,153 円	40mm
	”	17 個	722,922 円	50mm
	”	7 個	504,105 円	75mm
	”	1 個	124,445 円	100mm
	量 水 器 計	3,842 個	7,971,237 円	
	小 型 無 停 電 電 源 装 置	14 台	6,577,200 円	
	水 中 ポ ン プ	3 台	2,160,000 円	
	そ の 他 計	17 台	8,737,200 円	
	小 計	—	16,708,437 円	
車 両 運 搬 具	軽 貨 物 自 動 車	2 台	1,854,360 円	
	小 型 貨 物 自 動 車	3 台	4,384,800 円	
	小 計	5 台	6,239,160 円	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	I P 無 線 機	2 台	228,312 円	
	タ ブ レ ッ ト P C	2 台	522,720 円	
	ネ ッ ト ワ ー ク デ ィ ス ク	1 台	152,064 円	
	水 道 局 W A N 用 ク ラ イ ア ン ト 機 器	37 台	4,100,238 円	
	水 道 料 金 等 シ ス テ ム 及 び 財 務 会 計 シ ス テ ム 用 サ ー バ ー	1 式	99,360,000 円	
	組 立 式 給 水 タ ン ク	2 基	950,400 円	
	連 続 用 紙 切 離 し 及 び 圧 着 ハ ガ キ 作 成 機	1 台	1,657,800 円	
	業 務 用 無 線 電 話 装 置	1 台	281,880 円	
	マ ッ プ フ ル 炉	1 台	275,400 円	
	電 気 冷 蔵 庫	1 台	280,800 円	
	高 圧 蒸 気 滅 菌 器	1 台	415,800 円	
	電 気 伝 導 度 計	2 台	345,384 円	
	分 光 光 度 計	2 台	1,242,000 円	
	超 音 波 破 砕 機	2 台	993,600 円	
	イ オ ン ク ロ マ ト グ ラ フ	1 台	7,290,000 円	
	実 験 台	5 台	2,002,860 円	
	騒 音 計	1 台	146,880 円	
	ジ ア ソ 移 送 ポ ン プ	1 台	111,240 円	
	汚 泥 界 面 計	1 台	148,500 円	
	車 載 型 陸 上 移 動 局 無 線 設 備	1 台	293,328 円	
	鉄 管 ・ ケ ー ブ ル 探 知 器	1 台	907,200 円	
	発 電 機 (デ ィ ー ゼ ル タ イ プ)	1 台	345,600 円	
	小 計	—	122,052,006 円	
	合 計		145,361,403 円	
	総 合 計		3,913,652,477 円	

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度					
	26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
収入	11,662,434,547	11,595,845,169	11,647,112,215	11,549,836,200	11,507,066,888	11,418,909,000
営業収益	(12,463,055,521)	(12,442,185,037)	(12,498,316,695)	(12,393,560,063)	(12,349,391,329)	(12,324,118,000)
給水収益	10,338,551,781	10,308,233,517	10,294,423,368	10,265,744,063	10,236,150,918	10,188,214,000
給水負担金	(11,116,654,610)	(11,132,892,198)	(11,117,977,237)	(11,087,003,588)	(11,055,042,991)	(11,070,378,000)
その他営業収益	287,220,000	275,475,000	323,970,000	283,760,000	262,435,000	182,231,000
営業外収益	310,197,600	297,513,000	349,887,600	306,460,800	283,429,800	199,014,000
受取利息	73,780,052	66,606,830	70,780,510	62,768,907	96,775,864	142,802,000
補償金	(74,446,552)	(67,145,408)	(71,599,421)	(63,236,896)	(99,590,346)	(150,395,000)
他会計負担金	960,523,288	944,019,298	947,119,409	931,563,862	909,275,151	905,662,000
他会計補助金	(959,291,134)	(943,010,140)	(947,646,371)	(930,707,795)	(908,710,030)	(904,331,000)
長期前受金戻入	10,643,103	11,878,529	10,809,385	7,380,236	5,127,633	5,350,000
雑収益	(10,643,103)	(11,878,529)	(10,809,385)	(7,380,236)	(5,127,633)	(5,350,000)
特別利益	2,533,341	1,517,920	2,019,134	1,157,657	2,048,487	1,589,000
固定資産売却益	(2,533,341)	(1,517,920)	(2,019,134)	(1,157,657)	(2,048,487)	(1,589,000)
過年度損益修正益	16,880,000	16,374,000	15,750,000	15,064,000	15,134,000	15,204,000
その他特別利益	(16,880,000)	(16,374,000)	(15,750,000)	(15,064,000)	(15,134,000)	(15,204,000)
支出	10,636,384,194	10,349,917,426	9,979,311,607	10,076,133,142	9,904,684,170	10,219,988,000
営業費用	(11,232,563,745)	(11,009,196,627)	(10,579,830,225)	(10,654,282,393)	(10,481,176,457)	(10,658,000,000)
原水及び浄水費	9,467,473,586	9,397,062,081	9,074,507,249	9,267,055,757	9,163,690,827	9,516,916,000
配水費	(9,686,516,475)	(9,601,809,507)	(9,258,105,983)	(9,454,235,753)	(9,368,819,312)	(9,783,831,000)
漏水防止費	1,702,210,102	1,701,567,525	1,609,919,592	1,670,768,863	1,750,144,632	1,917,936,000
給水費	(1,799,167,606)	(1,798,814,403)	(1,699,972,338)	(1,764,511,581)	(1,850,912,533)	(2,046,314,000)
業務費	979,399,097	920,233,016	941,110,344	966,364,889	810,252,943	876,709,000
総係費	(1,025,154,265)	(963,115,464)	(986,706,751)	(1,012,881,293)	(858,007,496)	(937,648,000)
減価償却費	174,134,764	136,513,189	168,579,902	156,579,357	204,888,311	213,501,000
資産減耗費	(183,977,242)	(143,286,557)	(176,515,840)	(163,202,626)	(215,427,959)	(227,659,000)
営業外費用	318,659,690	322,497,546	340,553,731	380,463,013	362,646,567	402,475,000
支払利息及び手数料	(325,405,793)	(329,314,480)	(347,869,285)	(389,011,562)	(370,825,050)	(412,099,000)
消費税及び地方消費税	513,850,397	459,524,456	477,920,167	488,300,843	514,154,948	510,853,000
雑支出	(536,714,114)	(479,458,501)	(499,162,849)	(509,201,040)	(542,484,871)	(543,281,000)
特別損失	921,846,537	1,003,632,069	1,037,073,840	1,041,606,399	1,038,319,965	1,135,364,000
固定資産売却損	(930,199,962)	(1,015,049,987)	(1,048,174,047)	(1,052,244,878)	(1,047,745,942)	(1,156,592,000)
災害対策費	377,827,997	266,122,422	0	0	0	0
臨時損失	(406,240,491)	(285,798,257)	0	0	0	0
過年度損益修正損	4,369,399,176	4,416,153,515	4,367,610,341	4,405,731,381	4,370,974,406	4,341,202,000
その他特別損失	(4,369,399,176)	(4,416,153,515)	(4,367,610,341)	(4,405,731,381)	(4,370,974,406)	(4,341,202,000)
予備費	110,145,826	170,818,343	131,739,332	157,241,012	112,309,055	118,876,000
当年度純利益	(110,257,826)	(170,818,343)	(132,094,532)	(157,441,392)	(112,441,055)	(119,036,000)
▲当年度純損失	1,000,141,060	946,268,620	893,823,711	803,955,972	739,520,729	689,681,000
▲当年度未処分利益剰余金	(1,377,186,029)	(1,400,639,868)	(1,310,069,583)	(1,194,825,763)	(1,110,771,014)	(859,490,000)
▲当年度未処理欠損金	994,879,878	941,744,105	873,163,129	801,804,324	735,446,019	681,789,000
▲当年度経常利益	(994,879,878)	(941,744,105)	(873,163,129)	(801,804,324)	(735,446,019)	(681,789,000)
▲当年度経常損失	0	0	0	0	0	0
▲当年度未処分利益剰余金	(380,763,600)	(457,588,800)	(415,740,800)	(391,701,500)	(371,942,600)	(175,837,000)
▲当年度未処理欠損金	5,261,182	4,524,515	20,660,582	2,151,648	4,074,710	7,892,000
▲当年度経常利益	(1,542,551)	(1,306,963)	(1,165,654)	(1,319,939)	(3,382,395)	(1,864,000)
▲当年度経常損失	168,769,548	6,586,725	10,980,647	5,121,413	1,472,614	2,482,000
▲当年度未処分利益剰余金	(168,861,241)	(6,747,252)	(11,654,659)	(5,220,877)	(1,586,131)	(2,679,000)
▲当年度未処理欠損金	119,500	117,610	96,887	0	0	0
▲当年度経常利益	(119,500)	(117,610)	(96,887)	0	0	0
▲当年度経常損失	0	1,893,265	0	0	0	0
▲当年度未処分利益剰余金	0	2,015,989	0	0	0	0
▲当年度未処理欠損金	0	4,062,212	0	0	0	0
▲当年度経常利益	0	4,062,212	0	0	0	0
▲当年度経常損失	3,334,724	513,638	10,883,760	1,312,442	1,464,614	2,482,000
▲当年度未処分利益剰余金	(3,426,417)	(551,441)	(11,557,772)	(1,411,906)	(1,577,491)	(2,679,000)
▲当年度未処理欠損金	165,315,324	0	0	3,808,971	8,000	0
▲当年度経常利益	(165,315,324)	0	0	(3,808,971)	(8,640)	(0)
▲当年度経常損失	0	0	0	0	0	0
▲当年度未処分利益剰余金	1,026,050,353	1,245,927,743	1,667,800,608	1,473,703,058	1,602,382,718	1,198,921,000
▲当年度未処理欠損金	14,180,302,183	0	0	598,425,340	1,000,000,000	0
▲当年度経常利益	15,206,352,536	1,245,927,743	1,667,800,608	2,072,128,398	2,602,382,718	1,198,921,000
▲当年度経常損失	1,192,460,475	1,251,003,944	1,667,962,327	1,472,825,103	1,601,425,377	1,212,312,000

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出税抜欄には、特定収入等にかかる消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	105.2	99.4	100.4	99.2	99.6	99.2
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(107.1)	(99.8)	(100.5)	(99.2)	(99.6)	(99.8)
91.7	91.8	91.8	91.9	92.1	92.1	97.4	99.5	100.4	99.3	99.8	99.2
(92.3)	(92.4)	(92.3)	(92.4)	(92.6)	(92.7)	(99.7)	(100.0)	(100.4)	(99.3)	(99.8)	(99.8)
88.6	88.9	88.4	88.9	89.0	89.2	97.2	99.7	99.9	99.7	99.7	99.5
(89.2)	(89.5)	(89.0)	(89.5)	(89.5)	(89.8)	(99.6)	(100.1)	(99.9)	(99.7)	(99.7)	(100.1)
2.5	2.4	2.8	2.5	2.3	1.6	101.5	95.9	117.6	87.6	92.5	69.4
(2.5)	(2.4)	(2.8)	(2.5)	(2.3)	(1.6)	(104.4)	(95.9)	(117.6)	(87.6)	(92.5)	(70.2)
0.6	0.6	0.6	0.5	0.8	1.3	98.6	90.3	106.3	88.7	154.2	147.6
(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.5)	(0.8)	(1.2)	(98.9)	(90.2)	(106.6)	(88.3)	(157.5)	(151.0)
8.2	8.1	8.1	8.1	7.9	7.9	1,057.8	98.3	100.3	98.4	97.6	99.6
(7.7)	(7.6)	(7.6)	(7.5)	(7.4)	(7.3)	(1,081.7)	(98.3)	(100.5)	(98.2)	(97.6)	(99.5)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	121.9	111.6	91.0	68.3	69.5	104.3
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(121.9)	(111.6)	(91.0)	(68.3)	(69.5)	(104.3)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	121.3	59.9	133.0	57.3	177.0	77.6
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(121.3)	(59.9)	(133.0)	(57.3)	(177.0)	(77.6)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	100.9	97.0	96.2	95.6	100.5	100.5
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(100.9)	(97.0)	(96.2)	(95.6)	(100.5)	(100.5)
0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	92.5	91.7	107.7	76.6	88.9	88.5
(0.3)	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(92.5)	(91.7)	(107.7)	(76.6)	(88.9)	(88.5)
7.4	7.4	7.1	7.4	7.2	7.2	皆増	98.8	96.9	102.7	96.8	99.4
(7.0)	(6.9)	(6.6)	(6.9)	(6.7)	(6.7)	皆増	(98.8)	(96.9)	(102.7)	(96.8)	(99.4)
0.3	0.3	0.5	0.3	0.4	0.4	111.8	89.8	198.7	55.4	127.1	109.9
(0.2)	(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)	(0.4)	(116.0)	(90.1)	(207.7)	(53.4)	(128.7)	(108.1)
0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	28.6	64.0	716.2	55.5	40.5	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(29.5)	(65.9)	(689.9)	(54.9)	(42.6)	皆減
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	皆減	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(4.3)	皆減	(—)	(—)	(—)	(—)
0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	119.8	68.0	744.6	17.6	121.4	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(119.5)	(70.1)	(715.2)	(18.2)	(122.4)	皆減
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	42.3	39.1	17,244.2	2.9	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.3)	(42.4)	(40.7)	(16,602.0)	(3.0)	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	104.4	97.3	96.4	101.0	98.3	103.2
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(105.8)	(98.0)	(96.1)	(100.7)	(98.4)	(101.7)
89.0	90.8	90.9	92.0	92.5	93.1	104.2	99.3	96.6	102.1	98.9	103.9
(86.2)	(87.2)	(87.5)	(88.7)	(89.4)	(91.8)	(105.1)	(99.1)	(96.4)	(102.1)	(99.1)	(104.4)
16.0	16.4	16.1	16.6	17.7	18.8	102.1	100.0	94.6	103.8	104.8	109.6
(16.0)	(16.3)	(16.1)	(16.6)	(17.7)	(19.2)	(104.1)	(100.0)	(94.5)	(103.8)	(104.9)	(110.6)
9.2	8.9	9.4	9.6	8.2	8.6	102.4	94.0	102.3	102.7	83.8	108.2
(9.1)	(8.7)	(9.3)	(9.5)	(8.2)	(8.8)	(104.3)	(93.9)	(102.4)	(102.7)	(84.7)	(109.3)
1.6	1.3	1.7	1.6	2.1	2.1	96.2	78.4	123.5	92.9	130.9	104.2
(1.6)	(1.3)	(1.7)	(1.5)	(2.1)	(2.1)	(98.3)	(77.9)	(123.2)	(92.5)	(132.0)	(105.7)
3.0	3.1	3.4	3.8	3.7	3.9	93.6	101.2	105.6	111.7	95.3	111.0
(2.9)	(3.0)	(3.3)	(3.7)	(3.5)	(3.9)	(94.5)	(101.2)	(105.6)	(111.8)	(95.3)	(111.1)
4.8	4.4	4.8	4.8	5.2	5.0	97.6	89.4	104.0	102.2	105.3	99.4
(4.8)	(4.4)	(4.7)	(4.8)	(5.2)	(5.1)	(99.0)	(89.3)	(104.1)	(102.0)	(106.5)	(100.1)
8.7	9.7	10.4	10.3	10.5	11.1	140.3	108.9	103.3	100.4	99.7	109.3
(8.3)	(9.2)	(9.9)	(9.9)	(10.0)	(10.9)	(140.3)	(109.1)	(103.3)	(100.4)	(99.6)	(110.4)
3.6	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	115.0	70.4	皆減	—	—	—
(3.6)	(2.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(118.1)	(70.4)	皆減	(—)	(—)	(—)
41.1	42.7	43.8	43.7	44.1	42.5	102.3	101.1	98.9	100.9	99.2	99.3
(38.9)	(40.1)	(41.3)	(41.4)	(41.7)	(40.7)	(102.3)	(101.1)	(98.9)	(100.9)	(99.2)	(99.3)
1.0	1.7	1.3	1.6	1.1	1.2	71.0	155.1	77.1	119.4	71.4	105.8
(1.0)	(1.6)	(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(71.1)	(154.9)	(77.3)	(119.2)	(71.4)	(105.9)
9.4	9.1	9.0	8.0	7.5	6.7	95.3	94.6	94.5	89.9	92.0	93.3
(12.3)	(12.7)	(12.4)	(11.2)	(10.6)	(8.1)	(102.0)	(101.7)	(93.5)	(91.2)	(93.0)	(77.4)
9.4	9.1	8.7	8.0	7.4	6.7	95.1	94.7	92.7	91.8	91.7	92.7
(8.9)	(8.6)	(8.3)	(7.5)	(7.0)	(6.4)	(95.1)	(94.7)	(92.7)	(91.8)	(91.7)	(92.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(3.4)	(4.2)	(3.9)	(3.7)	(3.5)	(1.6)	(125.3)	(120.2)	(90.9)	(94.2)	(95.0)	(47.3)
0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	171.6	86.0	456.6	10.4	189.4	193.7
(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(184.0)	(84.7)	(1,619.5)	(6.2)	(256.3)	(55.1)
1.6	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	327.7	3.9	166.7	46.6	28.8	168.5
(1.5)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(327.0)	(4.0)	(172.7)	(44.8)	(30.4)	(168.9)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	220.2	98.4	82.4	皆減	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(220.2)	(98.4)	(82.4)	皆減	(—)	(—)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	皆増	皆減	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	皆増	皆減	(—)	(—)	(—)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	皆増	皆減	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	皆増	皆減	(—)	(—)	(—)
0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	6.6	15.4	2,119.0	12.1	111.6	169.5
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.8)	(16.1)	(2,095.9)	(12.2)	(111.7)	(169.8)
1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17,949.8	皆減	—	皆増	0.2	皆減
(1.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(17,949.8)	皆減	(—)	皆増	(0.2)	皆減
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 資本的収支比較

科目	年度					
	26	27	28	29	30	(円) 令和元(当初予算)
収入	2,437,409,160 (2,437,652,181)	1,983,322,543 (1,987,382,886)	1,105,800,360 (1,112,052,187)	1,132,352,448 (1,135,063,772)	759,886,477 (770,030,378)	2,091,502,000 (2,095,786,000)
国庫補助金	61,709,000 (61,709,000)	72,137,000 (72,137,000)	37,549,000 (37,549,000)	43,412,000 (43,412,000)	0 (0)	32,085,000 (32,085,000)
他会計補助金	281,500,000 (281,500,000)	301,042,000 (301,042,000)	292,732,000 (292,732,000)	115,612,000 (115,612,000)	88,955,000 (88,955,000)	84,858,000 (84,858,000)
その他補助金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
企業債	1,785,100,000 (1,785,100,000)	1,341,100,000 (1,341,100,000)	488,500,000 (488,500,000)	706,200,000 (706,200,000)	304,000,000 (304,000,000)	1,572,800,000 (1,572,800,000)
他会計出資金	12,672,000 (12,672,000)	22,597,000 (22,597,000)	14,377,000 (14,377,000)	13,562,000 (13,562,000)	91,540,000 (91,540,000)	48,128,000 (48,128,000)
工事負担金	253,499,793 (253,705,185)	199,937,774 (203,939,977)	226,663,297 (232,843,841)	215,662,448 (218,361,452)	240,204,743 (249,841,066)	288,393,000 (289,378,000)
消火せん設置負担金	42,458,000 (42,458,000)	45,782,000 (45,782,000)	45,088,000 (45,088,000)	37,750,000 (37,750,000)	28,842,000 (28,842,000)	32,164,000 (32,164,000)
庁舎改良負担金	287,867 (310,896)	625,379 (675,409)	707,000 (763,560)	154,000 (166,320)	6,310,734 (6,815,592)	33,074,000 (36,373,000)
固定資産売却代金	182,500 (197,100)	101,390 (109,500)	184,063 (198,786)	0 (0)	34,000 (36,720)	0 (0)
支出	6,559,265,020 (6,806,067,518)	6,218,184,483 (6,446,880,335)	6,438,616,680 (6,691,615,037)	6,692,725,218 (6,956,815,146)	6,062,894,157 (6,335,248,760)	7,414,001,000 (7,871,000,000)
建設改良費	3,261,465,145 (3,508,267,643)	3,058,881,800 (3,287,577,652)	3,380,927,034 (3,633,925,391)	3,538,190,316 (3,802,280,244)	3,641,297,874 (3,913,652,477)	4,979,526,000 (5,434,706,000)
第11回水道拡張事業費	1,657,994,420 (1,786,630,371)	1,456,316,446 (1,566,140,847)	1,613,902,417 (1,734,640,208)	1,897,519,549 (2,040,102,921)	1,420,975,419 (1,524,746,509)	2,265,929,000 (2,475,451,000)
配水管整備事業費	761,377,812 (816,254,985)	722,833,445 (774,825,688)	669,485,223 (717,651,379)	624,432,012 (669,036,550)	604,599,210 (648,118,043)	954,837,000 (1,037,900,000)
水道建設改良事業費	787,840,958 (847,433,295)	802,918,639 (864,415,891)	1,009,882,809 (1,087,892,320)	967,558,328 (1,041,369,329)	1,480,538,891 (1,595,426,522)	1,681,725,000 (1,839,328,000)
営業設備費	54,251,955 (57,948,992)	76,813,270 (82,195,226)	87,656,585 (93,741,484)	48,680,427 (51,771,444)	135,184,354 (145,361,403)	77,035,000 (82,027,000)
企業債償還金	3,297,799,875 (3,297,799,875)	3,159,302,683 (3,159,302,683)	3,057,689,646 (3,057,689,646)	3,150,714,658 (3,150,714,658)	2,418,327,616 (2,418,327,616)	2,416,293,000 (2,416,293,000)
その他資本的支出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3,820,244 (3,820,244)	3,268,667 (3,268,667)	1,000 (1,000)
予備費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18,181,000 (20,000,000)
収支差引	▲ 4,121,855,860 (▲ 4,368,415,337)	▲ 4,234,861,940 (▲ 4,459,497,449)	▲ 5,332,816,320 (▲ 5,579,562,850)	▲ 5,560,372,770 (▲ 5,821,751,374)	▲ 5,303,007,680 (▲ 5,565,218,382)	▲ 5,322,499,000 (▲ 5,775,214,000)
補填財源	4,202,507,801 (0)	4,243,664,018 (0)	5,334,113,572 (0)	4,963,121,056 (598,425,340)	4,304,122,697 (1,000,000,000)	4,271,738,000 (1,050,761,000)
損益勘定留保資金	4,202,507,801 (0)	4,243,664,018 (0)	5,334,113,572 (0)	4,963,121,056 (0)	4,304,122,697 (0)	4,271,738,000 (0)
減債積立金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建設改良積立金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	598,425,340 (0)	1,000,000,000 (0)	1,050,761,000 (0)
資本的収支調整額	199,307,536 (▲ 33,400,000)	182,433,431 (33,400,000)	245,449,278 (0)	260,204,978 (0)	261,095,685 (0)	452,715,000 (0)
繰越工事資金	▲ 33,400,000 (33,400,000)	33,400,000 (33,400,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当子)	26	27	28	29	30	令和元(当子)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	105.2	81.4	55.8	102.4	67.1	275.2
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(105.2)	(81.5)	(56.0)	(102.1)	(67.8)	(272.2)
2.5	3.6	3.4	3.8	0.0	1.5	59.7	116.9	52.1	115.6	皆減	皆増
(2.5)	(3.6)	(3.4)	(3.8)	(0.0)	(1.5)	(59.7)	(116.9)	(52.1)	(115.6)	皆減	皆増
11.5	15.2	26.5	10.2	11.7	4.1	68.5	106.9	97.2	39.5	76.9	95.4
(11.5)	(15.1)	(26.3)	(10.2)	(11.6)	(4.0)	(68.5)	(106.9)	(97.2)	(39.5)	(76.9)	(95.4)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
73.2	67.6	44.2	62.4	40.0	75.2	131.0	75.1	36.4	144.6	43.0	517.4
(73.2)	(67.5)	(43.9)	(62.2)	(39.5)	(75.0)	(131.0)	(75.1)	(36.4)	(144.6)	(43.0)	(517.4)
0.5	1.1	1.3	1.2	12.0	2.3	41.9	178.3	63.6	94.3	675.0	52.6
(0.5)	(1.1)	(1.3)	(1.2)	(11.9)	(2.3)	(41.9)	(178.3)	(63.6)	(94.3)	(675.0)	(52.6)
10.4	10.1	20.5	19.0	31.6	13.8	70.1	78.9	113.4	95.1	111.4	120.1
(10.4)	(10.3)	(20.9)	(19.2)	(32.4)	(13.8)	(70.1)	(80.4)	(114.2)	(93.8)	(114.4)	(115.8)
1.7	2.3	4.1	3.3	3.8	1.5	91.2	107.8	98.5	83.7	76.4	111.5
(1.7)	(2.3)	(4.1)	(3.3)	(3.7)	(1.5)	(91.2)	(107.8)	(98.5)	(83.7)	(76.4)	(111.5)
0.0	0.0	0.1	0.0	0.8	1.6	皆増	217.2	113.1	21.8	4,097.9	524.1
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.9)	(1.7)	皆増	(217.2)	(113.1)	(21.8)	(4,097.9)	(533.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.3	55.6	181.5	皆減	皆増	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(55.6)	(181.5)	皆減	皆増	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	103.4	94.8	103.5	103.9	90.6	122.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(104.8)	(94.7)	(103.8)	(104.0)	(91.1)	(124.2)
49.7	49.2	52.5	52.9	60.1	67.2	102.2	93.8	110.5	104.7	102.9	136.8
(51.5)	(51.0)	(54.3)	(54.7)	(61.8)	(69.0)	(105.0)	(93.7)	(110.5)	(104.6)	(102.9)	(138.9)
25.3	23.4	25.1	28.4	23.4	30.6	108.4	87.8	110.8	117.6	74.9	159.5
(26.3)	(24.3)	(25.9)	(29.3)	(24.1)	(31.5)	(111.6)	(87.7)	(110.8)	(117.6)	(74.7)	(162.4)
11.6	11.6	10.4	9.3	10.0	12.9	95.5	94.9	92.6	93.3	96.8	157.9
(12.0)	(12.0)	(10.7)	(9.6)	(10.2)	(13.2)	(98.0)	(94.9)	(92.6)	(93.2)	(96.9)	(160.1)
12.0	12.9	15.7	14.5	24.4	22.7	97.0	101.9	125.8	95.8	153.0	113.6
(12.5)	(13.4)	(16.3)	(15.0)	(25.2)	(23.4)	(99.5)	(102.0)	(125.9)	(95.7)	(153.2)	(115.3)
0.8	1.2	1.4	0.7	2.2	1.0	103.9	141.6	114.1	55.5	277.7	57.0
(0.9)	(1.3)	(1.4)	(0.7)	(2.3)	(1.0)	(106.7)	(141.8)	(114.0)	(55.2)	(280.8)	(56.4)
50.3	50.8	47.5	47.1	39.9	32.6	104.5	95.8	96.8	103.0	76.8	99.9
(48.5)	(49.0)	(45.7)	(45.3)	(38.2)	(30.7)	(104.5)	(95.8)	(96.8)	(103.0)	(76.8)	(99.9)
0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	—	—	—	皆増	85.6	0.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	皆増	(85.6)	(0.0)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	皆増
—	—	—	—	—	—	102.3	102.7	125.9	104.3	95.4	100.4
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(104.6)	(102.1)	(125.1)	(104.3)	(95.6)	(103.8)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度						令和元(当初予算)
	26	27	28	29	30	(円)	
固定資産	93,787,800,545	92,335,960,805	91,604,058,950	90,770,807,531	90,107,083,200	91,403,838,000	
有形固定資産	93,357,153,033	91,955,192,844	91,273,170,540	90,486,947,672	89,873,673,092	91,205,088,000	
土地	7,084,298,767	7,088,305,849	7,088,316,349	7,094,336,569	7,100,163,857	7,099,587,000	
建物	4,350,427,299	4,233,040,729	4,076,781,122	3,933,288,399	3,810,222,268	3,803,018,000	
構築物	68,141,476,988	67,308,386,843	67,604,471,991	67,278,443,964	66,743,756,613	67,466,652,000	
機械及び装置	12,377,149,008	11,884,320,577	11,713,747,128	11,358,534,730	11,280,303,088	12,069,432,000	
車両運搬具	22,998,614	22,388,045	20,851,416	23,467,210	22,965,752	20,104,000	
工具、器具及び備品	155,881,127	174,005,171	198,681,763	173,099,297	286,908,555	282,534,000	
建設仮勘定	1,224,921,230	1,244,745,630	570,320,771	625,777,503	629,352,959	463,761,000	
無形固定資産	402,647,512	352,767,961	302,888,410	255,859,859	205,410,108	170,750,000	
水利権	399,036,415	349,156,864	299,277,313	249,397,762	199,518,211	149,638,000	
電話加入権	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,000	
地上権	—	—	—	2,851,000	2,280,800	2,851,000	
ソフトウェア	—	—	—	—	—	14,650,000	
投資その他の資産	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	
水源基金出資金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	
地方公共団体 金融機構出資金	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	
流動資産	10,097,515,317	11,412,969,377	11,618,814,204	11,653,022,141	11,847,675,908	10,260,614,000	
現金・預金	8,154,715,158	9,559,416,862	9,806,583,205	10,090,513,763	10,104,966,916	8,714,171,000	
未収金	1,692,129,282	1,681,069,166	1,633,014,404	1,434,992,946	1,508,052,120	1,414,772,000	
未収金	1,719,129,282	1,707,069,166	1,659,042,508	1,458,992,946	1,530,052,120	1,435,772,000	
貸倒引当金	▲ 27,000,000	▲ 26,000,000	▲ 26,028,104	▲ 24,000,000	▲ 22,000,000	▲ 21,000,000	
貯蔵品	114,760,977	113,362,856	113,944,135	108,836,617	106,571,872	129,196,000	
保管預り有価証券	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	
前払金	133,434,900	56,645,493	62,797,460	16,203,815	125,610,000	0	
資産合計	103,885,315,862	103,748,930,182	103,222,873,154	102,423,829,672	101,954,759,108	101,664,452,000	

注1 令和元年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当子)	26	27	28	29	30	令和元(当子)
90.3	89.0	88.7	88.6	88.4	89.9	96.3	98.5	99.2	99.1	99.3	101.4
89.9	88.6	88.4	88.3	88.2	89.7	96.6	98.5	99.3	99.1	99.3	101.5
6.8	6.8	6.9	6.9	7.0	7.0	100.0	100.1	100.0	100.1	100.1	100.0
4.2	4.1	3.9	3.8	3.7	3.7	95.2	97.3	96.3	96.5	96.9	99.8
65.6	64.9	65.5	65.7	65.5	66.4	97.2	98.8	100.4	99.5	99.2	101.1
11.9	11.5	11.3	11.1	11.1	11.9	90.1	96.0	98.6	97.0	99.3	107.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	94.2	97.3	93.1	112.5	97.9	87.5
0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	99.8	111.6	114.2	87.1	165.7	98.5
1.2	1.2	0.6	0.6	0.6	0.5	120.3	101.6	45.8	109.7	100.6	73.7
0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	63.9	87.6	85.9	84.5	80.3	83.1
0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	63.7	87.5	85.7	83.3	80.0	75.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	0.0	0.0	—	—	—	皆増	80.0	125.0
—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	皆増
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9.7	11.0	11.3	11.4	11.6	10.1	103.7	113.0	101.8	100.3	101.7	86.6
7.8	9.2	9.5	9.9	9.9	8.6	105.2	117.2	102.6	102.9	100.1	86.2
1.6	1.6	1.6	1.4	1.5	1.4	93.0	99.3	97.1	87.9	105.1	93.8
1.7	1.6	1.6	1.4	1.5	1.4	94.5	99.3	97.2	87.9	104.9	93.8
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	96.3	100.1	92.2	91.7	95.5
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	108.8	98.8	100.5	95.5	97.9	121.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	210.2	42.5	110.9	25.8	775.2	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.0	99.9	99.5	99.2	99.5	99.7

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金額					(円)
		26	27	28	29	30	
固定負債		43,454,085,248	41,929,743,958	39,615,106,191	38,202,981,972	36,173,237,852	35,388,261,000
企業債		42,219,024,813	40,456,531,813	37,794,165,155	36,128,092,893	34,027,354,565	33,314,863,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		42,219,024,813	40,456,531,813	37,794,165,155	36,128,092,893	34,027,354,565	33,314,863,000
引当金		1,235,060,435	1,473,212,145	1,820,941,036	2,074,889,079	2,145,883,287	2,073,398,000
退職給付引当金		555,070,944	793,222,654	1,140,951,545	1,394,899,588	1,637,842,805	1,770,361,000
修繕引当金		679,989,491	679,989,491	679,989,491	679,989,491	508,040,482	303,037,000
流動負債		4,572,784,857	4,889,331,327	4,838,061,797	4,214,380,334	4,368,458,809	4,282,587,000
企業債		3,159,302,683	3,103,593,000	3,196,770,012	2,418,327,616	2,404,738,328	2,596,236,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		3,159,302,683	3,103,593,000	3,196,770,012	2,418,327,616	2,404,738,328	2,596,236,000
未払金		1,235,226,569	1,596,022,777	1,458,034,415	1,607,619,387	1,744,067,246	1,494,151,000
預り金		32,701,605	41,710,550	31,674,370	31,129,331	55,511,155	31,129,000
預り有価証券		2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000
前受金		0	0	0	0	2,674,080	0
引当金		143,079,000	145,530,000	149,108,000	154,829,000	158,993,000	158,596,000
賞与引当金		143,079,000	145,530,000	149,108,000	154,829,000	158,993,000	158,596,000
繰延収益		16,255,806,832	16,057,361,505	16,215,023,666	15,964,520,808	15,677,193,171	15,393,992,000
長期前受金		33,694,295,000	34,141,323,392	35,001,430,796	35,399,308,307	35,802,422,227	36,478,076,000
国庫補助金		5,008,464,560	5,050,962,641	5,074,436,208	5,092,066,112	5,068,347,312	5,124,151,000
県費補助金		63,514,521	63,087,643	62,630,963	62,029,561	61,464,152	62,030,000
他会計補助金		3,008,129,744	3,266,932,834	3,554,224,128	3,649,797,723	3,728,168,676	3,823,611,000
工事負担金		14,264,766,714	14,306,939,008	14,442,556,323	14,534,386,932	14,695,065,938	15,071,570,000
補償金		3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,000
受贈財産評価額		9,393,389,121	9,455,754,100	9,827,370,671	9,992,775,498	10,155,566,882	10,225,273,000
庁舎建設負担金		314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,000
庁舎改良負担金		261,805,654	262,416,008	263,113,957	259,639,293	261,182,149	300,236,000
その他長期前受金		1,375,917,977	1,416,924,449	1,458,791,837	1,490,306,479	1,514,320,409	1,552,899,000
収益化累計額		▲ 17,438,488,168	▲ 18,083,961,887	▲ 18,786,407,130	▲ 19,434,787,499	▲ 20,125,229,056	▲ 21,084,084,000
国庫補助金		▲ 2,222,477,447	▲ 2,313,523,851	▲ 2,414,461,323	▲ 2,509,719,206	▲ 2,603,705,474	▲ 2,734,851,000
県費補助金		▲ 40,447,705	▲ 41,298,371	▲ 42,082,569	▲ 42,750,791	▲ 43,363,908	▲ 45,101,000
他会計補助金		▲ 1,524,718,971	▲ 1,624,519,829	▲ 1,733,397,747	▲ 1,840,572,279	▲ 1,950,679,486	▲ 2,079,205,000
工事負担金		▲ 7,920,300,503	▲ 8,112,793,878	▲ 8,352,497,172	▲ 8,560,296,094	▲ 8,797,812,800	▲ 9,203,854,000
補償金		▲ 2,995,135	▲ 3,020,953	▲ 3,046,772	▲ 3,072,591	▲ 3,098,411	▲ 3,123,000
受贈財産評価額		▲ 4,832,069,868	▲ 5,048,162,520	▲ 5,256,073,586	▲ 5,456,514,208	▲ 5,669,640,328	▲ 5,906,037,000
庁舎建設負担金		▲ 185,523,453	▲ 191,187,393	▲ 196,851,333	▲ 202,515,273	▲ 208,179,213	▲ 213,841,000
庁舎改良負担金		▲ 89,750,804	▲ 199,255,740	▲ 208,696,218	▲ 212,288,758	▲ 212,289,189	▲ 221,547,000
その他長期前受金		▲ 520,204,282	▲ 550,199,352	▲ 579,300,410	▲ 607,058,299	▲ 636,460,247	▲ 676,525,000
資本金		14,929,766,485	34,078,694,352	34,813,746,717	35,515,249,963	36,905,460,873	36,965,559,000
自己資本		14,929,766,485	34,078,694,352	34,813,746,717	35,515,249,963	36,905,460,873	36,965,559,000
借入資本		-	-	-	-	-	-
企業債		-	-	-	-	-	-
剰余金		24,672,872,440	6,793,799,040	7,740,934,783	8,526,696,595	8,830,408,403	9,634,053,000
資本剰余金		5,297,848,301	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,427,000
国庫補助金		16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,362,000
県費補助金		0	0	0	0	0	0
他会計補助金		24,583,946	871,300	871,300	871,300	871,300	871,000
工事負担金		2,352,652,566	0	0	0	0	0
補償金		0	0	0	0	0	0
受贈財産評価額		2,810,486,656	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,000
庁舎建設負担金		0	0	0	0	0	0
庁舎改良負担金		12,295,418	0	0	0	0	0
その他資本剰余金		81,468,276	0	0	0	0	0
利益剰余金		19,375,024,139	5,711,372,210	6,658,507,953	7,444,269,765	7,747,981,573	8,551,626,000
建設改良積立金		4,168,671,603	4,465,444,467	4,990,707,345	5,372,141,367	5,145,598,855	4,094,838,000
当年度未処分利益剰余金		15,206,352,536	1,245,927,743	1,667,800,608	2,072,128,398	2,602,382,718	4,456,788,000
負債・資本合計		103,885,315,862	103,748,930,182	103,222,873,154	102,423,829,672	101,954,759,108	101,664,452,000

注1 令和元年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
41.8	40.4	38.4	37.3	35.5	34.8	4,550.8	96.5	94.5	96.4	94.7	97.8
40.6	39.0	36.6	35.3	33.4	32.8	皆増	95.8	93.4	95.6	94.2	97.9
40.6	39.0	36.6	35.3	33.4	32.8	皆増	95.8	93.4	95.6	94.2	97.9
1.2	1.4	1.8	2.0	2.1	2.0	129.3	119.3	123.6	113.9	103.4	96.6
0.5	0.8	1.1	1.4	1.6	1.7	201.9	142.9	143.8	122.3	117.4	108.1
0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0	74.7	59.6
4.4	4.7	4.7	4.1	4.3	4.2	253.5	106.9	99.0	87.1	103.7	98.0
3.0	3.0	3.1	2.4	2.4	2.6	皆増	98.2	103.0	75.6	99.4	108.0
3.0	3.0	3.1	2.4	2.4	2.6	皆増	98.2	103.0	75.6	99.4	108.0
1.2	1.5	1.4	1.6	1.7	1.5	70.1	129.2	91.4	110.3	108.5	85.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	82.1	127.5	75.9	98.3	178.3	56.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	皆増	皆減
0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	皆増	101.7	102.5	103.8	102.7	99.8
0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	皆増	101.7	102.5	103.8	102.7	99.8
15.6	15.5	15.7	15.6	15.4	15.1	皆増	98.8	101.0	98.5	98.2	98.2
32.4	32.9	33.9	34.6	35.1	35.9	皆増	101.3	102.5	101.1	101.1	101.9
4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	皆増	100.8	100.5	100.3	99.5	101.1
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	皆増	99.3	99.3	99.0	99.1	100.9
2.9	3.1	3.4	3.6	3.7	3.8	皆増	108.6	108.8	102.7	102.1	102.6
13.7	13.8	14.0	14.2	14.4	14.8	皆増	100.3	100.9	100.6	101.1	102.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9.0	9.1	9.5	9.8	10.0	10.1	皆増	100.7	103.9	101.7	101.6	100.7
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	皆増	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	皆増	100.2	100.3	98.7	100.6	115.0
1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	皆増	103.0	103.0	102.2	101.6	102.5
▲ 16.8	▲ 17.4	▲ 18.2	▲ 19.0	▲ 19.7	▲ 20.7	皆増	103.7	103.9	103.5	103.6	104.8
▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 2.7	皆増	104.1	104.4	103.9	103.7	105.0
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	102.1	101.9	101.6	101.4	104.0
▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 1.9	▲ 2.0	皆増	106.5	106.7	106.2	106.0	106.6
▲ 7.6	▲ 7.8	▲ 8.1	▲ 8.4	▲ 8.6	▲ 9.1	皆増	102.4	103.0	102.5	102.8	104.6
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	100.9	100.9	100.8	100.8	100.8
▲ 4.7	▲ 4.9	▲ 5.1	▲ 5.3	▲ 5.6	▲ 5.8	皆増	104.5	104.1	103.8	103.9	104.2
▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	皆増	103.1	103.0	102.9	102.8	102.7
▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	皆増	105.0	104.7	101.7	100.0	104.4
▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.7	皆増	105.8	105.3	104.8	104.8	106.3
14.4	32.8	33.7	34.7	36.2	36.4	24.2	228.3	102.2	102.0	103.9	100.2
14.4	32.8	33.7	34.7	36.2	36.4	100.1	228.3	102.2	102.0	103.9	100.2
—	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—	—
23.8	6.5	7.5	8.3	8.7	9.5	58.0	27.5	113.9	110.2	103.6	109.1
5.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	13.8	20.4	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	3.5	100.0	100.0	100.0	100.0
2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	皆減	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
2.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	23.4	37.9	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	皆減	—	—	—	—
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	皆減	—	—	—	—
18.7	5.5	6.5	7.3	7.6	8.4	464.8	29.5	116.6	111.8	104.1	110.4
4.0	4.3	4.8	5.2	5.0	4.0	127.8	107.1	111.8	107.6	95.8	79.6
14.6	1.2	1.6	2.0	2.6	4.4	1,679.2	8.2	133.9	124.2	125.6	171.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.0	99.9	99.5	99.2	99.5	99.7

4. 費用構成比較

項目	年度					
	26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
職員給与費	2,046,855,885 (2,048,540,815)	2,074,981,453 (2,076,677,885)	2,103,977,714 (2,105,666,010)	2,182,109,195 (2,183,777,149)	2,117,701,982 (2,119,313,170)	2,128,799,000 (2,130,691,000)
給料	863,690,766 (863,690,766)	878,822,980 (878,822,980)	862,159,279 (862,159,279)	879,537,238 (879,537,238)	862,056,276 (862,056,276)	869,190,000 (869,190,000)
手当	389,943,035 (391,627,965)	399,307,066 (401,003,498)	396,113,179 (397,801,475)	409,762,572 (411,430,526)	384,132,765 (385,743,953)	408,713,000 (410,605,000)
賞与引当金繰入額	127,681,000 (127,681,000)	129,690,000 (129,690,000)	132,492,000 (132,492,000)	137,586,000 (137,586,000)	140,039,000 (140,039,000)	138,596,000 (138,596,000)
報酬	4,633,747 (4,633,747)	3,705,748 (3,705,748)	6,891,917 (6,891,917)	1,637,402 (1,637,402)	4,906,800 (4,906,800)	2,644,000 (2,644,000)
退職給付費	376,220,205 (376,220,205)	391,590,983 (391,590,983)	446,878,621 (446,878,621)	473,498,187 (473,498,187)	460,919,851 (460,919,851)	442,525,000 (442,525,000)
法定福利費	284,687,132 (284,687,132)	271,864,676 (271,864,676)	259,442,718 (259,442,718)	280,087,796 (280,087,796)	265,647,290 (265,647,290)	267,131,000 (267,131,000)
委託料	1,189,043,124 (1,284,166,570)	1,043,786,049 (1,127,288,931)	843,893,351 (911,404,816)	830,747,779 (897,207,597)	1,037,421,139 (1,120,414,826)	1,239,049,000 (1,355,635,000)
修繕費	505,014,899 (540,298,876)	495,148,304 (529,634,543)	522,675,039 (558,911,480)	520,547,882 (555,462,622)	352,002,658 (387,720,648)	377,019,000 (420,012,000)
動力費	671,763,059 (723,489,204)	646,670,652 (698,404,304)	591,378,223 (638,688,480)	644,650,040 (696,222,043)	689,781,097 (744,963,583)	744,294,000 (810,049,000)
薬品費	191,539,667 (206,862,840)	170,297,465 (183,921,262)	142,478,221 (153,876,478)	145,619,898 (157,269,489)	130,175,689 (140,589,744)	185,591,000 (202,224,000)
資本費	5,364,279,054 (5,364,279,054)	5,357,897,620 (5,357,897,620)	5,240,773,470 (5,240,773,470)	5,207,535,705 (5,207,535,705)	5,106,420,425 (5,106,420,425)	5,022,991,000 (5,022,991,000)
減価償却費	4,369,399,176 (4,369,399,176)	4,416,153,515 (4,416,153,515)	4,367,610,341 (4,367,610,341)	4,405,731,381 (4,405,731,381)	4,370,974,406 (4,370,974,406)	4,341,202,000 (4,341,202,000)
企業債利息	994,879,878 (994,879,878)	941,744,105 (941,744,105)	873,163,129 (873,163,129)	801,804,324 (801,804,324)	735,446,019 (735,446,019)	681,789,000 (681,789,000)
その他経費	667,888,506 (1,064,926,386)	561,135,883 (1,035,372,082)	534,135,589 (970,509,491)	544,922,643 (956,807,788)	471,181,180 (861,754,061)	522,245,000 (716,398,000)
合計	10,636,384,194 (11,232,563,745)	10,349,917,426 (11,009,196,627)	9,979,311,607 (10,579,830,225)	10,076,133,142 (10,654,282,393)	9,904,684,170 (10,481,176,457)	10,219,988,000 (10,658,000,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
19.2	20.0	21.1	21.7	21.4	20.8	116.8	101.4	101.4	103.7	97.0	100.5
(18.2)	(18.9)	(19.9)	(20.5)	(20.2)	(20.0)	(116.9)	(101.4)	(101.4)	(103.7)	(97.0)	(100.5)
8.1	8.5	8.6	8.7	8.7	8.5	105.4	101.8	98.1	102.0	98.0	100.8
(7.7)	(8.0)	(8.1)	(8.3)	(8.2)	(8.2)	(105.4)	(101.8)	(98.1)	(102.0)	(98.0)	(100.8)
3.7	3.9	4.0	4.1	3.9	4.0	80.3	102.4	99.2	103.4	93.7	106.4
(3.5)	(3.6)	(3.8)	(3.9)	(3.7)	(3.9)	(80.5)	(102.4)	(99.2)	(103.4)	(93.8)	(106.4)
1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	皆増	101.6	102.2	103.8	101.8	99.0
(1.1)	(1.2)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(皆増)	(101.6)	(102.2)	(103.8)	(101.8)	(99.0)
0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	100.2	80.0	186.0	23.8	299.7	53.9
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.2)	(80.0)	(186.0)	(23.8)	(299.7)	(53.9)
3.5	3.8	4.5	4.7	4.7	4.3	242.5	104.1	114.1	106.0	97.3	96.0
(3.3)	(3.6)	(4.2)	(4.4)	(4.4)	(4.2)	(242.5)	(104.1)	(114.1)	(106.0)	(97.3)	(96.0)
2.7	2.6	2.6	2.8	2.7	2.6	99.4	95.5	95.4	108.0	94.8	100.6
(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.6)	(2.5)	(2.5)	(99.4)	(95.5)	(95.4)	(108.0)	(94.8)	(100.6)
11.2	10.1	8.5	8.2	10.5	12.1	101.5	87.8	80.8	98.4	124.9	119.4
(11.4)	(10.2)	(8.6)	(8.4)	(10.7)	(12.7)	(104.4)	(87.8)	(80.8)	(98.4)	(124.9)	(121.0)
4.7	4.8	5.2	5.2	3.6	3.7	89.1	98.0	105.6	99.6	67.6	107.1
(4.8)	(4.8)	(5.3)	(5.2)	(3.7)	(3.9)	(91.9)	(98.0)	(105.5)	(99.4)	(69.8)	(108.3)
6.3	6.2	5.9	6.4	7.0	7.3	106.6	96.3	91.4	109.0	107.0	107.9
(6.4)	(6.3)	(6.0)	(6.5)	(7.1)	(7.6)	(109.4)	(96.5)	(91.4)	(109.0)	(107.0)	(108.7)
1.8	1.6	1.4	1.4	1.3	1.8	95.8	88.9	83.7	102.2	89.4	142.6
(1.8)	(1.7)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(1.9)	(98.5)	(88.9)	(83.7)	(102.2)	(89.4)	(143.8)
50.4	51.8	52.5	51.7	51.6	49.1	100.9	99.9	97.8	99.4	98.1	98.4
(47.8)	(48.7)	(49.5)	(48.9)	(48.7)	(47.1)	(100.9)	(99.9)	(97.8)	(99.4)	(98.1)	(98.4)
41.1	42.7	43.8	43.7	44.1	42.5	102.3	101.1	98.9	100.9	99.2	99.3
(38.9)	(40.1)	(41.3)	(41.4)	(41.7)	(40.7)	(102.3)	(101.1)	(98.9)	(100.9)	(99.2)	(99.3)
9.4	9.1	8.7	8.0	7.4	6.7	95.1	94.7	92.7	91.8	91.7	92.7
(8.9)	(8.6)	(8.3)	(7.5)	(7.0)	(6.4)	(95.1)	(94.7)	(92.7)	(91.8)	(91.7)	(92.7)
6.3	5.4	5.4	5.4	4.8	5.1	122.0	84.0	95.2	102.0	86.5	110.8
(9.5)	(9.4)	(9.2)	(9.0)	(8.2)	(6.7)	(123.6)	(97.2)	(93.7)	(98.6)	(90.1)	(83.1)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	104.4	97.3	96.4	101.0	98.3	103.2
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(105.8)	(98.0)	(96.1)	(100.7)	(98.4)	(101.7)

5. 給水原価構成比較

項目	金 額									
	26		27		28		29		30	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)
職員給与と費	2,046,855,885	34.07	2,074,981,453	34.58	2,103,977,714	35.14	2,182,109,195	36.51	2,117,701,982	35.57
	(2,048,540,815)	(34.10)	(2,076,677,885)	(34.61)	(2,105,666,010)	(35.16)	(2,183,777,149)	(36.54)	(2,119,313,170)	(35.60)
給 料	863,690,766	14.38	878,822,980	14.65	862,159,279	14.40	879,537,238	14.72	862,056,276	14.48
	(863,690,766)	(14.38)	(878,822,980)	(14.65)	(862,159,279)	(14.40)	(879,537,238)	(14.72)	(862,056,276)	(14.48)
手 当	389,943,035	6.49	399,307,066	6.65	396,113,179	6.62	409,762,572	6.86	384,132,765	6.45
	(391,627,965)	(6.52)	(401,003,498)	(6.68)	(397,801,475)	(6.64)	(411,430,526)	(6.88)	(385,743,953)	(6.48)
賞与引当金	127,681,000	2.13	129,690,000	2.16	132,492,000	2.21	137,586,000	2.30	140,039,000	2.35
繰入額	(127,681,000)	(2.13)	(129,690,000)	(2.16)	(132,492,000)	(2.21)	(137,586,000)	(2.30)	(140,039,000)	(2.35)
報 酬	4,633,747	0.08	3,705,748	0.06	6,891,917	0.12	1,637,402	0.03	4,906,800	0.08
	(4,633,747)	(0.08)	(3,705,748)	(0.06)	(6,891,917)	(0.12)	(1,637,402)	(0.03)	(4,906,800)	(0.08)
退職給付費	376,220,205	6.26	391,590,983	6.53	446,878,621	7.46	473,498,187	7.92	460,919,851	7.74
	(376,220,205)	(6.26)	(391,590,983)	(6.53)	(446,878,621)	(7.46)	(473,498,187)	(7.92)	(460,919,851)	(7.74)
法定福利費	284,687,132	4.74	271,864,676	4.53	259,442,718	4.33	280,087,796	4.69	265,647,290	4.46
	(284,687,132)	(4.74)	(271,864,676)	(4.53)	(259,442,718)	(4.33)	(280,087,796)	(4.69)	(265,647,290)	(4.46)
委 託 料	1,189,043,124	19.79	1,043,786,049	17.39	843,893,351	14.09	830,747,779	13.90	1,037,421,139	17.43
	(1,284,166,570)	(21.37)	(1,127,288,931)	(18.79)	(911,404,816)	(15.22)	(897,207,597)	(15.01)	(1,120,414,826)	(18.82)
修 繕 費	505,014,899	8.41	495,148,304	8.25	522,675,039	8.73	520,547,882	8.71	352,002,658	5.91
	(540,298,876)	(8.99)	(529,634,543)	(8.83)	(558,911,480)	(9.33)	(555,462,622)	(9.29)	(387,720,648)	(6.51)
動 力 費	671,763,059	11.18	646,670,652	10.78	591,378,223	9.88	644,650,040	10.79	689,781,097	11.59
	(723,489,204)	(12.04)	(698,404,304)	(11.64)	(638,688,480)	(10.67)	(696,222,043)	(11.65)	(744,963,583)	(12.51)
薬 品 費	191,539,667	3.19	170,297,465	2.84	142,478,221	2.38	145,619,898	2.44	130,175,689	2.19
	(206,862,840)	(3.44)	(183,921,262)	(3.07)	(153,876,478)	(2.57)	(157,269,489)	(2.63)	(140,589,744)	(2.36)
資 本 費	4,518,938,258	75.21	4,531,237,720	75.51	4,428,384,040	73.95	4,388,649,787	73.43	4,302,041,522	72.26
	(4,518,938,258)	(75.21)	(4,531,237,720)	(75.51)	(4,428,384,040)	(73.95)	(4,388,649,787)	(73.43)	(4,302,041,522)	(72.26)
減価償却費	4,369,399,176	72.72	4,416,153,515	73.59	4,367,610,341	72.94	4,405,731,381	73.72	4,370,974,406	73.42
	(4,369,399,176)	(72.72)	(4,416,153,515)	(73.59)	(4,367,610,341)	(72.94)	(4,405,731,381)	(73.72)	(4,370,974,406)	(73.42)
長期前受金	▲ 845,340,796	▲ 14.07	▲ 826,659,900	▲ 13.78	▲ 812,389,430	▲ 13.57	▲ 818,885,918	▲ 13.70	▲ 804,378,903	▲ 13.51
戻入	(▲ 845,340,796)	(▲ 14.07)	(▲ 826,659,900)	(▲ 13.78)	(▲ 812,389,430)	(▲ 13.57)	(▲ 818,885,918)	(▲ 13.70)	(▲ 804,378,903)	(▲ 13.51)
企業債利息	994,879,878	16.56	941,744,105	15.69	873,163,129	14.58	801,804,324	13.42	735,446,019	12.35
	(994,879,878)	(16.56)	(941,744,105)	(15.69)	(873,163,129)	(14.58)	(801,804,324)	(13.42)	(735,446,019)	(12.35)
そ の 他 経 費	478,093,450	7.96	525,124,115	8.75	506,072,806	8.45	506,704,329	8.48	449,070,766	7.54
	(875,039,637)	(14.56)	(999,199,787)	(16.65)	(941,772,696)	(15.73)	(918,490,010)	(15.37)	(839,530,130)	(14.10)
その他経費	499,118,958	8.31	554,549,158	9.24	523,154,942	8.74	539,801,230	9.03	469,708,566	7.89
	(896,065,145)	(14.91)	(1,028,624,830)	(17.14)	(958,854,832)	(16.01)	(951,586,911)	(15.92)	(860,167,930)	(14.45)
長期前受金	▲ 21,025,508	▲ 0.35	▲ 29,425,043	▲ 0.49	▲ 17,082,136	▲ 0.29	▲ 33,096,901	▲ 0.55	▲ 20,637,800	▲ 0.35
戻入	(▲ 21,025,508)	(▲ 0.35)	(▲ 29,425,043)	(▲ 0.49)	(▲ 17,082,136)	(▲ 0.29)	(▲ 33,096,901)	(▲ 0.55)	(▲ 20,637,800)	(▲ 0.35)
合 計 (給水原価)	9,601,248,342	159.80	9,487,245,758	158.10	9,138,859,394	152.62	9,219,028,910	154.25	9,078,194,853	152.49
	(10,197,336,200)	(169.72)	(10,146,364,432)	(169.09)	(9,738,704,000)	(162.64)	(9,797,078,697)	(163.92)	(9,654,573,623)	(162.17)
1m ³ あたりの 供給単価	-	176.85 * 172.07 (190.19) (* 185.02)	-	176.38 * 171.79 (190.49) (* 185.53)	-	177.33 * 171.92 (191.51) (* 185.67)	-	176.51 * 171.76 (190.63) (* 185.50)	-	176.35 * 171.94 (190.45) (* 185.69)
差益(▲差損)	-	17.05 * 12.27 (20.47) (* 15.30)	-	18.28 * 13.69 (21.40) (* 16.44)	-	24.71 * 19.30 (28.87) (* 23.03)	-	22.26 * 17.51 (26.71) (* 21.58)	-	23.86 * 19.45 (28.28) (* 23.52)
年間有収水量	60,082,080 m ³		60,006,569 m ³		59,880,136 m ³		59,766,609 m ³		59,533,620 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1m³あたりの供給単価＝(給水収益＋給水負担金)÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価の欄中*は、給水負担金収入分を控除した額を示す。

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
21.3 (20.1)	21.9 (20.5)	23.0 (21.6)	23.7 (22.3)	23.3 (22.0)	119.8 (119.9)	101.5 (101.5)	101.6 (101.6)	103.9 (103.9)	97.4 (97.4)
9.0 (8.5)	9.3 (8.7)	9.4 (8.9)	9.5 (9.0)	9.5 (8.9)	108.1 (108.1)	101.9 (101.9)	98.3 (98.3)	102.2 (102.2)	98.4 (98.4)
4.1 (3.8)	4.2 (4.0)	4.3 (4.1)	4.4 (4.2)	4.2 (4.0)	82.4 (82.5)	102.5 (102.5)	99.5 (99.4)	103.6 (103.6)	94.0 (94.2)
1.3 (1.3)	1.4 (1.3)	1.4 (1.4)	1.5 (1.4)	1.5 (1.4)	皆増 皆増	101.4 (101.4)	102.3 (102.3)	104.1 (104.1)	102.2 (102.2)
0.1 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	100.0 (100.0)	75.0 (75.0)	200.0 (200.0)	25.0 (25.0)	266.7 (266.7)
3.9 (3.7)	4.1 (3.9)	4.9 (4.6)	5.1 (4.8)	5.1 (4.8)	248.4 (248.4)	104.3 (104.3)	114.2 (114.2)	106.2 (106.2)	97.7 (97.7)
3.0 (2.8)	2.9 (2.7)	2.8 (2.7)	3.0 (2.9)	2.9 (2.8)	101.9 (101.9)	95.6 (95.6)	95.6 (95.6)	108.3 (108.3)	95.1 (95.1)
12.4 (12.6)	11.0 (11.1)	9.2 (9.4)	9.0 (9.2)	11.4 (11.6)	104.2 (107.1)	87.9 (87.9)	81.0 (81.0)	98.7 (98.6)	125.4 (125.4)
5.3 (5.3)	5.2 (5.2)	5.7 (5.7)	5.6 (5.7)	3.9 (4.0)	91.5 (94.2)	98.1 (98.2)	105.8 (105.7)	99.8 (99.6)	67.9 (70.1)
7.0 (7.1)	6.8 (6.9)	6.5 (6.6)	7.0 (7.1)	7.6 (7.7)	109.4 (112.1)	96.4 (96.7)	91.7 (91.7)	109.2 (109.2)	107.4 (107.4)
2.0 (2.0)	1.8 (1.8)	1.6 (1.6)	1.6 (1.6)	1.4 (1.5)	98.2 (100.9)	89.0 (89.2)	83.8 (83.7)	102.5 (102.3)	89.8 (89.7)
47.1 (44.3)	47.8 (44.7)	48.5 (45.5)	47.6 (44.8)	47.4 (44.6)	87.2 (87.2)	100.4 (100.4)	97.9 (97.9)	99.3 (99.3)	98.4 (98.4)
45.5 (42.8)	46.5 (43.5)	47.8 (44.8)	47.8 (45.0)	48.1 (45.3)	104.9 (104.9)	101.2 (101.2)	99.1 (99.1)	101.1 (101.1)	99.6 (99.6)
▲ 8.8 (▲ 8.3)	▲ 8.7 (▲ 8.1)	▲ 8.9 (▲ 8.3)	▲ 8.9 (▲ 8.4)	▲ 8.9 (▲ 8.3)	皆増 皆増	97.9 (97.9)	98.5 (98.5)	101.0 (101.0)	98.6 (98.6)
10.4 (9.8)	9.9 (9.3)	9.6 (9.0)	8.7 (8.2)	8.1 (7.6)	97.6 (97.6)	94.7 (94.7)	92.9 (92.9)	92.0 (92.0)	92.0 (92.0)
5.0 (8.6)	5.5 (9.8)	5.5 (9.7)	5.5 (9.4)	4.9 (8.7)	98.9 (110.8)	109.9 (114.4)	96.6 (94.5)	100.4 (97.7)	88.9 (91.7)
5.2 (8.8)	5.8 (10.1)	5.7 (9.8)	5.9 (9.7)	5.2 (8.9)	103.2 (113.5)	111.2 (115.0)	94.6 (93.4)	103.3 (99.4)	87.4 (90.8)
▲ 0.2 (▲ 0.2)	▲ 0.3 (▲ 0.3)	▲ 0.2 (▲ 0.2)	▲ 0.4 (▲ 0.3)	▲ 0.2 (▲ 0.2)	皆増 皆増	140.0 (140.0)	59.2 (59.2)	189.7 (189.7)	63.6 (63.6)
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	97.2 (99.0)	98.9 (99.6)	96.5 (96.2)	101.1 (100.8)	98.9 (98.9)
—	—	—	—	—	99.8 * 99.7 (102.3) (* 102.1)	99.7 * 99.8 (100.2) (* 100.3)	100.5 * 100.1 (100.5) (* 100.1)	99.5 * 99.9 (99.5) (* 99.9)	99.9 * 100.1 (99.9) (* 100.1)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	97.5	99.9	99.8	99.8	99.6

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法
負荷率	%	91.98	81.40	90.66	91.49	$\frac{176,730}{195,339} \times 100 =$	90.47	$\frac{1 \text{ 日 平均 給 水 量}}{1 \text{ 日 最大 給 水 量}} \times 100$
施設利用率	%	58.34	57.94	57.33	57.67	$\frac{176,730}{308,910} \times 100 =$	57.21	$\frac{1 \text{ 日 平均 給 水 量}}{1 \text{ 日 給 水 能 力}} \times 100$
最大稼働率	%	63.42	71.18	63.24	63.03	$\frac{195,339}{308,910} \times 100 =$	63.23	$\frac{1 \text{ 日 最大 給 水 量}}{1 \text{ 日 給 水 能 力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	19.82	19.65	19.10	19.15	$\frac{64,506,338}{3,407,549.4} =$	18.93	$\frac{\text{年 間 総 給 水 量}}{\text{導 送 配 水 管 延 長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	7.05	7.13	7.08	7.19	$\frac{64,506,338}{8,987,367} =$	7.18	$\frac{\text{年 間 総 給 水 量}}{\text{有 形 固 定 資 産}}$
職員1人当たり 給水人口	人	2,514	2,533	2,491	2,465	$\frac{575,600}{225} =$	2,558	$\frac{\text{給 水 人 口}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員 数}}$
職員1人当たり 収水量	m ³	258,974	260,898	258,104	255,413	$\frac{59,533,620}{225} =$	264,594	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員 数}}$
職員1人当たり 営業収益	千円	46,119	46,306	46,074	45,352	$\frac{10,595,362}{225} =$	47,090	$\frac{\text{営 業 収 益}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員 数}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法
固定資産構成比率	%	90.28	89.00	88.74	88.62	$\frac{90,107,083,200}{101,954,759,108} \times 100 =$	88.38	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{固 定 資 産} + \text{流 動 資 産} + \text{繰 延 資 産}} \times 100$
固定負債構成比率	%	41.83	40.41	38.38	37.30	$\frac{36,173,237,852}{101,954,759,108} \times 100 =$	35.48	$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{負 債 資 本 合 計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	53.77	54.87	56.93	58.59	$\frac{61,413,062,447}{101,954,759,108} \times 100 =$	60.24	$\frac{\text{資 本} + \text{繰 延 収 益}}{\text{負 債 資 本 合 計}} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法
固定資産対 長期資本比率	%	94.44	93.40	93.11	92.43	$\frac{90,107,083,200}{97,586,300,299} \times 100 =$	92.34	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{資 本} + \text{繰 延 収 益} + \text{固 定 負 債}} \times 100$
固定比率	%	167.90	162.19	155.87	151.27	$\frac{90,107,083,200}{61,413,062,447} \times 100 =$	146.72	$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{資 本} + \text{繰 延 収 益}} \times 100$
流動比率	%	220.82	233.43	240.15	276.51	$\frac{11,847,675,908}{4,368,458,809} \times 100 =$	271.21	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$
当座比率	%	215.34	229.90	236.45	273.48	$\frac{11,613,019,036}{4,368,458,809} \times 100 =$	265.84	$\frac{\text{現 金} \cdot \text{預 金} + (\text{未 収 金} - \text{貸 倒 引 当 金})}{\text{流 動 負 債}} \times 100$
現金比率	%	178.33	195.52	202.70	239.43	$\frac{10,104,966,916}{4,368,458,809} \times 100 =$	231.32	$\frac{\text{現 金} \cdot \text{預 金}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
総資本回転率	回	0.10	0.10	0.10	0.10	$\frac{10,595,361,782}{102,189,294,390} =$	0.10	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.19	0.19	0.18	0.18	$\frac{10,595,361,782}{60,709,764,907} =$	0.17	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.11	0.11	0.12	0.12	$\frac{10,595,361,782}{90,438,945,366} =$	0.12	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	1.08	0.99	0.93	0.91	$\frac{10,595,361,782}{11,750,349,025} =$	0.90	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.05	6.22	6.35	6.81	$\frac{10,595,361,782}{1,494,522,533} =$	7.09	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	4.86	5.00	4.95	5.04	$\frac{4,370,974,406}{86,716,929,693} \times 100 =$	5.04	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{(\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費})} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
総資本利益率	%	0.97	1.20	1.61	1.43	$\frac{1,602,382,718}{102,189,294,390} \times 100 =$	1.57	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	109.65	112.04	116.71	114.63	$\frac{11,507,066,888}{9,904,684,170} \times 100 =$	116.18	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	113.01	113.34	117.79	114.52	$\frac{10,595,361,782}{9,163,690,827} \times 100 =$	115.62	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
利子負担率	%	2.19	2.16	2.13	2.08	$\frac{735,446,019}{36,432,092,893} \times 100 =$	2.02	$\frac{\text{支払利息}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対減価償却費比率	%	94.14	88.74	86.42	88.66	$\frac{2,418,327,616}{3,545,957,703} \times 100 =$	68.20	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
企業債償還元金対料金収入比率	%	31.90	30.65	29.70	30.69	$\frac{2,418,327,616}{10,236,150,918} \times 100 =$	23.63	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収入}} \times 100$
企業債利息対料金収入比率	%	9.62	9.14	8.48	7.81	$\frac{735,446,019}{10,236,150,918} \times 100 =$	7.18	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収入}} \times 100$
企業債元利償還元金対料金収入比率	%	41.52	39.78	38.18	38.50	$\frac{3,153,773,635}{10,236,150,918} \times 100 =$	30.81	$\frac{\text{企業債元利償還元金}}{\text{給水収入}} \times 100$
職員給与対料金収入比率	%	19.80	20.13	20.44	21.26	$\frac{2,117,701,982}{10,236,150,918} \times 100 =$	20.69	$\frac{\text{職員給与}}{\text{給水収入}} \times 100$
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{10,595,361,782} \times 100 =$	-	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{10,595,361,782} \times 100 =$	-	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等})}{(\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})} \times 100$ $\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}$

8. 企業債に関する調べ

(単位：円)

1. 29年度末残高 (A)		38,546,420,509
2. 30年度借入高 (B)		304,000,000
3. 30年度償還額 (C)		2,418,327,616
4. 30年度末残高 (D)=(A)+(B)-(C)		36,432,092,893
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	16,090,376,036
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	20,341,716,857
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	2,738,573,963
	(2) 1.0%以上2.0%未満	14,471,882,918
	(3) 2.0%以上3.0%未満	16,908,345,311
	(4) 3.0%以上4.0%未満	1,256,352,698
	(5) 4.0%以上5.0%未満	1,049,815,949
	(6) 5.0%以上6.0%未満	7,122,054

第7章 料金制度等

1. 水道料金の変遷

年月日	専 用 給 水 料									
大正 8 (創設)	放 任 給 水 料					計 量 給 水 料				
	専用栓 1家内2栓以下 1人1か月 0.1円 1栓加えるごと 0.02円					専用栓0.18m ³ 0.01円 動力用0.18m ³ 0.02円 湯屋0.18m ³ 0.006円 庭園用0.18m ³ 0.03円 私設共用0.18m ³ 0.008円 船舶用0.18m ³ 0.35円				
大正 13. 1. 1	量 水 器 口 径 別 料 金									
	13mm	16mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm
	基本水量11m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 湯屋0.03円 その他0.06円									
	0.90 円	0.95 円	1.00 円	1.15 円	1.65 円	2.15 円	2.65 円	3.65 円	4.65 円	5.65 円
昭和 20. 3. 28	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 湯屋0.05円 その他0.10円									
	1.25 円	1.35 円	1.45 円	1.60 円	2.30 円	3.00 円	3.70 円	5.00 円	6.50 円	8.00 円
昭和 21. 4. 1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 湯屋0.10円 その他0.20円									
	2.50 円	2.70 円	3.00 円	3.50 円	5.00 円	6.00 円	7.50 円	10.00 円	15.00 円	20.00 円
昭和 21. 10. 1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 湯屋0.20円 その他0.40円									
	5.00 円	5.40 円	6.00 円	7.00 円	10.00 円	12.00 円	15.00 円	20.00 円	30.00 円	40.00 円
昭和 22. 4. 1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 湯屋0.40円 その他0.60円									
	7.50 円	8.00 円	9.00 円	10.00 円	15.00 円	18.00 円	22.50 円	30.00 円	45.00 円	60.00 円
昭和 22. 10. 1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 湯屋1.00円 その他1.50円									
	15.00 円	16.00 円	18.00 円	20.00 円	30.00 円	36.00 円	45.00 円	60.00 円	90.00 円	120.00 円
昭和 23. 6. 23	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金 1 m ³ 3.00円									
	30.00 円	32.00 円	36.00 円	40.00 円	60.00 円	72.00 円	90.00 円	120.00 円	180.00 円	240.00 円
昭和 24. 1. 1	基本水量10m ³ 基本料金60.00円, 超過料金 1 m ³ 8.00円									
	20.00 円	—	30.00 円	50.00 円	70.00 円	150.00 円	230.00 円	310.00 円	400.00 円	450.00 円
昭和 26. 4. 1	基本水量10m ³ 基本料金75円, 超過料金 1 m ³ 10円									
	20 円	—	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	400 円	450 円
昭和 28. 4. 1	基本水量10m ³ 基本料金90円, 超過料金 1 m ³ 12円									
	20 円	—	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	400 円	450 円
昭和 33. 4. 1	量 水 器 使 用 料 廃 止									
	基本料金 1か月10m ³ まで110円 超過料金 1か月 1 m ³ 13円									
昭和 36. 4. 1	基本料金 1か月10m ³ まで150円 超過料金 1か月 1 m ³ 18円									
昭和 43. 12. 1 改定率 52.1%	専 用 給 水 装 置 (一 般 用)									
	基本料金 1か月 150円									
	従量料金 5m ³ までの分 1 m ³ につき 5円									
	5m ³ を超え10m ³ までの分 1 m ³ につき10円									
	10m ³ を超え20m ³ までの分 1 m ³ につき25円									
20m ³ を超え30m ³ までの分 1 m ³ につき30円										
30m ³ を超える分 1 m ³ につき34円										

特 別 栓	共 用 栓	消火栓
	共用栓使用で次の各号に該当するときは、その料金は専用栓の料金による。(大正13.1.1) 1. 賃貸価格1か月15円以上を納めるもの 2. 直接国税年額15円以上を納めるもの 3. 家屋税年額15円以上を納めるもの	
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 0.12円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5m ³ 0.30円 超過料金1m ³ 0.03円	演習1回につき 2円
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 0.25円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5m ³ 0.45円 超過料金1m ³ 0.05円	演習1回につき 2円
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 0.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5m ³ 1.00円 超過料金1m ³ 0.10円	演習1回につき 2円
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 1.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5m ³ 2.00円 超過料金1m ³ 0.20円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 1.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5m ³ 4.00円 超過料金1m ³ 0.40円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 3.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金10m ³ 20.00円 超過料金1m ³ 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5m ³ 超過料金1m ³ 5.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金10m ³ 20.00円 超過料金1m ³ 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量10m ³ 100円 超過料金1m ³ 12円 (量水器使用料徴収)	基本料金5m ³ 30円 超過料金1m ³ 4円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量10m ³ 125円 超過料金1m ³ 15円 (量水器使用料徴収)	基本料金5m ³ 45円 超過料金1m ³ 6円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 60円
基本水量10m ³ 150円 超過料金1m ³ 18円 (量水器使用料徴収)	基本料金5m ³ 55円 超過料金1m ³ 8円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 100円
(特 別 用)	共 用 栓	私設消火栓
基本料金10m ³ 180円 超過料金1m ³ 20円	基本料金5m ³ 60円 超過料金1m ³ 10円 使用水量10m ³ を超えたとき1m ³ につき13円	5分ごとに 300円
基本料金10m ³ 250円 超過料金1m ³ 28円	基本料金5m ³ 80円 超過料金1m ³ 14円 使用水量10m ³ を超えたとき1m ³ につき18円	5分ごとに 300円
基本料金 250円 従量料金 10m ³ までの分 1m ³ につき17円 10m ³ を超える分 1m ³ につき47円	基本料金 80円 従量料金 5m ³ までの分 1m ³ につき 5円 5m ³ を超え10m ³ までの分 1m ³ につき24円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき25円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき30円 30m ³ を超える分 1m ³ につき34円	使用水量 1m ³ につき 50円

昭和 47.8.1 改定率 44.7%	一 般 用								
	基本料金								
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm以上	
	200円	300円	400円	700円	1,800円	2,700円	3,300円	6,500円	
	・ 公衆浴場用水 1 m ³ につき35円								
昭和 50.12.1 改定率 66.39%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	310円	490円	660円	1,500円	3,000円	7,000円	13,000円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円	50m ³ までの分 1m ³ について 75円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 90円 100m ³ を超える分 1m ³ について 110円	1m ³ について 110円					
昭和 53.10.1 改定率 23.23%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	360円	610円	820円	1,900円	4,000円	9,000円	16,000円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 15円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円	50m ³ までの分 1m ³ について 95円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 110円 100m ³ を超える分 1m ³ について 130円	1m ³ について 135円					
昭和 56.4.1 改定率 27.98%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	420円	760円	1,060円	2,680円	5,600円	12,500円	23,300円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円	50m ³ までの分 1m ³ について 125円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 140円 100m ³ を超える分 1m ³ について 170円	1m ³ について 175円					
昭和 59.9.1 改定率 35.31%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	560円	960円	1,320円	1,960円	3,410円	6,820円	15,840円	30,070円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円	50m ³ までの分 1m ³ について 170円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 190円 100m ³ を超える分 1m ³ について 235円	1m ³ について 235円					

		共 用			私 設 消 火 栓
従量料金 ・一般用水 10m ³ までの分 1m ³ につき 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円		基本料金 100円 従量料金 10m ³ までの分 1m ³ につき 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円			使用時間5分間 ごとに 1,000円
		公 衆 浴 場 用			公 設 プール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
34,000円	210円	310円	490円	660円	
10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円		200m ³ までの分 1m ³ について 35円 200m ³ を超える分 1m ³ について 50円			500m ³ までの分 1m ³ について 55円 500m ³ を超える分 1m ³ について 75円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
		公 衆 浴 場 用			公 設 プール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
43,000円	260円	360円	610円	820円	
10m ³ までの分 1m ³ について 25円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円		1m ³ について 40円			1m ³ について 80円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
		公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	1個について 1,000円
62,000円	320円	420円	760円	1,060円	
10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円		1m ³ について 45円			使用時間5分まで ごとに 2,000円
		公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	一般用に同じ			1個について 1,200円
78,710円	560円				
10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円		1m ³ について 55円			使用時間5分まで ごとに 2,000円

平成 3.4.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	670円	1,160円	1,570円	2,320円	4,120円	8,200円	18,850円	35,850円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円		50m ³ までの分 1m ³ について 200円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 220円 100m ³ を超える分 1m ³ について 270円			1m ³ について 270円		
改定率 18.49%									
平成 7.1.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	700円	1,220円	1,680円	2,500円	4,460円	8,790円	20,460円	38,970円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円		50m ³ までの分 1m ³ について 220円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 245円 100m ³ を超える分 1m ³ について 300円			1m ³ について 300円		
改定率 10.83% (税込改定率 14.16%)									
	消 費 税	3 % を 転 嫁							
平成 9.4.1	消 費 税	5 % を 転 嫁							
平成 26.4.1	消 費 税	8 % を 転 嫁							

現行料金に係る注記

注1 料金は、1か月について上表に定める種別、用途及び口径別等の区別に従い、基本料金と、使用があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

注2 上記に該当しない料金は使用水量に1m³について435円を乗じて算出した額に100分の108を乗じ

注3 月の中途において、水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

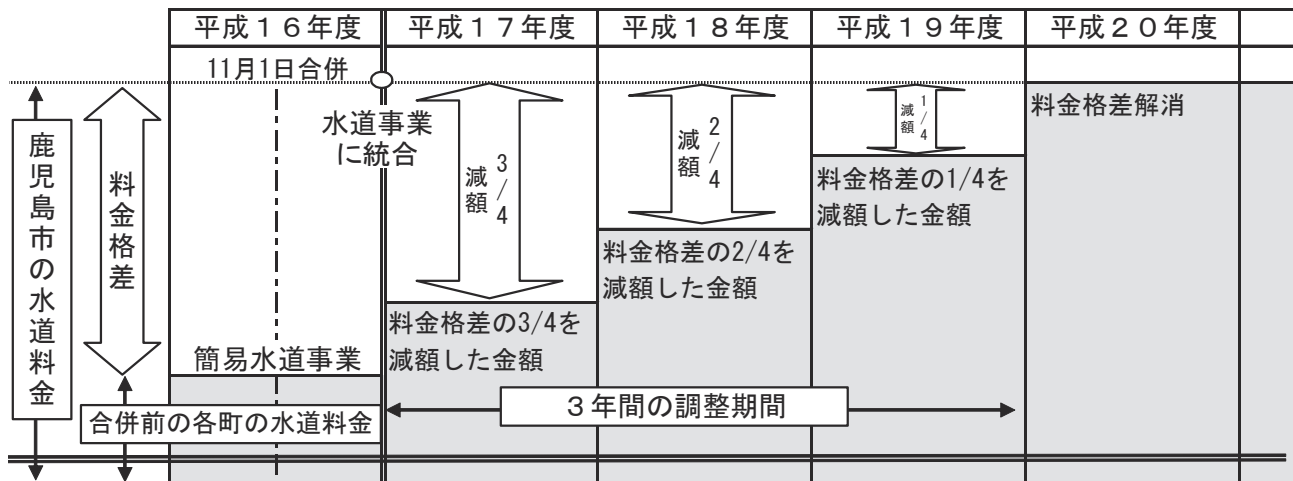
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1 世帯について	一般用に同じ	1 個について 1,400円
93,570円	670円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円	1m ³ について 65円	使用時間5分までごとに 2,000円
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1 世帯について	一般用に同じ	1 個について 1,500円
102,370円	700円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円	1m ³ について 70円	使用時間5分までごとに 2,200円

水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数
得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整

【水道料金の段階的調整について】

平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業については、平成17年4月1日に水道事業に統合されている。水道料金については、水道事業への統合により負担が増加する使用者に対して、平成17年度から平成19年度までの間に限り、段階的調整を行い平成20年度に料金格差を解消した。



※ 鹿児島市の水道料金が安くなる場合は、そのまま適用されます。

【事業統合前水道料金表】

(1) 吉田地域

種 別	一 般 用									特 別 用	
	口径別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm		125mm
基本料金		400円	700円	1,100円	1,600円	2,700円	4,200円	9,300円	15,500円	23,500円	一般用に同じ
水量料金		1m ³ ~ 5m ³		1m ³ 当たり		70円					1m ³ につき 220円
		6m ³ ~ 10m ³		1m ³ 当たり		90円					
		11m ³ ~ 20m ³		1m ³ 当たり		100円					
		21m ³ ~ 30m ³		1m ³ 当たり		110円					
		31m ³ ~ 40m ³		1m ³ 当たり		120円					
		41m ³ ~ 50m ³		1m ³ 当たり		130円					
		51m ³ ~ 100m ³		1m ³ 当たり		150円					
		101m ³ ~		1m ³ 当たり		170円					

・一般用とは一般家庭、学校、官公署、その他特別用以外で使用するもの。
 ・特別用とは仮事務所又は工事用水等臨時的に使用するもの。

注1 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05 [10円未満切り捨て]

(2) 桜島地域

口径別	13mm	20mm	25mm	30mm以上
基本料金	336円	897円	1,223円	1,550円
従量料金	1m ³ ~10m ³ 1m ³ につき 91円	1m ³ ~50m ³ 1m ³ につき 112円	1m ³ ~50m ³ 1m ³ につき 120円	1m ³ ~100m ³ 1m ³ につき 128円
	11m ³ ~50m ³ 1m ³ につき 99円	51m ³ ~ 1m ³ につき 120円	51m ³ ~ 1m ³ につき 128円	101m ³ ~ 1m ³ につき 140円
	51m ³ ~ 1m ³ につき 106円			
	上記に該当しないものの料金は1m ³ 当たり360円			

注1 水道料金 = 基本料金 + 従量料金 [10円未満切り捨て]

(3) 喜入地域

水 道 使 用 料										
給水種別	一般用			営業用			船舶用		臨時用	
基本料金	250円			320円			—		1,100円	
従量料金	1m ³ につき 75円			1m ³ につき 105円			1m ³ につき 140円		1m ³ につき 105円	
計 量 器 使 用 料										
口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	150mmを 超えるもの
使用料金 (1個1か月につき)	100円	200円	250円	300円	400円	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円	随時町長 が定める

注1 水道料金=(基本料金+従量料金+計量器使用料)×1.05〔10円未満四捨五入〕

(4) 松元地域

基本料金	5m ³ まで	700円
超過料金	6m ³ 以上10m ³ まで	1m ³ につき 110円
	11m ³ 以上30m ³ まで	1m ³ につき 130円
	31m ³ 以上	1m ³ につき 200円

注1 水道料金=(基本料金+超過料金)×1.05〔10円未満切り捨て〕

(5) 郡山地域

基本料金	1戸当たり	700円
水量料金	5m ³ まで	1m ³ 当たり 60円
	5m ³ を超え10m ³ まで	1m ³ 当たり 90円
	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ 当たり 100円
	20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ 当たり 110円
	30m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 当たり 120円
	40m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ 当たり 130円
	50m ³ を超える分	1m ³ 当たり 160円

注1 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05〔10円未満切り捨て〕

3. 給水負担金の変遷

口径 改定年月日	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
昭和 47. 10. 1	10,000円	20,000円	30,000円	—	100,000円
昭和 50. 12. 1 (改定率 155.43%)	25,000円	60,000円	95,000円	—	270,000円
昭和 53. 10. 1 (改定率 87.92%)	47,000円	110,000円	170,000円	—	520,000円
昭和 56. 4. 1 (改定率 34.45%)	62,000円 (93,000円)	140,000円 (210,000円)	230,000円 (345,000円)	—	680,000円 (1,020,000円)
昭和 59. 9. 1 (改定率 11.56%)	70,000円 (105,000円)	160,000円 (240,000円)	250,000円 (375,000円)	390,000円 (585,000円)	760,000円 (1,140,000円)
平成 7. 1. 1	消費税 3 % を転嫁				
平成 9. 4. 1	消費税 5 % を転嫁				
平成 26. 4. 1	消費税 8 % を転嫁				

現行給水負担金に係る注記

注1 給水装置を新設した場合の給水負担金は、上表の口径の区分に応じて定めた額に、100分の108

注2 給水装置を改造した場合の給水負担金は、当該改造の工事により設置されるメーターについて出した額を差し引いた額である。

50mm	75mm	100mm	150mm以上	備 考
200,000円	500,000円	1,000,000円	管理者が別に定める額	
530,000円	1,300,000円	2,500,000円	管理者が別に定める額	
1,000,000円	2,500,000円	4,800,000円	管理者が別に定める額	
1,300,000円 (1,950,000円)	3,300,000円 (4,950,000円)	6,400,000円 (9,600,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。
1,400,000円 (2,100,000円)	3,600,000円 (5,400,000円)	7,100,000円 (10,650,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。

を乗じて得た額である。

上記の方法で算出した額から当該改造の工事前に設置されていたメーターについて上記の方法等で算

第3編 公共下水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市の下水道事業計画は、大正2年の市議会において上水道施設計画とともに論議されたのが始まりで、早くからその必要性は上水道と同等に認められながらも、財政的理由により水道建設が先に行われ、下水道についてはその後しばしば調査計画されながらその実現をみななかった。

第二次世界大戦下の空襲により、市街地の9割が焼土と化した本市は、徹底的な区画整理を断行する機会を得たものの、下水道に関しては雨水排除が主眼とされて、一般家庭、工場等から排出される汚水排除を含む下水道の具体的計画が策定されるまでには至らなかった。

第1次計画（昭和27～37年度）は、昭和25年に下水道建設の緊要性が論議され、ようやく建設計画が具体化したため、昭和26年度予算に調査費を計上し、昭和27年5月7日下水道築造の認可を受け、同年9月17日工事に着手した。まず、繁華街の山之口町を中心とする中央地区、城南地区など甲突川以北の汚水管布設を行うとともに、甲突川天保山橋下流左岸に高級処理（活性汚泥法）による終末処理場（沖ノ村汚水処理場、のちに錦江処理場に改称）の建設に着手し、昭和30年11月29日に同処理場は通水式が挙行され処理を開始した。

本市は、終末処理場をもつ公共下水道としては、全国で戦後最も早く工事に着手がなされ、戦前戦後を通じて全国7番目の公共下水道のある都市となった。

下水の排除方法は、雨水と汚水を分割して排除する分流式を採用した。これは合流式の下水道が巨額の建設費を必要とすること、及び本市の土質がシラス土壌で水の洗掘に対して非常に弱いため、多雨気候の本市の場合は、降雨により側溝水路等へ流入する土砂類の量も多く、これが合流式による地下埋設管に流入するとその排除に要する費用も膨大なものになることなどから、本市の場合は、合流式よりも分流式の方が経済的効用面において勝っていると判断したためである。また、本市の市街地は、海岸線に沿った比較的細長い平坦部に形成されており、地表の勾配は山麓から海岸に向って緩傾斜を成しているため、雨水の排除については道路や側溝、水路等の排水施設を整備することによって浸水の防止を図ることができる。更に昭和21年に着手した戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い、道路、側溝、水路等は整備され、従来豪雨のたびごとに受けていた浸水被害は次第に減少した。これに反して、市街地中心部への人口集中により汚水、特にし尿の処理が困難になってきたため、下水道事業に対する市民の関心は、し尿処理にその焦点が移ってきていたのである。

次に、第2次計画（昭和27～44年度）は、昭和35年10月5日処理区域を拡大するために変更計画の認可を得て、汚水管布設を中央・城南地区から北は上町方面へ、南は甲突川を横断して荒田・中洲地区へと進める一方、錦江処理場の整備拡充を行った。

第3次計画（昭和27～46年度）は、国の第2次下水道整備5箇年計画に基づき、昭和43年4月19日計画変更を行い、第2次計画に引き続き鴨池・城西地区へ汚水管布設を進めた。

第4次計画（昭和27～46年度）は、市街地周辺部に造成された大規模住宅団地（城山、緑ヶ丘、伊敷、原良等）の下水道を緊急に整備するため、昭和45年2月16日に事業計画を変更し、これらと新市街地の下水道とを接続した。また、鹿児島臨海工業地帯2号用地に立地する工場等の排水を処理するため、特定公共下水道として昭和46年11月25日から建設が進められていた2号用地処理場が翌年完成し、昭和47年8月1日に処理を開始した。その後、下水道法の一部改正により、昭和47年9月19日第4次計画の一部変更（昭和27～50年度）で公共下水道としての認可を得た。

第5次計画（昭和27～55年度）は、新都市計画法の施行（昭和44年6月14日）に伴い、昭和47年12月7日変更認可を得て、昭和48年1月5日脇田川河口左岸の南部処理場脇田分場の建設に着手し、翌年3月1日に処理を開始した。また、昭和50年7月31日には日本下水道事業団に委託して鹿児島臨海工業地帯2号用地に南部処理場の建設に着手し、昭和54年7月2日、これより先に着工していた甲突川天保山橋左岸と同処理場を結ぶ南部幹線（一部仮設配管）を使用して処理を開始した。同時に慈眼寺団地の区域を処理区域に編入し、昭和48年1月8日同団地の処理場等の移管を受けた。（公共下水道接続に伴い昭和61年8月1

日に廃止)その後、昭和55年11月12日に一部変更認可(昭和27~60年度)を得て、谷山第一地区土地区画整理事業区域と星ヶ峯ニュータウンを認可区域に編入した。

第6次計画(昭和27~62年度)は、昭和54年度の基本計画の見直しに伴い、処理区域の拡大を図り、特に千年団地、桜ヶ丘団地、武岡ハイランド等開発行為による大型団地を区域に編入し、昭和58年7月1日に変更認可を得て、下水道の整備を行った。

第7次計画(昭和27~平成2年度)は、昭和61年6月19日に変更認可を得て、谷山市街地を主とする市南部地域と、吉野町、坂元町、田上町、中山町等の市街地周辺地域の整備を進めた。また、1号用地を処理区域に編入するとともに、鹿児島開発事業団から昭和63年10月1日に1号用地処理場の移管を受け、谷山処理場の沈砂池、ポンプ設備の完成と同時に谷山処理区の一部の汚水を1号用地処理場へ圧送し、処理を行った。また、錦江処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、昭和61年度から圧送施設の工事をを行い、昭和63年4月1日に運用を開始した。

第8次計画(昭和27~平成7年度)は、平成3年3月18日に認可を得て、宇宿中間地区土地区画整理事業区域及び坂元地区や実方地区を認可区域に編入し、面的整備を行った。また、大峯団地、伊敷ニュータウン、西郷団地、花野団地、皇徳寺ニュータウン等開発行為による大型団地を認可区域に編入した。

第9次計画(昭和27~平成12年度)は、平成7年1月19日に認可を得て、坂之上地区及び吉野地区土地区画整理事業区域を認可区域に編入するとともに、鹿児島港本港区埋立地区や星ヶ峯ニュータウンの一部等開発行為による団地の区域を編入し、さらに平成10年8月28日に一部変更認可(昭和27~平成16年度)を得て、土地区画整理事業の谷山第二地区及びその周辺地区、臨海部埋立1号用地A区地先等を編入した。また、坂之上地区等の処理区域の拡大に伴って、汚水量が増加してきたため、平成8年度から谷山処理場の建設に着手し、平成12年5月1日に処理を開始した。

第10次計画(昭和27~平成23年度)は、平成17年1月31日に認可を得て、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、明ヶ窪地区、武岡台地区、鴨池台ビュータウン等開発行為による団地の区域を認可区域に編入し、また、平成20年12月11日に一部変更認可(昭和27~平成23年度)を得て、下水道総合浸水対策緊急事業に伴う雨水ポンプ場及び管渠を事業計画に位置付け、整備を行った。なお、処理場の統廃合を進めるために、平成18年度から着手した、谷山処理場の4池目、5池目の増設及び谷山幹線の整備が完了したことから、平成22年3月31日に錦江処理場の甲系と2号用地処理場を廃止した。また、谷山処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、平成19年度から圧送施設の工事をを行い、平成22年2月10日に運用を開始した。

第11次計画(昭和27~平成29年度)は、平成22年10月1日に認可を得て、吉野地区、清和地区、光山地区及びマリポートかごしま1期1工区等の区域を認可区域に編入した。また、処理場の統廃合を進めるために、平成22年度から着手した、谷山処理場の6池目、7池目の増設及び谷山幹線、1号用地幹線の整備が完了し、平成28年3月22日に運用を開始したことから、平成28年3月31日に南部処理場脇田分場と1号用地処理場を廃止した。さらに、平成26年10月31日に一部変更計画(昭和27~平成29年度)の県知事の同意を得て、谷山第三地区土地区画整理事業区域等を事業計画区域に編入した。

第12次計画(昭和27~平成36年度)は、平成29年12月7日に県知事の同意を得て、マリポート(2工区)等の区域を事業計画区域に編入した。

下水汚泥の処分は、資源として再利用するため全量堆肥化を目指し、昭和54年12月31日から鹿児島臨海工業地帯1号用地に下水汚泥堆肥化場の建設を行い、昭和56年4月24日に運転を開始し、堆肥化製品は緑農地還元を行っている。

公共下水道の事業運営形態は、雨水に関しては、市長事務部局(一般会計)が所管し、汚水に関しては、水道局において建設当初(昭和27年度)から地方公営企業法を適用している。また、汚水は当初水道事業特別会計の中に包含していたが、昭和42年度から独立した公共下水道事業特別会計の下で運営されている。

平成30年度末の整備状況は、処理区域面積7,049ha、処理区域内人口471,800人で、事業計画区域面積7,399haに対して95.3%、行政区域内人口594,943人に対して79.3%の普及率となっている。

整備計画推移

区分 計画	認可年月 (協議年月)	着手年月	完成(予定) 年 月	計画排水 及 び 処理面積 (ha)	計画排水 及 び 処理人口 (人)	排除方式	計 画 処 理 水 量			
							1日最大 (m ³)	1日平均 (m ³)	1人1日最大 (ℓ)	1人1日平均 (ℓ)
第1次 計 画	昭和 27年5月	昭和 27年9月	昭和 38年3月	300	70,000	分流式	18,900	12,600	270	180
第2次 計 画 (変更)	昭和 35年10月	—	昭和 45年3月	650	140,000	〃	37,800	25,200	270	180
第3次 計 画 (変更)	昭和 43年4月	—	昭和 47年3月	850	160,000	〃	56,000	38,400	350	240
第4次 計 画 (変更)	昭和 45年2月	—	昭和 47年3月	1,210	200,000	〃	70,000	48,000	350	240
第4次 計 画 (一部変更)	昭和 47年9月	—	昭和 51年3月	1,468.2	200,000	〃	81,000	56,400	350	240
第5次 計 画 (変更)	昭和 47年12月	—	昭和 56年3月	3,278.2	380,000	〃	200,400	140,960	500	350
第5次 計 画 (一部変更)	昭和 55年11月	—	昭和 61年3月	3,529	405,000	〃	212,900	149,710	500	350
第6次 計 画 (変更)	昭和 58年7月	—	昭和 63年3月	4,450	400,000	〃	222,000	185,800	555	465
第7次 計 画 (変更)	昭和 61年6月	—	平成 3年3月	5,670	455,000	〃	268,900	226,460	555	465
第8次 計 画 (変更)	平成 3年3月	—	平成 8年3月	6,430	470,000	〃	277,100	233,050	555	464
第9次 計 画 (変更)	平成 7年1月	—	平成 13年3月	6,920	505,000	〃	283,700	238,550	555	464
第9次 計 画 (一部変更)	平成 10年8月	—	平成 17年3月	7,013	518,000	〃	290,100	243,970	529	442
第10次 計 画 (変更)	平成 17年1月	—	平成 24年3月	7,098	496,000	〃	256,300	210,900	517	425
第11次 計 画 (変更)	平成 22年10月	—	平成 30年3月	7,345	496,000	〃	256,300	210,910	517	425
第11次 計 画 (一部変更)	平成 26年10月	—	平成 30年3月	7,387	499,000	〃	257,800	212,200	517	425
第12次 計 画	平成 29年12月	—	平成 37年3月	7,399	468,000	〃	212,200	174,600	453	373

2. 事業計画

[鹿児島市公共下水道事業 第12次変更計画]

区 分	第 1 2 次 変 更 計 画
目 標 年 度	平成36年度
計 画 処 理 区 域 面 積	7,399 ha
計 画 処 理 区 域 内 人 口	468,000 人
計 画 1 人 1 日 最 大 汚 水 量	453 ℓ
計 画 1 日 最 大 汚 水 量	212,200 m ³ /日
排 除 方 法	分 流 式
処 理 方 法	高 級 処 理
処 理 場	南 部 処 理 場 谷 山 処 理 場
ポ ン プ 場	上 町 中 継 ポ ン プ 場 大 明 ヶ 丘 中 継 ポ ン プ 場 野 呂 迫 中 継 ポ ン プ 場 吉 野 中 継 ポ ン プ 場
事 業 費 (平成30～36年度)	101.8億円 (汚水)
	国庫補助 40.0億円
	起 債 49.5億円
	市 費 12.3億円

3. 平成30年度事業概要

(総括)

公共下水道事業においては、市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、下水道施設の建設改良を行い、処理区域の拡大と水洗化の促進に努めた。

(業務量)

本年度末の処理件数は 25 万 2,583 件で、前年度末に比べて 2,024 件 (0.81%) の増、処理人口は 46 万 3,600 人で 100 人 (0.02%) の減、年間総有収水量は 5,501 万 8,761 m³ で、前年度に比べて 59 万 7,598 m³ (1.07%) の減となった。

なお、有収率は 91.28%となった。

また、行政区域内人口に対する下水道の整備率は 79.30%で、前年度末に比べて 0.05 ポイントの増となり、処理区域内の水洗化率は 98.26%となった。

(建設改良事業)

下水道建設事業においては 23 億 6,348 万 8,135 円を投じて、汚水管路施設として谷山幹線、吉野幹線及び吉野地区並びに土地区画整理事業区域などに汚水管を延長 7,163.85m 布設するとともに、南部処理場の機械設備の更新などを行った。

下水道改良事業においては 9 億 5,342 万 8,739 円を投じて、汚水管を延長 5,092.05m 改良するとともに、下水汚泥堆肥化場の電気設備の改良などを行った。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 79 億 8,189 万 2,468 円、総費用は 74 億 4,392 万 9,067 円となり、5 億 3,796 万 3,401 円の純利益が生じた。この純利益が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、長期前受金戻入や国庫補助金は増加したものの、他会計補助金が減少したことなどから、前年度に比べて 1 億 5,115 万 4,004 円 (1.86%) の減となった。

総費用は、資産減耗費は増加したものの、総係費や管きよ費が減少したことなどから、前年度に比べて 1 億 1,408 万 3,972 円 (1.51%) の減となった。

第2章 排 水

1. 事業の推移

項目			年度				
			21	22	23	24	
行政区域内	面積	ha	54,706	54,706	54,707	54,721	
	世帯数	世帯	264,988	267,309	267,094	269,029	
	人口(A)	人	604,959	605,682	605,609	605,883	
処理区域内	面積	ha	6,759	6,818	6,863	6,900	
	世帯数	世帯	213,900	215,900	217,300	219,300	
	人口(B)	人	472,400	473,500	475,200	476,800	
処 理 (水洗化)	世帯数	世帯	208,700	211,000	212,500	214,800	
	人口(C)	人	460,500	462,400	464,400	466,500	
処 理 件 数		件	232,566	234,237	237,167	240,305	
普及率	対行政区域	整備率(B/A)	%	78.1	78.2	78.5	78.7
		水洗化率(C/A)	%	76.1	76.3	76.7	77.0
	対処理区域	水洗化率(C/B)	%	97.5	97.7	97.7	97.8
年間総処理水量		m ³	62,088,716	63,951,301	63,505,967	63,646,876	
1日最大 処理水量	月日	—	6月23日	6月22日	6月22日	6月27日	
	水量	m ³	185,857	239,392	227,474	241,676	
1日最大 処理水量 (晴天時)	月日	—	6月24日	6月24日	6月23日	6月22日	
	水量	m ³	180,787	216,348	217,444	206,529	
1日最小 処理水量	月日	—	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	水量	m ³	139,717	144,857	143,395	139,005	
1日平均処理水量		m ³	170,106	175,209	173,514	174,375	
1人1日最大処理水量		ℓ	405	519	491	519	
1人1日最小処理水量		ℓ	304	314	309	298	
1人1日平均処理水量		ℓ	370	379	374	374	
年間総有収水量		m ³	58,053,637	58,052,190	57,676,524	57,362,514	
有 収 率		%	93.5	90.8	90.8	90.1	
処 理 能 力		m ³ /日	228,200	228,200	228,200	228,200	
汚 水 管 延 長		m	2,047,814	2,062,110	2,077,347	2,095,722	

注1 処理件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水

注2 1日平均処理水量＝年間総処理水量÷年間総日数

注3 1人1日最大処理水量＝1日最大処理水量÷1日最大処理水量の属する月の処理人口

注4 1人1日最小処理水量＝1日最小処理水量÷1日最小処理水量の属する月の処理人口

注5 1人1日平均処理水量＝1日平均処理水量÷(年間延べ処理人口÷12月)

※ 注3～注5の数値については、「2. 処理人口・処理水量」を参照

25	26	27	28	29	30	令和元 (当初予算)
54,721	54,757	54,755	54,755	54,758	54,758	54,758
271,017	272,681	274,655	272,002	273,542	275,287	—
605,695	604,697	603,779	597,375	596,319	594,943	595,100
6,927	6,959	6,976	6,992	7,032	7,049	7,067
221,500	223,300	225,200	223,200	225,000	226,700	—
477,800	477,900	477,900	472,000	472,600	471,800	473,200
217,000	219,000	221,000	219,100	221,100	223,100	—
467,600	468,300	468,700	462,900	463,700	463,600	464,200
242,743	244,536	246,329	248,679	250,559	252,583	255,100
78.9	79.0	79.2	79.0	79.3	79.3	79.5
77.2	77.4	77.6	77.5	77.8	77.9	78.0
97.9	98.0	98.1	98.1	98.1	98.3	98.1
61,644,670	62,401,971	64,062,467	63,394,262	61,153,499	60,276,180	60,958,000
9月4日	6月27日	6月25日	7月10日	9月22日	7月7日	—
210,016	220,489	257,885	230,875	208,211	215,255	—
9月5日	8月6日	7月7日	7月5日	4月19日	7月10日	—
187,234	200,018	233,386	191,930	181,563	189,664	188,100
1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	—
144,753	144,143	144,369	143,857	140,780	139,836	—
168,890	170,964	175,034	173,683	167,544	165,140	166,600
449	471	550	492	450	464	—
310	308	308	310	304	301	—
361	365	373	372	362	356	—
57,001,003	55,911,302	55,907,563	55,855,189	55,616,359	55,018,761	54,759,000
92.5	89.6	87.3	88.1	90.9	91.3	89.8
228,200	228,200	221,800	221,800	221,800	221,800	221,800
2,112,802	2,126,621	2,136,549	2,148,450	2,160,282	2,172,529	—

設備が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 处理人口・处理水量

項目		月		4	5	6	7	8
		单位						
行 政 区 域	世帯数	世帯		274,901	274,991	275,077	275,168	275,250
	人 口	人		596,998	596,990	597,067	597,065	597,246
処 理 区 域	世帯数	世帯		226,200	226,300	226,300	226,300	226,400
	人 口	人		473,300	473,200	473,200	473,100	473,200
処 理 (水 洗 化)	世帯数	世帯		222,300	222,400	222,400	222,400	222,600
	人 口	人		464,400	464,300	464,300	464,300	464,400
処 理 件 数		件		250,782	251,480	252,054	252,241	252,372
処 理 水 量		m ³		4,811,448	5,130,849	5,050,971	5,509,625	5,121,526
1 日 最 大 処 理 水 量	月 日	—		4月20日	5月2日	6月20日	7月7日	8月3日
	水 量	m ³		167,395	176,885	191,065	215,255	173,073
1 日 最 大 処 理 水 量 (晴 天 時)	月 日	—		4月20日	5月15日	6月25日	7月10日	8月10日
	水 量	m ³		167,395	172,898	182,448	189,664	171,000
1 日 最 小 処 理 水 量	月 日	—		4月30日	5月6日	6月17日	7月1日	8月15日
	水 量	m ³		153,731	148,971	149,596	166,242	153,773
1 日 平 均 処 理 水 量		m ³		160,382	165,511	168,366	177,730	165,211
1 人 1 日 最 大 処 理 水 量		ℓ		360	381	412	464	373
1 人 1 日 最 小 処 理 水 量		ℓ		331	321	322	358	331
1 人 1 日 平 均 処 理 水 量		ℓ		345	356	363	383	356
有 収 水 量		m ³		4,298,291	4,756,944	4,428,448	4,771,226	4,503,192

9	10	11	12	1	2	3	計
275,298	275,413	275,428	275,298	275,195	274,990	275,287	—
597,193	597,269	597,342	597,215	596,950	596,636	594,943	—
226,400	226,500	226,500	226,400	226,300	226,100	226,700	—
473,100	473,100	473,000	472,900	472,600	472,200	471,800	—
222,600	222,700	222,700	222,600	222,500	222,300	223,100	—
464,400	464,400	464,300	464,200	463,900	463,600	463,600	—
252,573	252,657	252,538	252,635	252,771	252,613	252,583	—
4,959,142	5,131,098	4,885,380	5,209,492	4,946,725	4,492,728	5,027,196	60,276,180
9月30日	10月1日	11月29日	12月4日	1月21日	2月7日	3月7日	7月7日
174,252	177,718	170,596	181,164	169,206	173,139	172,448	215,255
9月11日	10月2日	11月2日	12月29日	1月30日	2月21日	3月12日	7月10日
169,170	172,253	165,317	174,218	166,299	163,227	166,460	189,664
9月24日	10月23日	11月4日	12月16日	1月1日	2月10日	3月2日	1月1日
155,406	156,631	155,045	153,573	139,836	152,027	153,546	139,836
165,305	165,519	162,846	168,048	159,572	160,455	162,168	165,140
375	383	367	390	365	373	372	464
335	337	334	331	301	328	331	301
356	356	351	362	344	346	350	356
4,857,254	4,420,845	4,736,285	4,409,196	4,779,276	4,539,326	4,518,478	55,018,761

3. 処理場別処理水量

施設名 \ 月	4	5	6	7	8	9
錦江処理場	265,934	273,162	271,441	292,649	274,474	262,615
南部処理場	3,440,750	3,693,320	3,642,680	3,973,100	3,706,910	3,584,710
谷山処理場	1,104,764	1,164,367	1,136,850	1,243,876	1,140,142	1,111,817
計	4,811,448	5,130,849	5,050,971	5,509,625	5,121,526	4,959,142

4. 水質濃度別有収水量(水質料金適用分)

年度 \ 項目	水質濃度区画 (BOD+SS)				
	300を超え 400まで	400を超え 500まで	500を超え 600まで	600を超え 700まで	700を超え 800まで
30	件数(件)				
	水量(m ³)				
	料金(円)				

注1 平成18年度以降は水質料金対象事業所なし。

注2 料金は消費税込額である。

(単位：m³)

10	11	12	1	2	3	合 計
271,330	255,513	265,572	256,235	229,237	279,682	3,197,844
3,700,230	3,528,560	3,758,330	3,570,880	3,246,720	3,597,280	43,443,470
1,159,538	1,101,307	1,185,590	1,119,610	1,016,771	1,150,234	13,634,866
5,131,098	4,885,380	5,209,492	4,946,725	4,492,728	5,027,196	60,276,180

800を超え 900まで	900を超え 1,000まで	1,000を超え 1,100まで	1,100を超え るもの	合 計
				0
				0
				0

5. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			年度		
			26			27		
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
生活用水	一般家庭用	家事用	1,008,336	30,154,200	14.95	1,021,156	30,276,421	14.82
		共同住宅用	330,502	7,546,790	11.42	327,566	7,432,077	11.34
		小計	1,338,838	37,700,990	14.08	1,348,722	37,708,498	13.98
	家事兼営業用	家事兼営業用	17,176	674,209	19.63	16,989	660,556	19.44
	複合ビル用	複合ビル用	9,263	294,915	15.92	9,364	310,647	16.59
	公衆浴場用	公衆浴場用	237	2,339,483	4,935.62	234	2,294,496	4,902.77
	計		1,365,514	41,009,597	15.02	1,375,309	40,974,197	14.90
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	2,528	848,521	167.82	2,518	906,226	179.95
		学校用	2,307	928,653	201.27	2,273	925,026	203.48
		公共用	3,228	317,393	49.16	3,267	324,531	49.67
		水道施設用	66	1,795	13.60	66	2,181	16.52
		小計	8,129	2,096,362	128.94	8,124	2,157,964	132.81
	事務所用	事務所用	23,662	888,996	18.79	23,679	886,871	18.73
	病院用	病院用	4,867	2,438,694	250.53	4,880	2,426,096	248.58
	営業用	娯楽用	644	232,508	180.52	640	238,290	186.16
		旅館用	1,067	1,370,602	642.27	1,032	1,379,107	668.17
		飲食店用	14,151	1,435,823	50.73	14,119	1,428,491	50.59
		その他	45,442	4,532,858	49.88	46,364	4,585,466	49.45
		小計	61,304	7,571,791	61.76	62,155	7,631,354	61.39
	工場用	工場用	3,059	1,905,862	311.52	3,008	1,831,081	304.37
	計		101,021	14,901,705	73.76	101,846	14,933,366	73.31
	合計			1,466,535	55,911,302	19.06	1,477,155	55,907,563

注1 件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水設備

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件， m³)

28			29			30			構成比(%) (30年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,035,811	30,479,875	14.71	1,047,007	30,483,332	14.56	1,057,580	30,487,939	14.41	69.84	55.41
325,227	7,274,021	11.18	325,546	7,258,399	11.15	326,911	7,192,919	11.00	21.59	13.07
1,361,038	37,753,896	13.87	1,372,553	37,741,731	13.75	1,384,491	37,680,858	13.61	91.43	68.49
16,872	644,979	19.11	16,716	627,560	18.77	16,623	612,180	18.41	1.10	1.11
9,425	312,464	16.58	9,363	314,299	16.78	9,356	310,902	16.62	0.62	0.57
237	2,406,376	5,076.74	236	2,347,125	4,972.72	228	2,208,171	4,842.48	0.02	4.01
1,387,572	41,117,715	14.82	1,398,868	41,030,715	14.67	1,410,698	40,812,111	14.47	93.17	74.18
2,425	861,883	177.71	2,401	775,458	161.49	2,418	739,651	152.95	0.16	1.34
2,314	922,031	199.23	2,310	900,584	194.93	2,341	885,662	189.16	0.15	1.61
3,281	303,648	46.27	3,286	300,711	45.76	3,304	297,004	44.95	0.22	0.54
66	1,385	10.49	66	895	6.78	66	1,009	7.64	0.00	0.00
8,086	2,088,947	129.17	8,063	1,977,648	122.64	8,129	1,923,326	118.30	0.54	3.50
23,826	854,648	17.94	23,841	832,800	17.47	23,918	815,905	17.06	1.58	1.48
4,863	2,424,817	249.31	4,827	2,351,263	243.55	4,817	2,277,427	236.39	0.32	4.14
616	232,421	188.65	599	217,675	181.70	577	212,354	184.02	0.04	0.39
943	1,349,838	715.71	919	1,421,156	773.21	908	1,420,375	782.14	0.06	2.58
14,211	1,414,721	49.78	14,114	1,378,298	48.83	13,922	1,350,973	48.52	0.92	2.46
47,314	4,494,842	47.50	47,978	4,521,749	47.12	48,369	4,594,815	47.50	3.19	8.35
63,084	7,491,822	59.38	63,610	7,538,878	59.26	63,776	7,578,517	59.42	4.21	13.77
2,967	1,877,240	316.35	2,909	1,885,055	324.00	2,848	1,611,475	282.91	0.19	2.93
102,826	14,737,474	71.66	103,250	14,585,644	70.63	103,488	14,206,650	68.64	6.83	25.82
1,490,398	55,855,189	18.74	1,502,118	55,616,359	18.51	1,514,186	55,018,761	18.17	100.00	100.00

が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

6. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画		年度	26	27	28	29	30
一 般 用	0m ³ ～10m ³	件数(件)	1,199,210	1,223,686	1,251,447	1,274,256	1,307,791
		水量(m ³)	6,891,349	7,024,992	7,114,955	7,172,033	7,321,106
		料金(円)	802,197,859	822,448,727	837,708,056	849,439,181	870,203,877
	11m ³ ～30m ³	件数(件)	1,556,257	1,556,043	1,557,328	1,561,211	1,557,462
		水量(m ³)	27,508,428	27,461,674	27,440,809	27,466,945	27,383,823
		料金(円)	2,459,837,101	2,466,444,911	2,464,383,848	2,466,551,195	2,458,961,415
	31m ³ ～50m ³	件数(件)	147,400	144,884	144,256	141,324	137,127
		水量(m ³)	5,293,995	5,201,512	5,175,455	5,070,743	4,925,568
		料金(円)	523,484,052	516,289,045	513,540,793	503,179,012	488,968,262
	51m ³ ～100m ³	件数(件)	22,031	21,875	21,744	21,188	20,860
		水量(m ³)	1,485,585	1,480,038	1,472,775	1,439,680	1,420,274
		料金(円)	176,235,550	176,456,800	175,644,381	171,802,869	169,558,199
	101m ³ ～200m ³	件数(件)	10,754	10,912	10,346	10,527	10,402
		水量(m ³)	1,501,936	1,524,839	1,443,072	1,470,257	1,460,393
		料金(円)	216,729,053	221,060,673	209,085,562	213,106,909	212,007,115
	201m ³ ～500m ³	件数(件)	7,808	7,647	7,526	7,534	7,474
		水量(m ³)	2,415,788	2,362,406	2,296,335	2,308,934	2,282,954
		料金(円)	422,301,083	414,735,312	402,226,930	404,757,613	399,960,792
501m ³ ～1000m ³	件数(件)	2,472	2,530	2,492	2,302	2,327	
	水量(m ³)	1,707,722	1,724,436	1,706,456	1,577,190	1,591,765	
	料金(円)	334,536,940	338,685,870	335,341,790	309,961,104	312,766,546	
1001m ³ 以上	件数(件)	2,296	2,289	2,235	2,236	2,195	
	水量(m ³)	6,767,043	6,833,170	6,798,956	6,763,452	6,424,707	
	料金(円)	1,499,858,204	1,522,161,908	1,515,741,457	1,507,467,025	1,429,963,536	
小 計	件数(件)	2,948,228	2,969,866	2,997,374	3,020,578	3,045,638	
	水量(m ³)	53,571,846	53,613,067	53,448,813	53,269,234	52,810,590	
	料金(円)	6,435,179,842	6,478,283,246	6,453,672,817	6,426,264,908	6,342,389,742	
公衆浴場用	件数(件)	474	467	473	473	460	
	水量(m ³)	2,339,456	2,294,496	2,406,376	2,347,125	2,208,171	
	料金(円)	20,332,329	20,035,408	21,005,698	20,494,482	19,288,353	
計	件数(件)	2,948,702	2,970,333	2,997,847	3,021,051	3,046,098	
	水量(m ³)	55,911,302	55,907,563	55,855,189	55,616,359	55,018,761	
	料金(円)	6,455,512,171	6,498,318,654	6,474,678,515	6,446,759,390	6,361,678,095	

注 件数は「基本料金件数」、水量は「有収水量」、料金は「水量料金(税込)」を示す。

種別件数(件)	1種	2,861,706	2,883,586	2,911,100	2,934,615	2,960,129
	2種	86,996	86,747	86,747	86,436	85,969

水量料金(円)	6,455,512,171	6,498,318,654	6,474,678,515	6,446,759,390	6,361,678,095
水質料金(円)	0	0	0	0	0
計(下水道使用料)(円)	6,455,512,171	6,498,318,654	6,474,678,515	6,446,759,390	6,361,678,095

第3章 業務

1. 下水道使用料調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納付制		口座振替制		合計	
	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数	金額
26	207,806 17.7	1,506,442,935 23.3	965,637 82.3	4,949,069,236 76.7	1,173,443	6,455,512,171 (6,004,046,261)
27	211,768 17.9	1,485,270,977 22.9	972,908 82.1	5,013,047,677 77.1	1,184,676	6,498,318,654 (6,016,961,717)
28	216,563 18.1	1,483,907,181 22.9	981,184 81.9	4,990,771,334 77.1	1,197,747	6,474,678,515 (5,995,072,700)
29	221,892 18.4	1,487,695,166 23.1	987,182 81.6	4,959,064,224 76.9	1,209,074	6,446,759,390 (5,969,221,658)
30	227,181 18.6	1,473,380,333 23.2	993,841 81.4	4,888,297,762 76.8	1,221,022	6,361,678,095 (5,890,442,681)

注()内は、消費税抜額である。

2. 下水道使用料収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未収		当年度 調定		当年度 収納		不納欠損		当年度末 未収	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
26	154,924	805,463,835	1,173,443	6,455,512,171	1,170,078	6,445,270,629	2,963	13,882,626	155,326 (104,133)	801,822,751 (595,139,096)
27	155,326	801,822,751	1,184,676	6,498,318,654	1,183,882	6,486,792,343	2,830	14,955,972	153,290 (104,555)	798,393,090 (608,752,511)
28	153,290	798,393,090	1,197,747	6,474,678,515	1,195,860	6,479,752,616	3,089	12,823,097	152,088 (105,078)	780,495,892 (602,850,177)
29	152,088	780,495,892	1,209,074	6,446,759,390	1,203,842	6,445,323,651	3,734	11,255,372	153,586 (105,502)	770,676,259 (596,853,744)
30	153,586	770,676,259	1,221,022	6,361,678,095	1,218,790	6,369,367,118	3,304	7,260,638	152,514 (106,420)	755,726,598 (585,395,297)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

収納方法別内訳

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口座振替		水道局窓口		コンビニ		合計	
	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数	金額
26	39,140 3.3	1,046,340,997 16.2	923,086 78.9	4,801,581,466 74.5	33,523 2.9	119,605,911 1.9	174,329 14.9	477,742,255 7.4	1,170,078	6,445,270,629
27	37,519 3.2	1,011,475,196 15.6	933,589 78.9	4,877,401,308 75.2	34,255 2.9	115,513,977 1.8	178,519 15.1	482,401,862 7.4	1,183,882	6,486,792,343
28	35,798 3.0	1,005,774,390 15.5	943,330 78.9	4,871,190,593 75.2	31,170 2.6	105,069,517 1.6	185,562 15.5	497,718,116 7.7	1,195,860	6,479,752,616
29	35,394 2.9	1,005,429,950 15.6	949,727 78.9	4,843,037,626 75.1	25,006 2.1	82,122,112 1.3	193,715 16.1	514,733,963 8.0	1,203,842	6,445,323,651
30	34,500 2.8	967,140,578 15.2	957,018 78.5	4,785,878,750 75.1	26,708 2.2	87,684,770 1.4	200,564 16.5	528,663,020 8.3	1,218,790	6,369,367,118

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

3. 受益者負担金収入状況

(単位：件、円)

項目 年度	賦課件数	調定額	徴収額
26	575	25,086,524	24,406,798
27	592	26,288,933	25,770,435
28	438	17,861,179	17,339,398
29	341	13,759,921	13,354,900
30	606	23,791,727	23,384,471

4. 排水設備

(単位：件)

項目 年度	工 事 件 数 (完 成)					改 造	撤 去	合 計
	新 設				小 計			
	新 築	浄化槽改造	汲取改造					
26	1,634	404	45	2,083	1,865	162	4,110	
27	1,579	433	45	2,057	2,103	232	4,392	
28	1,546	463	35	2,044	1,988	194	4,226	
29	1,595	292	19	1,906	2,311	198	4,415	
30	1,557	442	14	2,013	2,472	250	4,735	

5. 水洗便所改造資金融資あつ旋・助成金制度

(1) 水洗便所改造資金 融資あつ旋制度

平成31年3月31日現在

融資あつ旋制度	設備	限度額	利率	内容
	浄化槽便所	30万円※	無利子	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
			1.50%	処理開始の日から1年を超え3年以内に公共下水道へ接続する場合
			2.00%	処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合
	くみ取り便所		無利子	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合
2.00%			処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合	

※ 2か所以上の便所がある場合には、便所1か所増える毎に15万円を加算した額以内（いずれも工事に要した費用の範囲で、1万円単位とします。）

(2) 水洗便所改造資金 助成金制度

平成31年3月31日現在

助成金制度	設備	助成金額	内容
	浄化槽便所	浄化槽1基につき 1万7千円	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
くみ取り便所	便槽1槽につき 1万7千円	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合	

注 融資あつ旋制度と助成金制度との併用はできない。

(3) 制度実績

融資あつ旋制度

(単位：戸，千円)

年度	項目 区分	融資の実行	
		戸数	金額
26	無利子	6	1,280
	1.50%	0	0
	2.20%	0	0
	計	6	1,280
27	無利子	2	600
	1.50%	0	0
	2.15%	0	0
	計	2	600
28	無利子	4	1,290
	1.50%	0	0
	2.00%	1	300
	計	5	1,590
29	無利子	3	670
	1.50%	0	0
	1.95%	1	300
	計	4	970
30	無利子	6	1,440
	1.50%	0	0
	2.00%	0	0
	計	6	1,440

助成金制度

(単位：戸，千円)

年度	項目 区分	助成金の交付	
		戸数	金額
26	浄化槽	183	3,111
	くみ取り	20	340
	計	203	3,451
27	浄化槽	209	3,553
	くみ取り	25	425
	計	234	3,978
28	浄化槽	189	3,213
	くみ取り	8	136
	計	197	3,349
29	浄化槽	129	2,193
	くみ取り	3	51
	計	132	2,244
30	浄化槽	209	3,553
	くみ取り	2	34
	計	211	3,587

6. 低宅地汚水ポンプ施設設置補助金制度

(1) 制度概要

平成31年3月31日現在

補助金制度	交付対象者	補助金の額	交付対象経費
	公共下水道の処理区域内にある低宅地の既存家屋に汚水ポンプ施設を設置しようとする者	〈補助の割合〉 交付対象経費の5分の4相当額 〈1件当たりの限度額〉 55万円	汚水ポンプ施設の設置工事

(2) 制度実績

(単位：千円)

項目	年度	26	27	28	29	30
件数		0	1	0	0	1
補助金		0	550	0	0	550

7. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名	年度	26	27	28	29	30
錦江処理場		2,972,952	2,547,936	2,579,568	2,615,520	2,666,880
南部処理場(2号用地処理場を含む)		19,527,515	18,914,584	18,747,920	18,642,416	18,472,068
南部処理場脇田分場		178,134	34,350	0	0	0
1号用地処理場		2,978,028	2,973,804	1,053,048	790,188	779,628
谷山処理場		4,274,424	4,417,092	5,420,652	5,292,780	5,251,116
下水汚泥堆肥化場		1,866,498	1,932,231	1,874,370	1,904,034	1,880,118
大明ヶ丘中継ポンプ場		176,148	179,220	174,888	168,570	164,916
上町中継ポンプ場		284,144	289,279	288,241	289,218	293,376
その他ポンプ所		145,408	142,819	130,850	101,191	92,950
計		32,403,251	31,431,315	30,269,537	29,803,917	29,601,052

(2) 電力料

(単位：円)

施設名	年度	26	27	28	29	30
錦江処理場		48,656,378	41,665,605	38,935,888	42,504,946	45,768,450
南部処理場(2号用地処理場を含む)		294,716,739	276,635,020	251,193,024	272,021,676	291,185,301
南部処理場脇田分場		6,299,971	2,076,831	0	0	0
1号用地処理場		45,878,813	43,299,897	17,606,205	13,821,664	14,476,043
谷山処理場		68,514,567	68,092,782	76,892,642	81,835,521	87,375,826
下水汚泥堆肥化場		29,006,533	28,226,230	25,383,982	28,327,074	30,168,714
大明ヶ丘中継ポンプ場		4,030,890	4,034,396	3,776,547	3,739,645	4,100,460
上町中継ポンプ場		4,700,210	4,740,067	4,346,718	4,730,407	5,195,471
その他ポンプ所		4,502,483	4,343,760	3,994,824	3,672,676	3,660,984
計		506,306,584	473,114,588	422,129,830	450,653,609	481,931,249

8. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

		年度				
薬品名	施設名	26	27	28	29	30
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	67,840	45,980	46,000	41,460	41,540
	南部処理場	336,470	342,730	320,320	355,600	367,880
	南部処理場脇田分場	4,010	0	0	0	0
	1号用地処理場	26,020	28,100	0	0	0
	谷山処理場	122,020	126,590	113,340	113,410	108,600
	計	556,360	543,400	479,660	510,470	518,020
消石灰	南部処理場	1,720,450	1,546,360	1,331,250	1,315,100	1,433,490
塩化第二鉄	南部処理場	1,663,260	1,244,200	1,172,370	1,277,610	1,343,290
高分子凝集剤	南部処理場	64,845	73,500	84,900	90,300	95,490
	1号用地処理場	8,700	9,150	8,850	5,640	4,890
	計	73,545	82,650	93,750	95,940	100,380
ポリ塩化アルミニウム	1号用地処理場	0	0	0	0	0
消臭剤	南部処理場	21,516	23,400	23,800	22,170	22,190
ポリ硫酸第二鉄	南部処理場	0	0	0	0	0
	谷山処理場	75,750	65,420	53,550	41,630	64,550
	計	75,750	65,420	53,550	41,630	64,550
起泡助剤	南部処理場	1,476	1,980	2,304	2,412	3,006

(2) 薬品費

(単位：円)

		年度				
薬品名	施設名	26	27	28	29	30
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	3,912,463	2,651,755	2,608,200	2,283,613	2,288,020
	南部処理場	19,404,904	19,765,929	18,162,144	19,586,449	20,262,833
	南部処理場脇田分場	231,264	0	0	0	0
	1号用地処理場	1,500,621	1,620,579	0	0	0
	谷山処理場	7,037,137	7,300,696	6,426,378	6,246,620	5,981,683
	計	32,086,389	31,338,959	27,196,722	28,116,682	28,532,536
消石灰	南部処理場	61,262,160	55,947,300	46,007,995	45,449,851	50,748,665
塩化第二鉄	南部処理場	79,397,375	59,393,127	55,964,249	60,987,985	64,123,286
高分子凝集剤	南部処理場	72,452,394	79,851,420	94,298,904	99,769,482	104,077,483
	1号用地処理場	3,120,120	3,211,650	3,001,212	1,882,180	1,770,303
	計	75,572,514	83,063,070	97,300,116	101,651,662	105,847,786
ポリ塩化アルミニウム	1号用地処理場	0	0	0	0	0
消臭剤	南部処理場	11,302,620	12,420,540	12,686,760	11,732,364	11,806,128
ポリ硫酸第二鉄	南部処理場	0	0	0	0	0
	谷山処理場	2,750,788	2,472,876	1,476,310	1,007,819	2,081,777
	計	2,750,788	2,472,876	1,476,310	1,007,819	2,081,777
起泡助剤	南部処理場	828,823	1,133,351	1,256,601	1,302,480	1,657,065
その他	水質分析用薬品外	2,577,106	2,290,220	2,434,474	2,920,470	2,367,804
合計		265,777,775	248,059,443	244,323,227	253,169,313	267,165,047

9. 下水汚泥処分状況

(1) 脱水ケーキ量

(単位：t)

項目		年度						
		26	27	28	29	30		
南 処 理 場	部 系	脱水ケーキ量	35,553.75	36,639.31	37,686.12	39,112.23	40,186.87	
		内 訳	堆肥化	35,553.75	36,639.31	37,686.12	39,112.23	40,186.87
			その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1 号 用 地	系	脱水ケーキ量	3,174.05	3,522.39	3,086.63	2,286.23	1,946.18	
		内 訳	堆肥化	3,174.05	3,522.39	3,086.63	2,286.23	1,946.18
			その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	内 訳	脱水ケーキ量	38,727.80	40,161.70	40,772.75	41,398.46	42,133.05	
		堆肥化	38,727.80	40,161.70	40,772.75	41,398.46	42,133.05	
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

(2) 有効利用量

(単位：t)

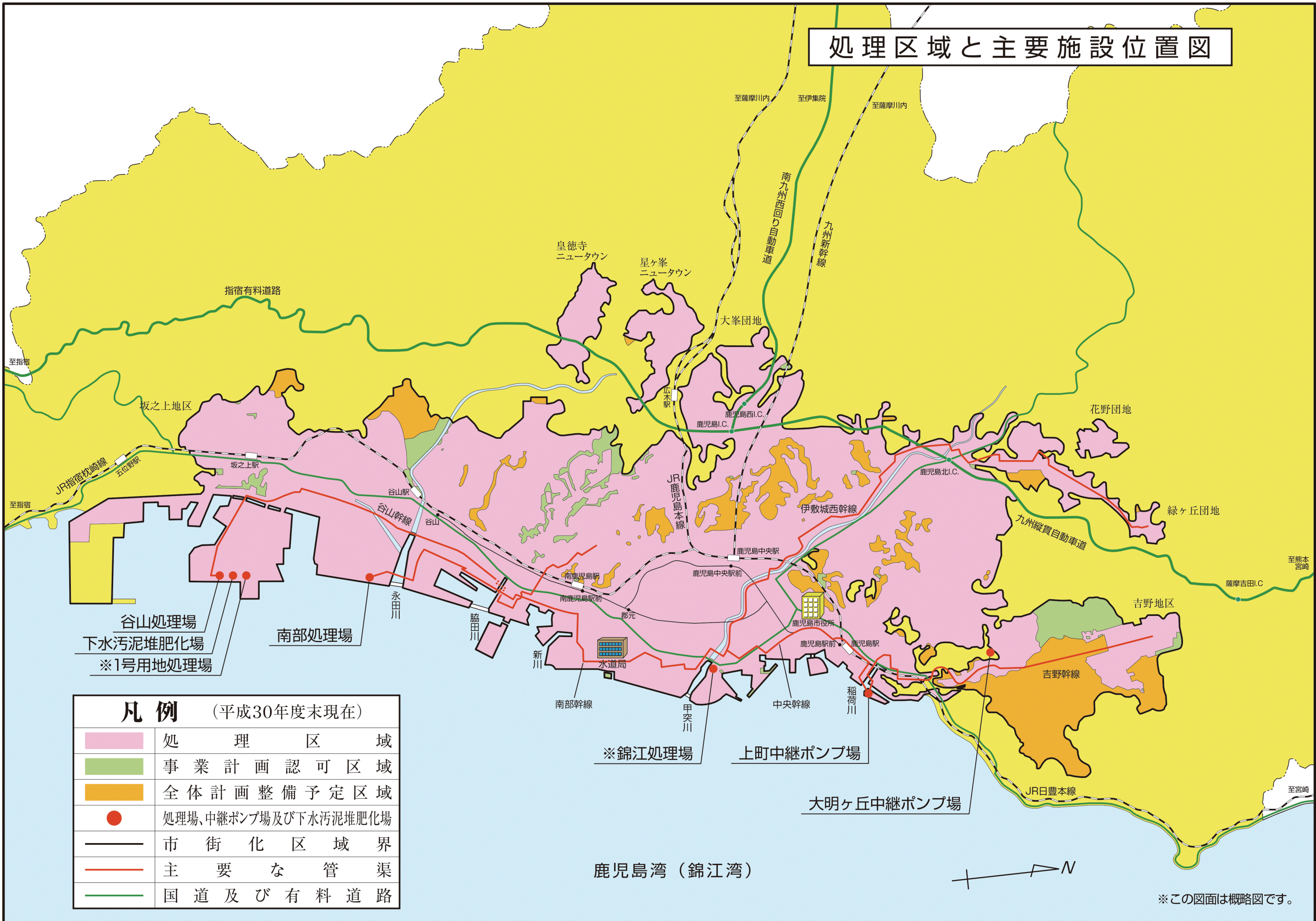
項目		年度					
		26	27	28	29	30	
サ ツ マ ソ イ ル (堆 肥 化 製 品)	内 訳	有効利用量	10,826.218	11,386.833	11,515.233	10,675.109	10,043.263
		販売量	10,795.155	11,340.630	11,479.075	10,636.905	10,010.425
		その他	31.063	46.203	36.158	38.204	32.838

10. 水質試験成績表(放流水)

項目	施設名			錦江処理場	南部処理場	谷山処理場	
	単位						
カドミウム	mg/L	0.003	未満	0.003	未満	0.003	未満
シアン	mg/L	0.1	未満	0.1	未満	0.1	未満
有機燐	mg/L	0.1	未満	0.1	未満	0.1	未満
鉛	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
六価クロム	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
砒素	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
総水銀	mg/L	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0005	未満
アルキル水銀	mg/L	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0005	未満
P C B	mg/L	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0005	未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	未満	0.002	未満	0.002	未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	未満	0.001	未満	0.001	未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02	未満	0.02	未満	0.02	未満
四塩化炭素	mg/L	0.002	未満	0.002	未満	0.002	未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	未満	0.004	未満	0.004	未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02	未満	0.02	未満	0.02	未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	未満	0.04	未満	0.04	未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001	未満	0.001	未満	0.001	未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	未満	0.006	未満	0.006	未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	未満	0.002	未満	0.002	未満
チウラム	mg/L	0.006	未満	0.006	未満	0.006	未満
シマジン	mg/L	0.003	未満	0.003	未満	0.003	未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02	未満	0.02	未満	0.02	未満
ベンゼン	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
セレン	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
ほう素	mg/L	1	未満	1	未満	1	未満
ふっ素	mg/L	0.8	未満	0.8	未満	0.8	未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	未満	0.005	未満	0.005	未満
アンモニア,アンモニウム,亜硝酸及び硝酸	mg/L	4.1		8.3		9.9	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.0		7.0		7.0	
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.8		3.6		2.7	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	9.7		8.7		8.4	
浮遊物質 (SS)	mg/L	2		2		1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5	未満	5	未満	5	未満
フェノール	mg/L	0.05	未満	0.05	未満	0.05	未満
銅	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
亜鉛	mg/L	0.01		0.01	未満	0.01	
溶解性鉄	mg/L	0.1	未満	0.1	未満	0.1	未満
溶解性マンガン	mg/L	0.1	未満	0.1	未満	0.1	未満
クロム	mg/L	0.01	未満	0.01	未満	0.01	未満
大腸菌群数	個/cm ³	30	未満	30	未満	30	未満
全窒素	mg/L	8.9		13.4		22.9	
全りん	mg/L	0.21		0.48		0.24	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L			0.00003			

注 上記数値は、平成30年度の平均値を示す。

処理区域と主要施設位置図



凡例 (平成30年度末現在)	
	処理区域
	事業計画認可区域
	全体計画整備予定区域
	処理場、中継ポンプ場及び下水汚泥堆肥化場
	市街化区域界
	主要な管渠
	国道及び有料道路

※ 1号用地処理場は平成27年度に廃止、錦江処理場は令和3年度を目標に廃止予定。

※この図面は概略図です。

第4章 施設の概要

1. 処理場・汚泥堆肥化場・ポンプ場施設概要

(1) 錦江処理場

所在地	鹿児島市錦江町5番3号
敷地面積	14,315 m ²
処理開始	昭和30年11月29日
処理能力	19,000 m ³ /日
処理方法	活性汚泥法

主要施設	数量	概要
沈砂池	1池	鉄筋コンクリート造 幅2m 長10m 高段
	1池	鉄筋コンクリート造 幅2m 長10m 低段
汚水ポンプ井	1池	鉄筋コンクリート造 幅6m 長4m 深4.09m 高段用
	1池	鉄筋コンクリート造 幅4m 長4m 深4.65m 低段用
汚水ポンプ	6台 1台	立軸渦巻斜流ポンプ 水中汚水ポンプ
反応タンク	3池	鉄筋コンクリート造 乙系統 幅6m 長68m 深4.5m
	1池	鉄筋コンクリート造 乙系統 幅6m 長64m 深4.5m
最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造 乙系統 中央流入垂直流式
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造 乙系統 長方形回流式
塩素滅菌設備	1式	乙系統 次亜ソタンク，次亜ソ注入ポンプ
汚泥圧送設備	2台	スクリーポンプ
送風機設備	4台	乙系統 電動機直結多段ターボブロワ
電気設備	1式	受変電設備，動力設備，計装設備，発電機設備，照明設備，通信設備，中央監視設備
本館	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 14m×39.5m 地上2階 14m×31.5m 地上3階 14m×26.0m 地上4階 14m×4.55m
処理水再利用設備	1基	鋼板製重力式多層砂ろ過器
脱臭設備	2基	乙系統 脱臭装置
	1基	前処理 脱臭装置
乙系統水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート及びプレキャストコンクリート造 地上1階 38.34m×56.10m 28.44m×66.19m 地上2階 33.70m×13.35m 地上3階 33.70m×13.35m
第一機械室	1棟	木造平屋 18.20m×12.25m
第二機械室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 9.0m×23.5m
		地上1階 9.0m×25.8m

(2) 南部処理場

所在地 鹿児島市南栄二丁目13番地

敷地面積 92,238 m²

処理開始 昭和54年7月2日

処理能力 149,600 m³/日

処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要
沈砂池	4池	鉄筋コンクリート造 幅 2.5m 長15m
汚水ポンプ	6台	立軸渦巻斜流ポンプ
予備エアレーションタンク	1池	鉄筋コンクリート造 幅 3.2m 長211.1m 深3.2m
最初沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造 幅 8.2m 長 24.0m 深2.5m
反応タンク	22池	鉄筋コンクリート造 幅8.35m 長 47.3m 深6.0m
最終沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造 幅上層6.0m 下層8.4m 2階層式 上層24.1m 下層22.4m 有効水深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造 幅 4.0m 長180.0m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク，次亜ソ注入ポンプ
塩素滅菌機室	1棟	鉄筋コンクリート造 18.0m×14.0m
汚泥濃縮タンク	4池 2基 2基	重力式濃縮タンク有効径10.8m 有効水深3.0m 加圧浮上式濃縮タンク 常圧浮上式濃縮装置
脱水設備	4台 2台	加圧脱水機 204m ² (2m×2m×32室) スクリーブレス脱水機 (φ1,000)
送風機設備	5台 1台	電動機直結多段ターボブロワ 歯車増速式単段ターボブロワ
脱臭設備	1式	脱臭機，ダクト
管理本館 (沈砂池，ポンプ室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 30.0m×51.6m(沈砂池他) 地下1階 30.0m×51.6m(ポンプ室他) 地上1階 30.0m×51.6m 地上2階 30.0m×51.6m 地上3階 30.0m×34.8m 地上R階 12.0m×27.6m
電気設備	1式	受変電設備，動力設備，計装設備，発電機設備，照明設備， 通信設備，中央監視制御設備
処理水再利用設備	1式	急速ろ過装置，オートストレーナー
放流渠等	1式	鉄筋コンクリート造 1.8m×1.8m 延長201.2m 1.8m×1.8m } × { 延長196.5m 1.5m×1.5m
雑用水棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 25.2m×29.8m 地上1階(鉄骨造) 23.0m×25.2m 6.9m×12.3m 5.4m× 6.8m
汚泥し渣処理設備	1式	ドラムスクリーン，スクリーブレス
汚泥処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 30.0m×54.0m 地上1階 30.0m×54.0m 地上2階 30.0m×54.0m 地上3階 30.0m×54.0m 地上4階 30.0m×54.0m

主 要 施 設	数 量	概 要
汚 泥 濃 縮 棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 19.5m×52.5m 地上1階 19.5m×52.5m 地上2階 19.5m×52.5m
送 風 機 棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 12.0m×42.0m 地下1階 12.0m×42.0m 地上1階 12.0m×54.0m 地上2階 12.0m×18.0m 地上3階 12.0m×18.0m
計 量 器 室	1 棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 12.8m×14.4m 地上1階 12.8m× 2.6m
水 処 理 上 屋	1 棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 182.15m×44.9m 地上2階 26.55m×22.0m 8.85m×22.0m 17.70m×27.5m
階 段 棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 8.9m× 6.4m 3.65m× 2.5m 2.4m× 5.2m 地上1階 14.0m× 6.6m 4.5m× 2.2m 9.1m× 6.6m 2.15m×2.15m
汚 泥 し 渣 処 理 棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 12.35m×47.0m 5.5m×13.0m 地上1階 16.65m×9.65m

(3) 谷山処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地5

敷地面積 45,000 m²

処理開始 平成12年5月1日

処理能力 53,200 m³/日

処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要	要
沈砂池	3池	鉄筋コンクリート造	幅 2.0m 長11.0m
汚水ポンプ	5台	立軸渦巻斜流ポンプ	
最初沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長22.3m 深3.0m
反応タンク	7池	鉄筋コンクリート造	幅7.35m 長44.2m 深8.1m
最終沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長43.0m 深3.0m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅 2.8m 長122.9m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ	
汚泥濃縮設備	1池 1台	重力式濃縮タンク	有効径10.0m 有効水深3.0m 遠心濃縮機
送風機設備	4台	歯車増速式単段ターボブロワ	
汚泥圧送設備	2台	吸込スクリュウ付汚泥ポンプ	
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 中央監視制御設備(1号用地処理場に設置)	
処理水再利用設備	1式	オートストレーナー, 移床式上向流砂ろ過器, 給水ユニット	
汚泥し渣処理設備	1式	スクリーン, スクリュープレス	
沈砂池ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 45.15m×24.20m 地下1階 45.15m×24.20m 中地下1階 12.52m×24.20m 地上1階 16.62m×24.72m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 11.35m×26.35m 地上1階 25.57m×26.62m 地上2階 7.26m×7.50m 地上3階 14.26m×26.62m
雑用水棟 (塩素滅菌機室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 26.30m×20.30m 地上1階 12.62m×20.62m
脱臭設備	1式	土壌脱臭床, 脱臭ファン, ダクト	
水処理上屋 (換気ファン室, 水処理電気室)	2棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 25.62m×5.69m
し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.00m×17.80m 地上1階 8.82m×16.72m
汚泥圧送棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.50m×9.00m 地上1階 9.50m×9.00m

(4) 1号用地処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地1
敷地面積 49,495 m²
処理開始 昭和63年10月1日
処理能力 12,000 m³/日
処理方法 回転円板法と接触酸化法
水処理施設(※)については平成27年度廃止

主要施設	数量	概要	要
※ 曝気沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	幅3.0m 長 4.0m
※ 汚水ポンプ	4台	水中汚水ポンプ	
※ 調整池	2池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 35.0m 深4.0m 6列
※ 回転円板池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 7.7m 深1.9m 5段
※ 中和池	2池	鉄筋コンクリート造	幅4.5m 長 4.5m 深2.5m
※ 中間沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 23.0m 深3.0m
※ 接触酸化池	8池	鉄筋コンクリート造	幅3.2m 長28.55m 深4.0m
※ 最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 27.0m 深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅2.0m 長 15.0m 深2.0m 3水路
※ 汚泥調整槽	1槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 10.0m 深4.2m
※ 汚泥濃縮タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 6.0m 深4.0m
汚泥消化タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	有効径18.0m 有効水深8.5m
汚泥脱水機	3台	遠心脱水機	5.0m ³ /時
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.2m×22.8m 地上1階 12.4m×27.4m 地上2階 12.4m×27.4m
プロワ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 4.5m×28.0m 地上1階 18.0m×28.0m
※ 沈砂池ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 10.0m×20.0m 地下1階 10.0m×20.0m 地上1階 10.5m×6.5m
汚泥処理設備電気室	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 6.0m×12.0m

(5) 下水汚泥堆肥化場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地4
敷地面積 16,500 m²
運転開始 昭和56年4月24日
処理方法 無添加 立型発酵方式

主要施設	数量	概要	要
混合汚泥ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	300m ²
受入れホッパーヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	300m ² , 450m ²
発酵槽	1式	鉄筋コンクリート造一部鋼板使用	容量1,000m ³
発酵ヤード	1式	鉄筋コンクリート造, 鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	2,012m ²
後熟ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	900m ²
電気室	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	400m ²
事務室	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	200m ²
製品ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺, 平屋)	400m ²
脱臭設備	1式	脱臭ファン, ダクト, 土壌脱臭床, 水洗浄塔, 生物脱臭装置, 活性炭吸着装置	

(6) 上町中継ポンプ場

所在地 鹿児島市祇園之洲町2番地
敷地面積 2,006 m²
運転開始 昭和57年9月1日
揚水能力 13.0m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 6.50m×12.00m 地下1階 26.50m×12.00m 地上1階 24.20m×12.00m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	4台	渦巻ポンプ（内1台予備）
電気設備	1式	受変電設備，動力設備，計装設備，発電機設備，照明設備
脱臭設備	1式	脱臭ファン，ダクト，土壌脱臭床

(7) 大明ヶ丘中継ポンプ場

所在地 鹿児島市大明丘一丁目5番5号
敷地面積 857 m²
運転開始 昭和49年10月1日
揚水能力 5.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 16.35m×8.40m 地上2階 10.70m×8.40m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	3台	渦巻ポンプ（内1台予備）
電気設備	1式	受変電設備，動力設備，計装設備，発電機設備，照明設備

2. 汚水管布設状況(1)

管種 口径	ビニル管					下水道用遠心力ダクタイル鋳鉄管				
	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm	120.250	3.000			123.250	28.250				28.250
75mm	6.300				6.300					
100mm	407,706.500	2,962.150	1,357.350	545.800	411,480.200	1,375.940				1,375.940
125mm	248.800				248.800					
150mm	123,534.720	1,441.950	426.200	138.900	125,263.970	5,382.150	6.150			5,388.300
200mm	774,851.890	3,664.900	3,784.300	239.950	782,061.140	11,315.040				11,315.040
250mm	182,790.700	146.600	72.000	711.150	182,298.150	235.200				235.200
300mm	15,456.510	122.850			15,579.360	1,052.950				1,052.950
350mm	9,897.440				9,897.440	68.050				68.050
400mm	3,301.910	8.650			3,310.560	116.550				116.550
450mm	2,201.630				2,201.630					
500mm	810.950				810.950					
600mm	412.630				412.630	546.610				546.610
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	1,521,340.230	8,350.100	5,639.850	1,635.800	1,533,694.380	20,120.740	6.150			20,126.890

管種 口径	陶管					更生陶管				
	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm	987.830			8.900	978.930	32.450				32.450
125mm										
150mm	3,245.410			104.550	3,140.860	809.000				809.000
200mm	173,737.730			437.400	173,300.330	10,316.200	414.400			10,730.600
250mm	161,149.760			2,032.550	159,117.210	33,295.550	1,986.850			35,282.400
300mm	1,820.950			384.550	1,436.400	5,599.800	301.750			5,901.550
350mm	994.950				994.950	157.800				157.800
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	341,936.630			2,967.950	338,968.680	50,210.800	2,703.000			52,913.800

汚水管布設状況(2)

(単位：m)

管種 口径	レジンコンクリート管					強化プラスチック複合管				
	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm										
125mm										
150mm										
200mm						13.650				13.650
250mm	303.900			303.900		15.350				15.350
300mm	455.450			455.450						
350mm						33.150				33.150
400mm										
450mm										
500mm						16.800				16.800
600mm	18.170			18.170		606.000				606.000
700mm						417.450				417.450
800mm	82.650	130.000		212.650		75.800				75.800
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	860.170	130.000		990.170		1,178.200				1,178.200

(単位：m)

管種 口径	ポリエチレン管					合計				
	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm						148.500	3.000			151.500
75mm	202.450	88.000		290.450		208.750	88.000			296.750
100mm	352.950			352.950		410,455.670	2,962.150	1,357.350	554.700	414,220.470
125mm						248.800				248.800
150mm	25.000			25.000		133,013.080	1,448.100	426.200	243.450	134,643.930
200mm	34.550			34.550		1,023,749.870	4,079.300	3,784.300	677.350	1,030,936.120
250mm						411,938.720	2,190.850	72.000	2,743.700	411,457.870
300mm						37,206.480	424.600		423.550	37,207.530
350mm						23,100.640				23,100.640
400mm						25,691.770	184.950		176.300	25,700.420
450mm						7,983.150				7,983.150
500mm						4,520.690	212.050			4,732.740
600mm						9,672.620				9,672.620
700mm						13,085.200	64.900		64.900	13,085.200
800mm						17,662.870	130.000		297.000	17,495.870
900mm						8,821.840				8,821.840
1000mm						4,111.050				4,111.050
1100mm						6,839.150	162.000		162.000	6,839.150
1200mm						3,144.530				3,144.530
1350mm						2,963.470				2,963.470
1500mm						2,408.950				2,408.950
1650mm						3,801.100				3,801.100
1800mm						604.720				604.720
2000mm						2,058.930				2,058.930
2200mm						248.180				248.180
2400mm						6,593.820	70.200		70.200	6,593.820
計	614.950	88.000		702.950		2,160,282.550	12,020.100	5,639.850	5,413.150	2,172,529.350

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 下水道建設事業

()は完成予定年月日

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
汚水管路施設	管径：50mm～1,100mm 延長：7,163.85m	847,838,550 円	29.10.4	31.3.31	
南部処理場	水処理低圧配電設備更新 終沈流入ゲート設備等更新 汚水ポンプ設備更新、脱臭設備更新 送風機設備更新、水処理散気設備更新	1,095,262,230 円	29.9.4	(33.1.29)	
谷山処理場	沈砂池設備更新、汚水ポンプ設備更新	386,148,938 円	29.9.4	31.2.27	
調査設計等	実施設計等	34,238,417 円	30.6.8	31.3.31	
合 計		2,363,488,135 円			

(2) 下水道改良事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
汚水管路施設	管径：100mm～2,400mm 延長：5,092.05m	821,634,624 円	29.12.22	31.3.25	
南部処理場	終沈上・下層汚泥掻寄機改良 パッケージ形空調和機改良	15,578,696 円	30.10.5	31.3.15	
谷山処理場	送風機改良	18,222,621 円	30.9.25	31.3.15	
下水汚泥堆肥化場	土壌脱臭設備改良、直流電源装置改良	36,903,977 円	30.11.9	31.3.22	
調査設計等	実施設計	34,052,821 円	30.1.25	31.3.28	
その他	サーバー等機器更新に伴うデータ移行	27,036,000 円	30.9.21	31.3.29	
合 計		953,428,739 円			

(3) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
車 両 運 搬 具	小 型 ラ イ ト バ ン	1 台	2,160,000 円	
	小 計	1 台	2,160,000 円	
工 具、器 具 及 び 備 品	トータルステーション	1 式	1,663,200 円	
	可 搬 式 ポ ン プ	1 台	128,520 円	
	管 内 調 査 用 カ メ ラ	1 台	467,640 円	
	水 道 局 W A N 用 ク ラ イ ア ン ト 機 器	19 台	2,105,528 円	
	顕 微 鏡	2 台	358,560 円	
	薬 品 戸 棚	1 式	245,160 円	
	マ ッ プ ル 炉	1 台	225,720 円	
	空 気 呼 吸 器 (予備空気ボンベ含む)	6 台	2,084,400 円	
	水道料金等システム及び財務会計システム用サーバー	1 式	49,680,000 円	
	実 験 台	8 台	3,110,940 円	
	タ ブ レ ッ ト P C	1 台	261,360 円	
	有 毒 ガ ス 検 知 器	1 台	199,800 円	
	小 計	—	60,530,828 円	
合 計		—	62,690,828 円	

(4) リース資産購入費

品 名	数 量	金 額	備 考
土 木 積 算 シ ス テ ム	1 式	2,488,320 円	
総 合 計		3,382,096,022 円	

2. 汚水管路施設補修工事

項目 年度	汚 水 管 路 破 損 等 件 数 (件)		汚 水 管 路 移 設 件 数 (件)	汚 水 管 路 清 掃 延 長 (m)	マ ン ホ ール 調 整		汚 水 ま す 調 整	
	緊急修繕	計画修繕			鉄蓋取替有り (箇所)	鉄蓋取替無し (箇所)	鉄蓋取替有り (箇所)	鉄蓋取替無し (箇所)
26	40	153	40	68,200	537	183	28	13
27	29	123	18	69,667	429	160	65	26
28	30	101	17	68,699	452	111	27	10
29	36	124	20	76,700	432	106	37	12
30	34	108	27	83,762	599	88	25	6

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度	金額					(円)
		26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
収入		8,629,768,481 (9,081,841,679)	8,629,334,164 (9,114,423,587)	8,363,987,226 (8,844,525,934)	8,133,046,472 (8,611,628,908)	7,981,892,468 (8,454,060,670)	7,987,801,000 (8,494,202,000)
営業収益		6,044,084,153 (6,495,728,129)	6,057,466,965 (6,539,014,008)	6,031,086,693 (6,510,880,747)	6,002,841,896 (6,480,554,695)	5,924,982,466 (6,396,391,933)	5,869,935,000 (6,375,828,000)
下水道収益		6,004,046,261 (6,455,512,171)	6,016,961,717 (6,498,318,654)	5,995,072,700 (6,474,678,515)	5,969,221,658 (6,446,759,390)	5,890,442,681 (6,361,678,095)	5,835,995,000 (6,341,691,000)
その他営業収益		40,037,892 (40,215,958)	40,505,248 (40,695,354)	36,013,993 (36,202,232)	33,620,238 (33,795,305)	34,539,785 (34,713,838)	33,940,000 (34,137,000)
営業外収益		2,584,741,866 (2,585,145,112)	2,516,868,675 (2,517,302,666)	2,329,104,088 (2,329,657,398)	2,127,920,887 (2,128,716,791)	2,056,158,456 (2,056,863,387)	2,117,866,000 (2,118,374,000)
受取利息		3,802,568 (3,802,568)	3,954,716 (3,954,716)	3,998,278 (3,998,278)	3,098,685 (3,098,685)	2,361,201 (2,361,201)	2,246,000 (2,246,000)
補償金		322,869 (322,869)	3,541,788 (3,541,788)	2,102,589 (2,102,589)	2,819,451 (2,819,451)	365,703 (365,703)	1,341,000 (1,341,000)
国庫補助金		16,056,000 (16,056,000)	59,524,000 (59,524,000)	68,930,930 (68,930,930)	9,012,000 (9,012,000)	15,500,000 (15,500,000)	79,014,000 (79,014,000)
他会計負担金		11,557,000 (11,557,000)	10,864,000 (10,864,000)	10,322,000 (10,322,000)	10,460,000 (10,460,000)	10,656,000 (10,656,000)	10,692,000 (10,692,000)
他会計補助金		1,022,224,103 (1,022,224,103)	892,964,586 (892,964,586)	743,413,393 (743,413,393)	631,823,947 (631,823,947)	518,026,000 (518,026,000)	530,527,000 (530,527,000)
堆肥化製品販売収益		12,989,167 (14,028,300)	13,964,111 (15,081,239)	13,570,684 (14,656,338)	12,706,217 (13,722,714)	11,961,187 (12,918,081)	13,687,000 (14,925,000)
長期前受金戻入		1,515,509,550 (1,515,509,550)	1,529,678,667 (1,529,678,667)	1,478,190,057 (1,478,190,057)	1,451,255,970 (1,451,255,970)	1,487,654,489 (1,487,654,489)	1,477,447,000 (1,477,447,000)
雑収益		2,280,609 (1,644,722)	2,376,807 (1,693,670)	8,576,157 (8,043,813)	6,744,617 (6,524,024)	9,633,876 (9,381,913)	2,912,000 (2,182,000)
特別利益		942,462 (968,438)	54,998,524 (58,106,913)	3,796,445 (3,987,789)	2,283,689 (2,357,422)	751,546 (805,350)	0 (0)
過年度損益修正益		942,462 (968,438)	54,758,466 (57,866,855)	3,222,602 (3,413,946)	924,523 (998,256)	739,593 (792,441)	0 (0)
その他特別利益		0 (0)	240,058 (240,058)	573,843 (573,843)	1,359,166 (1,359,166)	11,953 (12,909)	0 (0)
支出		7,984,432,292 (8,367,761,187)	7,803,685,100 (8,211,634,307)	7,737,558,917 (8,143,651,496)	7,558,013,039 (7,940,497,776)	7,443,929,067 (7,745,882,357)	7,856,952,000 (8,203,100,000)
営業費用		7,164,288,243 (7,354,589,454)	7,139,464,456 (7,325,035,803)	7,126,772,785 (7,311,776,664)	7,003,778,094 (7,182,812,217)	6,930,454,048 (7,124,991,866)	7,356,476,000 (7,603,384,000)
管きよ費		444,546,398 (470,445,551)	424,325,891 (448,607,260)	404,002,560 (426,671,256)	383,217,376 (403,782,557)	289,265,067 (312,868,712)	391,300,000 (429,749,000)
処理費		2,270,133,174 (2,417,074,010)	2,137,738,225 (2,277,407,045)	2,104,475,480 (2,241,568,557)	2,201,555,759 (2,346,048,637)	2,226,898,422 (2,378,317,177)	2,442,520,000 (2,629,183,000)
業務費		234,644,673 (245,072,007)	220,569,146 (229,428,285)	222,235,324 (231,540,676)	230,861,424 (240,079,524)	253,760,603 (267,099,939)	230,635,000 (245,947,000)
排水費		110,065,550 (110,363,062)	107,056,422 (107,330,850)	111,931,235 (112,278,613)	115,330,427 (115,676,216)	98,800,948 (99,133,229)	100,433,000 (100,887,000)
総係費		533,557,939 (538,483,649)	521,168,193 (525,507,636)	662,641,823 (667,077,605)	647,659,188 (652,071,363)	551,484,356 (557,328,157)	698,110,000 (704,140,000)
減価償却費		3,503,403,854 (3,503,403,854)	3,459,345,608 (3,459,345,608)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	3,360,753,758 (3,360,753,758)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	3,356,315,000 (3,356,315,000)
資産減耗費		67,936,655 (69,747,321)	269,260,971 (277,409,119)	173,954,270 (185,107,864)	64,400,162 (64,400,162)	183,496,550 (183,496,550)	137,163,000 (137,163,000)
営業外費用		713,336,233 (906,195,075)	661,357,562 (883,690,521)	603,665,825 (824,261,730)	548,918,706 (752,051,939)	512,767,275 (620,130,016)	490,299,000 (588,563,000)
支払利息及び手数料		706,144,781 (706,144,781)	650,358,266 (650,358,266)	593,649,622 (593,649,622)	543,781,777 (543,781,777)	504,633,374 (504,633,374)	475,333,000 (475,333,000)
消費税及び地方消費税		0 (195,585,900)	0 (227,867,100)	0 (226,382,600)	0 (205,231,800)	0 (110,001,700)	0 (107,283,000)
雑支出		7,191,452 (4,464,394)	10,999,296 (5,465,155)	10,016,203 (4,229,508)	5,136,929 (3,038,362)	8,133,901 (5,494,942)	14,966,000 (5,947,000)
特別損失		106,807,816 (106,976,658)	2,863,082 (2,907,983)	7,120,307 (7,613,102)	5,316,239 (5,633,620)	707,744 (760,475)	1,996,000 (2,153,000)
固定資産売却損		33,250 (33,250)	130,809 (130,809)	123,779 (123,779)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
過年度損益修正損		3,660,174 (3,829,016)	2,492,215 (2,537,116)	6,569,833 (7,062,628)	4,302,188 (4,619,569)	707,744 (760,475)	1,996,000 (2,153,000)
その他特別損失		103,114,392 (103,114,392)	240,058 (240,058)	426,695 (426,695)	1,014,051 (1,014,051)	0 (0)	0 (0)
予備費		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8,181,000 (9,000,000)
当年度純利益		645,336,189	825,649,064	626,428,309	575,033,433	537,963,401	130,849,000
▲ 当年度純損失							
その他未処分利益		15,312,751,436	0	0	0	0	0
剰余金変動額							
当年度未処分利益剰余金		15,958,087,625	825,649,064	626,428,309	575,033,433	537,963,401	130,849,000
▲ 当年度未処理欠損金							
当年度経常利益		751,201,543	773,513,622	629,752,171	578,065,983	537,919,599	141,026,000
▲ 当年度経常損失							

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出税抜欄には、特定収入等にかかる消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当季)	26	27	28	29	30	令和元(当季)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	119.9	100.0	96.9	97.2	98.1	100.1
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(121.0)	(100.4)	(97.0)	(97.4)	(98.2)	(100.5)
70.0	70.2	72.1	73.8	74.2	73.5	98.2	100.2	99.6	99.5	98.7	99.1
(71.5)	(71.7)	(73.6)	(75.3)	(75.7)	(75.1)	(100.6)	(100.7)	(99.6)	(99.5)	(98.7)	(99.7)
69.6	69.7	71.7	73.4	73.8	73.1	98.2	100.2	99.6	99.6	98.7	99.1
(71.1)	(71.3)	(73.2)	(74.9)	(75.2)	(74.7)	(100.5)	(100.7)	(99.6)	(99.6)	(98.7)	(99.7)
0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	104.0	101.2	88.9	93.4	102.7	98.3
(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(104.2)	(101.2)	(89.0)	(93.4)	(102.7)	(98.3)
30.0	29.2	27.8	26.2	25.8	26.5	249.4	97.4	92.5	91.4	96.6	103.0
(28.5)	(27.6)	(26.3)	(24.7)	(24.3)	(24.9)	(249.6)	(97.4)	(92.5)	(91.4)	(96.6)	(103.0)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	134.4	104.0	101.1	77.5	76.2	95.1
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(134.4)	(104.0)	(101.1)	(77.5)	(76.2)	(95.1)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.8	1,097.0	59.4	134.1	13.0	366.7
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(95.8)	(1,097.0)	(59.4)	(134.1)	(13.0)	(366.7)
0.2	0.7	0.8	0.1	0.2	1.0	138.4	370.7	115.8	13.1	172.0	509.8
(0.2)	(0.7)	(0.8)	(0.1)	(0.2)	(0.9)	(138.4)	(370.7)	(115.8)	(13.1)	(172.0)	(509.8)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	94.5	94.0	95.0	101.3	101.9	100.3
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(94.5)	(94.0)	(95.0)	(101.3)	(101.9)	(100.3)
11.8	10.3	8.9	7.8	6.5	6.6	103.2	87.4	83.3	85.0	82.0	102.4
(11.3)	(9.8)	(8.4)	(7.3)	(6.1)	(6.2)	(103.2)	(87.4)	(83.3)	(85.0)	(82.0)	(102.4)
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	103.3	107.5	97.2	93.6	94.1	114.4
(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(106.2)	(107.5)	(97.2)	(93.6)	(94.1)	(115.5)
17.6	17.7	17.7	17.8	18.6	18.5	皆増	100.9	96.6	98.2	102.5	99.3
(16.7)	(16.8)	(16.7)	(16.9)	(17.6)	(17.4)	皆増	(100.9)	(96.6)	(98.2)	(102.5)	(99.3)
0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	36.6	104.2	360.8	78.6	142.8	30.2
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(32.6)	(103.0)	(474.9)	(81.1)	(143.8)	(23.3)
0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	5,835.6	6.9	60.2	32.9	皆減
(0.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.7)	(6,000.1)	(6.9)	(59.1)	(34.2)	皆減
0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	32.7	5,810.2	5.9	28.7	80.0	皆減
(0.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(32.0)	(5,975.3)	(5.9)	(29.2)	(79.4)	皆減
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	皆増	239.0	236.9	0.9	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	皆減	皆増	(239.0)	(236.9)	(0.9)	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	114.5	97.7	99.2	97.7	98.5	105.5
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(115.9)	(98.1)	(99.2)	(97.5)	(97.5)	(105.9)
89.7	91.5	92.1	92.7	93.1	93.6	116.0	99.7	99.8	98.3	99.0	106.1
(87.9)	(89.2)	(89.8)	(90.5)	(92.0)	(92.7)	(116.9)	(99.6)	(99.8)	(98.2)	(99.2)	(106.7)
5.6	5.4	5.2	5.1	3.9	5.0	106.7	95.5	95.2	94.9	75.5	135.3
(5.6)	(5.5)	(5.2)	(5.1)	(4.0)	(5.2)	(109.1)	(95.4)	(95.1)	(94.6)	(77.5)	(137.4)
28.4	27.4	27.2	29.1	29.9	31.1	99.2	94.2	98.4	104.6	101.2	109.7
(28.9)	(27.7)	(27.5)	(29.5)	(30.7)	(32.1)	(101.6)	(94.2)	(98.4)	(104.7)	(101.4)	(110.5)
2.9	2.8	2.9	3.1	3.4	2.9	95.0	94.0	100.8	103.9	109.9	90.9
(2.9)	(2.8)	(2.8)	(3.0)	(3.4)	(3.0)	(96.3)	(93.6)	(100.9)	(103.7)	(111.3)	(92.1)
1.4	1.4	1.4	1.5	1.3	1.3	96.3	97.3	104.6	103.0	85.7	101.7
(1.3)	(1.3)	(1.4)	(1.5)	(1.3)	(1.2)	(96.4)	(97.3)	(104.6)	(103.0)	(85.7)	(101.8)
6.7	6.7	8.6	8.6	7.4	8.9	116.2	97.7	127.1	97.7	85.2	126.6
(6.4)	(6.4)	(8.2)	(8.2)	(7.2)	(8.6)	(116.4)	(97.6)	(126.9)	(97.8)	(85.5)	(126.3)
43.9	44.3	44.6	44.5	44.7	42.7	133.4	98.7	99.7	97.5	99.0	100.9
(41.9)	(42.1)	(42.3)	(42.3)	(42.9)	(40.9)	(133.4)	(98.7)	(99.7)	(97.5)	(99.0)	(100.9)
0.9	3.5	2.2	0.9	2.5	1.7	276.4	396.3	64.6	37.0	284.9	74.7
(0.8)	(3.4)	(2.3)	(0.8)	(2.4)	(1.7)	(283.8)	(397.7)	(66.7)	(34.8)	(284.9)	(74.7)
8.9	8.5	7.8	7.3	6.9	6.2	93.2	92.7	91.3	90.9	93.4	95.6
(10.8)	(10.8)	(10.1)	(9.5)	(8.0)	(7.2)	(101.0)	(97.5)	(93.3)	(91.2)	(82.5)	(94.9)
8.8	8.3	7.7	7.2	6.8	6.0	93.4	92.1	91.3	91.6	92.8	94.2
(8.4)	(7.9)	(7.3)	(6.8)	(6.5)	(5.8)	(93.4)	(92.1)	(91.3)	(91.6)	(92.8)	(94.2)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(2.3)	(2.8)	(2.8)	(2.6)	(1.4)	(1.3)	(146.5)	(116.5)	(99.3)	(90.7)	(53.6)	(97.5)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	79.7	152.9	91.1	51.3	158.3	184.0
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(59.0)	(122.4)	(77.4)	(71.8)	(180.9)	(108.2)
1.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	333.8	2.7	248.7	74.7	13.3	282.0
(1.3)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(333.1)	(2.7)	(261.8)	(74.0)	(13.5)	(283.1)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	79.6	393.4	94.6	皆減	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(79.6)	(393.4)	(94.6)	皆減	(—)	(—)
0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	13.3	68.1	263.6	65.5	16.5	282.0
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(13.8)	(66.3)	(278.4)	(65.4)	(16.5)	(283.1)
1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,377.8	0.2	177.7	237.7	皆減	—
(1.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2,377.8)	(0.2)	(177.7)	(237.7)	皆減	(—)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 資本的収支比較

科目	年度	金 額					(円)
		26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
収入		1,813,715,406	1,657,678,304	1,285,447,758	1,799,147,105	2,468,404,881	2,644,853,000
		(1,813,716,646)	(1,657,682,228)	(1,285,455,237)	(1,799,147,105)	(2,468,404,881)	(2,644,853,000)
国庫補助金		752,261,000	563,159,000	499,759,070	564,783,000	615,549,000	761,037,000
		(752,261,000)	(563,159,000)	(499,759,070)	(564,783,000)	(615,549,000)	(761,037,000)
他会計補助金		82,529,897	54,002,414	44,061,607	28,613,053	13,979,000	2,898,000
		(82,529,897)	(54,002,414)	(44,061,607)	(28,613,053)	(13,979,000)	(2,898,000)
企業債		837,200,000	950,000,000	696,100,000	1,096,000,000	1,561,600,000	1,642,600,000
		(837,200,000)	(950,000,000)	(696,100,000)	(1,096,000,000)	(1,561,600,000)	(1,642,600,000)
受益者負担金		25,086,524	26,288,933	17,861,179	13,759,921	23,791,727	16,951,000
		(25,086,524)	(26,288,933)	(17,861,179)	(13,759,921)	(23,791,727)	(16,951,000)
工事負担金		115,402,800	63,401,582	26,343,000	94,917,122	252,834,000	220,630,000
		(115,402,800)	(63,401,582)	(26,343,000)	(94,917,122)	(252,834,000)	(220,630,000)
固定資産売却代金		15,500	49,076	93,521	0	0	0
		(16,740)	(53,000)	(101,000)	(0)	(0)	(0)
分担金		1,219,685	777,299	1,229,381	1,074,009	651,154	737,000
		(1,219,685)	(777,299)	(1,229,381)	(1,074,009)	(651,154)	(737,000)
支出		4,368,058,421	4,125,140,532	3,539,031,755	3,593,782,225	4,733,406,348	4,605,924,000
		(4,498,410,239)	(4,246,234,243)	(3,648,871,401)	(3,735,354,915)	(4,967,237,985)	(4,858,100,000)
建設改良費		1,971,247,550	1,758,668,110	1,620,485,202	2,008,004,461	3,148,769,243	2,918,210,000
		(2,101,576,339)	(1,879,711,791)	(1,730,268,288)	(2,149,564,831)	(3,382,096,022)	(3,166,451,000)
下水道建設 事業費		1,472,055,529	1,331,269,753	1,301,005,010	1,474,673,220	2,201,926,701	1,837,198,000
		(1,565,879,588)	(1,421,545,217)	(1,388,397,447)	(1,576,439,512)	(2,363,488,135)	(1,983,527,000)
下水道改良 事業費		491,012,231	399,513,030	301,031,672	520,067,421	886,307,159	1,049,198,000
		(527,011,877)	(428,249,487)	(322,145,505)	(558,999,459)	(953,428,739)	(1,148,378,000)
営業設備費		6,313,550	25,397,007	15,960,200	10,775,500	58,047,063	31,190,000
		(6,818,634)	(27,428,767)	(17,237,016)	(11,637,540)	(62,690,828)	(33,922,000)
リース資産 購入費		1,866,240	2,488,320	2,488,320	2,488,320	2,488,320	624,000
		(1,866,240)	(2,488,320)	(2,488,320)	(2,488,320)	(2,488,320)	(624,000)
企業債償還金		2,396,523,004	2,365,847,043	1,917,839,553	1,585,623,764	1,578,326,371	1,648,176,000
		(2,396,523,004)	(2,365,847,043)	(1,917,839,553)	(1,585,623,764)	(1,578,326,371)	(1,648,176,000)
庁舎改良負担金		287,867	625,379	707,000	154,000	6,310,734	33,075,000
		(310,896)	(675,409)	(763,560)	(166,320)	(6,815,592)	(36,373,000)
その他資本的支出		0	0	0	0	0	100,000
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(100,000)
予備費		0	0	0	0	0	6,363,000
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7,000,000)
収支差引		▲ 2,554,343,015	▲ 2,467,462,228	▲ 2,253,583,997	▲ 1,794,635,120	▲ 2,265,001,467	▲ 1,961,071,000
		(▲ 2,684,693,593)	(▲ 2,588,552,015)	(▲ 2,363,416,164)	(▲ 1,936,207,810)	(▲ 2,498,833,104)	(▲ 2,213,247,000)
補填財源		(2,660,049,290)	(2,633,248,799)	(2,123,033,035)	(1,840,110,111)	(2,328,618,192)	(2,051,727,000)
減債積立金		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建設改良積立金		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
資本的収支調整額		(68,744,303)	(77,140,216)	(74,446,129)	(96,097,699)	(170,214,912)	(161,520,000)
繰越工事資金		(▲ 44,100,000)	(▲ 121,837,000)	(165,937,000)	(0)	(0)	(0)
利益剰余金処分額		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.3	91.4	77.5	140.0	137.2	107.1
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(81.3)	(91.4)	(77.5)	(140.0)	(137.2)	(107.1)
41.5	34.0	38.9	31.4	24.9	28.8	77.1	74.9	88.7	113.0	109.0	123.6
(41.5)	(34.0)	(38.9)	(31.4)	(24.9)	(28.8)	(77.1)	(74.9)	(88.7)	(113.0)	(109.0)	(123.6)
4.6	3.3	3.4	1.6	0.6	0.1	44.7	65.4	81.6	64.9	48.9	20.7
(4.6)	(3.3)	(3.4)	(1.6)	(0.6)	(0.1)	(44.7)	(65.4)	(81.6)	(64.9)	(48.9)	(20.7)
46.2	57.3	54.2	60.9	63.3	62.1	84.9	113.5	73.3	157.4	142.5	105.2
(46.2)	(57.3)	(54.2)	(60.9)	(63.3)	(62.1)	(84.9)	(113.5)	(73.3)	(157.4)	(142.5)	(105.2)
1.4	1.6	1.4	0.8	1.0	0.6	74.7	104.8	67.9	77.0	172.9	71.2
(1.4)	(1.6)	(1.4)	(0.8)	(1.0)	(0.6)	(74.7)	(104.8)	(67.9)	(77.0)	(172.9)	(71.2)
6.4	3.8	2.0	5.3	10.2	8.3	239.3	54.9	41.5	360.3	266.4	87.3
(6.4)	(3.8)	(2.0)	(5.3)	(10.2)	(8.3)	(239.3)	(54.9)	(41.5)	(360.3)	(266.4)	(87.3)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.4	316.6	190.6	皆減	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(55.9)	(316.6)	(190.6)	(皆減)	(—)	(—)
0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	87.6	63.7	158.2	87.4	60.6	113.2
(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(87.6)	(63.7)	(158.2)	(87.4)	(60.6)	(113.2)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	94.4	85.8	101.5	131.7	97.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(94.5)	(94.4)	(85.9)	(102.4)	(133.0)	(97.8)
45.1	42.6	45.8	55.9	66.5	63.4	82.0	89.2	92.1	123.9	156.8	92.7
(46.7)	(44.3)	(47.4)	(57.5)	(68.1)	(65.2)	(83.6)	(89.4)	(92.0)	(124.2)	(157.3)	(93.6)
33.7	32.3	36.8	41.0	46.5	39.9	76.1	90.4	97.7	113.3	149.3	83.4
(34.8)	(33.5)	(38.1)	(42.2)	(47.6)	(40.8)	(77.5)	(90.8)	(97.7)	(113.5)	(149.9)	(83.9)
11.2	9.7	8.5	14.5	18.7	22.8	105.8	81.4	75.3	172.8	170.4	118.4
(11.7)	(10.1)	(8.8)	(15.0)	(19.2)	(23.6)	(108.6)	(81.3)	(75.2)	(173.5)	(170.6)	(120.4)
0.1	0.6	0.5	0.3	1.2	0.7	95.2	402.3	62.8	67.5	538.7	53.7
(0.2)	(0.6)	(0.5)	(0.3)	(1.3)	(0.7)	(97.9)	(402.3)	(62.8)	(67.5)	(538.7)	(54.1)
0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	皆増	133.3	100.0	100.0	100.0	25.1
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(皆増)	(133.3)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(25.1)
54.9	57.4	54.2	44.1	33.3	35.8	106.7	98.7	81.1	82.7	99.5	104.4
(53.3)	(55.7)	(52.6)	(42.4)	(31.8)	(33.9)	(106.7)	(98.7)	(81.1)	(82.7)	(99.5)	(104.4)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	皆増	217.2	113.1	21.8	4,097.9	524.1
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.7)	(皆増)	(217.2)	(113.1)	(21.8)	(4,097.9)	(533.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	105.5	96.6	91.3	79.6	126.2	86.6
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(106.2)	(96.4)	(91.3)	(81.9)	(129.1)	(88.6)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額					(円)
		26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
固定資産		87,685,509,244	85,872,101,391	84,103,627,927	82,748,212,220	82,569,809,465	82,340,920,000
有形固定資産		87,371,268,334	85,569,883,915	83,813,364,771	82,470,433,724	82,298,398,775	82,075,025,000
土地		3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,490,000
建物		2,587,645,687	2,409,458,699	2,215,236,543	2,043,433,119	1,890,316,565	1,726,873,000
構築物		68,649,319,645	68,107,172,759	67,994,055,978	66,978,749,211	66,011,115,516	65,932,288,000
機械及び装置		10,262,919,675	10,080,984,701	9,197,459,775	9,092,580,204	9,385,788,060	9,909,219,000
車両運搬具		4,825,983	5,966,049	8,870,389	8,430,100	8,408,361	12,175,000
工具、器具及び備品		27,475,983	26,227,340	30,694,933	31,564,675	104,545,050	118,159,000
リース資産		9,792,000	7,488,000	5,184,000	2,880,000	576,000	0
建設仮勘定		2,096,799,714	1,200,096,720	629,373,506	580,306,768	1,165,159,576	643,821,000
無形固定資産		306,240,910	294,217,476	282,263,156	269,778,496	263,410,690	257,895,000
施設利用権		305,181,710	293,158,276	281,203,956	268,682,496	262,314,690	249,342,000
電話加入権		1,059,200	1,059,200	1,059,200	1,096,000	1,096,000	1,170,000
ソフトウェア		—	—	—	—	—	7,383,000
投資その他の資産		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
地方公共団体 金融機構出資金		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
流動資産		4,142,441,048	4,544,524,556	5,098,546,630	6,208,982,751	6,487,930,070	6,285,567,000
現金・預金		2,433,809,364	3,007,241,186	4,167,687,529	5,188,141,976	5,584,474,082	5,626,057,000
未収金		1,615,333,876	1,468,537,142	793,785,243	823,226,917	870,762,130	654,446,000
未収金		1,630,026,876	1,482,994,142	807,242,243	835,405,917	882,075,130	665,694,000
貸倒引当金		▲ 14,693,000	▲ 14,457,000	▲ 13,457,000	▲ 12,179,000	▲ 11,313,000	▲ 11,248,000
貯蔵品		5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,064,000
前払金		88,233,950	63,682,370	132,010,000	192,550,000	27,630,000	0
資産合計		91,827,950,292	90,416,625,947	89,202,174,557	88,957,194,971	89,057,739,535	88,626,487,000

注1 令和元年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
95.5	95.0	94.3	93.0	92.7	92.9	80.9	97.9	97.9	98.4	99.8	99.7
95.1	94.6	94.0	92.7	92.4	92.6	80.9	97.9	97.9	98.4	99.8	99.7
4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2.8	2.7	2.5	2.3	2.1	1.9	55.7	93.1	91.9	92.2	92.5	91.4
74.8	75.3	76.2	75.3	74.1	74.4	88.4	99.2	99.8	98.5	98.6	99.9
11.2	11.1	10.3	10.2	10.5	11.2	50.5	98.2	91.2	98.9	103.2	105.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	92.8	123.6	148.7	95.0	99.7	144.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	77.8	95.5	117.0	102.8	331.2	113.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	76.5	69.2	55.6	20.0	皆減
2.3	1.3	0.7	0.7	1.3	0.7	131.7	57.2	52.4	92.2	200.8	55.3
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	96.1	96.1	95.9	95.6	97.6	97.9
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	96.1	96.1	95.9	95.5	97.6	95.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	103.5	100.0	106.8
—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	皆増
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4.5	5.0	5.7	7.0	7.3	7.1	95.9	109.7	112.2	121.8	104.5	96.9
2.7	3.3	4.7	5.8	6.3	6.3	97.2	123.6	138.6	124.5	107.6	100.7
1.8	1.6	0.9	0.9	1.0	0.7	89.2	90.9	54.1	103.7	105.8	75.2
1.8	1.6	0.9	0.9	1.0	0.8	90.0	91.0	54.4	103.5	105.6	75.5
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	98.4	93.1	90.5	92.9	99.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	102,955.6	72.2	207.3	145.9	14.3	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.5	98.5	98.7	99.7	100.1	99.5

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額					(円)
		26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
固定負債		28,173,162,595	27,355,132,761	26,905,358,361	26,506,776,988	26,248,758,382	26,483,873,000
企業債		27,344,609,956	26,376,770,403	25,655,849,456	25,178,627,096	24,925,060,911	24,985,888,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		27,344,609,956	26,376,770,403	25,655,849,456	25,178,627,096	24,925,060,911	24,985,888,000
リース債務		7,488,000	5,184,000	2,880,000	576,000	0	0
引当金		821,064,639	973,178,358	1,246,628,905	1,327,573,892	1,323,697,471	1,497,985,000
退職給付引当金		292,140,840	444,254,559	717,705,106	798,650,093	966,016,041	1,270,769,000
修繕引当金		528,923,799	528,923,799	528,923,799	528,923,799	357,681,430	227,216,000
流動負債		3,350,789,446	2,740,161,270	2,177,328,969	2,484,014,440	2,768,550,776	2,551,341,000
企業債		2,365,847,043	1,917,839,553	1,417,020,947	1,404,619,543	1,641,459,357	1,742,956,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		2,365,847,043	1,917,839,553	1,417,020,947	1,404,619,543	1,641,459,357	1,742,956,000
リース債務		2,304,000	2,304,000	2,304,000	2,304,000	576,000	0
未払金		884,659,929	723,176,971	657,885,384	974,802,729	1,022,906,982	707,194,000
預り金		8,679,474	6,719,746	7,497,638	8,470,168	10,600,437	8,470,000
引当金		89,299,000	90,121,000	92,621,000	93,818,000	93,008,000	92,721,000
賞与引当金		89,299,000	90,121,000	92,621,000	93,818,000	93,008,000	92,721,000
繰延収益		33,891,507,707	33,083,192,308	32,254,919,310	31,526,802,193	31,062,865,626	30,575,325,000
長期前受金		69,643,167,644	70,081,579,619	70,664,456,719	71,104,551,633	71,741,035,027	73,132,452,000
国庫補助金		36,322,855,512	36,635,961,689	37,053,004,635	37,328,683,938	37,563,829,850	38,845,064,000
国庫負担金		6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,966,000
県費補助金		510,258,560	496,587,200	496,051,758	490,955,381	486,942,639	490,955,000
他会計補助金		2,000,770,539	2,020,276,011	2,060,025,874	2,073,461,357	2,058,571,047	2,090,338,000
工事負担金		13,780,354,344	13,827,248,864	13,845,428,026	13,927,439,873	14,150,063,774	14,413,519,000
分担金		4,969,440	5,695,782	6,847,638	7,852,673	8,458,168	9,327,000
補償金		28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000
受贈財産評価額		13,826,787,266	13,877,357,263	13,969,678,434	14,034,139,893	14,212,675,587	13,995,265,000
受益者負担金		3,147,317,321	3,169,387,082	3,184,354,626	3,195,774,634	3,215,475,269	3,241,740,000
その他長期前受金		13,919,059	13,130,125	13,130,125	10,308,281	9,083,090	10,308,000
収益化累計額		▲ 35,751,659,937	▲ 36,998,387,311	▲ 38,409,537,409	▲ 39,577,749,440	▲ 40,678,169,401	▲ 42,557,127,000
国庫補助金		▲ 19,736,439,567	▲ 20,397,445,743	▲ 21,181,967,740	▲ 21,741,047,623	▲ 22,235,110,500	▲ 23,405,677,000
国庫負担金		▲ 2,623,776	▲ 2,749,150	▲ 2,874,524	▲ 2,999,898	▲ 3,125,272	▲ 3,250,000
県費補助金		▲ 308,802,651	▲ 307,741,609	▲ 317,006,893	▲ 321,518,566	▲ 328,657,889	▲ 344,147,000
他会計補助金		▲ 1,143,004,404	▲ 1,158,323,219	▲ 1,197,345,593	▲ 1,222,975,035	▲ 1,242,087,107	▲ 1,316,976,000
工事負担金		▲ 6,127,729,145	▲ 6,367,573,411	▲ 6,611,797,627	▲ 6,856,776,675	▲ 7,100,423,755	▲ 7,369,848,000
分担金		▲ 197,325	▲ 287,120	▲ 389,993	▲ 513,652	▲ 655,290	▲ 799,000
補償金		▲ 19,592,746	▲ 20,114,205	▲ 20,635,664	▲ 21,157,123	▲ 21,678,582	▲ 22,199,000
受贈財産評価額		▲ 7,015,098,885	▲ 7,291,059,826	▲ 7,568,089,262	▲ 7,847,312,310	▲ 8,127,721,196	▲ 8,412,890,000
受益者負担金		▲ 1,384,970,363	▲ 1,440,619,417	▲ 1,496,956,502	▲ 1,553,655,698	▲ 1,610,080,881	▲ 1,671,244,000
その他長期前受金		▲ 13,201,075	▲ 12,473,611	▲ 12,473,611	▲ 9,792,860	▲ 8,628,929	▲ 10,097,000
資本金		5,380,588,064	22,353,793,963	22,999,057,972	23,625,486,281	24,200,519,714	24,200,519,000
自己資本金		5,380,588,064	22,353,793,963	22,999,057,972	23,625,486,281	24,200,519,714	24,200,519,000
借入資本金		—	—	—	—	—	—
企業債		—	—	—	—	—	—
剰余金		21,031,902,480	4,884,345,645	4,865,509,945	4,814,115,069	4,777,045,037	4,815,429,000
資本剰余金		3,790,039,774	2,765,963,446	2,765,963,446	2,765,963,446	2,765,963,446	2,765,964,000
国庫補助金		954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,833,000
国庫負担金		0	0	0	0	0	0
県費補助金		0	0	0	0	0	0
他会計補助金		92,948,163	0	0	0	0	0
工事負担金		319,655,716	0	0	0	0	0
分担金		0	0	0	0	0	0
補償金		0	0	0	0	0	0
受贈財産評価額		2,344,919,008	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,131,000
受益者負担金		77,684,498	0	0	0	0	0
その他資本剰余金		0	0	0	0	0	0
利益剰余金		17,241,862,706	2,118,382,199	2,099,546,499	2,048,151,623	2,011,081,591	2,049,465,000
建設改良積立金		1,283,775,081	1,292,733,135	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,000
当年度未処分利益剰余金		15,958,087,625	825,649,064	626,428,309	575,033,433	537,963,401	576,347,000
負債・資本合計		91,827,950,292	90,416,625,947	89,202,174,557	88,957,194,971	89,057,739,535	88,626,487,000

注1 令和元年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
30.7	30.3	30.2	29.8	29.5	29.9	3,462.9	97.1	98.4	98.5	99.0	100.9
29.8	29.2	28.8	28.3	28.0	28.2	皆増	96.5	97.3	98.1	99.0	100.2
29.8	29.2	28.8	28.3	28.0	28.2	皆増	96.5	97.3	98.1	99.0	100.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	69.2	55.6	20.0	皆減	—
0.9	1.1	1.4	1.5	1.5	1.7	100.9	118.5	128.1	106.5	99.7	113.2
0.3	0.5	0.8	0.9	1.1	1.4	102.6	152.1	161.6	111.3	121.0	131.5
0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0	67.6	63.5
3.6	3.0	2.4	2.8	3.1	2.9	272.1	81.8	79.5	114.1	111.5	92.2
2.6	2.1	1.6	1.6	1.8	2.0	皆増	81.1	73.9	99.1	116.9	106.2
2.6	2.1	1.6	1.6	1.8	2.0	皆増	81.1	73.9	99.1	116.9	106.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	100.0	100.0	100.0	25.0	皆減
1.0	0.8	0.7	1.1	1.1	0.8	72.4	81.7	91.0	148.2	104.9	69.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.1	77.4	111.6	113.0	125.2	79.9
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	皆増	100.9	102.8	101.3	99.1	99.7
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	皆増	100.9	102.8	101.3	99.1	99.7
36.9	36.6	36.2	35.4	34.9	34.5	皆増	97.6	97.5	97.7	98.5	98.4
75.8	77.5	79.2	79.9	80.6	82.5	皆増	100.6	100.8	100.6	100.9	101.9
39.6	40.5	41.5	42.0	42.2	43.8	皆増	100.9	101.1	100.7	100.6	103.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	皆増	97.3	99.9	99.0	99.2	100.8
2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4	皆増	101.0	102.0	100.7	99.3	101.5
15.0	15.3	15.5	15.7	15.9	16.3	皆増	100.3	100.1	100.6	101.6	101.9
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	114.6	120.2	114.7	107.7	110.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.1	15.3	15.7	15.8	16.0	15.8	皆増	100.4	100.7	100.5	101.3	98.5
3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.7	皆増	100.7	100.5	100.4	100.6	100.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	94.3	100.0	78.5	88.1	113.5
▲ 38.9	▲ 40.9	▲ 43.1	▲ 44.5	▲ 45.7	▲ 48.0	皆増	103.5	103.8	103.0	102.8	104.6
▲ 21.5	▲ 22.6	▲ 23.7	▲ 24.4	▲ 25.0	▲ 26.4	皆増	103.3	103.8	102.6	102.3	105.3
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	104.8	104.6	104.4	104.2	104.0
▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	皆増	99.7	103.0	101.4	102.2	104.7
▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.5	皆増	101.3	103.4	102.1	101.6	106.0
▲ 6.7	▲ 7.0	▲ 7.4	▲ 7.7	▲ 8.0	▲ 8.3	皆増	103.9	103.8	103.7	103.6	103.8
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	145.5	135.8	131.7	127.6	121.9
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	102.7	102.6	102.5	102.5	102.4
▲ 7.6	▲ 8.1	▲ 8.5	▲ 8.8	▲ 9.1	▲ 9.5	皆増	103.9	103.8	103.7	103.6	103.5
▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 1.9	皆増	104.0	103.9	103.8	103.6	103.8
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	皆増	94.5	100.0	78.5	88.1	117.0
5.9	24.7	25.8	26.6	27.2	27.3	14.7	415.5	102.9	102.7	102.4	100.0
5.9	24.7	25.8	26.6	27.2	27.3	100.0	415.5	102.9	102.7	102.4	100.0
—	—	—	—	—	—	皆増	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	皆増	—	—	—	—	—
22.9	5.4	5.5	5.4	5.4	5.4	28.4	23.2	99.6	98.9	99.2	100.8
4.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	5.2	73.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	2.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6	皆減	—	—	—	—
0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	皆減	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
2.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	14.6	77.2	100.0	100.0	100.0	100.0
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	皆減	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
18.8	2.3	2.4	2.3	2.3	2.3	1,343.1	12.3	99.1	97.6	98.2	101.9
1.4	1.4	1.7	1.7	1.7	1.7	121.4	100.7	114.0	100.0	100.0	100.0
17.4	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	7054.2	5.2	75.9	91.8	93.6	107.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.5	98.5	98.7	99.7	100.1	99.5

4. 費用構成比較

項目	年度					
	金 額 (円)					
	26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
職員給与費	1,117,773,821 (1,118,671,319)	1,091,896,232 (1,092,776,441)	1,240,332,605 (1,241,258,327)	1,255,327,529 (1,256,249,652)	1,074,582,458 (1,075,464,780)	1,216,285,000 (1,217,351,000)
給 料	498,437,719 (498,437,719)	472,951,550 (472,951,550)	476,052,818 (476,052,818)	485,963,038 (485,963,038)	446,251,317 (446,251,317)	454,959,000 (454,959,000)
手 当	208,681,152 (209,578,650)	197,318,607 (198,198,816)	207,987,647 (208,913,369)	214,299,088 (215,221,211)	182,908,258 (183,790,580)	202,191,000 (203,257,000)
賞与引当金 繰入額	70,766,000 (70,766,000)	70,500,000 (70,500,000)	72,938,000 (72,938,000)	75,842,000 (75,842,000)	72,883,000 (72,883,000)	72,339,000 (72,339,000)
報 酬	0 (0)	1,635,600 (1,635,600)	1,635,600 (1,635,600)	1,635,600 (1,635,600)	1,635,600 (1,635,600)	0 (0)
退職給付費	175,751,298 (175,751,298)	203,196,654 (203,196,654)	341,193,327 (341,193,327)	324,829,553 (324,829,553)	235,319,632 (235,319,632)	346,737,000 (346,737,000)
法定福利費	164,137,652 (164,137,652)	146,293,821 (146,293,821)	140,525,213 (140,525,213)	152,758,250 (152,758,250)	135,584,651 (135,584,651)	140,059,000 (140,059,000)
委 託 料	987,696,843 (1,066,712,589)	984,446,455 (1,063,202,168)	950,397,987 (1,026,429,823)	962,603,997 (1,039,612,313)	1,102,710,755 (1,190,927,612)	1,284,335,000 (1,401,078,000)
修 繕 費	547,247,287 (591,027,068)	449,382,398 (485,332,987)	490,704,062 (529,960,385)	496,853,336 (536,601,600)	348,255,852 (389,815,689)	369,491,000 (419,652,000)
動 力 費	469,903,796 (506,306,584)	438,069,063 (473,114,588)	390,860,954 (422,129,830)	417,271,861 (450,653,609)	446,232,638 (481,931,249)	514,429,000 (559,830,000)
薬 品 費	246,090,533 (265,777,775)	229,684,670 (248,059,443)	226,225,211 (244,323,227)	234,416,031 (253,169,313)	247,375,044 (267,165,047)	247,540,000 (269,747,000)
資 本 費	4,209,548,635 (4,209,548,635)	4,109,703,874 (4,109,703,874)	4,041,181,715 (4,041,181,715)	3,904,535,535 (3,904,535,535)	3,831,381,476 (3,831,381,476)	3,831,648,000 (3,831,648,000)
減価償却費	3,503,403,854 (3,503,403,854)	3,459,345,608 (3,459,345,608)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	3,360,753,758 (3,360,753,758)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	3,356,315,000 (3,356,315,000)
企業債利息	706,144,781 (706,144,781)	650,358,266 (650,358,266)	593,649,622 (593,649,622)	543,781,777 (543,781,777)	504,633,374 (504,633,374)	475,333,000 (475,333,000)
その他経費	406,171,377 (609,717,217)	500,502,408 (739,444,806)	397,856,383 (638,368,189)	287,004,750 (499,675,754)	393,390,844 (509,196,504)	393,224,000 (503,794,000)
合 計	7,984,432,292 (8,367,761,187)	7,803,685,100 (8,211,634,307)	7,737,558,917 (8,143,651,496)	7,558,013,039 (7,940,497,776)	7,443,929,067 (7,745,882,357)	7,856,952,000 (8,203,100,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当子)	26	27	28	29	30	令和元(当子)
14.0	14.0	16.0	16.6	14.4	15.5	108.1	97.7	113.6	101.2	85.6	113.2
(13.4)	(13.3)	(15.2)	(15.8)	(13.9)	(14.8)	(108.1)	(97.7)	(113.6)	(101.2)	(85.6)	(113.2)
6.2	6.1	6.2	6.4	6.0	5.8	102.8	94.9	100.7	102.1	91.8	102.0
(6.0)	(5.8)	(5.8)	(6.1)	(5.8)	(5.5)	(102.8)	(94.9)	(100.7)	(102.1)	(91.8)	(102.0)
2.6	2.5	2.7	2.8	2.5	2.6	76.4	94.6	105.4	103.0	85.4	110.5
(2.5)	(2.4)	(2.6)	(2.7)	(2.4)	(2.5)	(76.6)	(94.6)	(105.4)	(103.0)	(85.4)	(110.6)
0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	皆増	99.6	103.5	104.0	96.1	99.3
(0.9)	(0.9)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(0.9)	(皆増)	(99.6)	(103.5)	(104.0)	(96.1)	(99.3)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	皆増	100.0	100.0	100.0	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(皆増)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(皆減)
2.2	2.6	4.4	4.3	3.2	4.4	163.0	115.6	167.9	95.2	72.4	147.3
(2.1)	(2.5)	(4.2)	(4.1)	(3.0)	(4.2)	(163.0)	(115.6)	(167.9)	(95.2)	(72.4)	(147.3)
2.1	1.9	1.8	2.0	1.8	1.8	97.5	89.1	96.1	108.7	88.8	103.3
(2.0)	(1.8)	(1.7)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(97.5)	(89.1)	(96.1)	(108.7)	(88.8)	(103.3)
12.4	12.6	12.3	12.7	14.8	16.3	99.5	99.7	96.5	101.3	114.6	116.5
(12.7)	(12.9)	(12.6)	(13.1)	(15.4)	(17.1)	(102.3)	(99.7)	(96.5)	(101.3)	(114.6)	(117.6)
6.9	5.8	6.3	6.6	4.7	4.7	93.8	82.1	109.2	101.3	70.1	106.1
(7.1)	(5.9)	(6.5)	(6.8)	(5.0)	(5.1)	(96.9)	(82.1)	(109.2)	(101.3)	(72.6)	(107.7)
5.9	5.6	5.1	5.5	6.0	6.5	102.9	93.2	89.2	106.8	106.9	115.3
(6.1)	(5.8)	(5.2)	(5.7)	(6.2)	(6.8)	(105.6)	(93.4)	(89.2)	(106.8)	(106.9)	(116.2)
3.1	2.9	2.9	3.1	3.3	3.2	99.5	93.3	98.5	103.6	105.5	100.1
(3.2)	(3.0)	(3.0)	(3.2)	(3.4)	(3.3)	(102.3)	(93.3)	(98.5)	(103.6)	(105.5)	(101.0)
52.7	52.7	52.2	51.7	51.5	48.8	124.5	97.6	98.3	96.6	98.1	100.0
(50.3)	(50.0)	(49.6)	(49.2)	(49.5)	(46.7)	(124.5)	(97.6)	(98.3)	(96.6)	(98.1)	(100.0)
43.9	44.3	44.6	44.5	44.7	42.7	133.4	98.7	99.7	97.5	99.0	100.9
(41.9)	(42.1)	(42.3)	(42.3)	(42.9)	(40.9)	(133.4)	(98.7)	(99.7)	(97.5)	(99.0)	(100.9)
8.8	8.3	7.7	7.2	6.8	6.0	93.4	92.1	91.3	91.6	92.8	94.2
(8.4)	(7.9)	(7.3)	(6.8)	(6.5)	(5.8)	(93.4)	(92.1)	(91.3)	(91.6)	(92.8)	(94.2)
5.1	6.4	5.1	3.8	5.3	5.0	147.2	123.2	79.5	72.1	137.1	100.0
(7.3)	(9.0)	(7.8)	(6.3)	(6.6)	(6.1)	(147.2)	(121.3)	(86.3)	(78.3)	(101.9)	(98.9)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	114.5	97.7	99.2	97.7	98.5	105.5
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(115.9)	(98.1)	(99.2)	(97.5)	(97.5)	(105.9)

5. 処理原価構成比較

項目	年度		金額																	
			26		27		28		29		30									
	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)								
職員給与費	1,117,773,821	19.99	1,091,896,232	19.53	1,240,332,605	22.21	1,255,327,529	22.57	1,074,582,458	19.53	(1,118,671,319)	(20.01)	(1,092,776,441)	(19.55)	(1,241,258,327)	(22.22)	(1,256,249,652)	(22.59)	(1,075,464,780)	(19.55)
給料	498,437,719	8.91	472,951,550	8.46	476,052,818	8.52	485,963,038	8.74	446,251,317	8.11	(498,437,719)	(8.91)	(472,951,550)	(8.46)	(476,052,818)	(8.52)	(485,963,038)	(8.74)	(446,251,317)	(8.11)
手当	208,681,152	3.73	197,318,607	3.53	207,987,647	3.72	214,299,088	3.85	182,908,258	3.32	(209,578,650)	(3.75)	(198,198,816)	(3.55)	(208,913,369)	(3.74)	(215,221,211)	(3.87)	(183,790,580)	(3.34)
賞与引当金 繰入額	70,766,000	1.27	70,500,000	1.26	72,938,000	1.31	75,842,000	1.36	72,883,000	1.32	(70,766,000)	(1.27)	(70,500,000)	(1.26)	(72,938,000)	(1.31)	(75,842,000)	(1.36)	(72,883,000)	(1.32)
報酬	0	0.00	1,635,600	0.03	1,635,600	0.03	1,635,600	0.03	1,635,600	0.03	(0)	(0.00)	(1,635,600)	(0.03)	(1,635,600)	(0.03)	(1,635,600)	(0.03)	(1,635,600)	(0.03)
退職給付費	175,751,298	3.14	203,196,654	3.63	341,193,327	6.11	324,829,553	5.84	235,319,632	4.28	(175,751,298)	(3.14)	(203,196,654)	(3.63)	(341,193,327)	(6.11)	(324,829,553)	(5.84)	(235,319,632)	(4.28)
法定福利費	164,137,652	2.94	146,293,821	2.62	140,525,213	2.52	152,758,250	2.75	135,584,651	2.46	(164,137,652)	(2.94)	(146,293,821)	(2.62)	(140,525,213)	(2.52)	(152,758,250)	(2.75)	(135,584,651)	(2.46)
委託料	987,696,843	17.67	984,446,455	17.61	950,397,987	17.02	962,603,997	17.31	1,102,710,755	20.04	(1,066,712,589)	(19.08)	(1,063,202,168)	(19.02)	(1,026,429,823)	(18.38)	(1,039,612,313)	(18.69)	(1,190,927,612)	(21.65)
修繕費	547,247,287	9.79	449,382,398	8.04	490,704,062	8.79	496,853,336	8.93	348,255,852	6.33	(591,027,068)	(10.57)	(485,332,987)	(8.68)	(529,960,385)	(9.49)	(536,601,600)	(9.65)	(389,815,689)	(7.09)
動力費	469,903,796	8.40	438,069,063	7.84	390,860,954	7.00	417,271,861	7.50	446,232,638	8.11	(506,306,584)	(9.06)	(473,114,588)	(8.46)	(422,129,830)	(7.56)	(450,653,609)	(8.10)	(481,931,249)	(8.76)
薬品費	246,090,533	4.40	229,684,670	4.11	226,225,211	4.05	234,416,031	4.21	247,375,044	4.50	(265,777,775)	(4.75)	(248,059,443)	(4.44)	(244,323,227)	(4.37)	(253,169,313)	(4.55)	(267,165,047)	(4.86)
減価償却費	3,503,403,854	62.66	3,459,345,608	61.88	3,447,532,093	61.72	3,360,753,758	60.43	3,326,748,102	60.47	(3,503,403,854)	(62.66)	(3,459,345,608)	(61.88)	(3,447,532,093)	(61.72)	(3,360,753,758)	(60.43)	(3,326,748,102)	(60.47)
長期前受金 戻入	▲ 864,688,648	▲ 15.47	▲ 845,188,783	▲ 15.12	▲ 845,792,043	▲ 15.14	▲ 806,438,479	▲ 14.50	▲ 787,996,213	▲ 14.32	(▲ 864,688,648)	(▲ 15.47)	(▲ 845,188,783)	(▲ 15.12)	(▲ 845,792,043)	(▲ 15.14)	(▲ 806,438,479)	(▲ 14.50)	(▲ 787,996,213)	(▲ 14.32)
企業債利息	706,144,781	12.63	650,358,266	11.63	593,649,622	10.63	543,781,777	9.78	504,633,374	9.17	(706,144,781)	(12.63)	(650,358,266)	(11.63)	(593,649,622)	(10.63)	(543,781,777)	(9.78)	(504,633,374)	(9.17)
小計	3,344,859,987	59.82	3,264,515,091	58.39	3,195,389,672	57.21	3,098,097,056	55.70	3,043,385,263	55.32	(3,344,859,987)	(59.82)	(3,264,515,091)	(58.39)	(3,195,389,672)	(57.21)	(3,098,097,056)	(55.70)	(3,043,385,263)	(55.32)
一般会計 補助金	▲ 1,022,224,103	▲ 18.28	▲ 892,964,586	▲ 15.97	▲ 743,413,393	▲ 13.31	▲ 631,823,947	▲ 11.36	▲ 518,026,000	▲ 9.42	(▲ 1,022,224,103)	(▲ 18.28)	(▲ 892,964,586)	(▲ 15.97)	(▲ 743,413,393)	(▲ 13.31)	(▲ 631,823,947)	(▲ 11.36)	(▲ 518,026,000)	(▲ 9.42)
計	2,322,635,884	41.54	2,371,550,505	42.42	2,451,976,279	43.90	2,466,273,109	44.34	2,525,359,263	45.90	(2,322,635,884)	(41.54)	(2,371,550,505)	(42.42)	(2,451,976,279)	(43.90)	(2,466,273,109)	(44.34)	(2,525,359,263)	(45.90)
その他経費	284,920,794	5.10	458,413,451	8.20	386,802,700	6.93	262,864,023	4.73	332,933,840	6.05	(488,297,792)	(8.73)	(697,310,948)	(12.47)	(626,821,711)	(11.22)	(475,217,646)	(8.54)	(448,686,769)	(8.16)
その他経費	299,363,561	5.35	497,639,326	8.90	390,736,076	7.00	281,688,511	5.06	392,683,100	7.14	(502,740,559)	(8.99)	(736,536,823)	(13.17)	(630,755,087)	(11.29)	(494,042,134)	(8.88)	(508,436,029)	(9.24)
長期前受金 戻入	▲ 14,442,767	▲ 0.26	▲ 39,225,875	▲ 0.70	▲ 3,933,376	▲ 0.07	▲ 18,824,488	▲ 0.34	▲ 59,749,260	▲ 1.09	(▲ 14,442,767)	(▲ 0.26)	(▲ 39,225,875)	(▲ 0.70)	(▲ 3,933,376)	(▲ 0.07)	(▲ 18,824,488)	(▲ 0.34)	(▲ 59,749,260)	(▲ 1.09)
合計 (処理原価)	6,998,493,061	125.17	6,916,407,360	123.71	6,880,713,191	123.19	6,727,433,833	120.96	6,595,475,850	119.88	(7,381,653,114)	(132.02)	(7,324,311,666)	(131.01)	(7,286,312,975)	(130.45)	(7,109,601,189)	(127.83)	(6,897,376,409)	(125.36)
補助金控除後合計 (処理原価)	5,976,268,958	106.89	6,023,442,774	107.74	6,137,299,798	109.88	6,095,609,886	109.60	6,077,449,850	110.46	(6,359,429,011)	(113.74)	(6,431,347,080)	(115.04)	(6,542,899,582)	(117.14)	(6,477,777,242)	(116.47)	(6,379,350,409)	(115.95)
1㎡あたりの 使用料単価	—	107.39	—	107.62	—	107.33	—	107.33	—	107.06	(—)	(115.46)	(—)	(116.23)	(—)	(115.92)	(—)	(115.91)	(—)	(115.63)
差益(▲差損)	—	▲17.78 * 0.50 (▲16.56) (* 1.72)	—	▲16.09 * ▲0.12 (▲14.78) (* 1.19)	—	▲15.86 * ▲2.55 (▲14.53) (* ▲1.22)	—	▲13.63 * ▲2.27 (▲11.92) (* ▲0.56)	—	▲12.82 * ▲3.40 (▲9.73) (* ▲0.32)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
年間有収水量	55,911,302 m ³		55,907,563 m ³		55,855,189 m ³		55,616,359 m ³		55,018,761 m ³											

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価)－長期前受金戻入(うち公費負担分)

注2 1㎡あたりの処理原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1㎡あたりの使用料単価＝下水道収益÷年間有収水量

注4 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注5 1㎡あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注6 差益(▲差損)の欄中*は、補助金控除後合計との差益(▲差損)を示す。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
16.0	15.8	18.0	18.7	16.3	110.2	97.7	113.7	101.6	86.5
(15.2)	(14.9)	(17.0)	(17.7)	(15.6)	(110.2)	(97.7)	(113.7)	(101.7)	(86.5)
7.1	6.8	6.9	7.2	6.8	104.8	94.9	100.7	102.6	92.8
(6.7)	(6.5)	(6.5)	(6.8)	(6.5)	(104.8)	(94.9)	(100.7)	(102.6)	(92.8)
3.0	2.9	3.0	3.2	2.8	77.9	94.6	105.4	103.5	86.2
(2.8)	(2.7)	(2.9)	(3.0)	(2.7)	(78.1)	(94.7)	(105.4)	(103.5)	(86.3)
1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	皆増	99.2	104.0	103.8	97.1
(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(皆増)	(99.2)	(104.0)	(103.8)	(97.1)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	皆増	100.0	100.0	100.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(皆増)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
2.5	2.9	5.0	4.8	3.6	166.1	115.6	168.3	95.6	73.3
(2.4)	(2.8)	(4.7)	(4.6)	(3.4)	(166.1)	(115.6)	(168.3)	(95.6)	(73.3)
2.3	2.1	2.0	2.3	2.1	99.7	89.1	96.2	109.1	89.5
(2.2)	(2.0)	(1.9)	(2.2)	(2.0)	(99.7)	(89.1)	(96.2)	(109.1)	(89.5)
14.1	14.2	13.8	14.3	16.7	101.4	99.7	96.6	101.7	115.8
(14.5)	(14.5)	(14.1)	(14.6)	(17.3)	(104.3)	(99.7)	(96.6)	(101.7)	(115.8)
7.8	6.5	7.1	7.4	5.3	95.6	82.1	109.3	101.6	70.9
(8.0)	(6.6)	(7.3)	(7.5)	(5.7)	(98.8)	(82.1)	(109.3)	(101.7)	(73.5)
6.7	6.3	5.7	6.2	6.8	104.9	93.3	89.3	107.1	108.1
(6.9)	(6.5)	(5.8)	(6.3)	(7.0)	(107.7)	(93.4)	(89.4)	(107.1)	(108.1)
3.5	3.3	3.3	3.5	3.8	101.4	93.4	98.5	104.0	106.9
(3.6)	(3.4)	(3.3)	(3.6)	(3.9)	(104.2)	(93.5)	(98.4)	(104.1)	(106.8)
50.1	50.0	50.1	50.0	50.4	136.0	98.8	99.7	97.9	100.1
(47.5)	(47.2)	(47.3)	(47.3)	(48.2)	(136.0)	(98.8)	(99.7)	(97.9)	(100.1)
▲ 12.4	▲ 12.2	▲ 12.3	▲ 12.0	▲ 11.9	皆増	97.7	100.1	95.8	98.8
(▲ 11.7)	(▲ 11.5)	(▲ 11.6)	(▲ 11.3)	(▲ 11.4)	(皆増)	(97.7)	(100.1)	(95.8)	(98.8)
10.1	9.4	8.6	8.1	7.6	95.2	92.1	91.4	92.0	93.8
(9.6)	(8.9)	(8.1)	(7.7)	(7.3)	(95.2)	(92.1)	(91.4)	(92.0)	(93.8)
47.8	47.2	46.4	46.0	46.1	100.8	97.6	98.0	97.4	99.3
(45.3)	(44.6)	(43.9)	(43.6)	(44.1)	(100.8)	(97.6)	(98.0)	(97.4)	(99.3)
▲ 14.6	▲ 12.9	▲ 10.8	▲ 9.4	▲ 7.9	105.2	87.4	83.3	85.3	82.9
(▲ 13.8)	(▲ 12.2)	(▲ 10.2)	(▲ 8.9)	(▲ 7.5)	(105.2)	(87.4)	(83.3)	(85.3)	(82.9)
33.2	34.3	35.6	36.7	38.3	99.0	102.1	103.5	101.0	103.5
(31.5)	(32.4)	(33.7)	(34.7)	(36.6)	(99.0)	(102.1)	(103.5)	(101.0)	(103.5)
4.1	6.6	5.6	3.9	5.0	119.2	160.8	84.5	68.3	127.9
(6.6)	(9.5)	(8.6)	(6.7)	(6.5)	(130.3)	(142.8)	(90.0)	(76.1)	(95.6)
4.3	7.2	5.7	4.2	6.0	125.0	166.4	78.7	72.3	141.1
(6.8)	(10.1)	(8.7)	(6.9)	(7.4)	(134.2)	(146.5)	(85.7)	(78.7)	(104.1)
▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.9	皆増	269.2	10.0	485.7	320.6
(▲ 0.2)	(▲ 0.5)	(▲ 0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.9)	(皆増)	(269.2)	(10.0)	(485.7)	(320.6)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	102.8	98.8	99.6	98.2	99.1
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(104.7)	(99.2)	(99.6)	(98.0)	(98.1)
85.4	87.1	89.2	90.6	92.1	102.4	100.8	102.0	99.7	100.8
(86.2)	(87.8)	(89.8)	(91.1)	(92.5)	(104.6)	(101.1)	(101.8)	(99.4)	(99.6)
—	—	—	—	—	100.1	100.2	99.7	100.0	99.7
					(102.5)	(100.7)	(99.7)	(100.0)	(99.8)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	98.1	100.0	99.9	99.6	98.9

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
負荷率	%	77.54	67.87	75.23	80.47	$\frac{165,140}{215,255} \times 100 =$	76.72	$\frac{1日平均処理水量}{1日最大処理水量} \times 100$
施設利用率	%	74.92	78.92	78.31	75.54	$\frac{165,140}{221,800} \times 100 =$	74.45	$\frac{1日平均処理水量}{1日処理能力} \times 100$
最大稼働率	%	96.62	116.27	104.09	93.87	$\frac{215,255}{221,800} \times 100 =$	97.05	$\frac{1日最大処理水量}{1日処理能力} \times 100$
污水管使用効率	m ³ /m	29.34	29.98	29.51	28.31	$\frac{60,276,180}{2,172,529} =$	27.74	$\frac{年間総処理水量}{污水管延長}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	7.14	7.49	7.56	7.42	$\frac{60,276,180}{8,229,840} =$	7.32	$\frac{年間総処理水量}{有形固定資産}$
職員1人当たり処理人口	人	3,777	3,720	3,674	3,832	$\frac{463,600}{117} =$	3,962	$\frac{処理人口}{損益勘定所属職員数}$
職員1人当たり有収水量	m ³	450,898	443,711	443,295	459,639	$\frac{55,018,761}{117} =$	470,246	$\frac{年間総有収水量}{損益勘定所属職員数}$
職員1人当たり営業収益	千円	48,743	48,075	47,866	49,610	$\frac{5,924,982}{117} =$	50,641	$\frac{営業収益}{損益勘定所属職員数}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
固定資産構成比率	%	95.49	94.97	94.28	93.02	$\frac{82,569,809,465}{89,057,739,535} \times 100 =$	92.71	$\frac{固定資産}{固定資産 + 流動資産 + 繰延資産} \times 100$
固定負債構成比率	%	30.68	30.25	30.16	29.80	$\frac{26,248,758,382}{89,057,739,535} \times 100 =$	29.47	$\frac{固定負債}{負債資本合計} \times 100$
自己資本構成比率	%	65.67	66.71	67.40	67.41	$\frac{60,040,430,377}{89,057,739,535} \times 100 =$	67.42	$\frac{資本 + 繰延収益}{負債資本合計} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
固定資産対長期資本比率	%	99.11	97.94	96.64	95.69	$\frac{82,569,809,465}{86,289,188,759} \times 100 =$	95.69	$\frac{固定資産}{資本 + 繰延収益 + 固定負債} \times 100$
固定比率	%	145.41	142.36	139.89	137.99	$\frac{82,569,809,465}{60,040,430,377} \times 100 =$	137.52	$\frac{固定資産}{資本 + 繰延収益} \times 100$
流動比率	%	123.63	165.85	234.17	249.96	$\frac{6,487,930,070}{2,768,550,776} \times 100 =$	234.34	$\frac{流動資産}{流動負債} \times 100$
当座比率	%	120.84	163.34	227.87	242.00	$\frac{6,455,236,212}{2,768,550,776} \times 100 =$	233.16	$\frac{現金・預金 + (未収金 - 貸倒引当金)}{流動負債} \times 100$
現金比率	%	72.63	109.75	191.41	208.86	$\frac{5,584,474,082}{2,768,550,776} \times 100 =$	201.71	$\frac{現金・預金}{流動負債} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法
総資本回転率	回	0.06	0.07	0.07	0.07	$\frac{5,924,982,466}{89,007,467,253}$	= 0.07	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計}+\text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.10	0.10	0.10	0.10	$\frac{5,924,982,466}{60,003,416,960}$	= 0.10	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.06	0.07	0.07	0.07	$\frac{5,924,982,466}{82,659,010,843}$	= 0.07	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	1.43	1.39	1.25	1.06	$\frac{5,924,982,466}{6,348,456,411}$	= 0.93	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	3.51	3.89	5.27	7.31	$\frac{5,924,982,466}{858,740,524}$	= 6.90	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	4.10	4.10	4.14	4.11	$\frac{3,326,748,102}{80,989,812,344} \times 100$	= 4.11	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産}+\text{無形固定資産}-\text{土地}-\text{建設仮勘定}+\text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法
総資本利益率	%	0.63	0.91	0.70	0.65	$\frac{537,963,401}{89,007,467,253} \times 100$	= 0.60	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計}+\text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	108.08	110.58	108.10	107.61	$\frac{7,981,892,468}{7,443,929,067} \times 100$	= 107.23	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	84.36	84.84	84.63	85.71	$\frac{5,924,982,466}{6,930,454,048} \times 100$	= 85.49	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法
利子負担率	%	2.38	2.30	2.19	2.05	$\frac{504,633,374}{26,567,096,268} \times 100$	= 1.90	$\frac{\text{支払利息}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対減価償却費比率	%	120.56	122.60	97.38	83.04	$\frac{1,578,326,371}{1,839,093,613} \times 100$	= 85.82	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費}-\text{長期前受金戻入}} \times 100$
企業債償還元金対料金収入比率	%	39.92	39.32	31.99	26.56	$\frac{1,578,326,371}{5,890,442,681} \times 100$	= 26.79	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{下水道収益}} \times 100$
企業債利息対料金収入比率	%	11.76	10.81	9.90	9.11	$\frac{504,633,374}{5,890,442,681} \times 100$	= 8.57	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{下水道収益}} \times 100$
企業債元利償還金対料金収入比率	%	51.68	50.13	41.89	35.67	$\frac{2,082,959,745}{5,890,442,681} \times 100$	= 35.36	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{下水道収益}} \times 100$
職員給与費対料金収入比率	%	18.62	18.15	20.69	21.03	$\frac{1,074,582,458}{5,890,442,681} \times 100$	= 18.24	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{下水道収益}} \times 100$
累積欠損金比率	%	—	—	—	—	$\frac{0}{5,924,982,466} \times 100$	= —	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	—	—	—	—	$\frac{0}{5,924,982,466} \times 100$	= —	$\frac{(\text{流動負債}-\text{建設改良費等の財源に充てた企業債等})}{(\text{流動資産}-\text{翌年度繰越財源})} \times 100$ $\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}$

8. 企業債に関する調べ

(単位：円)

1. 29年度末残高 (A)		26,583,246,639
2. 30年度借入額 (B)		1,561,600,000
3. 30年度償還額 (C)		1,578,326,371
4. 30年度末残高 (D) = (A) + (B) - (C)		26,566,520,268
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	7,007,993,282
	郵便貯金・簡易生命 保 険 管 理 機 構	3,901,893,329
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	15,656,633,657
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	4,272,828,000
	(2) 1.0%以上2.0%未満	9,813,719,517
	(3) 2.0%以上3.0%未満	10,939,484,341
	(4) 3.0%以上4.0%未満	624,513,474
	(5) 4.0%以上5.0%未満	780,821,755
	(6) 5.0%以上6.0%未満	135,153,181

第7章 料金制度等

1. 下水道使用料の変遷

【昭和30年4月1日制定】

区 分	内 容	金 額
第 一 種 (多量の汚水を 排出するもの)	(イ) 銀行、会社、工場、事務所その他これに類するもので世帯でないもの 1か月人員1人について	10円
	(ロ) 官公署、学校、幼稚園、劇場、寄席、映画館その他これに類するもの 1か月職員・生徒の数又は定員50人及びその端数ごとに	200円
	(ハ) 公衆浴場業 1か月営業用家屋1㎡につき ただし、営業時間1日12時間を超えるときは5割増とする。	12円
	(ニ) 工場廃液その他特に処理を要するものについては、その性質濃度を参酌して、汚水量10㎡又はその端数ごとに50円の範囲内で使用料を増徴する。	
第 二 種 (前各種に該当 しないもの)	1か月人員につき ただし、次の職業に従事するときは、その従事人員に対する使用料は各倍額を徴収する。 病院、旅館、飲食店、バー、理美容業、醸造業、百貨店、駅その他必要と認めるもの	30円

【昭和35年4月1日改正】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	100㎡までは 1㎡について	10円
	101㎡以上 500㎡までは //	8円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	6円
	1,001㎡以上は //	4円
公衆浴場汚水	1㎡について	2円
工場廃液その他 特に処理費用 を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和44年6月1日〔改定率:68.8%〕】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	50㎡までは 1㎡について	16円
	51㎡以上 100㎡までは //	17円
	101㎡以上 500㎡までは //	14円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	12円
	1,001㎡以上は //	8円
公衆浴場汚水	1㎡について	4円
工場廃液その他 特に処理費用 を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和47年8月1日】

工場廃液	<p>ア. 排除汚水の濃度200までは排除汚水量 1 m³について24円</p> <p>イ. 排除汚水の濃度200を超えるものについては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について5円を加算する。</p> <p>ウ. 化学的酸素要求量(COD)の数値が生物化学的酸素要求量(BOD)の数値を上回る場合又はその他の物質で特に処理費用を要する場合には、管理者が別に定める算式によるものとする。</p>
------	---

【改定 昭和50年12月1日〔改定率:下水道使用料 166.34%〕】

用 途	排 除 汚 水 量	1 m ³ 当たりの単価
一 般 用	30m ³ まで	28円
	30m ³ を超え 40m ³ まで	30円
	40m ³ を超え 50m ³ まで	32円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	35円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	47円
	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	48円
	1,000m ³ を超えるもの	49円
公衆浴場用	—————	4円

〔水質料金〕

1か月の排除汚水量が500m³を超える特定事業場に係る使用料については、排除汚水の濃度300までのものにあつては、排除汚水量 1 m³について49円とし、排除汚水の濃度300を超えるものにあつては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について10円を加算する。

(備考) 排除汚水の濃度(F)は次の算出した数値とする。

$$F = B + S$$

B : 排除汚水の生物化学的酸素要求量 (単位 : 1ℓにつき5日間mg)

S : 排除汚水の浮遊物質質量 (単位 : 1ℓにつきmg)

【改定 昭和55年10月1日〔改定率:下水道使用料 87.49%〕】

用 途	汚 水 種 別	基 本 料 金		従 量 料 金			
		排除汚水量	金額	排 除 汚 水 量		金 額	
一般用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超え 30m ³ までの分	1 m ³ について	50円	
				30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	65円	
				50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	75円	
	第2種	10m ³ までの分	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	95円	
				200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	105円	
				500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	110円	
				1,000m ³ を超える分	〃	115円	
公衆浴場用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超える分		1 m ³ について	5円
	第2種	10m ³ までの分	490円				

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が200を超え、1か月の排除汚水量が500m³を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額(水質料金)を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
200を超え300まで	15円	700を超え 800まで	90円
300を超え400まで	30円	800を超え 900まで	105円
400を超え500まで	45円	900を超え1,000まで	120円
500を超え600まで	60円	1,000を超え1,100まで	135円
600を超え700まで	75円	1,100を超えるもの	150円

【改定 昭和59年9月1日〔改定率:下水道使用料 42.53%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金	
			排除汚水量	金額
一般用	第1種	330円	10m ³ までの分	1m ³ について 30円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	65円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	100円
	第2種	420円	50m ³ を超え 100m ³ までの分	105円
			100m ³ を超え 200m ³ までの分	135円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	150円
		500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	155円	
		1,000m ³ を超える分	165円	
公衆浴場用	第1種	330円	1m ³ について 6円	
	第2種	420円		

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額(水質料金)を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	15円	800を超え 900まで	90円
400を超え500まで	30円	900を超え1,000まで	105円
500を超え600まで	45円	1,000を超え1,100まで	120円
600を超え700まで	60円	1,100を超えるもの	135円
700を超え800まで	75円		

【改定 平成 7 年 1 月 1 日〔改定率：下水道使用料 12.13% (税込改定率 15.49%)，消費税 3%を転嫁】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金			
			排除汚水量		金額	
一般用	第1種	350円	10m ³ までの分		1 m ³ について	35円
			10m ³ を超え	30m ³ までの分	〃	75円
			30m ³ を超え	50m ³ までの分	〃	110円
			50m ³ を超え	100m ³ までの分	〃	115円
	第2種	440円	100m ³ を超え	200m ³ までの分	〃	150円
			200m ³ を超え	500m ³ までの分	〃	165円
			500m ³ を超え	1,000m ³ までの分	〃	175円
			1,000m ³ を超える分	〃	185円	
公衆浴場用	第1種	350円	1 m ³ について		7円	
	第2種	440円				

(備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。

2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。

3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成 9 年 4 月 1 日 消費税 5%を転嫁】

【改定 平成 12 年 4 月 1 日〔改定率：下水道使用料 15.59%】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金			
			排除汚水量		金額	
一般用	第1種	390円	10m ³ までの分		1 m ³ について	41円
			10m ³ を超え	30m ³ までの分	〃	87円
			30m ³ を超え	50m ³ までの分	〃	128円
			50m ³ を超え	100m ³ までの分	〃	134円
	第2種	490円	100m ³ を超え	200m ³ までの分	〃	175円
			200m ³ を超え	500m ³ までの分	〃	192円
			500m ³ を超え	1,000m ³ までの分	〃	204円
			1,000m ³ を超える分	〃	215円	
公衆浴場用	第1種	390円	1 m ³ について		8円	
	第2種	490円				

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成26年4月1日 消費税8%を転嫁】

現行料金に係る注記

注1 使用料は、1か月について上表に定める用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

注2 水質料金については、備考3の表で定める汚水の濃度の区分に従い排除汚水量に応じて算出した金額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を注1の使用量に加算する。

注3 月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

2. 受益者負担金

- (1) 条例制度 鹿児島市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和47年7月1日施行）
- (2) 負担金額 土地面積1m²当たり131円（坪当たり約433円）
- (3) 納付方法 5年（年4回）の分割払い又は一括納付

3. 区域外流入分担金

- (1) 条例制度 鹿児島市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年4月1日施行）
- (2) 分担金額 土地面積1m²当たり131円（坪当たり約433円）
- (3) 納付方法 一括納付

第4編 工業用水道事業

第1章 総説

1. 沿革

喜入町では、若者が定着し、活力ある町づくりの一策として、町有林の一部に一倉工業団地の造成を行い、企業誘致の施策として、低廉豊富な工業用水を提供する目的で、昭和60年度にボーリング調査を行い、水源を確保した。昭和61年度には、工業用水道事業の届出書を通商産業大臣（現：経済産業大臣）に提出した。その届出書に基づいて、一般会計（町）の予算と鹿児島県からの補助金（工業団地基盤整備事業費補助金）で工業用水道施設の建設を開始し、昭和63年12月に工事が完了し、平成元年4月1日給水を開始した。給水開始当初の施設能力は、1,680m³/日であり、契約水量は、給水開始当初は、330m³/日であった。

平成16年11月1日の本市と喜入町との合併に伴い、本市水道局の工業用水道事業となった。

2. 平成30年度事業概要

（総括）

工業用水道事業においては、一倉工業団地などの給水事業所への安定的な給水に努めた。

（業務量）

本年度末の給水事業所数は4箇所、前年度と同数、年間契約水量は17万5,200m³で、前年度と同数、年間総給水量及び年間総有収水量は13万8,946m³で、前年度に比べて1,828m³（1.30%）の減となった。

なお、有収率は100%となった。

（経営状況）

決算の結果、総収益は690万3,591円、総費用は639万9,017円となり、50万4,574円の純利益が生じた。この純利益が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、営業外収益の長期前受金戻入が増加したことなどから、前年度に比べて4,808円（0.07%）の増となった。

総費用は、減価償却費は減少したものの、原水及び浄水費が増加したことなどから、前年度に比べて32万5,342円（5.36%）の増となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目 \ 年度		26	27	28	29	30
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
年間契約水量	m ³	248,200	193,980	175,200	175,200	175,200
年間総給水量	m ³	186,695	133,876	137,315	140,774	138,946
1日平均給水量	m ³	511	366	376	386	381
年間総有収水量	m ³	186,695	133,876	137,315	140,774	138,946
施設能力	m ³ /日	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
配水池容量	m ³	300	300	300	300	300
配水管延長	m	1,413	1,413	1,413	1,413	1,413

2. 給水件数・給水量

項目 \ 月		4	5	6	7	8
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
契約水量	m ³	14,400	14,880	14,400	14,880	14,880
給水量	m ³	12,276	11,422	12,325	12,564	11,646
1日平均給水量	m ³	409	368	411	405	376
有収水量	m ³	12,276	11,422	12,325	12,564	11,646

令和元 (当初予算)
4
—
175,680
137,600
380
137,600
1,680
—
—

9	10	11	12	1	2	3	計
4	4	4	4	4	4	4	—
4	4	4	4	4	4	4	—
14,400	14,880	14,400	14,880	14,880	13,440	14,880	175,200
12,440	12,211	11,125	10,682	10,464	10,357	11,434	138,946
415	394	371	345	338	370	369	381
12,440	12,211	11,125	10,682	10,464	10,357	11,434	138,946

第3章 業 務

1. 工業用水道料金調定状況

(単位：件, 円)

年度	項目	納 付 制	
		件 数	金 額
26		48	9,491,148 (8,809,140)
27		48	7,393,442
28		48	6,723,935
29		48	6,693,543
30		48	6,684,643

注 ()内は、消費税抜額である。

なお、平成27年度より消費税の免税事業者となっている。

2. 電力使用状況

年度	施設名 項目	一倉工水水源地	
		電力使用量 (kWh)	電力料 (円)
26		132,738	2,732,090
27		87,281	2,010,255
28		88,505	1,932,007
29		99,659	2,232,952
30		101,720	2,380,906

3. 水質検査結果表

項目	単位	系 統	一倉工業用水 (地下水)
水 温	℃		18.1
濁 度	度		0.1 未満
pH 値			7.0

第4章 施設の概要

1. 施設概要

所在地	鹿児島市喜入一倉町
主要施設	一倉工水水源地
施設能力	1,680 m ³ /日
配水池	300 m ³ (RC造)
送水管	1,685 m
配水管	1,413 m

2. 送・配水管布設状況

(1) 送水管

管種 口径	ダクタイル 鑄鉄管				硬質塩		
	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 布設
		布設	受贈	撤去			
30mm							
40mm							
50mm							
75mm							
100mm							
125mm							
150mm	170.0				170.0	1,515.0	
200mm							
250mm							
300mm							
400mm							
500mm							
600mm							
700mm							
1000mm							
計	170.0				170.0	1,515.0	

(2) 配水管

管種 口径	ダクタイル 鑄鉄管				硬質塩		
	29年度末 総延長	30年度			30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 布設
		布設	受贈	撤去			
13mm							
16mm							
20mm							
25mm							
30mm							
40mm							
50mm							
75mm						1,343.0	
100mm							
150mm							
200mm	70.0				70.0		
250mm							
300mm							
400mm							
450mm							
500mm							
600mm							
700mm							
800mm							
900mm							
1000mm							
計	70.0				70.0	1,343.0	

(単位：m)

化 ビ ニ ル 管			合 計				
年 度		30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
		1,515.0	1,685.0				1,685.0
		1,515.0	1,685.0				1,685.0

(単位：m)

化 ビ ニ ル 管			合 計				
年 度		30年度末 総延長	29年度末 総延長	30 年 度			30年度末 総延長
受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
		1,343.0	1,343.0				1,343.0
			70.0				70.0
		1,343.0	1,413.0				1,413.0

第5章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度						令和元(当初予算)
	26	27	28	29	30	(円)	
収入	9,220,533 (9,759,925)	7,662,009	6,969,224	6,898,783	6,903,591	6,884,000	
営業収益	8,809,140 (9,491,148)	7,393,442	6,723,935	6,693,543	6,684,643	6,702,000	
給水収益	8,809,140 (9,491,148)	7,393,442	6,723,935	6,693,543	6,684,643	6,702,000	
営業外収益	411,393 (268,777)	268,567	245,289	205,240	218,948	182,000	
受取利息	145,916 (145,916)	145,406	122,427	82,378	57,351	60,000	
長期前受金戻入	122,861 (122,861)	122,861	122,862	122,862	161,557	122,000	
雑収益	142,616 (0)	300	0	0	40	0	
支出	8,881,213 (9,420,605)	7,172,088	6,374,498	6,073,675	6,399,017	6,800,000	
営業費用	8,881,213 (9,216,305)	7,171,888	6,374,498	6,073,675	6,399,017	6,700,000	
原水及び浄水費	4,215,753 (4,546,463)	3,470,751	2,902,410	3,940,655	4,458,848	4,861,000	
業務費	9,792 (10,574)	10,548	10,548	10,548	10,608	13,000	
総係費	83,977 (87,577)	101,626	94,335	93,852	99,177	152,000	
減価償却費	4,571,691 (4,571,691)	3,588,963	3,367,205	2,028,620	1,671,771	1,674,000	
資産減耗費	0 (0)	0	0	0	158,613	0	
営業外費用	0 (204,300)	0	0	0	0	0	
消費税及び地方消費税	0 (204,300)	0	0	0	0	0	
特別損失	0 (0)	200	0	0	0	0	
予備費	0 (0)	0	0	0	0	100,000	
当年度純利益	339,320	489,921	594,726	825,108	504,574	84,000	
▲ 当年度純損失							
当年度経常利益	339,320	490,121	594,726	825,108	504,574	184,000	
▲ 当年度経常損失							

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。なお、平成27年度より消費税の免税事業者となったこと

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

2. 資本的収支比較

科目	年度						令和元(当初予算)
	26	27	28	29	30	(円)	
収入	0 (0)	0	0	0	0	0	
支出	0 (0)	0	0	0	0	0	
建設改良費	0 (0)	0	0	0	0	0	
営業設備費	0 (0)	0	0	0	0	0	
収支差引	0 (0)	0	0	0	0	0	
補填財源	(0)	(0)	(0)	0	0	0	
損益勘定留保資金	(0)	(0)	(0)	0	0	0	
建設改良積立金	(0)	(0)	(0)	0	0	0	
資本的収支調整額	(0)	(0)	(0)	0	0	0	
繰越工事資金	(0)	(0)	(0)	0	0	0	

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.5 (101.9)	83.1 (78.5)	91.0	99.0	100.1	99.7
95.5 (97.2)	96.5	96.5	97.0	96.8	97.4	97.9 (100.4)	83.9 (77.9)	90.9	99.5	99.9	100.3
95.5 (97.2)	96.5	96.5	97.0	96.8	97.4	97.9 (100.4)	83.9 (77.9)	90.9	99.5	99.9	100.3
4.5 (2.8)	3.5	3.5	3.0	3.2	2.6	153.4 (212.8)	65.3 (99.9)	91.3	83.7	106.7	83.1
1.6 (1.5)	1.9	1.8	1.2	0.8	0.9	115.6 (115.6)	99.7 (99.7)	84.2	67.3	69.6	104.6
1.3 (1.3)	1.6	1.8	1.8	2.3	1.8	皆増 (皆増)	100.0 (100.0)	100.0	100.0	131.5	75.5
1.5 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.5 (皆減)	0.2 (皆増)	皆減	—	皆増	皆減
100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3 (101.8)	80.8 (76.1)	88.9	95.3	105.4	106.3
100.0 (97.8)	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	99.3 (101.1)	80.8 (77.8)	88.9	95.3	105.4	104.7
47.5 (48.3)	48.4	45.5	64.9	69.7	71.5	112.6 (116.1)	82.3 (76.3)	83.6	135.8	113.1	109.0
0.1 (0.1)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	98.7 (101.5)	107.7 (99.8)	100.0	100.0	100.6	122.5
0.9 (0.9)	1.4	1.5	1.5	1.5	2.2	100.3 (101.8)	121.0 (116.0)	92.8	99.5	105.7	153.3
51.5 (48.5)	50.0	52.8	33.4	26.1	24.6	89.5 (89.5)	78.5 (78.5)	93.8	60.2	82.4	100.1
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	— (—)	— (—)	—	—	皆増	皆減
0.0 (2.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (151.3)	— (皆減)	—	—	—	—
0.0 (2.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (151.3)	— (皆減)	—	—	—	—
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (—)	皆増 (皆増)	皆減	—	—	—
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

から、会計処理を税込方式によっている。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
— (—)	—	—	—	—	—	— (—)	— (—)	—	—	—	—
— (—)	—	—	—	—	—	— (—)	— (—)	—	—	—	—
— (—)	—	—	—	—	—	— (—)	— (—)	—	—	—	—
— (—)	—	—	—	—	—	— (—)	— (—)	—	—	—	—
— (—)	—	—	—	—	—	— (—)	— (—)	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度					
	26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
固定資産	51,213,023	47,624,060	44,256,855	42,228,235	40,397,851	38,880,000
有形固定資産	51,213,023	47,624,060	44,256,855	42,228,235	40,397,851	38,880,000
建物	8,326,262	8,091,041	7,855,820	7,620,599	7,385,378	7,148,000
構築物	33,206,608	32,001,622	30,960,292	29,918,962	28,877,632	27,835,000
機械及び装置	9,680,153	7,531,397	5,440,743	4,688,674	4,134,841	3,897,000
流動資産	109,459,388	112,800,729	116,101,298	118,867,866	120,868,817	121,353,000
現金・預金	108,080,444	111,724,752	115,168,394	117,934,962	119,935,913	120,780,000
未収金	1,378,944	1,075,977	932,904	932,904	932,904	573,000
資産合計	160,672,411	160,424,789	160,358,153	161,096,101	161,266,668	160,233,000

注1 令和元年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(2) 負債・資本の部

科目	年度					
	26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
固定負債	747,900	747,900	747,900	373,900	0	0
引当金	747,900	747,900	747,900	373,900	0	0
修繕引当金	747,900	747,900	747,900	373,900	0	0
流動負債	1,482,073	867,391	328,891	738,593	940,043	281,000
未払金	1,482,073	867,391	328,891	364,593	566,143	281,000
引当金	-	-	-	374,000	373,900	0
修繕引当金	-	-	-	374,000	373,900	0
繰延収益	3,662,481	3,539,620	3,416,758	3,293,896	3,132,339	3,049,000
長期前受金	9,117,208	9,117,208	9,117,208	9,117,208	8,343,316	9,117,000
県費補助金	9,117,208	9,117,208	9,117,208	9,117,208	8,343,316	9,117,000
収益化累計額	▲ 5,454,727	▲ 5,577,588	▲ 5,700,450	▲ 5,823,312	▲ 5,210,977	▲ 6,068,000
県費補助金	▲ 5,454,727	▲ 5,577,588	▲ 5,700,450	▲ 5,823,312	▲ 5,210,977	▲ 6,068,000
資本金	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,951,000
自己資本金	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,951,000
剰余金	49,829,343	50,319,264	50,913,990	51,739,098	52,243,672	51,952,000
資本剰余金	0	0	0	0	0	0
県費補助金	0	0	0	0	0	0
利益剰余金	49,829,343	50,319,264	50,913,990	51,739,098	52,243,672	51,952,000
利益積立金	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000
建設改良積立金	39,900,023	40,239,343	40,729,264	41,323,990	42,149,098	42,149,000
当年度未処分利益剰余金	339,320	489,921	594,726	825,108	504,574	213,000
負債・資本合計	160,672,411	160,424,789	160,358,153	161,096,101	161,266,668	160,233,000

注1 令和元年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
31.9	29.7	27.6	26.2	25.1	24.3	83.8	93.0	92.9	95.4	95.7	96.2
31.9	29.7	27.6	26.2	25.1	24.3	83.8	93.0	92.9	95.4	95.7	96.2
5.2	5.0	4.9	4.7	4.6	4.5	91.7	97.2	97.1	97.0	96.9	96.8
20.7	19.9	19.3	18.6	17.9	17.4	88.7	96.4	96.7	96.6	96.5	96.4
6.0	4.7	3.4	2.9	2.6	2.4	66.3	77.8	72.2	86.2	88.2	94.2
68.1	70.3	72.4	73.8	74.9	75.7	105.6	103.1	102.9	102.4	101.7	100.4
67.3	69.6	71.8	73.2	74.4	75.4	105.6	103.4	103.1	102.4	101.7	100.7
0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	101.1	78.0	86.7	100.0	100.0	61.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.5	99.8	100.0	100.5	100.1	99.4

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
0.5	0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	50.0	皆減	-
0.5	0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	50.0	皆減	-
0.5	0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	50.0	皆減	-
0.9	0.5	0.2	0.5	0.6	0.2	296.1	58.5	37.9	224.6	127.3	29.9
0.9	0.5	0.2	0.2	0.4	0.2	296.1	58.5	37.9	110.9	155.3	49.6
-	-	-	0.2	0.2	0.0	-	-	-	皆増	100.0	皆減
-	-	-	0.2	0.2	0.0	-	-	-	皆増	100.0	皆減
2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	皆増	96.6	96.5	96.4	95.1	97.3
5.7	5.7	5.7	5.7	5.2	5.7	皆増	100.0	100.0	100.0	91.5	109.3
5.7	5.7	5.7	5.7	5.2	5.7	皆増	100.0	100.0	100.0	91.5	109.3
▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 3.8	皆増	102.3	102.2	102.2	89.5	116.4
▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 3.8	皆増	102.3	102.2	102.2	89.5	116.4
65.3	65.4	65.4	65.1	65.1	65.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
65.3	65.4	65.4	65.1	65.1	65.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31.0	31.4	31.8	32.1	32.4	32.4	85.0	101.0	101.2	101.6	101.0	99.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	-	-	-	-	-
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	-	-	-	-	-
31.0	31.4	31.8	32.1	32.4	32.4	100.7	101.0	101.2	101.6	101.0	99.4
6.0	6.0	6.0	6.0	5.9	6.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24.8	25.1	25.4	25.7	26.1	26.3	100.8	100.9	101.2	101.5	102.0	100.0
0.2	0.3	0.4	0.5	0.3	0.1	105.1	144.4	121.4	138.7	61.2	42.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.5	99.8	100.0	100.5	100.1	99.4

4. 費用構成比較

項目	金 額					(円)
	26	27	28	29	30	令和元(当初予算)
職員給与費	0 (0)	0	0	0	0	50,000
手当	0 (0)	0	0	0	0	50,000
委託料	718,133 (775,582)	716,925	724,463	783,961	789,677	871,000
修繕費	460,000 (496,800)	496,800	0	680,400	889,600	1,328,000
動力費	2,535,353 (2,732,090)	2,010,255	1,932,007	2,232,952	2,380,906	2,221,000
資本費	4,571,691 (4,571,691)	3,588,963	3,367,205	2,028,620	1,671,771	1,674,000
減価償却費	4,571,691 (4,571,691)	3,588,963	3,367,205	2,028,620	1,671,771	1,674,000
その他経費	596,036 (844,442)	359,145	350,823	347,742	667,063	656,000
合計	8,881,213 (9,420,605)	7,172,088	6,374,498	6,073,675	6,399,017	6,800,000

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。なお、平成27年度より消費税の免税事業者となった

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
26	27	28	29	30	令和元(当予)	26	27	28	29	30	令和元(当予)
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	— (—)	— (—)	—	—	—	皆増
8.1 (8.2)	10.0	11.4	12.9	12.3	12.8	106.2 (109.2)	99.8 (92.4)	101.1	108.2	100.7	110.3
5.2 (5.3)	6.9	0.0	11.2	13.9	19.5	78.3 (82.8)	108.0 (100.0)	皆減	皆増	130.7	149.3
28.5 (29.0)	28.0	30.3	36.8	37.2	32.7	109.8 (112.7)	79.3 (73.6)	96.1	115.6	106.6	93.3
51.5 (48.5)	50.0	52.8	33.4	26.1	24.6	89.5 (89.5)	78.5 (78.5)	93.8	60.2	82.4	100.1
51.5 (48.5)	50.0	52.8	33.4	26.1	24.6	89.5 (89.5)	78.5 (78.5)	93.8	60.2	82.4	100.1
6.7 (9.0)	5.0	5.5	5.7	10.4	9.6	223.9 (204.7)	60.3 (42.5)	97.7	99.1	191.8	98.3
100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3 (101.8)	80.8 (76.1)	88.9	95.3	105.4	106.3

ことから、会計処理を税込方式によっている。

5. 給水原価構成比較

年度 項目	金額									
	26		27		28		29		30	
	原価費用 (円)	1m ³ あたり の原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたり の原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたり の原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたり の原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたり の原価 (円・銭)
職員給与費	0 (0)	0.00 (0.00)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
手当	0 (0)	0.00 (0.00)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
委託料	718,133 (775,582)	2.87 (3.10)	716,925	3.68	724,463	4.10	783,961	4.45	789,677	4.49
修繕費	460,000 (496,800)	1.84 (1.99)	496,800	2.55	0	0.00	680,400	3.86	889,600	5.05
動力費	2,535,353 (2,732,090)	10.14 (10.93)	2,010,255	10.32	1,932,007	10.94	2,232,952	12.67	2,380,906	13.52
資本費	4,448,830 (4,448,830)	17.79 (17.79)	3,466,102	17.79	3,244,343	18.37	1,905,758	10.82	1,548,909	8.80
減価償却費	4,571,691 (4,571,691)	18.29 (18.29)	3,588,963	18.42	3,367,205	19.07	2,028,620	11.51	1,671,771	9.50
長期前受金 戻入	▲122,861 (▲122,861)	▲0.49 (▲0.49)	▲122,861	▲0.63	▲122,862	▲0.70	▲122,862	▲0.70	▲122,862	▲0.70
その他経費	596,036 (844,442)	2.38 (3.38)	358,945	1.84	350,823	1.99	347,742	1.97	628,368	3.57
その他経費	596,036 (844,442)	2.38 (3.38)	358,945	1.84	350,823	1.99	347,742	1.97	667,063	3.79
長期前受金 戻入	0 (0)	0.00 (0.00)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	▲38,695	▲0.22
合計 (給水原価)	8,758,352 (9,297,744)	35.03 (37.19)	7,049,027	36.18	6,251,636	35.40	5,950,813	33.78	6,237,460	35.43
1m ³ あたりの 供給単価	—	35.23 (37.96)	—	37.95	—	38.07	—	37.99	—	37.97
差益(▲差損)	—	0.20 (0.77)	—	1.77	—	2.67	—	4.21	—	2.54
年間有収水量	250,023 m ³		194,823 m ³		176,601 m ³		176,181 m ³		176,058 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 工業用水道事業は責任使用水量制であるので、給水原価及び供給単価の算定に使用する年間有収水量には、基本

注3 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価＝給水収益÷年間有収水量

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。平成27年度より消費税の免税事業者になったことから、税込方式

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	— (—)	— (—)	—	—	—
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	— (—)	— (—)	—	—	—
8.2 (8.3)	10.2	11.6	13.2	12.7	107.1 (109.9)	128.2 (118.7)	111.4	108.5	100.9
5.3 (5.4)	7.0	0.0	11.4	14.3	79.0 (83.6)	138.6 (128.1)	皆減	皆増	130.8
28.9 (29.4)	28.5	30.9	37.5	38.2	110.7 (113.6)	101.8 (94.4)	106.0	115.8	106.7
50.8 (47.8)	49.2	51.9	32.0	24.8	87.8 (87.8)	100.0 (100.0)	103.3	58.9	81.3
52.2 (49.2)	50.9	53.9	34.1	26.8	90.2 (90.2)	100.7 (100.7)	103.5	60.4	82.5
▲ 1.4 (▲ 1.3)	▲ 1.7	▲ 2.0	▲ 2.1	▲ 2.0	皆増 (皆増)	128.6 (128.6)	111.1	100.0	100.0
6.8 (9.1)	5.1	5.6	5.8	10.1	224.5 (206.1)	77.3 (54.4)	108.2	99.0	181.2
6.8 (9.1)	5.1	5.6	5.8	10.7	224.5 (206.1)	77.3 (54.4)	108.2	99.0	192.4
0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	▲ 0.6	— (—)	— (—)	—	—	皆増
100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7 (101.3)	103.3 (97.3)	97.8	95.4	104.9
—	—	—	—	—	98.6 (101.2)	107.7 (100.0)	100.3	99.8	99.9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	99.2	77.9	90.6	99.8	99.9

使用水量と超過使用水量との合計水量を用いる。

によっている。

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
施設利用率	%	30.42	21.79	22.38	22.98	$\frac{381}{1,680} \times 100 =$	22.68	$\frac{1}{1} \frac{\text{日平均給水量}}{\text{日給水能力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	60.26	43.21	44.32	45.44	$\frac{138,946}{3,098} =$	44.85	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{年導送配水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	36.45	28.11	31.03	33.34	$\frac{138,946}{4,040} =$	34.39	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
固定資産構成比率	%	31.87	29.69	27.60	26.21	$\frac{40,397,851}{161,266,668} \times 100 =$	25.05	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$
固定負債構成比率	%	0.47	0.47	0.47	0.23	$\frac{0}{161,266,668} \times 100 =$	0.00	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	98.61	98.99	99.33	99.31	$\frac{160,326,625}{161,266,668} \times 100 =$	99.42	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	年度				30 算出基礎	30	算出方法
		26	27	28	29			
固定資産対長期資本比率	%	32.17	29.85	27.66	26.33	$\frac{40,397,851}{160,326,625} \times 100 =$	25.20	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債}} \times 100$
固定比率	%	32.32	29.99	27.79	26.40	$\frac{40,397,851}{160,326,625} \times 100 =$	25.20	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$
流動比率	%	7,385.56	13,004.60	35,300.84	16,093.83	$\frac{120,868,817}{940,043} \times 100 =$	12,857.80	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	7,385.56	13,004.60	35,300.84	16,093.83	$\frac{120,868,817}{940,043} \times 100 =$	12,857.80	$\frac{\text{現金} + \text{預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	7,292.52	12,880.55	35,017.19	15,967.52	$\frac{119,935,913}{940,043} \times 100 =$	12,758.56	$\frac{\text{現金} + \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法	
総資本回転率	回	0.05	0.05	0.04	0.04	$\frac{6,684,643}{161,181,385}$	=	0.04	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.06	0.05	0.04	0.04	$\frac{6,684,643}{160,155,117}$	=	0.04	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.16	0.15	0.15	0.15	$\frac{6,684,643}{41,313,043}$	=	0.16	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	0.08	0.07	0.06	0.06	$\frac{6,684,643}{119,868,342}$	=	0.06	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.42	6.02	6.69	7.17	$\frac{6,684,643}{932,904}$	=	7.17	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	8.20	7.01	7.07	4.58	$\frac{1,671,771}{42,069,622}$	$\times 100 =$	3.97	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法	
総資本利益率	%	0.21	0.31	0.37	0.51	$\frac{504,574}{161,181,385}$	$\times 100 =$	0.31	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	103.82	106.83	109.33	113.58	$\frac{6,903,591}{6,399,017}$	$\times 100 =$	107.89	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	99.19	103.09	105.48	110.21	$\frac{6,684,643}{6,399,017}$	$\times 100 =$	104.46	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	26	27	28	29	30 算出基礎	30	算出方法	
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{6,684,643}$	$\times 100 =$	-	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{6,684,643}$	$\times 100 =$	-	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等}) - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金

年月日	種別	金額
平成元年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 37円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 70円

注 平成16年11月1日付の市町村合併に伴い、喜入町工業用水道事業を鹿児島市工業用水道事業として引き継いだ。

【平成26年4月1日改正 内税方式を外税方式に改めるとともに、消費税8%を転嫁】

年月日	種別	金額
平成26年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 35円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 67円

現行料金に係る注記

注 料金は、上表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

第5編 参考資料

1. 年度別降水量(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
26			114.5	225.5	672.0	363.0	445.0
27			199.0	234.5	1,300.5	529.5	385.5
28			302.5	342.5	774.0	493.5	77.5
29 (A)			396.0	158.0	476.5	229.0	139.0
30 (B)			121.5	342.5	339.5	436.5	46.0
平年 (C)			204.6	221.2	452.3	318.9	223.0
比較増減	対前年 (B)-(A)		-274.5	184.5	-137.0	207.5	-93.0
	対平年 (B)-(C)		-83.1	121.3	-112.8	117.6	-177.0

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の降水量とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

2. 年度別降灰量(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
26			47	21	51	3	6
27			107	309	18	6	0
28			5	10	22	74	0
29 (A)			0	11	2	0	0
30 (B)			39	173	803	62	79
比較増減	対前年 (B)-(A)		39	162	801	62	79

注 当月初日の9時から翌月初日の9時までの観測値を当月の降灰量とした。

(単位：mm)

9	10	11	12	1	2	3	計
294.5	81.0	132.5	102.0	156.5	79.0	105.5	2,771.0
227.0	48.5	183.0	215.0	159.0	115.0	222.0	3,818.5
340.5	248.5	124.0	86.5	34.0	83.5	139.5	3,046.5
337.5	141.5	110.5	29.0	96.0	97.5	158.5	2,369.0
368.5	53.5	92.0	245.0	34.5	158.0	169.0	2,406.5
210.8	101.9	92.4	71.3	77.5	112.1	179.7	2,265.7
31.0	-88.0	-18.5	216.0	-61.5	60.5	10.5	37.5
157.7	-48.4	-0.4	173.7	-43.0	45.9	-10.7	140.8

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：g/m²)

9	10	11	12	1	2	3	計
548	141	139	15	16	13	72	1,072
4	1	0	0	0	4	0	449
0	0	0	0	0	0	0	111
92	55	2	0	3	0	20	185
19	2	8	10	0	17	10	1,222
-73	-53	6	10	-3	17	-10	1,037

(資料：鹿児島地方気象台)

3. 年度別気温(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
26	最高		25.8	30.3	30.0	35.7	33.5
	最低		6.3	9.8	17.9	21.2	23.1
	平均		16.9	20.4	23.1	27.5	27.7
27	最高		27.6	31.7	29.8	35.2	36.1
	最低		9.4	12.7	17.0	18.9	22.2
	平均		18.8	21.2	22.7	26.7	27.9
28	最高		28.2	30.2	32.6	34.9	37.4
	最低		9.0	12.5	16.6	23.0	20.5
	平均		18.4	21.8	24.7	28.6	29.8
29 (A)	最高		26.5	29.5	31.5	35.7	36.0
	最低		5.8	13.6	16.8	23.8	24.1
	平均		17.5	21.1	23.3	29.2	29.7
30 (B)	最高		28.5	30.3	33.2	35.7	36.3
	最低		7.8	10.2	17.4	23.8	25.0
	平均		18.5	21.7	24.7	28.6	29.6
平年 (C)		平均	16.9	20.8	24.0	28.1	28.5
比較増減	対前年 (B)－(A)	最高	2.0	0.8	1.7	0.0	0.3
		最低	2.0	-3.4	0.6	0.0	0.9
		平均	1.0	0.6	1.4	-0.6	-0.1
	対平年 (B)－(C)	平均	1.6	0.9	0.7	0.5	1.1

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の気温とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

4. 年度別日照時間(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
26			168.5	208.2	104.4	164.6	122.6
27			88.4	167.2	63.2	137.5	205.1
28			120.5	174.6	98.0	218.6	258.1
29 (A)			170.0	215.6	138.8	199.3	230.3
30 (B)			227.7	160.8	123.3	200.6	235.2
平年 (C)			167.5	174.2	121.8	190.9	206.2
比較増減	対前年 (B)－(A)		57.7	-54.8	-15.5	1.3	4.9
	対平年 (B)－(C)		60.2	-13.4	1.5	9.7	29.0

注1 日照時間とは直射日光が地表を照射した時間で、日照とは「直達日射量が0.12kW/m²以上」とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

(単位：℃)

9	10	11	12	1	2	3	年度最高
							年度最低
							年度平均
32.7	30.5	25.3	20.0	17.8	18.3	25.2	35.7
17.5	12.7	7.2	1.1	0.6	1.0	2.3	0.6
25.3	22.0	16.6	9.1	9.1	9.1	12.9	18.3
32.1	31.0	26.0	21.9	19.8	21.4	24.0	36.1
18.6	12.3	6.3	1.5	-5.3	1.2	1.8	-5.3
25.1	20.8	18.3	12.6	9.0	9.6	13.3	18.8
34.1	32.4	27.1	22.3	20.4	22.4	21.5	37.4
21.5	14.7	4.3	2.5	-0.3	0.6	3.5	-0.3
27.3	23.8	16.7	12.6	9.0	9.2	11.6	19.5
34.6	31.3	25.6	18.9	20.1	17.7	25.9	36.0
17.7	12.1	4.1	1.6	-1.2	-1.3	3.1	-1.3
25.7	22.4	15.3	8.7	7.6	8.2	14.5	18.6
33.7	29.5	25.2	24.5	19.4	20.1	23.2	36.3
19.1	11.4	6.4	1.9	0.6	2.1	5.2	0.6
26.4	20.1	16.0	12.2	9.6	11.3	13.6	19.4
26.1	21.2	15.9	10.6	8.5	9.8	12.5	18.6
-0.9	-1.8	-0.4	5.6	-0.7	2.4	-2.7	0.3
1.4	-0.7	2.3	0.3	1.8	3.4	2.1	1.9
0.7	-2.3	0.7	3.5	2.0	3.1	-0.9	0.8
0.3	-1.1	0.1	1.6	1.1	1.5	1.1	0.8

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：h)

9	10	11	12	1	2	3	計
140.0	184.1	141.7	130.9	153.1	124.0	171.2	1,813.3
156.0	241.0	120.1	144.3	87.6	142.8	198.8	1,752.0
167.0	126.5	173.2	180.0	157.1	175.7	160.3	2,009.6
148.7	142.9	143.5	145.0	144.1	139.7	180.5	1,998.4
152.7	194.5	188.4	103.7	155.7	105.6	185.6	2,033.8
176.7	186.7	155.2	149.8	132.7	135.1	148.8	1,945.6
4.0	51.6	44.9	-41.3	11.6	-34.1	5.1	35.4
-24.0	7.8	33.2	-46.1	23.0	-29.5	36.8	88.2

(資料：鹿児島地方気象台)

5. 指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者数

項目 \ 年度	26	27	28	29	30
指定給水装置工事事業者	363	364	357	357	359
指定排水設備工事事業者	256	256	257	254	257

注 各年度末の数

6. 事業年表

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
享保8年 (1723年)		当主島津継豊の命により冷水の湧水 (現冷水第一水源地)を城内に引水、 その余水を城下の一部に給水	
明治5年 (1872年)		7月 廃藩置県により冷水水道を県 に移管	
明治22年	4月 鹿児島市制施行		
明治23年		2月 冷水水道施設及び維持管理を 鹿児島県から鹿児島市に移管 5月 鹿児島市飲水水道修築保存法 及び費用徴収規則を公布	
明治36年		10月 鹿児島市飲水水道規則を公布	
明治38年		4月 冷水第一水源地改修工事竣工 11月 城山配水池築造工事、冷水第 二水源地改修工事竣工	
明治39年		11月 冷水水道改良工事竣工式	
明治40年		5月 鹿児島市飲水水道条例を公布	
明治44年	9月 伊敷村の一部(草牟田) 西武田村の一部(武)を 市域に編入		
大正2年 (1913年)		7月 近代水道布設のための上水道 委員会設置 8月 鹿児島市水道使用条例の制定 9月 近代水道布設計画認可申請	
大正4年		3月 近代水道布設計画認可 4月 水道事務所を開設 9月 上之原配水池予定地で水道布 設工事の起工式	
大正5年		1月 山下町(現裁判所付近)に鉄管 検査所を開設	
大正8年	9月 水道課新設	10月 七窪水源地～上之原配水池間 の通水試験 鹿児島市水道使用条例を公布 11月 上之原配水池で通水式、本市 に近代水道が誕生	
大正9年	10月 伊敷村の一部(永吉、 原良、玉里)を市域に 編入		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
大正10年 (1921年)		4月 鉄管検査所を二之丸市役所構内へ移転	
大正11年		3月 近代水道創設工事竣工水道事務所の廃止	
大正12年		12月 鹿児島市水道使用条例を公布	
大正13年		1月 水道使用料第1次改定	
大正14年		10月 南林寺町に鉄管検査所を移転	
昭和2年 (1927年)		10月 第24回全国上水協議会総会を鹿児島市公会堂で開催	
昭和9年	8月 中郡宇村、西武田村、吉野村を市域に編入		
昭和12年	6月 市庁舎落成		
昭和20年		4月 水道使用料第2次改定 8月 戦災により漏水率90%に達す	
昭和21年		4月 水道使用料第3次改定 10月 水道使用料第4次改定	
昭和22年		4月 水道使用料第5次改定 10月 水道使用料第6次改定	
昭和23年		6月 水道使用料第7次改定	
昭和24年		1月 水道使用料第8次改定 4月 吉野水道組合の水道施設を買収 水道会計が特別会計となる	
昭和25年	10月 伊敷村、東桜島村を市域に編入	4月 水道課新庁舎を南林寺町鉄管検査所構内に新築	
昭和26年	4月 組織の改正により水道課に下水道係を設置	4月 水道使用料第9次改定	3月 下水道事業調査費100万円を予算計上
昭和27年	10月 初代管理者に緒方虎之助氏(助役兼任)組織の改正により水道部発足	10月 地方公営企業法施行に伴い、水道事業に法の規定の全部を適用	9月 下水道築造工事に着手 10月 地方公営企業法施行に伴い、下水道事業に法の規定の全部を適用 12月 中央公民館において公共下水道築造工事起工式
昭和28年	1月 企業会計制度を実施	4月 水道使用料第10次改定	11月 錦江処理場用地として甲突川河口左岸の公有水面造成に着工

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和29年 (1954年)		4月 鹿児島市水道部指定水道工事店制度が発足	
昭和30年	7月 組織の改正により次長制を新設、下水道係を下水道課に昇格		4月 鹿児島市下水道条例施行 11月 公共下水道通水式(錦江処理場)
昭和33年	6月 第2代管理者に河野良雄氏(前水道部次長)次長制廃止	3月 水道法施行に伴い鹿児島市水道使用条例を廃止し鹿児島市給水条例を公布 4月 水道料金第11次改定	
昭和35年	7月 組織の改正により水道部が水道局となる		4月 下水道使用料第1次改定
昭和36年		4月 水道料金第12次改定	
昭和40年		4月 河頭浄水場通水式	
昭和42年	4月 水道事業会計から公共下水道事業会計を分離谷山市との合併 5月 第3代管理者に越場三郎氏(前建設部長)	4月 谷山市水道事業を合併、谷山市水道課は谷山営業所として発足 10月 指定水道・衛生工事店制度を統合	
昭和43年	4月 水道事業及び公共下水道事業経営審議会を設置	12月 水道料金第13次改定	
昭和44年	7月 吉野営業所営業開始	10月 第38回日本水道協会全国総会を鹿児島県体育館で開催	6月 下水道使用料第2次改定
昭和45年	8月 組織の改正により企画室を設置		
昭和46年		4月 毎月検針を隔月検針制に変更料金徴収は納付制または集金制となる 12月 平川簡易水道事業を廃止し、一部を水道事業に統合	
昭和47年		8月 水道料金第14次改定 10月 給水負担金制度の施行	8月 工場排水にかかる水質使用料の設定 2号用地処理場処理開始
昭和48年	7月 組織の改正により局に総務部、水道部、下水道部を設置	4月 水道料金を毎月徴収制から隔月徴収制に変更 6月 水道料金の口座振替制を実施	4月 公共下水道事業受益者負担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和49年 (1974年)	4月 谷山営業所新庁舎落成 5月 水道局章の制定		3月 南部処理場脇田分場処理開始
昭和50年	7月 第4代管理者に原田徳郎氏(前環境保全局長)	3月 滝之神浄水場通水式 12月 水道料金第15次改定 給水負担金第1次改定	12月 下水道使用料第3次改定
昭和51年	6月 水道局庁舎落成式		
昭和53年		5月 濁水対策本部を設置 (6.23解散) 10月 水道料金第16次改定 給水負担金第2次改定	
昭和54年	7月 管理者に原田徳郎氏再任	5月 濁水対策本部を設置 (7.31解散)	10月 南部処理場通水式
昭和55年			10月 下水道使用料第4次改定
昭和56年		4月 水道料金第17次改定 給水負担金第3次改定 9月 万之瀬川導水について、万之瀬川流域水利用協議会、鹿児島県及び鹿児島市の間に「万之瀬川取水協定」を締結	4月 下水汚泥堆肥化場運転開始
昭和57年	8月 組織の改正により企画室を総務部に吸収し、水道部に「浄水場」を設置、下水道部に「処理場」を設置 9月 水道史編さん準備室を設置		
昭和58年	7月 第5代管理者に福留達夫氏(前教育委員会次長)		
昭和59年		9月 水道料金第18次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行) 給水負担金第4次改定	9月 下水道使用料第5次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行)
昭和60年	7月 第6代管理者に山下清治氏(前経済局長)		
昭和62年	4月 集金委託業務の廃止		
昭和63年			10月 鹿児島開発事業団から1号用地処理場を移管
平成元年 (1989年)	4月 消費税課税(3%) 7月 第7代管理者に岩下勉氏(前経済局長)	6月 万之瀬川導水事業完成 平川浄水場通水式	
平成2年	4月 組織の改正により総務部等の再編を行う		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成3年 (1991年)		4月 水道料金第19次改定	
平成5年	1月 水道料金等管理システム (汎用コンピュータ)稼働開始 ハンディーターミナルによる検針開始 7月 第8代管理者に西小野昭雄氏(前総務局長) 8月 集中豪雨により上下水道施設に被害を受ける (8・6水害)		
平成6年	4月 長沙市の研修生を初めて受け入れる 9月 福岡市の湧水に給水応援隊(4人)を派遣		
平成7年	1月 阪神淡路大震災 4月 組織の改正により料金課を収納課と営業課に分課、吉野・谷山営業所を廃止し、事務所とする 受益者負担金管理システム稼働 7月 第9代管理者に中村忍氏(前総務局長) 水道モニター制度発足 12月 九州九都市災害時相互応援に関する協定締結	1月 水道料金第20次改定 (消費税3%転嫁を含む) 阪神・淡路大震災に給水応援隊を派遣	1月 下水道使用料第6次改定 (消費税3%転嫁を含む)
平成8年	4月 業務手当の廃止、職員による休日受付業務の廃止 12月 市住民情報オンラインシステムと接続		
平成9年	4月 財務会計システム稼働 給与の口座振込の開始 消費税改訂(3%→5%)	4月 水道料金第21次改定 (消費税5%転嫁のみ) 10月 岡之原団地専用水道を編入	4月 下水道使用料第7次改定 (消費税5%転嫁のみ) 6月 社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が就任
平成10年	4月 指定工事店制度の改正 9月 水道局ホームページの開設	6月 川辺ダム定礎式	6月 社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が再任 (平成12年6月迄)
平成11年	4月 排水設備工事責任技術者の県統一登録制度等の開始 7月 管理者に中村忍氏再任		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成12年 (2000年)	4月 管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	6月 水道応急・維持管理センター開所	4月 下水道使用料第8次改定 5月 谷山処理場通水 9月 建設大臣賞 「甦る水 百選」の受賞
平成13年	4月 組織改正により総務部水道部の再編及び課の名称変更等を行う 6月 吉野・谷山事務所を廃止し、所管の業務を本局に一元化する 12月 鹿児島市下水道事業協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結		
平成14年	3月 水道局初の低公害車(天然ガス車)の導入 8月 低公害車(ハイブリッド車)の導入	8月 皇徳寺ニュータウン専用水道を編入	8月 皇徳寺ニュータウン下水道施設の移管を受ける
平成15年	7月 管理者に中村忍氏再任	4月 川辺ダム供用開始	
平成16年	11月 吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町を市域に編入	11月 工業用水道事業の引継	
平成17年	6月 第10代管理者に園田太計夫氏(前建設局長) 9月 台風で被害を受けた宮崎市へ応援給水を実施	4月 平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業を水道事業へ統合	
平成18年	4月 給排水台帳ファイリングシステムを稼働 8月 県建設業協会及び管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	4月 給水条例一部改正条例の施行(消滅時効が完成した水道料金債権の5年での放棄)	
平成19年		4月 水道料金の口座振替者への毎月振替の開始 12月 七窪水源地が(社)土木学会の「選奨土木遺産」に認定	4月 下水道使用料の口座振替者への毎月振替の開始
平成20年		4月 水道料金のコンビニ収納の開始 10月 広報用としてペットボトル水製造(15,000本) 11月 乙女塚・婦ノ木連絡管の完成	4月 下水道使用料のコンビニ収納の開始
平成21年	6月 管理者に園田太計夫氏再任	4月 水道ビジョンを策定 11月 近代水道創設90周年記念写真展(市役所市民ホール)	4月 公共下水道事業区域外流入分担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成22年 (2010年)		10月 奄美大島豪雨災害被災地に 応急資機材の輸送	3月 錦江処理場甲系・2号用地 処理場廃止
平成23年	3月 東日本大震災 6月 第11代管理者に松山芳英氏 (前総務局長)	3月 東日本大震災被災地(宮城 県宮城郡利府町)に給水応 援隊を派遣	
平成24年	3月 上下水道事業経営計画を策 定	10月 水道料金の基本料金日割計 算の開始	10月 下水道使用料の基本料金日 割計算の開始
平成25年	4月 未収金の法的整理体制の強 化(2名増員)	3月 滝之神浄水場のろ過池等に 降灰対策として覆蓋を設置 4月 水道の布設工事監督者の配 置及び資格並びに水道技術 管理者の資格の基準に関する 条例の施行 7月 かごしまのおいしい水PR 事業(48,000本:かごしま 銘水めぐり 七窪の水・冷 水の水)	4月 公共下水道の構造の技術上 の基準等に関する条例の施 行 8月 「下水道展かごしま」の開始
平成26年	4月 新財務会計システム稼働 消費税改訂(5%→8%) 平成26年度予算・決算か ら新会計基準の適用	4月 水道料金第22次改定 (消費税8%転嫁のみ) 工業用水道料金第1次改定 (内税方式から外税方式に 改め、消費税8%を転嫁し たのみ)	4月 下水道使用料第9次改定 (消費税8%転嫁のみ)
平成27年	1月 新水道料金等システム稼働 新受益者負担金管理システ ム稼働 3月 水道局ホームページのリ ニューアル 6月 管理者に松山芳英氏再任	3月 松元春山送水施設の完成	
平成28年	4月 熊本地震 10月 県建設業協会谷山支部と災 害時における応急復旧に関 する協定締結	3月 鉛製給水管取替事業の終了 4月 熊本地震被災地(熊本市、 宇城市、益城町、南阿蘇 村)に応急給水隊、応急復 旧隊等を派遣	3月 南部処理場脇田分場及び 1号用地処理場廃止 環境学習用小水力発電の運 転開始(南部処理場) 4月 熊本地震被災地(益城町) に下水道災害復旧にかかる 一時調査隊を派遣 8月 熊本地震被災地(益城町) に下水道災害復旧にかかる 長期職員派遣
平成29年	4月 第12代管理者に秋野博臣氏 (前企画財政局長)	3月 簡易水道等編入事業の終了	
平成30年	4月 お客様料金センター開設 7月 平成30年7月豪雨	2月 河頭浄水場のろ過池等に降 灰対策として覆蓋を設置 7月 平成30年7月豪雨被災地 (江田島市)に応急給水隊 を派遣	
平成31年 (2019年)		3月 水道ビジョンの見直し	

7. 関係法令

(平成31年3月31日現在)

(1) 鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

昭和42年4月29日

条例第113号

(事業の設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を設置する。

(法の適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1に定めるとおりとする。

3 工業用水道事業の給水区域及び1日最大給水量は、別表第2に定めるとおりとする。

4 公共下水道事業の排水及び処理区域、排水及び処理人口並びに1日最大処理水量は、別表第3に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を通じて水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

3 管理者は、水道局長とする。

第5条 削除

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項及び令第26条の3の規定に基づき、予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が、30,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受

領でその金額又はその目的物の価額が30,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,500,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額に1,500,000円を加えた額）以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第9条 管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか、経営の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

別表第1 水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
<p>鹿児島市の区域内並びに始良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。</p> <p>西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部</p> <p>吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部</p>	586,200人	220,800 立方メートル

別表第2 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
喜入一倉町の一部	1,680立方メートル

別表第3 公共下水道事業

排水及び処理区域	排水及び処理人口	1日最大処理水量
<p>鹿児島市の区域内。ただし、次の区域を除く。</p> <p>犬迫町、小山田町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、平川町、七ツ島二丁目、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の全部</p> <p>岡之原町、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、吉野二丁目、大明丘一丁目、坂元町、東坂元三丁目、東坂元四丁目、西坂元町、清水町、鼓川町、池之上町、稲荷町、上竜尾町、冷水町、長田町、平之町、照国町、城山町、新照院町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、玉里町、玉里団地二丁目、永吉三丁目、明和一丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、原良町、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、武二丁目、武三丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、田上台一丁目、郡元町、南郡元町、南新町、日之出町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原六丁目、田上町、田上一丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目、広木二丁目、西別府町、武岡一丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、西陵一丁目、西陵五丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、伊敷町、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、西伊敷二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年二丁目、下伊敷町、下伊敷二丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、皆与志町、五ヶ別府町、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、山田町、中山町、中山一丁目、自由ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、上福元町、希望ヶ丘町、清和一丁目、清和三丁目、下福元町、慈眼寺町、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山二丁目及び七ツ島一丁目の各一部</p>	468,000人	212,200立方メートル

(2) 鹿児島市給水条例

昭和43年11月29日

条例第43号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 給水装置の新設等（第4条～第7条）

第3章 給水（第8条～第14条）

第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料（第15条～第27条の2）

第5章 管理（第28条～第34条）

第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）

第7章 補則（第37条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種別）

第3条 給水装置は、次の3種に区分する。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1か所で専ら使用するもの）
- (2) 共用給水装置（屋外に設置し、2世帯以上で共同して使用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

第2章 給水装置の新設等

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置工事の施行及び指定給水装置工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（管理人及び代表者）

第7条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する管理人を置かなければならない。

2 水道の利用者（以下「利用者」という。）は、共用給水装置を使用するとき又は管理者が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、利用者のうちから代表者を選定しなければならない。

3 管理者は、第1項の管理人又は前項の代表者を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第8条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他特別な理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したために利用者、所有者、管理人又は代表者（以下「利用者等」という。）に損害が生じることがあつても、管理者はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第8条の2 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(計量制の原則)

第9条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第10条 メーターは、管理者が設置し、使用者等に保管させるものとする。

- 2 メーターの設置に要する費用は、管理者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを所有者の負担とすることができる。
- 3 メーターは、給水装置又は受水槽から各戸の給水栓までの給水に用いる設備（以下「受水槽以下設備」という。）に設置し、その位置は、管理者が指定する。
- 4 共同住宅の各戸の給水装置又は受水槽以下設備へのメーターの設置は、所有者から申込みがあり、管理者が定める基準に適合していると認める場合に限り行うものとする。設置されたメーター（以下「各戸メーター」という。）の数若しくは口径の増加又は撤去についても、同様とする。
- 5 使用者等は、その保管するメーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。
- 6 使用者等が、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置したメーターを亡失し、又は損傷した場合には、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(私設消火栓の使用)

第11条 私設消火栓は、消火又は消防演習のほか、これを使用することができない。

- 2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会のうえ、行わなければならない。

(使用者等の届出義務)

第12条 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 給水装置の用途を変更するとき。
 - (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。
- 2 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 代表者又は管理人を選定したとき。
 - (2) 使用者等の氏名又は住所に変更があつたとき。
 - (3) 私設消火栓を消火に使用したとき。
 - (4) 共用給水装置の使用世帯数に変更があつたとき。

(使用者等の給水装置の管理責任)

第13条 使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもつて給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があつたときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料

(料金の徴収)

第15条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者等から徴収する。

(料金)

第16条 料金は、1か月について次の表に掲げる種別、用途及び口径別等の区分に従い、基本料金と、使用水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(96ページ参照)

2 前項に該当しない料金は使用水量に1立方メートルについて435円を乗じて算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(料金表の適用)

第17条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。

2 前条第1項の表に定める用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 メーターの設置されていない給水装置に係る料金は、当該給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなし、前条第1項の表を適用する。

(定例日)

第18条 管理者は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて、その計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要と認めたときは、定例日以外の日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定することができる。

3 水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に水道を使用したときは、その都度、使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定する。

(特別な場合における料金の算定)

第20条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところに

より日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 料金算定の基準となる月の中途において、給水装置の種別若しくは用途又はメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により、これを算定する。

第21条 管理者は、共同住宅の各戸の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、当該共同住宅に設置されているメーターの口径の大きさにかかわらず、申請によつて各戸の使用者が使用する給水装置のメーターの口径の大きさを13ミリメートルとみなして料金を算定することができる。この場合における各戸の使用者の使用水量は、均等とみなす。

(使用水量の認定)

第22条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 天災その他特別な理由により、メーターを検針することができないとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

(料金の徴収方法)

第23条 料金は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要と認めるときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の料金の増減)

第24条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の料金で精算することができる。

(給水負担金)

第25条 給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する工事及び第3項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーターについて当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

- (1) 給水装置の新設 次表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額

メーターの口径	金額
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	250,000円
30ミリメートル	390,000円
40ミリメートル	760,000円
50ミリメートル	1,400,000円
75ミリメートル	3,600,000円
100ミリメートル	7,100,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- (2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーターに係る前号に定める額から当

該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前号又は次項第1号に定める額を差し引いた額

2 受水槽を設置しており、又は設置しようとする場合において、給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）について当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。ただし、管理者が特に認める工事に係る給水負担金の額については、前項の規定による額とする。

(1) 給水装置の新設 前項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額に100分の150を乗じて得た額

(2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前項第1号又は前号に定める額を差し引いた額

3 共同住宅の各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去（以下「各戸メーターの新設等」という。）の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

(1) 各戸メーターの新設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 給水装置の新設を伴う場合 当該新設される各戸メーターについて第1項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額

イ ア以外の場合 当該新設される各戸メーターに係るアに定める額から当該新設前に給水装置に設置されていたメーターに係る第1項第1号若しくは前項第1号に定める額又は設置されていた各戸メーターに係るアに定める額を差し引いた額

(2) 各戸メーターの数又は口径の増加 当該増加後におけるすべての各戸メーターに係る前号アに定める額から当該増加前において設置されていた各戸メーターに係る前号アに定める額を差し引いた額

(3) 各戸メーターの撤去 当該撤去後に給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る第1項第1号又は前項第1号に定める額から当該撤去前において設置されていた各戸メーターに係る第1号アに定める額を差し引いた額

4 前3項の給水負担金は、工事の申込み又は各戸メーターの新設等の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

5 既納の給水負担金は還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には還付することがある。

6 メーターの設置のない給水装置の新設又は改造の工事に係る第1項及び第2項の給水負担金の算定においては、給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなす。

（工事負担金）

第26条 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、配水管その

他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場合（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。）に新たな配水管等の設置を必要とするときは、当該工事申込者から工事負担金を徴収することができる。

2 工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置及び能力の増強に要する費用とこれらに付随する費用との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 工事負担金は、前納しなければならない。

4 前条第5項の規定は、工事負担金について準用する。

（手数料）

第26条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手料金を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第6条第1項の規定による指定 1件につき 13,000円

(2) 第6条第2項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。） 次の表に掲げる額

種別 メーターの口径	給水装置の新設又は改造に係る 設計審査	給水装置の修繕又は撤去に係る 設計審査
20ミリメートル以下	1件につき 3,300円	1件につき 800円
25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき 4,100円	
50ミリメートル以上	1件につき 4,900円	
備考 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る設計審査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。		

(3) 第6条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

種別 メーターの口径	給水装置の新設又は改造に係る 工事検査	給水装置の修繕又は撤去に係る 工事検査
20ミリメートル以下	1件につき 4,900円	1件につき 800円
25ミリメートル以上40ミリメートル以下	1件につき 5,800円	
50ミリメートル以上	1件につき 6,600円	
備考 1 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る工事検査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。 2 給水装置の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。		

（料金等の減免）

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない料金、給水負担金、工事負担金及び手数料を減額し、又は免除することができる。

（料金の支払請求権の放棄）

第27条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第28条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置の変更)

第29条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、配水管の移転等の原因者において負担するものとする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第30条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在不明で、かつ、使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

2 前項各号にあつては、所有者にその旨を通知し、通知を發した日から30日を経過したときは、給水装置を切り離すことができる。この場合、所有者の所在不明等の理由により通知することができないときは、公示をもつて通知に代えることができる。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) この条例による管理者に対する納入金を納入しないとき。

(2) 正当な理由がなくて、第19条の計量又は第28条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(過料)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科す

ることができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去を行った者
- (2) 第6条第1項の指定を受けないで、給水装置工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を施行した者
- (3) 正当な理由がなくて、第10条第1項のメーターの設置、第28条第1項の検査又は第31条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第10条第5項の管理義務を怠つたため、メーターを亡失し、又は損傷した者
- (5) 第11条の規定に違反した者
- (6) 第13条第1項の管理義務を怠つたため、水を汚染し、又は漏水させた者
- (7) 正当な理由がなくて、給水装置（メーターを含む。）を移動し、又は加工した者
- (8) 正当な理由がなくて、止水栓、制水弁等を開閉した者
- (9) 正当な理由がなくて、管理者の施した封かん、標識等を廃棄した者
（料金等を免れた者に対する過料）

第33条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて料金又は第26条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

（貯水槽水道に関する管理者の責務）

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(3) 鹿児島市下水道条例

昭和42年4月29日

条例第122号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備等の新設等（第3条～第7条）
- 第3章 公共下水道の使用（第8条～第15条）
- 第4章 使用料及び手数料（第16条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）
- 第6章 罰則（第30条～第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市（以下「市」という。）の公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法第2条の例によるものとする。

- (1) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備で、市の管理する公共下水道に汚水を流入させるため、これに直結して設けた排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器等を含み、屎尿浄化槽を除く。）及び雨水を流入させるために設けた施設をいう。
- (2) 除害施設 法第12条第1項又は法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (3) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (4) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (5) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道で、市が設置するものをいう。
- (6) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第2章 排水設備等の新設等

（排水設備の接続方法及び内径）

第3条 排水設備の新設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の排水管、ます及びその他の排水施設（法第11条第1項の規定によ

り他人の排水設備を使用する場合又は同項の規定によらないでその排水設備の所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべき施設に、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべき施設に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより行うこと。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除するための排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人員(人)	150まで	150を超え300まで	300を超え600まで	600を超えるもの
円形管内径(ミリメートル)	100以上	150以上	200以上	250以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管内径		排水渠断面	
	円形管内径 (ミリメートル)	半円管内径 (ミリメートル)	内のり (ミリメートル)	深さ (ミリメートル)
200まで	100以上	150以上	150以上	80以上
200を超え600まで	150以上	200以上	200以上	100以上
600を超えるもの	200以上	250以上	250以上	120以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設を除く。)の新設をしようとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべき施設に、雨水は公共ます等で雨水を排除すべき施設に流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんが、その他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置を講ぜられていること。

(排水設備等の設置及び管理)

第5条 排水設備又は排水施設(以下「排水設備等」という。)は、所有者、使用者又は占有者において設置し、及び管理するものとする。

2 所有者が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定

める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する者を管理人として選定するものとする。

3 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(排水設備等の工事の申込み)

第6条 排水設備等の新設等又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(排水設備等の工事の設計及び施行)

第7条 排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有する者として管理者が別に定める者が専属する事業者で管理者が指定したもの（以下「指定排水設備工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により指定排水設備工事事業者が排水設備等の工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 排水設備等の工事の設計及び施行並びに指定排水設備工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

(除害施設の計画等の届出)

第8条 除害施設の新設又は改良の工事を行おうとする者は、あらかじめその概要を明らかにする図書を添付した計画書を管理者に届け出なければならない。

2 前項の計画書及びこれに添付した図書に記載した事項を変更しようとする場合においてもあらかじめ変更する事項を管理者に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届け出た除害施設の新設又は改良の工事が完了したときは、工事完了報告書を管理者に届け出なければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。第11条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の

排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。ただし、第4号に掲げる項目について管理者が別に定めた場合は、この限りでない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

(尿尿の排除の制限)

第12条 使用者は、尿尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

(公共下水道の使用の制限等)

第13条 管理者は、公共下水道の使用について、著しくその施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めたときは、その者に対し、期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命じ、

又は排水設備等の使用若しくは当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(報告の徴収等)

第14条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において除害施設の設置者及び法第12条の2第1項に規定する特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(使用の開始等の届出)

第15条 所有者、使用者又は管理人(以下「所有者等」という。)は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 管理人を選定したとき。

(2) 所有者等の氏名又は住所に変更があつたとき。

3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から、その排除汚水量に応じて下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

(定例日)

第17条 管理者は、使用料の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(使用料の額)

第18条 使用料は、1か月について次の表に掲げる用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(154ページ参照)

2 前項の規定にかかわらず、排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認められるもので、規程で定める汚水の水質のものについては、当該排除汚水量に1立方メートルについて153円の範囲内で規程で定める額を乗じて算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同項の使用料に加算するものとする。

(使用料の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に排除汚水量を算出し、その排除汚水量をもつて、その日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。この場合において、排除汚水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要があると認めたときは、定例日以外の日に排除汚水量を算出し、その排除汚水

量をもつて使用料を算定することができる。

- 3 公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に使用したときは、その都度、排除汚水量を認定し、その排除汚水量をもつて使用料を算定する。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 使用料算定の基準となる月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が公共下水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

- 2 使用料算定の基準となる月の中途において、第18条第1項の表の用途又は汚水種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い用途又は汚水種別の使用料により、算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の用途又は汚水種別の使用料により、これを算定する。

第20条の2 管理者は、アパート・マンション等共同住宅の各世帯の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、申請によつて各世帯の使用者の排除汚水量を均等とみなして使用料を算定することができる。

(排除汚水量の算出方法)

第21条 排除汚水量の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の水を使用して汚水を排除する場合は、水道の使用水量とする。ただし、2人以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量は均等とみなす。
- (2) 井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除する場合は、水の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 氷製造業その他これに類する営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排除する汚水(第18条第2項の規定の適用を受ける特定事業場から排除される汚水を除く。)の量と著しく異なるものを営む使用者は毎月その月の排除汚水量及びその算出方法の根拠を記載した申告書をその月の定例日から7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除汚水量を認定する。

(排水設備の用途等の変更等)

第21条の2 所有者等は、第18条第1項の表の用途又は汚水種別を変更するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 2 使用者が専ら水道の水を使用して汚水を排除している場合において、新たに井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。現に井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除している場合において、排除汚水量の認定方法又は既に認定

を受けている排除汚水量に変更を生ずるときもまた同様とする。

(資料の提出等)

第22条 管理者は、使用料を算定するために必要と認めるときは、使用者に対し適当な場所に排除汚水量を測定するための計量装置を設置させ、又は水質の測定結果を記録するための水質測定記録装置を設置させることができるほか、関係資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収方法)

第23条 使用料は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の使用料の増減)

第23条の2 使用料徴収後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の使用料で精算することができる。

(使用料の前払い)

第24条 公共下水道を一時使用する場合において、管理者は、必要があると認めるときは、使用料の概算額を前払いさせることができる。

2 前項の使用料の概算額は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき又は管理者が必要と認めるときに精算する。

(手数料)

第24条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第7条第1項の規定による指定 1件につき 14,000円

(2) 第7条第2項の規定による設計審査(使用材料の確認を含む。) 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る設計審査	排水設備等の撤去に係る設計審査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 3,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 5,800円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 15,700円	

(3) 第7条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査	排水設備等の撤去に係る工事検査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 5,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 10,700円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 18,200円	
備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。		

(使用料等の減免)

第25条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納入しなければならない使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。)を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第27条 法第24条第1項の「条例で定める軽微な変更」は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設置した物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第28条 管理者が使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで排水設備等の工事を施行した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を設計し、又は施行した者
- (3) 第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出を怠つた者
- (4) 第10条、第11条又は第12条の規定に違反した者
- (5) 第13条の命令に従わなかつた者
- (6) 第14条又は第22条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者
- (7) 第6条の規定による申込み、第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出に係る資料、第21条第3号の規定による申告書又は第14条若しくは第22条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者
- (8) 第26条の規定による許可を受けなかつた者

(使用料等を免れた者に対する過料)

第31条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて使用料又は第24条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

(4) 鹿児島市工業用水道事業給水条例

平成16年10月18日

条例第95号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水の申込み及び給水量の決定（第6条—第8条）
- 第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担（第9条—第12条）
- 第4章 給水（第13条—第18条）
- 第5章 料金（第19条—第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する給水用具のうち量水器までの部分をいう。
- (2) 使用者 基本使用水量の決定通知を受けた者をいう。
- (3) 基本使用水量 使用者に供給する1日当たりの水量をいう。
- (4) 超過使用水量 基本使用水量を超えて使用した水量をいう。

（給水の対象）

第3条 工業用水の供給は、1日15立方メートル以上の水量を使用する者に対して行う。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（氏名等の変更）

第4条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 使用者は、工業用水道の使用に関する一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は引き受けさせてはならない。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

第2章 給水の申込み及び給水量の決定

（給水の申込み）

第6条 給水を受けようとする者は、1日の使用水量の予定を定めて給水の申込みをしなければな

らない。

(基本使用水量の決定)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、管理者は、速やかにその申込みをした者の基本使用水量を決定し、これを通知するものとする。ただし、給水能力その他の理由により給水することができないときは、その旨通知するものとする。

(基本使用水量の変更)

第8条 基本使用水量の変更については、前2条の規定を準用する。

2 基本使用水量は、年度の途中では変更しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担

(工事の申込み)

第9条 給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 工事は、管理者が別に定める者が施行し、工事に要する費用は、使用者の負担とする。

3 第1項の規定により使用者が工事を行う場合においては、管理者の設計審査、材料検査及び工事完了検査を受けなければならない。

(給水施設の維持及び管理並びに費用の負担)

第10条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって給水施設を管理し、給水に異状があると認めるときは、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

2 管理者が必要と認めるときは、修繕その他の措置を命ずることができる。

3 第1項の指示又は前項の命令を受けて行った措置に要した費用は、使用者の負担とする。

(給水施設等の検査等)

第11条 管理者は、管理上必要と認めるときは、その職員に給水施設等を検査させ、使用者に必要な措置を執ることを命ずることができる。

2 前項の規定による給水施設等の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(配水管の設置に要する費用の負担)

第12条 給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となるときは、その設置に要する費用は、使用者の負担とする。

第4章 給水

(給水の原則)

第13条 管理者は、天災地変その他不可抗力の事由による場合又は工業用水道施設の維持若しくは改良工事等のため必要な場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 緊急の事由による場合のほか、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその区域及び期間を定めて、その都度使用者に予告するものとする。

3 第1項に掲げる場合において、給水を制限し、又は停止したために使用者に損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わないものとする。

(均等使用の原則)

第14条 使用者は、1日の使用水量を24時間で除して8時間を乗じた分の水量を貯水することができる受水槽を設置し、工業用水道を常時均等に使用するよう努めなければならない。

(使用の開始等)

第15条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、使用廃止の届出があったとき又は使用廃止の状態にあると認めたときは、給水施設の撤去等の必要な措置を執ることができる。

3 前項の措置に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用水量の決定)

第16条 使用水量は、毎月定例日に量水器によって決定する。ただし、使用水量が量水器の故障等により測定することができないとき又は不明であるときは、管理者が認定する。

2 管理者は、使用水量を決定したときは、速やかに使用者に通知するものとする。

(量水器の検査)

第17条 使用者は、量水器に異状があると認めたときは、管理者に対し量水器の機能について検査すべきことを請求することができる。

2 管理者は、前項の検査に特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(水質)

第18条 工業用水の水質は、次の表に掲げる基準によるものとする。

項目	基準
水温	常温
濁度	20度以下
水素イオン濃度	ペーハー値6.0以上8.5以下

第5章 料金

(料金等)

第19条 料金は、次に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

※次表略す（174ページ参照）

2 料金の納付期限は、翌月の末日とする。

(延滞金)

第20条 管理者は、使用者が前条の料金を納付期限までに完納しないときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を發した場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて未納額につき年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を徴収する。

3 前項の延滞金は、10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、総額が10円未満のときはこれを徴収しない。

（責任使用水量制）

第21条 第19条の規定による料金の算定においては、使用者の使用した水量が基本使用水量の1月分に満たない場合であっても、基本使用水量の1月分まで使用したものとみなす。ただし、料金算定の基礎となる1月の期間の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金の算定については、日割計算とする。

（料金の減免）

第22条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

第6章 雑則

（給水の停止）

第23条 第13条第1項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、給水を停止することができる。

- (1) 詐欺その他不正な方法により、料金の徴収を免れようとしたとき。
- (2) 管理者の承認を受けずに量水器又は管理者の管理する制水弁等を操作したとき。
- (3) 第11条第1項の規定による職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 料金その他この条例により使用者が負担すべき費用の納付を2月以上遅延したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

8. 中核市・九州県都一覽表

(1) 水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市企業局	〒030-0841 青森市奥野1-2-1 TEL 017(734)4201 FAX 017(774)4913	中核市 平成18年 10月指定
八戸圏域水道企業団	〒039-1112 八戸市南白山台1-11-1 TEL 0178(70)7030 FAX 0178(70)7070	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
山形市上下水道部	〒990-0836 山形市南石関27 TEL 023(645)1177 FAX 023(644)0924	中核市 平成31年 4月指定
福島市水道局	〒960-8601 福島市五老内町3-1 TEL 024(535)1118 FAX 024(535)1133	中核市 平成30年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市水道局	〒970-8026 いわき市平字童子町2-5 TEL 0246(22)9309 FAX 0246(21)4844	中核市 平成11年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1282 FAX 027(326)4027	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
川口市上下水道局	〒332-8501 川口市青木5-13-1 TEL 048(258)4132 FAX 048(256)4871	中核市 平成30年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
越谷・松伏水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22 TEL 048(966)3931 FAX 048(963)0706	中核市 平成27年 4月指定
柏市水道部	〒277-0025 柏市千代田1-2-32 TEL 04(7166)3181 FAX 04(7167)1165	中核市 平成20年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)9840 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8580 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
福井市企業局	〒910-8522 福井市大手3-13-1 TEL 0776(20)5615 FAX 0776(27)2753	中核市 平成31年 4月指定
甲府市上下水道局	〒400-0046 甲府市下石田2-23-1 TEL 055(228)3319 FAX 055(237)4331	中核市 平成31年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2863 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定
高槻市水道部	〒569-0067 高槻市桃園町4-15 TEL 072(674)7957 FAX 072(674)7949	中核市 平成15年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4199 FAX 072(848)6508	中核市 平成26年 4月指定
八尾市水道局	〒581-0007 八尾市光南町1-4-30 TEL 072(923)6546 FAX 072(991)5991	中核市 平成30年 4月指定
寝屋川市上下水道局	〒572-0832 大阪市寝屋川市本町15-1 TEL 072(825)2247 FAX 072(824)3090	中核市 平成31年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-6 TEL 06(6724)1221 FAX 06(6721)2374	中核市 平成17年 4月指定
姫路市水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2703 FAX 079(221)2706	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市公営企業局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)7405 FAX 06(6489)7403	中核市 平成21年 4月指定
明石市水道局	〒673-8686 明石市中崎1-5-1 TEL 078(918)5064 FAX 078(911)4066	中核市 平成30年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL 0798(32)8002 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(34)9204	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市企業局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1124 FAX 073(435)1280	中核市 平成9年 4月指定
鳥取市水道局	〒680-1132 鳥取市国安210-3 TEL 0857(53)7811 FAX 0857(53)7802	中核市 平成30年 4月指定
松江市上下水道局	〒690-0826 松江市学園南1-17-24 TEL 0852(55)4888 FAX 0852(55)4890	中核市 平成30年 4月指定
倉敷市水道局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3654 FAX 086(427)7271	中核市 平成14年 4月指定
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(928)1631	中核市 平成10年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
香川県広域水道企業団	〒760-8514 高松市番町1-8-15 TEL 087(839)2711 FAX 087(839)2710	中核市 平成11年 4月指定
松山市公営企業局	〒790-8590 松山市二番町4-4-6 TEL 089(998)9802 FAX 089(932)3325	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒780-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9685	中核市 平成28年 4月指定
大分市上下水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(26)7580 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7802 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市水道局	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 TEL 092(483)3133 FAX 092(482)6918	九州県都 (政令指定 都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4144	九州県都 (政令指定 都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

(2)下水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市環境部	〒030-0801 青森市新町1-3-7 TEL 017(718)1190 FAX 017(718)1193	中核市 平成18年 10月指定
八戸市環境部	〒031-0801 八戸市江陽3-1-111 TEL 0178(44)8254 FAX 0178(47)9065	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
山形市上下水道部	〒990-0836 山形市南石関27 TEL 023(645)1177 FAX 023(644)0924	中核市 平成31年 4月指定
福島市都市政策部	〒960-8601 福島市五老内町3-1 TEL 024(525)3789 FAX 024(534)8228	中核市 平成30年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市生活環境部	〒970-8686 いわき市平字梅本21 TEL 0246(22)7519 FAX 0246(22)7572	中核市 平成11年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市下水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1263 FAX 027(325)8352	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
川口市上下水道局	〒332-8501 川口市青木5-13-1 TEL 048(258)4132 FAX 048(256)4871	中核市 平成30年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
越谷市建設部	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 TEL 048(963)9206 FAX 048(963)9198	中核市 平成27年 4月指定
船橋市建設局	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 TEL 047(436)2648 FAX 047(436)2647	中核市 平成15年 4月指定
柏市土木部	〒277-0005 柏市柏255 TEL 04(7167)1409 FAX 04(7167)2586	中核市 平成20年 4月指定
八王子市水循環部	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 TEL 042(620)7289 FAX 042(626)3019	中核市 平成27年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)9840 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8580 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
福井市下水道部	〒910-8522 福井市大手3-13-1 TEL 0776(20)5652 FAX 0776(20)5663	中核市 平成31年 4月指定
甲府市上下水道局	〒400-0046 甲府市下石田2-23-1 TEL 055(228)3311 FAX 055(237)4331	中核市 平成31年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2863 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定
高槻市都市創造部	〒569-0067 高槻市桃園町2-1 TEL 072(674)7432 FAX 072(675)3252	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4199 FAX 072(848)6508	中核市 平成26年 4月指定
八尾市都市整備部	〒581-0003 八尾市本町1-1-1 TEL 072(924)3883 FAX 072(922)3587	中核市 平成30年 4月指定
寝屋川市上下水道局	〒572-0832 大阪市寝屋川市本町15-1 TEL 072(825)2247 FAX 072(824)3090	中核市 平成31年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 TEL 06(4309)3246 FAX 06(4309)3827	中核市 平成17年 4月指定
姫路市下水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2653 FAX 079(221)2679	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市公営企業局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)6551 FAX 06(6489)6559	中核市 平成21年 4月指定
明石市都市局	〒674-0063 明石市大久保町八木742 TEL 078(934)9620 FAX 078(934)9622	中核市 平成30年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL 0798(32)8002 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(34)9204	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市企業局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1093 FAX 073(435)1276	中核市 平成9年 4月指定
鳥取市下水道部	〒680-0902 鳥取市秋里903 TEL 0857(20)3315 FAX 0857(20)3318	中核市 平成30年 4月指定
松江市上下水道局	〒690-0826 松江市学園南1-17-24 TEL 0852(55)4888 FAX 0852(55)4890	中核市 平成30年 4月指定
倉敷市環境リサイクル局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3581 FAX 086(425)5645	中核市 平成14年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(928)1631	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
高松市都市整備局	〒760-8514 高松市番町1-10-14 TEL 087(839)2765 FAX 087(839)2776	中核市 平成11年 4月指定
松山市下水道部	〒790-8571 松山市二番町4-7-2 TEL 089(948)6533 FAX 089(934)5862	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒780-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9685	中核市 平成28年 4月指定
大分市上下水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(26)7580 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7802 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市道路下水道局	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL 092(711)4503 FAX 092(733)5596	九州県都 (政令指定 都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4144	九州県都 (政令指定 都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

9. 関係団体一覧表

(1) 国関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
厚生労働省	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(5253)1111
総務省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 TEL 03(5253)5111
国土交通省	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館(分館) TEL 03(5253)8111
環境省	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(3581)3351
経済産業省 九州経済産業局	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階、7階 TEL 092(482)5405 FAX 092(482)5960

(2) 県関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
鹿児島県くらし保健福祉部 生活衛生課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎3階 TEL 099(286)2784 FAX 099(286)5562
鹿児島県土木部 河川課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎15階 TEL 099(286)3586 FAX 099(286)5625
鹿児島県土木部 生活排水対策室 (都市計画課内)	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎14階 TEL 099(286)3685 FAX 099(286)5633
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	〒891-0141 鹿児島市谷山中央2-702-13 TEL 099(268)7601 FAX 099(268)8975

(3) 市関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
環境局資源循環部 資源政策課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1288 FAX 099(216)1292
環境局環境部 環境衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1300 FAX 099(216)1292
健康福祉局保健所 生活衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(803)6881 FAX 099(803)7026
建設局都市計画部 都市計画課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1378 FAX 099(216)1398
建設局道路部 道路建設課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1404 FAX 099(216)1400
建設局建設管理部 河川港湾課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1412 FAX 099(216)1414
消防局総務課	〒892-0816 鹿児島市山下町15-1 TEL 099(222)0280 FAX 099(224)8119

(4)その他

名 称	住 所・電 話 番 号 等
(公社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9 TEL 03(3264)2281 FAX 03(3262)2244 (総務部) 03(3264)2205 (調査部)
(公社)日本水道協会 九州地方支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 福岡市水道局総務部総務課内 TEL 092(483)3104 FAX 092(482)1376
(公社)日本水道協会 鹿児島県支部	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
鹿児島県水道協会	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課内 TEL 099(286)2790 FAX 099(286)5562
(公社)日本下水道協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル5～8階 TEL 03(6206)0260 (総務部) 03(6206)0679 (企画調査部) 03(6206)0369 (技術研究部) FAX 03(6206)0265 (総務部)
九州地方下水道協会	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市道路下水道局総務部下水道経営企画課内 TEL 092(711)4613 FAX 092(733)5596
鹿児島県下水道協会	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
地方共同法人日本下水道事業団	〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル3、7、8階 TEL 03(6361)7800 FAX 03(5805)1800
地方共同法人日本下水道事業団 鹿児島事務所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町18-8 三井生命鹿児島ビル8階 TEL 099(219)5155 FAX 099(219)5455

令和元年版 水道・公共下水道・工業用水道事業年報

令和元年 9 月

編集及び発行 〒890 - 8585 鹿児島市鴨池新町 1 番 10 号
鹿児島市水道局総務部経営管理課

